

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1544号から第2030号まで)

平成31年4月26日

横情審答申第1544号から第2030号まで

平成31年4月26日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

別表5の「答申番号（諮問に係る文書番号）」欄記載の諮問に係る文書番号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成21年度まち建道第653号」ほかの一部開示決定、開示決定及び非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表2の「審査請求文書」欄に記載の行政文書について一部開示とした決定、別表3の「審査請求文書」欄に記載の行政文書について開示とした決定及び別表4の「審査請求文書」欄に記載の行政文書について非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表2から別表4までの「開示請求書の記載」欄に記載の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が別表2から別表4までの「審査請求文書」欄に記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）のそれぞれについて、別表2から別表4までの「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った一部開示、開示又は非開示決定（以下、各処分を総称して「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

別表2から別表4までの「実施機関の主な説明趣旨」欄に記載のとおりであるが、開示請求書の記載から、保有している文書で該当するものがあればこれを対象行政文書として特定し、対象行政文書に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項各号に規定する非開示とすべき情報が含まれている場合には、この部分について非開示として決定を行った。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、おおよそ次のように要約される。

- (1) 開示決定を取り消し、請求通りの文書の開示を求める。
- (2) 一部開示決定及び非開示決定を取り消し、開示するよう求める。

5 審査会の判断

- (1) 本件処分に至る経緯について

ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」とい

う。)先に係る土地について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地A先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して実施機関が保有する行政文書や、これ以外にも審査請求人が提出した開示請求書、開示請求に対する開示決定等を決定した起案文書等を対象として、審査請求人は、繰り返し多数の開示請求を行っている。

審査請求人による開示請求書の記載は、冗長で要領を得ない記載が多く、請求内容が明確なものとは到底いえないものが多く含まれており、実施機関による補正依頼に対しても審査請求人は応じていない。開示の実施についても、平成29年9月以降、旭区役所内の部署の一部に係るものを除き、全く応じていない。

さらに、開示請求に対する開示決定等について繰り返し審査請求を行っており、その件数は、当審査会に諮問されているものに限っても、平成30年8月31日現在で、787件となっている。本件審査請求もその一部である。

(2) 本件審査請求文書の概要及びこれらに係る事務について

本件審査請求文書は、別表2から別表4までの「審査請求文書」欄に記載のとおりであり、一部開示決定に係るものの非開示部分及びその適用条項は、別表2の「非開示情報」欄及び「適用条項等」欄に記載のとおりであり、非開示決定に係るものの実施機関による非開示とした説明については、別表4の「実施機関の主な説明趣旨」欄に記載のとおりである。

本件処分に係る行政文書は、①建築基準法の道路種別の判定に係る事務、②建築相談に係る事務、③建築確認に係る事務及び④行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関するものであり、その分類は、別表1の「文書に係る事務」欄に

記したとおりである。この答申では、上記①から④までの事務内容に応じて判断を示すこととする。

(3) 本件審査請求文書のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するものについて

ア 建築基準法の道路種別の判定に係る事務について

建築局建築指導部建築指導課（以下「建築指導課」という。）では、建築基準法第42条に規定する道路について、建築基準法の道路種別を判定している。道路種別の判定については、道路相談等を受け、現地調査及び資料を確認したうえで判定した内容を道路審議票として保存している。

イ 本件審査請求文書のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するものについて

本件審査請求文書のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するものは、別表1の「文書に係る事務」欄に「建築基準法の道路種別判定に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 本件審査請求文書のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するもの（文書202を除く。）の特定の妥当性について

実施機関の説明によると、実施機関は開示請求書の記載からその内容を理解するように努め、文書番号の記載があるものや意味内容を読み取れるものについては、該当する行政文書を特定し、さらに一見して記載が明確なものでないものについても、過去の請求内容や日時、場所、人などで判断できるキーワードがあればこれを用いるなどして、該当する行政文書を特定しているとのことであった。開示請求書を見るに、審査請求人による開示請求書の記載は、明確なものとは到底いえないものが多く含まれている。また、実施機関による補正依頼に対しても、審査請求人は、応じていないとのことであった。

このような状況においては、実施機関による行政文書の特定については、不合理なものとは認められない。

エ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

(ア) 情報公開条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別すること

はできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

- (イ) 別表1「略称」欄記載の(以下「文書〇〇」と数字を付記しているものについては、同欄の記載文書を指すものとする。)文書1から文書3まで、文書5から文書7まで、文書17から文書21まで、文書23から文書30まで、文書32、文書33及び文書35から文書100までに記録されている個人の氏名、文書1から文書3まで、文書5から文書7まで、文書17から文書21まで、文書23から文書30まで及び文書32から文書100までに記録されている住所、文書1、文書18、文書19、文書21、文書24から文書27まで、文書29、文書30、文書32、文書35から文書60まで、文書63、文書65、文書67、文書68及び文書70から文書95までに記録されている電話番号、文書18、文書19、文書30、文書35、文書37から文書42まで、文書53、文書67及び文書70から文書95までに記録されている郵便番号、文書7、文書18、文書19、文書30、文書35、文書37、文書38、文書40から文書42まで、文書53、文書67、文書69から文書71まで及び文書97に記録されている個人印の印影、文書4、文書18、文書19、文書30、文書35、文書37、文書38、文書67、文書70及び文書71に記録されている車のナンバープレート、文書18、文書19、文書30、文書35、文書37、文書38、文書53、文書67、文書70及び文書71に記録されている年齢、戸籍謄本、住民票及び車のナンバー、文書36及び文書37に記録されている主張の内容、文書98及び文書99に記録されている要望の内容並びに文書7に記録されている印鑑証明書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (ウ) 文書1、文書2、文書6、文書17、文書21、文書23、文書24、文書26から文書30まで、文書32、文書33、文書39から文書43まで、文書46から文書52まで、文書55、文書56、文書58から文書60まで、文書63、文書67、文書68から文書97まで及び文書99に記録されている土地の地番、文書37、文書38、文書40から文書42まで及び文書97に記録されている確認年月日並びに文書69に記録されている土木事務所の所属先は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、本件審査請求文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等や道路判定に関する当時の相談者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本

号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (エ) 文書1、文書24、文書26から文書30まで、文書32、文書35、文書37、文書38、文書46から文書52まで、文書55、文書56、文書58、文書59、文書65、文書67、文書68、文書70から文書79まで、文書82から文書91まで、文書94及び文書95に記録されている「個人が推測できる情報（確認番号）」は、何人にも閲覧可能な建築計画概要書等の情報と照合することによって、本件審査請求文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (オ) 文書44及び文書98から文書100までに記録されている事件番号、文書18に記録されている「個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、土木事務所の所属先及び土地の地番）」、文書19及び文書53に記録されている「個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先及び土地の地番）」、文書20、文書34、文書61及び文書62に記録されている「個人が推測される情報（照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、FAX番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書）」、文書27、文書72、文書73、文書76から文書79まで、文書88、文書89、文書94及び文書95に記録されている「個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号及び建築計画概要書）」、文書30、文書37、文書70及び文書71に記録されている「個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX番号、文書番号、建築計画概要書、地名及び地名地番）」並びに文書35、文書38及び文書67に記録されている「個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県

営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、文書番号、建築計画概要書、地名及び土地の地番)」は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (カ) 文書2、文書21、文書23、文書30、文書33、文書37、文書43、文書52、文書60、文書63、文書70、文書71、文書80、文書81、文書92及び文書93に記録されている個人を特定する記載内容は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、道路判定に係る主張をしている特定の個人の氏名及び住所を推測することが可能であり、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について

- (ア) 情報公開条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。

- (イ) 文書1、文書2、文書4、文書21、文書23、文書24、文書26、文書27、文書29、文書30、文書32、文書33、文書35、文書37から文書40まで、文書42、文書43、文書46から文書52まで、文書55、文書56、文書58から文書60まで、文書63、文書65、文書67、文書68及び文書70から文書95までにある建築士印の印影については、設計図書の発行にあたり資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、開示することにより当該建築士の印影を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められるため、本号アに該当する。

カ 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について

- (ア) 情報公開条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができる」と規定している。

(イ) 文書18、文書19、文書27、文書30及び文書35にある弁護士印の印影については、これを開示すると第三者に偽造されるなど当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。また、文書7にある印鑑証明書及び法人代表者印の印影については、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該個人及び当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

キ 情報公開条例第7条第2項第6号柱書の該当性について

(ア) 情報公開条例第7条第2項第6号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

(イ) 文書2、文書21、文書23、文書30、文書33、文書37、文書43、文書52、文書60、文書63、文書70、文書71、文書80、文書81、文書92、文書93及び文書247で非開示とされた課税台帳情報に係る部分について、文書2を見分したところ、土地の地番、形状、位置関係、敷地境界線、家屋の形状、所有者と思われる者の氏名が記された図面であった。実施機関の説明によれば、この図面は、固定資産税評価のための参考資料で、土地等の大まかな位置関係を示すに過ぎない図面であり、行政内部の作業に用いるもので敷地境界線が正確でなく、土地面積が実際とは異なる大きさで表示される場合もあるため、このような正確性を欠く情報を公にすれば、固定資産税の評価事務に混乱を生じさせるおそれがあるとのことであった。

このような情報について公にすると、実施機関の説明にあるおそれがあることから、本号柱書に該当する。

なお、実施機関の決定通知書及び弁明書によれば、情報公開条例第7条第2項第6号アを根拠規定とする記載があるが、決定通知書における根拠規定を適用する理由欄における「課税業務の適正な遂行に支障をきたすおそれ」という記載を見れば、これは明らかに情報公開条例第7条第2項第6号柱書の誤記と認められる。

ク 文書202を文書を特定できないとして非開示としたことの妥当性について

(ア) 情報公開条例第6条第2項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの・・・に対し、相当の期間を定め

て、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。

また、情報公開条例第6条第1項第2号では、開示請求をしようとするものは、開示請求書に「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないと規定している。

- (イ) 情報公開条例第6条第2項に規定する「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合、記載内容の意味が不明な場合又は記載が不鮮明な場合のほか、同条第1項第2号に規定する「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定できない場合を含むと解される。

また、開示請求者は行政文書がどのような形で存在しているかを知らないことも少なくないことから、情報公開条例では対象行政文書を特定するのに参考となる情報を提供する努力義務を実施機関に課しており、その趣旨からすれば、当該規定は、開示請求書において開示請求に係る行政文書が具体的に特定された形で記載されることを予定しているものといえることができる。

- (ウ) 実施機関は、文書202に係る非開示決定を行うに当たって、開示請求書に記載された内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、情報公開条例第6条第2項の規定に基づき、平成28年5月13日及び同年6月3日に、開示請求書の補正を依頼したが、審査請求人はいずれの補正依頼にも応じなかったため、対象行政文書を特定することができず、非開示決定を行ったと説明している。

- (エ) そこで開示請求書について検討すると、本件の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、別表4の「請求No.」欄2の案件の「開示請求書の記載」欄にある記載がされているが、この記載には、過去に発出された開示請求書の記載についての補正依頼書の文書番号と思われる記載がある。そこで、開示請求書に記載のある過去の補正依頼書を見分したところ、開示請求書の記載と合わせてみても、当該補正依頼書中のどの記述に係る文書の開示を求めているのか、明らかでない。

したがって、本件の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄の記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはで

きず、本件の開示請求書に情報公開条例第6条第1項第2号にいう開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということとはできない。

ケ 文書201の不存在について

実施機関は、次のとおり説明をしている。

執務室及び書庫を確認したが、文書201はなかった。文書201の前後の文書である白根〇丁目No26は昭和60年5月29日に受理、No28の文書は同年6月24日に受理されているため、文書201については昭和60年5月29日から同年6月24日までの間に白根地区での建築に際しての相談があったものと推測される。道路審議票の文書保存期間は現在30年であり、当時作成されたとすれば廃棄年度はまだ経過しておらず、通常は廃棄年度を待たずして廃棄したとは考えられない。しかし、当時市民から相談を受けた段階で整理番号を取得したものの、決裁に至らなかったため資料として保管されず、「道路審議票白根〇丁目No27」については欠番となったものと推測される。

番号を付したものの、決裁に至らない等何らかの事情で欠番になることはあり得ることであり、その場合は欠番となった文書を保有する必要性はないのであるから、実施機関の説明は不自然とはいえない。

コ 文書203、文書204、文書243及び文書259の不存在について

実施機関は、次のとおり説明をしている。

平成22年9月2日に弁護士から照会があり、その内容が複数課にまたがる内容であったため、特定区の税務課及び土木事務所宛に照会文及び照会に添付された資料を送付し、各部署の回答内容を取りまとめて回答をした。資料中の個人情報については、各課で適切に管理しており、審査請求人が主張する情報漏えいの事実はなく、また当該事務を執行する上で、一般に、請求されているような文書を作成し、又は取得する必要はない。

以上の実施機関の説明は不自然とはいえない。

サ 文書219、文書220、文書230、文書231、文書238、文書239、文書241、文書255、文書256及び文書260の不存在について

実施機関は、次のとおり説明をしている。

平成22年9月2日に弁護士から照会があり、同年9月27日に回答をしている。平成23年12月6日に審査請求人から実施機関に照会があり、弁護士に回答することとなった根拠を問われたため、同年12月16日に「弁護士法第23条の2第2項に

よる照会依頼があったため」と回答をした。しかし、実際には弁護士法による照会ではなかったため、平成24年3月6日に訂正して再度回答した。以上のような経緯から、弁護士法第23条の2第2項による照会は受けておらず、回答もしていない。

以上の実施機関の説明は不自然とはいえない。

シ 文書221の不存在について

審査会において、平成14年に建築局で旭区白根特定丁目特定番地先に係る処分や判断等を行ったという事実は確認できなかった。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

ス 文書237の不存在について

公図は、法務局に備え付けられている土地の位置及び形状を具体的に示す図面である。したがって、公図のこのような性格からすれば、みなし道路である建築基準法第42条第2項の道路について、その位置を明示した公図は存在しない、とする実施機関の説明は是認できる。

セ 文書240の不存在について

実施機関は、次のとおり説明している。

開示請求書の記載から、審査請求人は、過去に開示の途中に離席したことがあるところ、当該開示の実施の際に横浜市が用意していた開示対象文書を請求しているものと解した。そして、当該開示の実施に係る決定は、文書132に係る一部開示決定7件、文書不存在を理由とする非開示決定1件であった。文書240は、当該開示の実施に用意していた対象行政文書のうち、文書不存在を理由とする非開示決定に係る文書である。

実施機関が開示の実施のために用意した文書を請求対象文書であると解するのであれば、そもそも不存在を理由として非開示決定した文書を特定し、その文書に係る非開示決定を改めて行う必要はなかったと考えられるが、あえて特定して非開示とした決定について不当であるとまではいえない。

ソ 文書244の不存在について

「横浜市町区域要覧（平成28年度）」（横浜市市民局発行）によれば、旭区白根町において住居表示が実施されたのは昭和63年であり、実施機関の説明は是認できる。

タ 文書245、文書246、文書248及び文書249の不存在について

文書245、文書246、文書248及び文書249について、当審査会で文書2を見分したところ、審査請求人が求めるような図面、資料等は存在しなかった。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

チ 文書251の不存在について

市民局市民情報室長が処分不作為の状態を指摘したという事実は確認できなかった。また、平成28年12月14日に開示は実施されており、開示をしていない文書はないとする実施機関の説明は是認できる。

ツ 文書252の不存在について

実施機関が審査請求人に訴訟の取り下げを依頼し、その依頼により訴訟を取り下げたという事実は確認できなかった。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

(4) 本件審査請求文書のうち、建築相談に係る事務に関するものについて

ア 建築相談に係る事務について

横浜市では、建築基準法に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部情報相談課で資料調査及び現地調査を行い、現場で写真を撮影する。その後それらの調査結果をもとに、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合は、建築局建築監察部違反对策課に引き継いでいる。

なお、平成20年当時は、相談があった建築物について建築基準法の違反が認められる場合には、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築指導課）が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。

イ 本件審査請求文書のうち、建築相談に係る事務に関するものについて

本件審査請求文書のうち、建築相談に係る事務に関するものは、別表1の「文書に係る事務」欄に「建築相談に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 本件審査請求文書のうち、建築相談に係る事務に関するものの特定の妥当性について

本件審査請求文書の特定の妥当性については、(3)ウで述べたとおりであり、不合理なものとは認められない。

エ 文書106及び文書107について

文書106及び文書107は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1471号か

ら第1481号まで（平成29年11月24日。以下「先例答申1」という。）の対象とされた審査請求文書と同一である。本件処分における開示、非開示の判断は先例答申1と同様であり、かつ、先例答申1における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

オ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

文書103及び文書108から文書116までに記録されている個人の名前、文書103、文書105、文書108、文書109及び文書111から文書116までに記録されている住所、文書103及び文書116に記録されている案内図、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号及び検査済証番号、文書104及び文書116に記録されている写真上の車のナンバープレート、文書108及び文書116に記録されている所在地、文書103に記録されている敷地地番、建築確認番号、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図並びに道路台帳区域線図上の地番及び図郭番号並びに文書116にある登記簿上の不動産番号及び家屋番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

カ 文書214及び文書236への情報公開条例第17条第3項の適用について

情報公開条例第17条第3項では、「この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。」と規定している。文書214及び文書236は建築基準法であるが、この法律は、市民情報センターに配架されている現行法規総覧等に収録されていることから、情報公開条例の適用外の文書であることが認められる。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

キ 文書205、文書206、文書208、文書210及び文書211の不存在について

実施機関は、次のような説明をしている。

弁明書（平成28年6月1日）では、「平成20年10月23日」に資料を引き継いだと記載したが、この記載については、弁明書追加（平成28年7月1日建建安第387号）により、「平成20年10月22日」と訂正している。実施機関では、平成20年10月22日に当時のまちづくり調整局情報相談部情報相談課からまちづくり調整局建築審査部建築審査課に資料を引き継いでいるため、平成20年10月23日には資料

を引き継いでいない。

以上の実施機関の説明は不自然とはいえない。

ク 文書207の不存在について

審査請求人は、資料が偽造されていることを前提に偽造前の資料の開示を求めているが、そもそも偽造の事実は確認することができなかった。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

ケ 文書209、文書212及び文書222の不存在について

実施機関によれば、文書107の発出日時及び発出時刻は記録していないため、作成しておらず、保有していないとしている。

平成20年度の行政文書分類表（共通）を見ると、「料金後納郵便物等差出票」については、保存期間が1年であるとされている。

本件に係る文書については、仮に作成されていたとしても廃棄済みであると考えられる。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

コ 文書213の不存在について

実施機関の説明によると、違反建築物に対する是正勧告に際しては、通常であれば、道路に対して突出物があるかどうかを目視で調査し、突出物がある場合には、道路から突出部分について計測を行い、簡易な図面を作成するが、文書106に係る当該図面その他の調査時の資料は、現に保有する文書を確認したが見つからなかった、とのことであった。

当審査会において、文書106に関し実測調査が行われ、その結果図面等が作成されたかどうかを推認することはできず、文書213は現に保有していないとの実施機関の主張は是認せざるを得ない。

サ 文書215の不存在について

職員が市民に文書を持参した際の状況を課長に報告する場合に、口頭で行ったのであれば、改めて文書を作成してまで報告する必要はないと考えられる。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

シ 文書217の不存在について

建築基準法の違反があるかどうか調査した文書について、審査請求人が開示請求の対象から除外した文書のほかに、実施機関が文書を作成し、又は取得する必要はないと考えられる。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

ス 文書218の不存在について

旭区白根特定地番A所在の建築物について建築情報課で作成し、建築安全課へ提供した文書について、審査請求人が開示請求の対象から除外した文書のほかに、実施機関が文書を作成し、又は取得する必要はないと考えられる。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

セ 文書232の不存在について

他課に文書を手交する際に決裁文書を添付する必要性はないと考えられることから、実施機関の説明は是認できる。

ソ 文書233の不存在について

建築審査課の課長が「写真は偽造されたものではない」との発言について、職員に対して文書により確認する必要はないと考えられる。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

タ 文書235の不存在について

文書106に関して経緯を関係職員に聴取をしたという事実は確認できなかった。したがって、実施機関の説明は是認できる。

(5) 本件審査請求文書のうち、建築確認に係る事務に関するものについて

ア 建築確認に係る事務について

横浜市では、建築基準法に基づき、建築主から建築物の計画について申請がされた場合、建築指導課（平成4年当時は旭区役所区政部建築課）で申請された図面等を建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかを確認し、適合する場合は確認済証を発行している。

また、申請があった場合には建築中及び完成後に現地において建築基準法の適合性について検査を行っている。

この一連の資料を、「確認申請書」として、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「横浜市文書管理規則」という。）第10条第4項に規定する行政文書分類表の「確認申請及び計画通知関係書類（10年）」により建築指導課で保存している。建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の3第5項の規定により確認済証の交付日から15年間の保存期間が義務付けられているため、10年間保存した後に5年間延長をする運用としている。この運

用は、平成19年から始まっており、それまでは建築基準法による保存期間が定められていなかったため、横浜市文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表により3年で廃棄していた。また、横浜市文書管理規則が制定される以前は、横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年3月31日限り廃止。）第35条第2項の第4種文書として3年で廃棄していた。

建築確認の業務は、建築基準法第6条の2に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者（以下「指定確認検査機関」という。）も行うことができる。指定確認検査機関による確認を受ける場合には、確認申請書を指定確認検査機関に提出することとされている。指定確認検査機関により確認が行われた場合、指定確認検査機関は確認審査報告書、建築計画概要書等により横浜市に報告することとなっている。この報告される書類には、建築計画概要書以外の確認申請書に添付されている書類は含まれない。建築計画概要書は一般の閲覧に供されている。

イ 本件審査請求文書のうち、建築確認に係る事務に関するものについて

本件審査請求文書のうち、建築確認に係る事務に関するものは、別表1の「文書に係る事務」欄に「建築確認に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 本件審査請求文書のうち、建築確認に係る事務に関するものの特定の妥当性について

本件審査請求文書の特定の妥当性については、(3)ウで述べたとおりであり、不合理なものとは認められない。

エ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

文書117にある個人の名前、住所、地番及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 文書216及び文書227の不存在について

建築確認は、指定確認検査機関においても行われることからすれば、実施機関の説明は不自然とはいえず、是認できる。

カ 文書223、文書234、文書242及び文書250の不存在について

文書223は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1366号（平成28年12月7日。以下「先例答申2」という。）に係る審査請求文書のうち、確認通知書

である。文書234は、先例答申2に係る審査請求文書のうち、確認通知書及び合格通知書である。文書242及び文書250は、先例答申2に係る審査請求文書のうち、合格通知書である。本件処分における開示、非開示の判断は先例答申2と同様であり、かつ、先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

キ 文書224から文書226まで、文書253及び文書257の不存在について

文書224は、平成4年度の確認申請書である。文書225は、平成4年度、平成5年度及び平成8年度の確認申請書である。文書226は、平成4年度の改善指導書である。文書253及び文書257は、平成元年度の確認申請書である。

平成11年度までに作成された行政文書については、横浜市文書取扱規程で保存期間が定められていた。同規程第35条第2項では、行政文書の種別及び類別ごとに保存期間が定められており、第1種（永年）、第2種（10年）、第3種（5年）、第4種（1年、2年又は3年）の4区分に分類されていた。文書224から文書226まで、文書253及び文書257が第1種（永年）の行政文書に区分されていなかったか建築局及び旭区の公文書目録を確認したが、平成元年度、平成4年度、平成5年度及び平成8年度の公文書目録には、確認申請書及び改善指導書は、記載されていなかった。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

ク 文書228の不存在について

文書228のうち「(1)③K課長（照会日不詳）が13時15分に「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と当時の担当者Sが撮影したと確認した文書」については、課長が職員に対して文書により確認する必要性はないものと考えられる。「(2) ⑧白根特定丁目特定地番Aに対し、A（X区建築課係長）が平成4年7月7日に建築基準に適法と審査し、金融公庫代理店A信用金庫B支店へ合格と通知した際の文書。」は、先例答申2に係る審査請求文書のうち合格通知書であり、文書228のうち「(3)平成4年4月23日付で建築許可書（合格通知書）を横浜旭局から申請者に発送した許可書」は、先例答申2に係る審査請求文書のうち確認通知書である。「(4)及び平成4年3月12日に申請した建築申請概要書。」については、その存在を確認することができなかった。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

ケ 文書229の不存在について

文書19は、関係する業務の担当課として、特定区の税務課及び土木事務所に照会をした文書であり、建築審査課は照会の対象ではないことから、同文書に対し建築審査課の回答文書は作成されておらず、保有していない、とする実施機関の説明は不自然とはいえない。

コ 文書258の不存在について

文書258は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1493号（平成30年1月19日。以下「先例答申3」という。）の対象とされた審査請求文書と同一である。本件処分における開示、非開示の判断は先例答申3と同様であり、かつ、先例答申3における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

(6) 本件審査請求文書のうち、行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関するものについて

ア 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務について

横浜市では、情報公開条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。また、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）を制定し、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めている。

実施機関は、請求のあった行政文書及び保有個人情報について、原則として請求日の翌日から14日以内に開示するかどうかの決定を行い、請求者にその内容を通知している。また、開示請求に係る行政文書及び保有個人情報は、原則として開示するが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報など、情報公開条例第7条第2項各号及び個人情報保護条例第22条各号に掲げる情報については、開示しない場合がある。

イ 本件審査請求文書のうち、行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関するものについて

本件審査請求文書のうち、行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関するものは、別表1の「文書に係る事務」欄に「行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 本件審査請求文書のうち、行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関するものの特定の妥当性について

本件審査請求文書の特定の妥当性については、(3)ウで述べたとおりであり、不合理なものとは認められない。

エ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

文書118から文書149までに記録されている個人の氏名・名前、文書118から文書127まで、文書129、文書133から文書146まで及び文書148に記録されている住所、文書118から文書127まで、文書129及び文書133から文書146までに記録されている電話番号、文書137から文書146までに記録されている個人印の印影、文書142から文書146までに記録されている土地の地番、文書123、文書135及び文書136に記録されている郵便番号、文書124及び文書126に記録されている事件番号並びに文書123に記録されている主張の内容については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 文書254の存否応答拒否について

(ア) 情報公開条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(イ) 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものである。そのため、請求内容から推し量られる情報が情報公開条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

したがって、存否応答拒否を行うには、①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び②開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(ウ) 文書254に係る非開示決定は、実施機関が、本件開示請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条第2項第2号に基づき非

開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、情報公開条例第9条に基づき、開示請求に係る文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

情報公開条例第7条第2項第2号本文では、(3)エ(ア)で述べたとおり規定している。

そこで、文書254に係る非開示決定が (イ)①及び②の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

(エ) まず、①の要件について検討する。

本件請求では、特定個人宛ての一部開示決定通知書の訂正文書を開示請求書に添付し、当該訂正文書に係る特定個人の開示請求書の開示を求めている。したがって、一部開示又は非開示決定を行えば、特定個人の開示請求書が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば、特定個人の開示請求書が存在しないことを答えることになる。その結果、特定個人が開示請求書を提出したことの事実の有無が明らかになり、特定個人の開示請求書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

したがって、上記①の要件に該当する。

(オ) 次に、②の要件について検討する。

開示請求書を提出したという事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

したがって、上記②の要件に該当する。

(カ) 以上により、文書254に係る非開示決定は、存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

(7) その他

ア 審査請求人は、実施機関が偽造文書により、開示を実施している旨主張している。その意味するところは明確ではないが、(4)クで判断したようにそもそも偽造した事実は確認できなかったし、仮に条例に基づき開示、非開示等を判断し、その結果非開示とした部分について、黒く塗抹して開示の対応を行うことを偽造というのであれば、その主張は全く採用することはできない。また、前述のとおり、審査請求人は、隣接する市道との境界について、自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けているが、開示された文書の内容が審査請求人

の主張に整合していないとしても、そのことによって審査請求人の主張に整合する他の文書を実施機関が隠ぺいしていることになるものではないし、そもそも当審査会は、審査請求人の土地所有権の有無や個別の文書に記載された内容の真偽について判断する権能を有する機関ではない。

イ 審査請求人は、過去に請求のあった行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにも関わらず開示請求等を行う、開示決定等の期限が到来する前や開示予定日より前に新たな開示請求等を行う及び審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について特段の事情の変化が生じていないにも関わらず新たな開示請求を行う等、開示請求権の行使に当たり不適切な行為を繰り返し行っているが、このような行為は、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと考えられる。情報公開制度は、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではないが、制度本来の趣旨に照らして社会的な相当性を欠くような請求を行ってはならないことからすれば、審査請求人による前述の行為については、適切な権利行使であるとは到底いえない。

ウ 実施機関においては、上記趣旨を踏まえ、情報公開条例の適正な運用を求めるものである。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が、文書1から文書7まで、文書17から文書21まで、文書23から文書30まで、文書32から文書100まで及び文書103から文書149までの行政文書について情報公開条例第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第6号柱書に該当するとして一部開示とした決定並びに文書8から文書16まで、文書22、文書31、文書101及び文書102の行政文書を特定し開示とした決定並びに文書201から文書260までの行政文書について非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表1

答申番号	文書に係る事務	審査請求文書	略称	文書の概要	決定内容	別表2～別表4の別
1544	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号のうちの道路審議票白根〇丁目91	文書29	文書27のうち、対象行政文書であった文書1の部分	一部開示	別表2
1545	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目25	文書7	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1546	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目26	文書6	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1547	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目No27	文書201	建築基準法上の道路判定資料	非開示	別表4
1548	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1549	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1550	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1551	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1552	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1553	建築基準法の道路種別判定に係る事務	建建道第1484号7行～文言による記載文書。同1563号6行～記載文書。同1562号6行～記載文言文書。同1575号6行～記載不開示文書。同第2号6行～記載不開示文書。同第1607号6行また～記載文書の文書。同第3号6行～またつづき不開示文書。同第1606号6行また～記載不開示文書同第52号7行対し～記載文書。同第48号7行対し～記載未開示文書。同第50号7行～記載言質未開示文書。同第47号7行対し～言質の未開示文書。同第44号7行対し～記載文書の未開示文書。同第53号対し～記載文書。同第51号7行対しから記載の未開示文書。同第70、68、69、78、79号7～8記載未開示文書。	文書202	開示請求に対する補正依頼書中に記載された文書に関する行政文書	非開示	別表4
1544	建築相談に係る事務	違反建築物に対する是正勧告の取り消しについて(平成21年度まち建審第310号) 違反建築物に対する是正勧告の取り消しについて(平成21年度まち建審第310号)の施行文書	文書108、文書109	文書106に基づく是正勧告を取り消し、建築物の所有者にお詫びする文書を交付することを決定した文書及びその施行文書	一部開示	別表2

1555	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A横浜市建築局建築指導部部長殿からの返書には、当該部署に送付した資料を再度送付したものであり、個人情報の漏洩には該当しませんとある。「当たらないと言われる根拠文書の開示を求める。」開示決定通知書には標題全文書一式の通数を算出記載した上で、写しの交付	文書203	要望に対し回答した文書の記載の一部について、その回答の根拠となる文書	非開示	別表4
1556	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A横浜市建築局建築指導部部長からの返書には、「個人情報の漏えいには該当しません。」とある。因みに、無修正の文書が袂に届いていることを申し添えるが、該当しないと言う根拠文書の開示を請求する。開示決定通知書には標題全文書一式の通数を算出記載した上で、写しの交付。	文書204	要望に対し回答した文書の記載の一部について、その回答の根拠となる文書	非開示	別表4
1557	建築相談に係る事務	横浜市長の弁明書(建建安第189号)2項非開示とした理由(3)項にて、建築安全課(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)では『平成20年10月23日に建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継ぎ『写真が含まれていました』と、引き継いだ写真と資料一式の開示。	文書205	平成20年10月23日にまちづくり調整局情報相談部情報相談課(現在の建築情報課)からまちづくり調整局建築審査部建築審査課(現在の建築安全課)へ引き継いだ旭区白根特定住所Aに関する写真と資料一式	非開示	別表4
1558	建築相談に係る事務	横浜市長弁明書(建建安第189号)2項非開示とした理由(3)項にて、建築安全課(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)では『平成20年10月23日に建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継ぎしたとある。平成20年10月23日の引き継いだ文書原議一式の開示	文書206	平成20年10月23日にまちづくり調整局情報相談部情報相談課(現在の建築情報課)からまちづくり調整局建築審査部建築審査課(現在の建築安全課)へ引き継いだ旭区白根特定住所Aに関する文書原議一式	非開示	別表4
1559	建築相談に係る事務	横浜市長弁明書(建建情第230号)1及び2(2)項関連。10月22日14:10分の引継資料に10月27日、12月2日付の資料がある。10月22日14:10分。偽造前の全資料の開示。	文書207	平成20年10月22日にまちづくり調整局情報相談部情報相談課(現在の建築情報課)からまちづくり調整局建築審査部建築審査課(現在の建築安全課)へ引き継がれた資料の偽造前の全資料	非開示	別表4
1560	建築相談に係る事務	横浜市長は既に平成20年10月22日14:10分に引き継いだと言明している。弁明書(建建安第189号)2. 非開示とした理由(3)項で横浜市長は、建築安全課(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)では『平成20年10月23日に建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継いだ全資料の名称と枚数の開示	文書208	平成20年10月23日にまちづくり調整局情報相談部情報相談課(現在の建築情報課)からまちづくり調整局建築審査部建築審査課(現在の建築安全課)へ引き継いだ旭区白根特定住所Aに関する全資料の名称と枚数	非開示	別表4
1561	建築相談に係る事務	横浜市長の弁明書(建建情第230号)1及び2(2)項関連。10月25日には勧告文書は届いている。発出日時及び発出時刻の開示。	文書209	実施機関が郵送した是正勧告書(文書107)の発出日時及び発出時刻のわかる文書	非開示	別表4

1562	建築相談に係る事務	建築安全課(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)では『平成20年10月23日に建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継ぎしたとある。『平成20年10月23日の引き継ぎ時刻と資料原議一式』の開示。	文書210	平成20年10月23日にまちづくり調整局情報相談部情報相談課(現在の建築情報課)からまちづくり調整局建築審査部建築審査課(現在の建築安全課)に引き継いだ旭区白根特定住所Aに関する資料の引き継ぎ時刻の分かる文書及び資料原議一式	非開示	別表4
1563	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成21年3月19日)	文書103	建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
1564	建築相談に係る事務	指導経過	文書110	旭区の特定の土地に所在する物置についての指導経過を記録した文書	一部開示	別表2
1565	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	弁明書追加(平成28年7月19日 建建安第387号)	文書149	文書147について、一部の記載に誤りがあったため、訂正を行った文書	一部開示	別表2
1566	建築相談に係る事務	横浜市長は既に平成20年10月22日14:10分に引き継いだと言明しているにも関わらず、弁明書(建建安第189号)2.非開示とした理由(3)項では、建築安全課(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)では『平成20年10月23日に建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継ぎした『平成20年10月23日の引き継ぎ時刻と全資料の名称及び枚数の原議一式』の再請求。 既に、建築安全課長(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課長)から平成20年10月22日14:10分に建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課)より旭区白根特定住所Aに関する写真を引き継ぎしたと回答があるにも関わらず、横浜市長は弁明書(建建安第189号)2.非開示とした理由(3)項では『平成20年10月23日に紙面に印刷されたものを引き継いだと言質が変わった。引き継ぎ時刻と全資料の名称及び枚数の原議一式』の写しの再請求。 横浜市長弁明書(建建安第189号)2項非開示とした理由(3)項にて、建築安全課(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)では『平成20年10月23日に建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継ぎましたと弁明し、23日に引き継いだ中には『写真が含まれていました』と、あるが、23日に引き継いだと判る文書及び写真原議一式写しの交付 横浜市長弁明書(建建安第189号)2項非開示とした理由(3)項にて、建築安全課(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)では『平成20年10月23日に建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継いだ際に写真も含まれていました』と回答を頂いた。引き継いだ全資料と写真一式写しの交付。	文書211	平成20年10月23日にまちづくり調整局情報相談部情報相談課(現在の建築情報課、以下「情報相談課」という。)からまちづくり調整局建築審査部建築審査課(現在の建築安全課、以下「建築審査課」という。)へ引き継いだ旭区白根特定住所Aに関する資料の引き継ぎ時刻、名称及び枚数の原議一式 平成20年10月23日に情報相談課から建築審査課へ引き継いだ旭区白根特定住所に関する資料の引き継ぎ時刻、名称及び枚数の原議一式 平成20年10月23日に情報相談課から建築審査課へ引き継いだ旭区白根特定住所に関する平成20年10月23日に引き継いだことが分かる文書及び写真原議一式 平成20年10月23日に情報相談課から建築審査課へ引き継いだ旭区白根特定住所に関する全資料と写真一式	非開示	別表4

1567	建築相談に係る事務	建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成20年10月22日に情報課から相談課に共に引き継いだとのことでした。』との回答を頂き、10月25日には勧告書は届いている。発出日時及び発出時刻開示。	文書212	実施機関が郵送した是正勧告書(文書107)の発出日時及び発出時刻の分かる文書	非開示	別表4
1568	建築相談に係る事務	⑤実測調査した際の実測時資料文書。	文書213	文書106において是正勧告を行った道路について、実測調査を行った実測時の資料文書	非開示	別表4
1569	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成21年3月19日)	文書103	建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
1570	建築相談に係る事務 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	指導経過 個人情報一部開示決定通知書(平成22年12月7日 建建審第374号)	文書110、文書147	旭区の特定の土地に所在する物置についての指導経過を記録した文書 個人情報本人開示請求に対し交付された個人情報一部開示決定通知書	一部開示	別表2
1571	建築相談に係る事務 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書の発出経緯について(再回答)(平成23年10月7日 建建審第269号) 「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」の発出経緯について(再々回答)(平成23年11月4日 建建審第318号) 違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書の発出経緯について(再々回答)(平成23年12月12日 建建審第366号) 平成24年3月10日付の照会について(回答)(平成24年3月22日 建建審第507号) 弁明書(平成28年6月1日 建建安第189号) 弁明書(平成28年6月1日 建建安第189号)	文書111、文書148	問合せについて回答した文書 非開示決定に係る審査請求に対して、実施機関から審査請求人に送付した弁明書	一部開示	別表2
1572	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	弁明書(平成28年6月1日 建建安第189号)	文書148	非開示決定に係る審査請求に対して、実施機関から審査請求人に送付した弁明書	一部開示	別表2
1573	建築相談に係る事務	『「抗議」他課である審査課長が写真には偽装が無いといわれる根拠を示せ』について(回答)(平成24年4月11日 建建審第16号)	文書113	問合せについて回答した文書	一部開示	別表2
1574	建築相談に係る事務	平成22年10月28日建建審第317号のうち、平成20年度建築審査課事務分掌(抜粋)	文書101	特定個人からのご意見に回答した文書の添付資料に含まれていた、平成20年度の建築局建築審査部建築審査課の事務分掌を記載した文書	全部開示	別表3
1575	建築相談に係る事務	建築基準法	文書214	建築物の敷地、構造、設備及び用途の最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律	非開示	別表4
1576	建築相談に係る事務	平成21年9月に当該道路の一部を2項道路から否道路に判定替えた。について、⑨視察結果を1殿に報告した文書。	文書215	建築安全課職員が審査請求人宅に審査請求に係る弁明書追加を持参した際の内容を建築安全課長に報告した文書	非開示	別表4
1577	建築確認に係る事務	甲第9号証(横浜地方裁判所 平成24年事件番号A 慰謝料等損害賠償請求事件)のうち誓約書	文書117	横浜市が当事者である訴訟事件において、訴訟の相手方から甲第9号証として、提出された書類の一部	一部開示	別表2

1578	建築確認に係る事務	②向かいの特定地番B宅が平成17年に石塀を壊し、特定地番Cの建築申請書。	文書216	旭区白根特定丁目特定地番Cの平成17年の確認申請書のうち、建築計画概要書以外の書類	非開示	別表4
1579	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成27年建建道第643号	文書132	開示請求に対し交付された決定等通知書	一部開示	別表2
1580	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成27年建建道第643号	文書132	開示請求に対し交付された決定等通知書	一部開示	別表2
1581	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成27年建建道第643号	文書132	開示請求に対し交付された決定等通知書	一部開示	別表2
1582	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1677号	文書20	文書18の照会に対し、関係部署の回答内容を取りまとめた上で回答した文書	一部開示	別表2
1583	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1677号	文書20	文書18の照会に対し、関係部署の回答内容を取りまとめた上で回答した文書	一部開示	別表2
1584	建築相談に係る事務	指導経過	文書110	旭区の特定の土地に所在する物置についての指導経過を記録した文書	一部開示	別表2
1585	建築相談に係る事務	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号(平成28年10月21日)の第1項(2)、調査の結果、地番特定地番Aの建築基準法に違反する疑いがある・違反があった箇所。調査した部分場所が理解できる。文書の写し(旭区白根特定丁目特定地番A所在の建築物について建築基準法の違反があるかどうか調査した文書(建築相談票・引継票、相談票、裁判に係る文書ではない)	文書217	建築相談票・引継票、相談票、裁判に係る文書以外の旭区白根特定丁目特定地番A所在の建築物について建築基準法の違反があるかどうかを調査した文書	非開示	別表4
1586	建築相談に係る事務	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号(平成28年10月21日)の第1項(2)、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課(以下「建築安全課」)へ提供し、の提供された文書の写し(旭区白根特定丁目特定地番A所在の建築物について建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課へ提供した文書(建築相談票・引継票ではない)	文書218	建築相談票・引継票以外の旭区白根特定丁目特定地番A所在の建築物について建築情報課で作成し建築安全課へ提供した文書	非開示	別表4
1587	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1588	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1589	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1590	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1591	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1592	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1593	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1594	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第338号	文書35	開示請求を受け、文書1、文書19及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1595	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第338号	文書35	開示請求を受け、文書1、文書19及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1596	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第338号	文書35	開示請求を受け、文書1、文書19及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2

1597	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2334号	文書97	建築基準法の道路種別の判定についての照会に対する回答の伺い文書	一部開示	別表2
1598	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2334号	文書97	建築基準法の道路種別の判定についての照会に対する回答の伺い文書	一部開示	別表2
1599	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2334号	文書97	建築基準法の道路種別の判定についての照会に対する回答の伺い文書	一部開示	別表2
1600	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2334号	文書97	建築基準法の道路種別の判定についての照会に対する回答の伺い文書	一部開示	別表2
1601	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年9月2日弁護士からの照会書	文書18	平成22年9月2日に弁護士から照会を受けた際の文書	一部開示	別表2
1602	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成27年度建建道第114号	文書131	開示請求に対し交付された決定等通知書	一部開示	別表2
1603	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成26年度建建道第1010号	文書130	開示請求に対し交付された決定等通知書	一部開示	別表2
1604	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1605	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1606	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1607	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1608	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1609	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	開示請求書(平成27年3月9日)	文書122	開示請求書	一部開示	別表2
1610	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	開示請求書(平成27年6月26日)	文書123	開示請求書	一部開示	別表2
1611	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2334号	文書97	建築基準法の道路種別の判定についての照会に対する回答の伺い文書	一部開示	別表2
1612	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2334号	文書97	建築基準法の道路種別の判定についての照会に対する回答の伺い文書	一部開示	別表2
1613	建築基準法の道路種別判定に係る事務	②横浜弁護士会からの弁護士法第23条の2第2項による照会文書、③回答文書。	文書219	実施機関が横浜弁護士会から弁護士法第23条の2第2項に基づく照会を受けた際の照会文書及び回答文書	非開示	別表4
1614	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1615	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1616	建築確認に係る事務	甲第9号証(横浜地方裁判所 平成24年事件番号A 慰謝料等損害賠償請求事件)のうち誓約書	文書117	横浜市が当事者である訴訟事件において、訴訟の相手方から甲第9号証として、提出された書類の一部	一部開示	別表2
1617	建築確認に係る事務	甲第9号証(横浜地方裁判所 平成24年事件番号A 慰謝料等損害賠償請求事件)のうち誓約書	文書117	横浜市が当事者である訴訟事件において、訴訟の相手方から甲第9号証として、提出された書類の一部	一部開示	別表2

1618	建築相談に係る事務	(1)『「再抗議」他課である審査課長が写真には偽装が無いといわれる根拠を示せ建建審第16号(24.4.11)関連』について(回答)(平成24年度 建建審第113号) (2)『「再抗議」他課である審査課長が写真には偽装が無いといわれる根拠を示せ建建審第16号(24.4.11)関連』について(再回答)(平成24年度 建建審第146号)	文書114	問合せについて回答した文書	一部開示	別表2
1619	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1620	建築相談に係る事務	違反建築物に対する是正勧告の取り消しについて(平成21年度まち建審第310号)の施行文書	文書109	文書108の施行文書	一部開示	別表2
1621	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成21年3月19日)のうちの写真	文書105	建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書に含まれていた写真	一部開示	別表2
1622	建築基準法の道路種別判定に係る事務	建築局長は建建道第2633号で「弁護士法第23条の2の第2項に基づき依頼があったと「建基法第42条第2項による2項道路だ」と嘘の回答書を訴訟相手代理人へし、相手の裁判費用(420万円)と私の分を足した三分の二と現金20万円も合わせ支払えとの判決に加担した横浜市建築局の虚言行政に対し、下記の通り開示請求をす。1. 横浜弁護士会会長からの依頼書一式原議の写しの交付。2. 横浜弁護士会からの「弁護士法第23条の2の第2項」文書の原議写しの交付。3. 建築局長の横浜弁護士会への回答文書原議一式の写しの交付。	文書220	実施機関が横浜弁護士会から弁護士法第23条の2第2項に基づく照会を受けた際の照会文書及び回答文書	非開示	別表4
1623	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1569号	文書19	文書18による照会内容が複数課にまたがるため、関係部署宛に照会文及び照会に添付された資料を送付し、回答内容について照会した文書	一部開示	別表2
1624	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1625	建築基準法の道路種別判定に係る事務	⑥平成14年建築局が確認した資料の写し	文書221	平成14年に建築局によりなされた旭区白根特定丁目の特定地番先の道路判定に係る処分や判断等の文書	非開示	別表4
1626	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1627	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1628	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1629	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2

1630	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成21年3月19日)	文書103	建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
1631	建築相談に係る事務	指導経過	文書110	旭区の特定の土地に所在する物置についての指導経過を記録した文書	一部開示	別表2
1632	建築確認に係る事務	甲第9号証(横浜地方裁判所 平成24年事件番号A 慰謝料等損害賠償請求事件)のうち誓約書	文書117	横浜市が当事者である訴訟事件において、訴訟の相手方から甲第9号証として、提出された書類の一部	一部開示	別表2
1633	建築相談に係る事務	建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘に写真については平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答を頂き、10月25日に悪質極まりない勧告書は届いている。郵便物差出票の開示。	文書222	実施機関が郵送した文書107の郵便物等差出票	非開示	別表4
1634	建築確認に係る事務	確認通知書(確認番号4旭特定番号A)(二、平成4年4月23日確認された確認書。)	文書223	平成4年に申請された確認申請書(確認番号4旭特定番号A)の一部であり、確認した際の確認通知書	非開示	別表4
1635	建築確認に係る事務	ホ、平成4年3月12日の申請書。	文書224	平成4年3月12日に申請された確認申請書	非開示	別表4
1636	建築確認に係る事務	・確認申請書(確認番号4旭特定番号A) ・確認申請書(確認番号8確建浜旭特定番号B) ・確認申請書(確認番号5旭特定番号C) ・確認申請書(確認番号4旭特定番号D) ・確認申請書(確認番号4旭特定番号E) ・確認申請書(確認番号4旭特定番号F)	文書225	旭区白根特定丁目特定地番B、特定地番D、特定地番E、特定地番F、特定地番G、特定地番Hについて、平成4年以降横浜市に建築確認が申請された確認申請書	非開示	別表4
1637	建築確認に係る事務	建築審査課(現安全課)は、平成4年1月8日に特定個人乙邸が後退せずに新築した。平成4年9月24日に新築した特定地番Aに対し後退を義務付けたのは何故かに対し、審査課は平成4年作成の道路審議票の中で今後建築確認時には後退を指導するという指導方針が出されたため、この判断に基づき、それ以降に確認された特定個人丙邸(平成4年4月23日確認(現特定個人甲邸)道路後退の指導を行いました。は虚言。平成4年4月6日の改善指導書	文書226	平成4年4月6日の改善指導書	非開示	別表4
1638	建築確認に係る事務	建築基準法第42条第2項道路だと指導した地番特定地番B、特定地番D申請書	文書227	指定確認検査機関に提出された旭区白根特定丁目特定地番B及び特定地番Dの平成4年以降の確認申請書	非開示	別表4

1639	建築確認に係る事務	(1) ③K課長(照会日不詳)が13時15分に「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と当時の担当者Sが撮影したと確認した文書。(2) ⑧白根特定丁目地番特定地番Aに対し、A(X区建築課係長)が平成4年7月7日に建築基準に適合と審査し、金融公庫代理店A信用金庫B支店へ合格と通知した際の文書。(3)平成4年4月23日付で建築許可書(合格通知書)を横浜旭局から申請者に発送した許可書(4)及び平成4年3月12日に申請した建築申請概要書。	文書228	建築局建築審査部建築審査課Kが建築局情報相談部情報相談課S職員に撮影したかどうか確認した文書 旭区白根特定丁目地番特定地番Aの確認申請に対し平成4年7月7日に建築基準法に適合と審査し、金融公庫代理店A信用金庫B支店へ合格と通知した際の文書 旭区白根特定丁目地番特定地番Aについての何らかの確認申請に関する許可書 平成4年3月12日に申請した旭区白根特定丁目地番特定地番Aの建築計画概要	非開示	別表4
1640	建築相談に係る事務	甲第7-1号証(東京高等裁判所 平成25年事件番号B 慰謝料等損害賠償控訴事件)	文書115	横浜市が当事者である訴訟事件において、訴訟の相手方から甲第7-1号証として、提出された書類	一部開示	別表2
1641	建築確認に係る事務	建築安全課。平成4年7月7日に特定地番A宅の中間確認をしているA建築指導部長から、B現建築道路課長に「その都度証拠を作るのだよ。」と言わせたとの文書を頂いたことに関連、①建築道路課が弁護士法第23条の2項(弁護士会長の専権事項)により、横浜(現神奈川)弁護士会から建築局長宛の書面に対し、建建道第1569号により、建築局建築審査課(現安全課)が、特定指示された4ページ部位について回答した回答文書。	文書229	建築局情報相談部建築審査課(現在の建築安全課。)が文書19に関する照会に対し、回答を行った文書	非開示	別表4
1642	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1643	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1644	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1645	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含	一部開示	別表2

1646	建築基準法の道路種別判定に係る事務	B建築道路課長に「その都度証拠を作るのだよ。」と言わせた。との文書を建築局A建築指導部長から頂いているが、弁護士法第23条の2項(弁護士会長の専権事項)により横浜(現神奈川)弁護士会から建築局長宛の文書に対し、建道第1569号により5部署(旭土木事務所他)へ回答を求めた。①5部署からの全回答文書②回答文書を建築道路課が取り纏めて作成した回答書。③取り纏めた回答文書を横浜弁護士会長へ回答した回答文書の記番号。④横浜弁護士会からの弁護士法第23条の2項書面。⑤弁護士法第23条の2項書面の写し⑥弁護士法第23条の2項書面(カラー)を某所に送付している某の写し。	文書230	実施機関が横浜弁護士会から弁護士法第23条の2第2項に基づく照会を受けた際の照会文書及び回答文書	非開示	別表4
1647	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成27年3月9日に開示請求した横浜弁護士会長から横浜市建築局長宛文書の開示が、60日間の開示期間延長後の平成27年4月28日以後も開示されていない。再請求。 平成27年6月26日に開示請求した横浜弁護士会長から横浜市建築局長宛文書の開示が、60日間の開示期間延長後の平成27年4月28日以後も開示されていないのを含む4項目に対し、速やかに開示されるよう。再請求。	文書231	実施機関が横浜弁護士会から弁護士法第23条の2第2項に基づく照会を受けた際の照会文書	非開示	別表4
1648	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1649	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目92	文書3	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1650	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書104	建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書に含まれていた写真	一部開示	別表2
1651	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書104	建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書に含まれていた写真	一部開示	別表2
1652	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書104	建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書に含まれていた写真	一部開示	別表2
1653	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成21年3月19日)	文書103	建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
1654	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成21年3月19日)のうちの写真	文書105	建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書に含まれていた写真	一部開示	別表2
1655	建築相談に係る事務	甲第7-1号証(東京高等裁判所 平成25年事件番号B 慰謝料等損害賠償控訴事件)	文書115	横浜市が当事者である訴訟事件において、訴訟の相手方から甲第7-1号証として、提出された書類	一部開示	別表2
1656	建築確認に係る事務	甲第9号証(横浜地方裁判所 平成24年事件番号A 慰謝料等損害賠償請求事件)のうち誓約書	文書117	横浜市が当事者である訴訟事件において、訴訟の相手方から甲第9号証として、提出された書類の一部	一部開示	別表2
1657	建築相談に係る事務	②手交の際に添付されていた情報相談課の決裁文書。	文書232	「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)」に添付されている決裁文書	非開示	別表4

1658	建築相談に係る事務	③審査課長が13時15分に「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と担当者Sに確認した文書。	文書233	「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)」に添付されている写真について建築局建築審査部建築審査課担当課長が情報相談課職員に「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と確認した文書	非開示	別表4
1659	建築確認に係る事務	⑥平成4年4月23日建築を許可し、その日に送付した許可通知書の控え。⑦平成4年5月3日板塀を壊したことを確認し、金融公庫代行A信用金庫B支店宛送付した文書の控え。⑧平成4年7月7日建築状況、進捗形態を確認し、金融公庫代行A信用金庫B支店宛、A部現指導部長が送付した文書の控え。	文書234	平成4年4月23日に白根特定丁目特定地番Aについて建築を許可し、その日に送付した許可通知書の控え 白根特定丁目特定地番Aについて平成4年5月3日に板塀を壊したことを確認し、金融公庫代行A信用金庫B支店あてに送付した文書の控え 平成4年7月7日に建築状況、進捗形態を確認し、金融公庫代行A信用金庫B支店宛に現在の建築局建築指導部長が送付した文書の控え	非開示	別表4
1660	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1661	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1662	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1663	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1664	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1665	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1666	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1667	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1668	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1669	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1670	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1671	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1672	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2

1673	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1674	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1675	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1676	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1677	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1117号	文書70	個人情報本人開示請求を受け、文書30について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1678	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1292号	文書71	個人情報本人開示請求を受け、文書30について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1679	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1118号	文書72	個人情報本人開示請求を受け、文書27について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1680	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1293号	文書73	個人情報本人開示請求を受け、文書27について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1681	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1119号	文書74	個人情報本人開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1682	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1294号	文書75	個人情報本人開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1683	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1120号	文書76	個人情報本人開示請求を受け、文書27について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1684	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1295号	文書77	個人情報本人開示請求を受け、文書27について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1685	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1121号	文書78	個人情報本人開示請求を受け、文書27について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1686	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1296号	文書79	個人情報本人開示請求を受け、文書27について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1687	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1122号	文書80	個人情報本人開示請求を受け、文書21について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1688	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1297号	文書81	個人情報本人開示請求を受け、文書21について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2

1689	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1123号	文書82	個人情報本人開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1690	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1298号	文書83	個人情報本人開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1691	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1124号	文書84	個人情報本人開示請求を受け、文書24について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1692	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1299号	文書85	個人情報本人開示請求を受け、文書24について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1693	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1125号	文書86	個人情報本人開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1694	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1300号	文書87	個人情報本人開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1695	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1126号	文書88	個人情報本人開示請求を受け、文書27について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1696	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1301号	文書89	個人情報本人開示請求を受け、文書27について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1697	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1127号	文書90	個人情報本人開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1698	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1302号	文書91	個人情報本人開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1699	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成28年度建建道第1128号	文書135	個人情報本人開示請求を受け、開示決定通知書等の添付文書について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1700	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成28年度建建道第1303号	文書136	個人情報本人開示請求を受け、開示決定通知書等の添付文書について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1701	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1129号	文書92	個人情報本人開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1702	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1304号	文書93	個人情報本人開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1703	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1130号	文書94	個人情報本人開示請求を受け、文書27について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2

1704	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1305号	文書95	個人情報本人開示請求を受け、文書27について一部開示決定をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1705	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1207号	文書37	横浜市情報公開・個人情報保護審査会による答申を受け、対象行政文書を特定の上、改めて開示、非開示等の決定をした文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1706	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1275号	文書38	開示請求を受け、文書35及び文書97について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1707	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1276号	文書39	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1708	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1277号	文書40	開示請求を受け、文書1及び文書97について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1709	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1320号	文書41	開示請求を受け、文書97について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1710	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成28年度建建道第1321号	文書42	開示請求を受け、文書1及び文書97について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1711	建築相談に係る事務	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について(平成20年度まち建審第398号)	文書106	建築基準法に違反しているため、適法な状態とするよう所有者へ勧告し、是正計画や事情等を聴くため来庁日時を通知することを決定するための文書	一部開示	別表2
1712	建築相談に係る事務	「違反建築物に関する是正勧告及び呼出通知書」の発出経緯について(再回答)(平成23年10月7日建建審第269号のうち施行文の写し)	文書112	問合せについて回答した文書	一部開示	別表2
1713	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1714	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1715	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1716	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1717	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1718	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1719	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1720	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1721	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2

1722	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1723	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1724	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1725	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1726	建築相談に係る事務	実施機関は、まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を送付した。開示された写真に「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔がに写っている。○何処が違反か経緯を関係職員に再聴取したとの文書。	文書235	文書106に関して、関係職員に聴取した内容を記載した文書	非開示	別表4
1727	建築相談に係る事務	建築基準法	文書236	建築物の敷地、構造、設備及び用途の最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律	非開示	別表4
1728	建築基準法の道路種別判定に係る事務	開示された写真に平成19年3月20日に建立した「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔が写っている。其の私有地に対し、昭和25年11月23日から2項道路だととの文書を送付された。では、その様に明示された公図	文書237	建築基準法第42条第2項道路と明示された公図	非開示	別表4
1729	建築基準法の道路種別判定に係る事務	開示写真に平成19年3月20日に建立した「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔が写っているにも関わらず○横浜弁護士会から依頼されて回答したと請求者に嘘を言い、隣家代理人へ2項道路だと回答した文書。	文書238	実施機関が横浜弁護士会から弁護士法第23条の2第2項に基づく照会を受けた際の回答文書	非開示	別表4
1730	建築基準法の道路種別判定に係る事務	「平成24年度建建道第826号」文書の4枚目と8枚目	文書31	文書30の起案に係る紙添付文書の施行資料として添付されている文書2のうちの4枚目と8枚目	全部開示	別表3
1731	建築基準法の道路種別判定に係る事務	「平成22年度建建道第1947号」文書の5枚目と9枚目	文書22	文書21の起案に係る紙添付文書の施行資料として添付されている文書2のうち5枚目と9枚目	全部開示	別表3
1732	建築基準法の道路種別判定に係る事務	「平成23年度建建道第2765号」文書の2枚目と6枚目	文書25	文書24の起案に係る紙添付文書の施行資料として添付されている文書1のうちの2枚目と6枚目	一部開示	別表2
1733	建築基準法の道路種別判定に係る事務	「平成23年度建建道第2929号」文書の3枚目と7枚目	文書28	文書27の起案に係る紙添付文書の施行資料として添付されている文書1のうちの3枚目と7枚目	一部開示	別表2
1734	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1569号	文書19	文書18による照会内容が複数課にまたがるため、関係部署宛に照会文及び照会に添付された資料を送付し、回答内容について照会した文書	一部開示	別表2

1735	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1569号	文書19	文書18による照会内容が複数課にまたがるため、関係部署宛に照会文及び照会に添付された資料を送付し、回答内容について照会した文書	一部開示	別表2
1736	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1737	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1738	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1739	建築確認に係る事務	甲第9号証(横浜地方裁判所 平成24年事件番号A 慰謝料等損害賠償請求事件)のうち誓約書	文書117	横浜市が当事者である訴訟事件において、訴訟の相手方から甲第9号証として、提出された書類の一部	一部開示	別表2
1740	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A横浜市建築局建築指導部部长から「他の部署(旭土木事務所)に、請求者の個人情報含む90通を黒塗りせず無修正で、「横浜弁護士会からの依頼だと旭土木事務所へ送付したことを返書で確認しているが、返書を受け取ったことも、弁護士法第23条2の第2項によるから拒否出来ないと証明したことが裁決されたことにより確認したこと」に対し、「横浜弁護士会長からの弁護士法第23条2の第2項による依頼文書一式」の写しの開示請求をする。	文書239	実施機関が横浜弁護士会から弁護士法第23条の2第2項に基づく照会を受けた際の照会文書及び回答文書	非開示	別表4
1741	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1742	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1743	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1744	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1745	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1746	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2

1747	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1748	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1749	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1750	建築基準法の道路種別判定に係る事務	建建道第280号(平成29年5月26日付)文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から横情審第1391号(平成29年4月27日付)と思慮する。「建建道第1484、1563、1562、1575号記載文章中にある、特定個人が納得されず…離席するということがあったとある。非開示原議文書」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当である。と答申。審査請求人が離席に至ったのは、請求と違う「道路審議票白根〇丁目91」同文偽造文書6通を並列に開示したことを指摘して離席した。時の、②建建道第1484、1563、1562、1575号中の横浜市が用意した文書の写し再請求(道路審議票白根〇丁目91、平成21年度まち建道第653号、平成22年度建建指第1947号、平成23年度建建道第2929号のうちの道路審議票白根〇丁目91、平成23年度建建道第2765号のうちの道路審議票白根〇丁目91、平成23年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目91、平成23年度建建道第1912号を除	文書240	建建道第1484号、第1563号、第1562号及び第1575号中の横浜市が用意した文書	非開示	別表4
1751	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成28年度建建道第53号	文書129	請求者に補正を依頼していた文書	一部開示	別表2
1752	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成28年度建建道第269号	文書133	開示請求に対し交付された決定等通知書	一部開示	別表2
1753	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1754	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1755	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第1912号	文書96	建築基準法の道路種別の判定についての照会に対し、回答した文書	一部開示	別表2
1756	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号のうちの道路審議票白根〇丁目91	文書29	文書27のうち、対象行政文書であった文書1の部分	一部開示	別表2
1757	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号のうちの道路審議票白根〇丁目91	文書26	文書24のうち、対象行政文書であった文書1の部分	一部開示	別表2
1758	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目91	文書32	文書30のうち、対象行政文書であった文書1の部分	一部開示	別表2
1759	建築相談に係る事務	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について(平成20年度まち建審第398号)	文書106	建築基準法に違反しているため、適法な状態とするよう所有者へ勧告し、是正計画や事情等を聴くため来庁日時を通知することを決定するための文書	一部開示	別表2

1760	建築相談に係る事務	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について(平成20年度まち建審第398号)の施行文書	文書107	文書106の施行文書の写し	一部開示	別表2
1761	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A横浜市建築局建築指導部部長からの返書に『その都度証拠を作るのだよ。』と、B建築道路課長に言わせた。新しい事実が判明した場合は、改めて道路審議票を作ることを説明したもので「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目(平成4年度)」は廃止した。「請求者の個人情報90通を他の部署に送付した件についても正当化を謀り、「平成20年に弁護士会から…」と言われ、裁判の冒頭陳述に於いても『弁護士法第23条の2の第2項による横浜弁護士会からの依頼だから拒否できないと裁決されている。「横浜弁護士会長からの依頼文書」の開示。	文書241	実施機関が横浜弁護士会から弁護士法第23条の2第2項に基づく照会を受けた際の照会文書	非開示	別表4
1762	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1763	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1764	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1765	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1766	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1767	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1768	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1769	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1770	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1771	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1772	建築確認に係る事務	平成26年12月13日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局建築指導部部長殿は返書で「…出鱈目ではありません。」とあるが、Y区役所から異動でX区役所のD課長との建築課係長時を忘れたのか。「出鱈目ぶりが判ったろう。」だから謝罪するように穏便に勧めたにも関わらず、謝罪をしないとの驚愕の返書があったが、道路がないのにも関わらず、平成4年道路審議票を偽造した。謝罪をしないそうだから、建築局に対し、平成4年7月7日の金融公庫A信用金庫B支店へ適合と送付した文書の開示を求める。	文書242	平成4年7月7日に建築基準法に適合と審査し、金融公庫代理店A信用金庫B支店へ合格と通知した際の文書	非開示	別表4
1773	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A横浜市建築局建築指導部部長からの返書では、左引く「訴訟文書を送付したことは、個人情報の漏えいには該当しません。」とあるのにも関わらず、該当しないと言う建築局の論拠文書の開示を請求する。	文書243	文書99の回答内容について、その回答の根拠となるような文書	非開示	別表4
1774	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2

1775	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1776	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	文書124	開示請求書	一部開示	別表2
1777	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	文書124	開示請求書	一部開示	別表2
1778	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	文書125	開示請求書	一部開示	別表2
1779	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	文書125	開示請求書	一部開示	別表2
1780	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	文書125	開示請求書	一部開示	別表2
1781	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	文書125	開示請求書	一部開示	別表2
1782	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	文書125	開示請求書	一部開示	別表2
1783	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	文書125	開示請求書	一部開示	別表2
1784	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	文書125	開示請求書	一部開示	別表2
1785	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	文書125	開示請求書	一部開示	別表2
1786	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	文書125	開示請求書	一部開示	別表2
1787	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	文書125	開示請求書	一部開示	別表2
1788	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成27年度建建道第66号	文書99	要望に対する回答文書	一部開示	別表2
1789	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1790	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号のうち平成22年度建建道第1677号	文書34	文書30のうち、対象行政文書であった文書20の部分	一部開示	別表2
1791	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成24年6月25日受付開示請求書の写し	文書121	開示請求書	一部開示	別表2
1792	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成24年6月25日受付開示請求書の写し	文書121	開示請求書	一部開示	別表2
1793	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号のうちの道路審議票白根〇丁目91	文書26	文書24のうち、対象行政文書であった文書1の部分	一部開示	別表2
1794	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成24年1月30日受付開示請求書の写し	文書119	開示請求書	一部開示	別表2
1795	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号のうちの道路審議票白根〇丁目91	文書29	文書27のうち、対象行政文書であった文書1の部分	一部開示	別表2
1796	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成24年2月14日受付開示請求書の写し	文書120	開示請求書	一部開示	別表2
1797	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号のうち平成21年度まち建道第653号	文書23	文書21のうち、対象行政文書であった文書2の部分	一部開示	別表2
1798	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成22年10月19日受付開示請求書の写し	文書118	開示請求書	一部開示	別表2
1799	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号のうち平成21年度まち建道第653号	文書33	文書30のうち、対象行政文書であった文書2の部分	一部開示	別表2

1800	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1801	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1802	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1803	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書写し(2件)	文書126	開示請求書	一部開示	別表2
1804	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書写し(6件)	文書127	開示請求書	一部開示	別表2
1805	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第500号及び501号	文書44	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書	一部開示	別表2
1806	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第502号、503号、504号、505号、506号及び507号	文書45	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書	一部開示	別表2
1807	建築基準法の道路種別判定に係る事務	貴所属は、請求人現所有土地の道路相談を代理人から受け「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目91(平成4年度)」なる文書を偽造作成した上で黒塗加工し開示した。今般は、特定文書を開示せずに、平成29年6月26日付、建建指第500、501、502、503、504、505、506、507号にて、相談日、調査場所、調査年月日の無い「道路審議票白根○丁目91」偽造文書を上述番号により、同文の文書を8件開示決定をされたが、どの請求に対しての開示決定通知書だか判断がつかない。開示日に貴所属へ持参したが文書の開示をされなかった。「道路審議票白根○丁目91」文書が住居表示前に存在した論	文書244	旭区白根において住居表示が開始された年月日以前に文書1が存在した論拠	非開示	別表4
1808	建築基準法の道路種別判定に係る事務	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受ける際に提出した相談場所の「現場写真(時期:平成4年3月11日撮影した)」の開示。	文書245	文書2のうち、特定の地番において平成4年3月11日に撮影した現場写真	非開示	別表4
1809	建築基準法の道路種別判定に係る事務	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受ける際に、参考となる判定資料として提出した相談場所の「横浜市特定県営住宅敷地求積図、用地実測図・求積図	文書246	文書2のうち、特定の地番における県営住宅敷地求積図及び用地実測図	非開示	別表4
1810	建築基準法の道路種別判定に係る事務	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受ける際に提出した相談場所の「土地家屋課税台帳」の開示。	文書247	文書2のうち、特定の地番における土地家屋課税台帳	非開示	別表4
1811	建築基準法の道路種別判定に係る事務	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人から相談を受けた年月日の開示。	文書248	文書2のうち、特定の地番において年月日の記載されたもの	非開示	別表4
1812	建築基準法の道路種別判定に係る事務	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受ける際に提出した相談場所の「地積測量図・県が市に移譲した時の土地求積図」を提出した」の開示。	文書249	文書2のうち、特定の地番における地積測量図及び土地求積図	非開示	別表4
1813	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1814	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号のうち道水路等境界明示図・復元図	文書9	文書2のうち、道水路等境界明示図・復元図	全部開示	別表3
1815	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号のうち道路台帳平面図	文書10	文書2のうち、道路台帳平面図	全部開示	別表3

1816	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号のうち道路台帳区域線図	文書11	文書2のうち、道路台帳区域線図	全部開示	別表3
1817	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号のうち位置図	文書12	文書2のうち、位置図	全部開示	別表3
1818	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号のうち市道認定路線図	文書13	文書2のうち、市道認定路線図	全部開示	別表3
1819	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号のうち公図	文書14	文書2のうち、公図	全部開示	別表3
1820	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号のうち建築計画概要書	文書15	文書2のうち、建築計画概要書	全部開示	別表3
1821	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号のうち土地家屋登記簿謄本	文書16	文書2のうち、土地家屋登記簿謄本	全部開示	別表3
1822	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号のうち確認通知書(確認済証)写	文書17	文書2のうち、確認通知書(確認済証)写	一部開示	別表2
1823	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1824	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1825	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1826	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1827	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1828	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1829	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1830	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1831	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1832	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1833	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1569号	文書19	文書18による照会内容が複数課にまたがるため、関係部署宛に照会文及び照会に添付された資料を送付し、回答内容について照会した文書	一部開示	別表2
1834	建築確認に係る事務	貴所属建築局該当3課は、行政文書の開示義務第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならないと規定されているのにも関わらず文書を偽造し続け、その数48件を超えている。そこで、地番特定地番A請求人宅の新築時に担当した前A建築指導部長が係長時の平成4年7月7日に中間検査と最終検査をした際に、金融公庫代理店A信用金庫B支店へ「適法」と文書を送付しているのを、平成29年7月6日に同所相談係り特定個人庚氏に確認をした。A建築指導部長は退職をしたなどと言わずに、「送付した文書の写しの開示を求める。」	文書250	平成4年7月7日に建築基準法に適合と審査し、金融公庫代理店A信用金庫B支店へ通知した際の文書	非開示	別表4
1835	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第599号	文書46	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1836	建築相談に係る事務	平成22年10月28日建建審第317号のうち、平成20年度建築審査課事務分掌(抜粋)及び平成21年度建築審査課事務分掌(抜粋)	文書102	特定個人からのご意見に回答した文書の添付資料に含まれていた、平成20年度及び平成21年度の建築局建築審査部建築審査課の事務分掌を記載した文書	全部開示	別表3

1837	建築基準法の道路種別判定に係る事務	貴所属は、開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態を市民情報室長から指摘されているのにも関わらず、「平成28年12月14日に文書を開示せず帰庁した。」「指摘のような事実等は無い。」とは虚言。「指摘された文書と帰庁し未開示となった文書の開示』	文書251	横浜市市民局市民情報室長から処分不作為の状態を指摘された文書 平成28年12月14日に開示の実施予定であった文書	非開示	別表4
1838	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第614号	文書138	非開示決定等に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
1839	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第614号	文書138	非開示決定等に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
1840	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第613号	文書137	非開示決定等に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
1841	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第451号	文書43	開示請求を受け、文書1、文書2、文書21、文書26、文書29、文書32及び文書96の一部開示決定等をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1842	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第451号	文書43	開示請求を受け、文書1、文書2、文書21、文書26、文書29、文書32及び文書96の一部開示決定等をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1843	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第451号	文書43	開示請求を受け、文書1、文書2、文書21、文書26、文書29、文書32及び文書96の一部開示決定等をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1844	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第613号、建建指第617号、建建指第618号、建建指第619号、建建指第620号、建建指第621号及び建建指第624号	文書137、文書141、文書142、文書143、文書144、文書145、文書146	非開示決定等に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
1845	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第617号	文書141	非開示決定等に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
1846	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第792号	文書50	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1847	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第793号	文書51	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1848	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第794号	文書52	開示請求を受け、文書1及び文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1849	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第794号	文書52	開示請求を受け、文書1及び文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2

1850	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第795号	文書53	開示請求を受け、文書19について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1851	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第796号	文書54	開示請求を受け、非開示決定をした起案文書	一部開示	別表2
1852	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第797号	文書55	開示請求を受け、文書46について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1853	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第798号	文書56	開示請求を受け、文書1及び文書102について一部開示決定等をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1854	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第798号	文書56	開示請求を受け、文書1及び文書102について一部開示決定等をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1855	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第799号	文書57	開示請求を受け、非開示決定をした起案文書	一部開示	別表2
1856	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第800号	文書58	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1857	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第801号	文書59	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1858	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第615号	文書139	非開示決定等に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
1859	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第615号	文書139	非開示決定等に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
1860	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第452号	文書134	開示請求を受け、文書129及び文書133について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1861	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第452号	文書134	開示請求を受け、文書129及び文書133について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1862	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第616号	文書140	非開示決定等に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
1863	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第616号	文書140	非開示決定等に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
1864	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第617号	文書141	非開示決定等に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
1865	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第789号	文書47	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1866	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第790号	文書48	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1867	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第791号	文書49	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2

1868	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第618号	文書142	非開示決定等に対する審査請求に係る 決裁文書	一部開示	別表2
1869	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第619号	文書143	非開示決定等に対する審査請求に係る 決裁文書	一部開示	別表2
1870	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第620号	文書144	非開示決定等に対する審査請求に係る 決裁文書	一部開示	別表2
1871	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第621号	文書145	非開示決定等に対する審査請求に係る 決裁文書	一部開示	別表2
1872	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第624号	文書146	非開示決定等に対する審査請求に係る 決裁文書	一部開示	別表2
1873	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第616号	文書140	非開示決定等に対する審査請求に係る 決裁文書	一部開示	別表2
1874	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第934号	文書60	開示請求を受け、文書21について一部 開示決定をした起案文書(対象行政文書 (写)を含む。)	一部開示	別表2
1875	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第451号	文書43	開示請求を受け、文書1、文書2、文書 21、文書26、文書29、文書32及び文書96 の一部開示決定等をした起案文書(対象 行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1876	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第617号	文書141	非開示決定等に対する審査請求に係る 決裁文書	一部開示	別表2
1877	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2334号	文書97	建築基準法の道路種別の判定について の照会に対する回答の伺い文書	一部開示	別表2
1878	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第338号	文書35	開示請求を受け、文書1、文書19及び文 書20について一部開示決定をした起案 文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1879	建築相談に係る事務	平成20年度まち建審第398号	文書106	建築基準法に違反しているため、適法な 状態とするよう所有者へ勧告し、是正計 画や事情等を聴くため来庁日時を通知す ることを決定するための文書	一部開示	別表2
1880	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1881	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1882	建築基準法の道路種別判定に係る事務	建築局長から建建道第296号(h27.6.12付)による 返書を拝受したが、標題が間違っている。16日付 ではない、15日付である。建築局は『平成18年9 月12日道路後退を要する道路では無い』と審査 課Hが現認し、Cに回報しているにも関わら ず、平成20年は是正勧告を発出し、取り消したにも 関わらず未だに文書を捏造し、市民を愚弄して いる。横浜市行政の懈怠や改竄、捏造、偽造、 虚偽虚言、隠蔽、吹聴等が恒常化し、失態を起こ すと稚拙で詭弁による事象、捏造文書の作成、 我が家に3時間滞在し飲み食いや夜間に訴状を 取り下げてきてほしいと来宅した。『取り下げて やった文書の開示』	文書252	開示請求書に記載されている事案に関 し、実施機関が訴訟の取り下げを依頼 し、その依頼により訴訟を取り下げた文 書	非開示	別表4
1883	建築確認に係る事務	確認申請書(確認番号1旭特定番号H)	文書253	確認申請書(確認番号1旭特定番号H)	非開示	別表4

1884	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	林文字横浜市長(E1)貴所属は建建指第709号(平成29年7月20日付)にて、請求者が特定した請求文書開示せず、平成23年度建建道第826号のうち道路審議票白根〇丁目91」と偽造文書を開示したが間違えていたなどと再偽造を施した上で、E1名により、平成24年度建建道第826号のうち道路審議票白根〇丁目91」と偽造文書の手直しが有ったが、①偽造文書であっても林文字市長差出の公式文書である。林文字横浜市長が偽造文書を開示したのだから、E1名ではなく林文字市長差出にて再請求を申請する。②また、本件に関し請求者が請求した開示請求書の閲覧開示。開示後必要により写し希望。	文書254	特定個人から開示請求があったことを前提に、特定個人名が記載された平成29年6月2日の開示請求書	非開示	別表4
1885	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1886	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1887	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1888	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路台帳平面図	文書8	文書1の中にある道路台帳平面図	全部開示	別表3
1889	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1890	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1891	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1892	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1677号	文書20	文書18の照会に対し、関係部署の回答内容を取りまとめた上で回答した文書	一部開示	別表2
1893	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1677号	文書20	文書18の照会に対し、関係部署の回答内容を取りまとめた上で回答した文書	一部開示	別表2
1894	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1677号	文書20	文書18の照会に対し、関係部署の回答内容を取りまとめた上で回答した文書	一部開示	別表2
1895	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1896	建築基準法の道路種別判定に係る事務	②横浜弁護士会長からの依頼書一式原議の写し。③建築局長所属が弁護士会長へ回答した回答書一式原議の写しの交付。④建築局長所属が平成22年9月2日付建建道第1677号で陳述文書と合わせ、弁護士法第23条2の第2項により『2項道路か否かの照会があった』と訴訟文書を送付し返書を求めた部署一覧表写しの開示。	文書255	横浜弁護士会長からの照会文書 横浜弁護士会長からの照会文書に対する回答文書 弁護士法第23条の2第2項に基づく照会に対し、回答した部署一覧表の写し	非開示	別表4

1897	建築基準法の道路種別判定に係る事務	建築局長所属はH24.1.27付建建道第2633号にて「弁護士法第23条の2の第2項による依頼があったなどと虚言「建基法第42条第2項による2項道路だ」を基に回答書を訴訟相手代理人に証拠書とさせた。①請求者の平成22年8月16日付作成書面(2・追加)3頁③に対し、原告宅地が18番杭から19番杭まで続いていたとの主張については、昭和40年6月5日以降については否認すると、建築局長所属が回答した回答文書。	文書256	弁護士法第23条の2第2項による照会文書に対する当時の建築局情報相談部建築道路課(現在の建築指導課)からの回答文書	非開示	別表4
1898	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年度建建指第617号	文書141	非開示決定等に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
1899	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1900	建築確認に係る事務	確認申請書(確認番号1旭特定番号H)	文書257	確認申請書(確認番号1旭特定番号H)	非開示	別表4
1901	建築相談に係る事務	平成20年度まち建審第398号	文書106	建築基準法に違反しているため、適法な状態とするよう所有者へ勧告し、是正計画や事情等を聴くため来庁日時を通知することを決定するための文書	一部開示	別表2
1902	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1903	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1904	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1905	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1906	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1677号	文書20	文書18の照会に対し、関係部署の回答内容を取りまとめた上で回答した文書	一部開示	別表2
1907	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1908	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1909	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1910	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1911	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1912	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1913	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1914	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1915	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目44	文書5	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1916	建築相談に係る事務	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について(平成20年度まち建審第398号)	文書106	建築基準法に違反しているため、適法な状態とするよう所有者へ勧告し、是正計画や事情等を聴くため来庁日時を通知することを決定するための文書	一部開示	別表2
1917	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第1423号	文書61	開示請求を受け、文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1918	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第1424号	文書62	開示請求を受け、文書20の一部開示決定等をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1919	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第1426号	文書63	開示請求を受け、文書1及び文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2

1920	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第1427号	文書64	開示請求を受け、非開示決定をした起案文書	一部開示	別表2
1921	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第1432号	文書65	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1922	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第1433号	文書66	開示請求を受け、非開示決定をした起案文書	一部開示	別表2
1923	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第1434号	文書67	開示請求を受け、文書35及び文書97について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1924	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成29年度建建指第1435号	文書68	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1925	建築相談に係る事務	平成29年度建建指第1436号	文書116	開示請求を受け、文書106について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1926	建築確認に係る事務	平成26年12月13日付請求者の文書に対し、A殿の返書に「…出鱈目ではありません。」とあるが、Y区役所から異動でX区役所のD課長との建築課係長時を忘れたのか。「出鱈目ぶりが判ったろう。」だから謝罪するように穏便に勧めたにも関わらず、謝罪をしないとの驚愕の返書があった。平成4年7月7日付謝罪文書の閲覧。	文書258	平成4年7月7日付の謝罪文書	非開示	別表4
1927	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A横浜市建築局建築指導部部長からの返書には、「個人情報情報の漏えいには該当しません。」とある。因みに、無修正の文書が袂に届いていることを申し添えるが、該当しないと言う根拠文書の開示を請求する。開示決定通知書には標題全文書一式の通数を算出記載した上で、写しの交付。	文書259	外部からの照会に関する回答を作成するに当たり他部署に資料を送付したことは個人情報情報の漏えいには該当しないと回答した文書の回答内容の根拠となるような文書	非開示	別表4
1928	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1929	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1930	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1931	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1932	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成26年度建建道第862号	文書98	要望に対する回答文書	一部開示	別表2
1933	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成26年度建建道第862号	文書98	要望に対する回答文書	一部開示	別表2
1934	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1935	建築基準法の道路種別判定に係る事務	1平成26年12月9日付の旭土第3591号、建築道路課から平成22年9月2日付で、旭区白根地番特定地番Aと地番特定地番B間は建築基準法の道路か否か。弁護士法第23条の2第2項により照会書を受け回答したと旭土木事務所長から回答を得ている。『弁護士法第23条の2第2項文書一式の開示』	文書260	実施機関が横浜弁護士会から弁護士法第23条の2第2項に基づく照会を受けた際の照会文書	非開示	別表4

1936	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む)	一部開示	別表2
1937	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1938	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1939	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1940	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1941	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む)	一部開示	別表2
1942	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1943	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1944	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1945	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1946	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1947	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1948	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1949	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根○丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1950	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1951	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1952	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1953	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1954	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1955	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2

1956	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含	一部開示	別表2
1957	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含	一部開示	別表2
1958	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1959	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	開示請求書(平成27年3月9日)	文書122	開示請求書	一部開示	別表2
1960	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	開示請求書(平成27年3月9日)	文書122	開示請求書	一部開示	別表2
1961	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1962	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1963	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成26年度建建道第1616号	文書128	開示請求に対し交付された開示決定等期間延長通知書	一部開示	別表2
1964	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成26年度建建道第1616号	文書128	開示請求に対し交付された開示決定等期間延長通知書	一部開示	別表2
1965	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第1912号	文書96	建築基準法の道路種別の判定についての照会に対し、回答した文書	一部開示	別表2
1966	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第1912号	文書96	建築基準法の道路種別の判定についての照会に対し、回答した文書	一部開示	別表2
1967	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成27年度建建道第114号	文書131	開示請求に対し交付された決定等通知書	一部開示	別表2
1968	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成27年度建建道第114号	文書131	開示請求に対し交付された決定等通知書	一部開示	別表2
1969	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含	一部開示	別表2
1970	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	文書30	開示請求を受け、文書1、文書2、文書19、文書20等について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含	一部開示	別表2
1971	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1972	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	文書21	開示請求を受け、文書2について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1973	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2334号	文書97	建築基準法の道路種別の判定についての照会に対する回答の伺い文書	一部開示	別表2
1974	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2334号	文書97	建築基準法の道路種別の判定についての照会に対する回答の伺い文書	一部開示	別表2
1975	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第827号	文書69	個人情報本人開示請求を受け、決定等をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2
1976	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第827号	文書69	個人情報本人開示請求を受け、決定等をした起案文書(対象保有個人情報(写)を含む。)	一部開示	別表2

1977	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成26年度建建道第937号	文書36	開示請求を受け、文書不存在を理由に非開示決定をした起案文書	一部開示	別表2
1978	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成26年度建建道第937号	文書36	開示請求を受け、文書不存在を理由に非開示決定をした起案文書	一部開示	別表2
1979	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1980	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1981	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1982	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	文書24	開示請求を受け、文書1について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1983	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成27年度建建道第337号	文書100	要望に対する回答文書	一部開示	別表2
1984	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成27年度建建道第337号	文書100	要望に対する回答文書	一部開示	別表2
1985	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第338号	文書35	開示請求を受け、文書1、文書19及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1986	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成24年度建建道第338号	文書35	開示請求を受け、文書1、文書19及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
1987	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目25	文書7	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1988	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目25	文書7	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1989	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目92	文書3	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1990	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目92	文書3	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1991	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目90	文書4	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1992	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目90	文書4	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1993	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年9月2日弁護士からの照会書	文書18	平成22年9月2日に弁護士から照会を受けた際の文書	一部開示	別表2
1994	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年9月2日弁護士からの照会書	文書18	平成22年9月2日に弁護士から照会を受けた際の文書	一部開示	別表2
1995	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目44	文書5	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1996	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目44	文書5	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
1997	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成27年度建建道第66号	文書99	要望に対する回答文書	一部開示	別表2
1998	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成27年度建建道第66号	文書99	要望に対する回答文書	一部開示	別表2
1999	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1677号	文書20	文書18の照会に対し、関係部署の回答内容を取りまとめた上で回答した文書	一部開示	別表2
2000	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1677号	文書20	文書18の照会に対し、関係部署の回答内容を取りまとめた上で回答した文書	一部開示	別表2
2001	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1569号	文書19	文書18による照会内容が複数課にまたがるため、関係部署宛に照会文及び照会に添付された資料を送付し、回答内容について照会した文書	一部開示	別表2

2002	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成22年度建建道第1569号	文書19	文書18による照会内容が複数課にまたがるため、関係部署宛に照会文及び照会に添付された資料を送付し、回答内容について照会した文書	一部開示	別表2
2003	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目26	文書6	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2004	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目26	文書6	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2005	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成26年度建建道第862号	文書98	要望に対する回答文書	一部開示	別表2
2006	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成26年度建建道第862号	文書98	要望に対する回答文書	一部開示	別表2
2007	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成26年度建建道第1010号	文書130	開示請求に対し交付された決定等通知書	一部開示	別表2
2008	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成26年度建建道第1010号	文書130	開示請求に対し交付された決定等通知書	一部開示	別表2
2009	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	開示請求書(平成27年6月26日)	文書123	開示請求書	一部開示	別表2
2010	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	開示請求書(平成27年6月26日)	文書123	開示請求書	一部開示	別表2
2011	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91、平成23年度建建道第2929号、平成21年度まち建道第653号	文書1、文書2、文書27	建築基準法上の道路判定資料 開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
2012	建築相談に係る事務	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について(平成20年度まち建審第398号)	文書106	建築基準法に違反しているため、適法な状態とするよう所有者へ勧告し、是正計画や事情等を聴くため来庁日時を通知することを決定するための文書	一部開示	別表2
2013	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2014	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2015	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2016	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2017	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2018	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2019	建築基準法の道路種別判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	文書1	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2020	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2021	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2022	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2023	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2024	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	文書2	建築基準法上の道路判定資料	一部開示	別表2
2025	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
2026	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2

2027	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
2028	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
2029	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2
2030	建築基準法の道路種別判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	文書27	開示請求を受け、文書1並びに文書19のうち訴訟関係書類を除く照会文及び文書20について一部開示決定をした起案文書(対象行政文書(写)を含む。)	一部開示	別表2

別表2 一部開示決定をした案件

請求 No.	諮問 番号	開示請求書の記載	決定通知日	決定内容	諮問日	審査請求文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明趣旨
1	1544	<p>1 開示請求行為を故意に遅らせているが条文の該当箇所を明示した上で正当か否か示した開示を要求する。</p> <p>2 伺文の補正依頼書により処理を遅らせている様であると指摘し送着文の例題は、当方で請求した名称を連書してあるが一切開示されてないものである。開示日を明示した上で全文書の閲覧開示を求める。別添（㊦平成23年度建建道第2929号のうちの道路審議票白根〇丁目91）</p>	28.6.23	一部開示	28.10.11	平成23年度建建道第2929号のうちの道路審議票白根〇丁目91	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②3号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報</p> <p>②建築士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事</p>

							務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
2	1545	<p>1 開示請求行為を故意に遅らせているが条文の該当箇所を明示した上で正当か否か示した開示を要求する。</p> <p>2 伺文の補正依頼書により処理を遅らせている様であると指適し送着文の例題は、当方で請求した名称を連書してあるが一切開示されていないものである。開示日を明示した上で全文書の閲覧開示を求める。別添（㊸道路審議票白根〇丁目25）</p>	28.6.23	一部開示	28.10.11	道路審議票白根〇丁目25	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②4号</p>		<p>①個人の氏名、住所、個人印の印影及び印鑑証明書</p> <p>②印鑑証明書及び法人代表者印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所、個人印の印影及び印鑑証明書については、個人に関する情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>印鑑証明書については、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該個人の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。また、法人代表者の印影については、これを公にすると、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。</p>
3	1546	<p>別紙のとおり（①～⑥）</p> <p>※別紙の記載</p> <p>①道路審議票白根〇丁目91</p> <p>②平成21年度まち建道第653号</p> <p>③平成21年度まち建道第653号</p> <p>④平成22年度建建道第1947号</p> <p>⑤平成23年度建建道第2765号</p> <p>⑥平成23年度建建道第2929号</p>	28.6.23	一部開示	28.10.11	道路審議票白根〇丁目26	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p>		①個人の氏名、住所及び土地の地番	<p>個人の氏名、住所及び土地の地番については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、</p>

	<p>⑦平成 24 年度建建道第 826 号 ⑧平成 26 年度建建道第 937 号 ⑨平成 24 年度建建道第 338 号 ⑩平成 23 年度建建道第 2334 号 ⑪平成 23 年度建建道第 2929 号一 式 ⑫平成 23 年度建建道第 2765 号一 式 ⑬平成 24 年度建建道第 826 号一 式 ⑭平成 24 年度建建道第 827 号 ⑮開示請求書(平成 27 年 3 月 9 日) ⑯平成 26 年度建建道第 1616 号 ⑰平成 27 年度建建道第 114 号 ⑱平成 23 年度建建道第 1912 号 ⑲平成 27 年度建建道第 337 号 ⑳平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの 照会書 ㉑平成 22 年度建建道第 1569 号 ㉒平成 26 年度建建道第 862 号 ㉓道路審議票白根〇丁目 44 ㉔道路審議票白根〇丁目 26 ㉕開示請求書 (平成 27 年 6 月 26 日) ㉖道路審議票白根〇丁目 90 ㉗道路審議票白根〇丁目 92 ㉘道路審議票白根〇丁目 25 ㉙道路審議票白根〇丁目 27 ㉚平成 26 年度建建道第 1010 号 ㉛平成 27 年度建建道第 66 号</p>					<p>土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、当時の相談者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p>
--	---	--	--	--	--	---

4	1548	同上	28.6.23	一部開示	28.10.11	平成23年度建建道第2929号	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②3号ア</p> <p>③4号</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書）</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③弁護士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。事件番号、照会先、文書番号及び建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番及び確認番号については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号</p>

							アに該当し、非開示とした。 弁護士印の印影については、これを公にすることにより当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
5	1549	『建建道第2929号（平成24年2月28日付）建築局建築道路課の保有する道路審議票（平成4年度）開示文書を再請求す。』	28.8.15	一部開示	28.10.11	平成23年度建建道第2929号	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.4の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
6	1550	『建建道第1947号（平成22年11月2日付）平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）』開示文書再請求。	28.8.15	一部開示	28.10.12	平成22年度建建道第1947号	全部開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 また、個人を特定する記載については、何人にも公開されている土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登

							<p>記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p> <p>課税台帳情報は、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とした。</p>
7	1551	『建建道第2765号（平成24年2月13日付）建築局建築道路課の保有する道路審議票（平成4年度）』開示文書を再請求す。	28.8.15	一部開示	28.10.12	平成23年度建建道第2765号	全部開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのい

							<p>ずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p>
8	1552	『建建道第 826 号 (平成 24 年 7 月 6 日付) 建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) (平成 21 年度まち建道第 653 号)』 開示文書再請求。	28. 8. 15	一部開示	28. 10. 12	平成 24 年度建建道第 826 号	全部開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号 ④6 号		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報 (公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道	個人の氏名、住所、電話番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、戸籍の附票、住民票、車のナンバー、車のナンバープレートについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

					<p>路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX 番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番)</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③弁護士印の印影</p> <p>④課税台帳情報</p>	<p>公図、登記簿謄本、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、事件番号、照会先、電話番号、FAX 番号、文書番号、建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、確認番号については、何人にも公開されている土地登記簿等の情報等と照合することによって、本件対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人を特定する記載については、何人にも公開されている土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある主張をしている特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番については、何人にも公開されている土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。県営住宅の名称、町内会名、案内図、地名及び土木事務所の所属先については、対象行政文書の内容から特定の地区において通行等のト</p>
--	--	--	--	--	---	--

						<p>ラブルがあったことが推測できることが可能であり、仮に特定の個人を識別することができないとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p> <p>弁護士印の印影について、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。</p> <p>課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とした。</p>
--	--	--	--	--	--	---

9	1554	※別紙のとおり	28. 6. 22	一部開示決定	28. 10. 21	①違反建築物に対する是正勧告の取り消しについて(平成 21 年度まち建審第 310 号) ②違反建築物に対する是正勧告の取り消しについて(平成 21 年度まち建審第 310 号)の施行文書	審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②2 号		①個人の名前、住所及び所在地 ②個人の名前及び住所	非開示部分は、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
10	1563	横浜市長は既に平成 20 年 10 月 22 日 14:10 分に引き継いだと言明しているにも関わらず、弁明書(建建安第 189 号) 2. 非開示とした理由(3)項では、建築安全課(平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課(平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引継ぎした『平成 20 年 10 月 23 日の引き継ぎ時刻と全資料の名称及び枚数の原議一式』の再請求。 既に、建築安全課長(平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部	28. 8. 5	一部開示	28. 11. 22	建築相談票・引継票(平成 21 年 3 月 19 日)	審査請求に係る処分を取り消し、請求書通り文書原議一式を開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の名前、敷地地番、建築確認番号、案内図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図上の地番及び図郭番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、住所	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

	<p>建築審査課長) から平成 20 年 10 月 22 日 14:10 分に建築情報課 (平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課) より旭区白根特定住所 A に関する写真を引き継ぎしたと回答があるにも関わらず、横浜市長は弁明書 (建建安第 189 号) 2. 非開示とした理由 (3) 項では、『平成 20 年 10 月 23 日に紙面に印刷されたものを引き継いだと言質が変わった。引継時刻と全資料の名称及び枚数の原議一式』の写しの再請求。</p> <p>建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』との回答を頂いたが、建建審第 374 号 (平成 21 年 2 月 7 日) で既に写真は開示したと言う写真を含む文書原議一式の再開示を求める。</p> <p>横浜市長弁明書 (建建安第 189 号) 2 項非開示とした理由 (3) 項にて、建築安全課 (平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課) では『平成 20 年 10 月 23 日に</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引継ぎましたと弁明している。横浜市長は既に『引き継ぎ時刻平成 20 年 10 月 22 日 14 : 10 分』と確定している。どちらが虚言でどちらが正当なのか根拠文書写しの交付。</p> <p>横浜市長弁明書（建建安第 189 号）2 項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引き継ぎましたと弁明し、23 日に引き継いだ中には『写真が含まれていました』と、あるが、23 日に引き継いだと判る文書及び写真原議一式写しの交付</p> <p>横浜市長弁明書（建建安第 189 号）2 項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまち</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>づくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継いだ際に写真も含まれていました』と回答を頂いた。引き継いだ全資料と写真一式写しの交付。</p> <p>横浜市長の弁明書（建建情第 230 号）1 及び 2. (2) 項関連紙面に印刷後に消去したとある。建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』との回答が有る。横浜市長が①失態を謝罪した文書。②写した写真と処理模様が判る文書。③紙面に印刷後、消去したことが条例に適しているという根拠文書。④情報課から受領した写真及び文書。①～④への根拠文書を再請求す。</p> <p>横浜市長の弁明書（建建情第 230 号）1 及び 2(2) 項関連. 写さないから最初から保有していなかったにも関わらず、紙面に印刷後写真は消去したとある。①写した写真と処理模様が判る文書。②紙面に印</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>刷後、消去したことが条例に適合しているという根拠文書。④情報課から審査課へ手交した写真及び文書。建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』との回答を頂き、10 月 25 日には勧告書は届いている。発出日時及び発出時刻開示。</p> <p>横浜市長は既に、建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を、平成 20 年 10 月 22 日 14:10 分に引き継いだ。写真は紙に印刷されていた。と言明した文書回答がある。建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に、情報課から相談票と共に写真は引き継いだと回答書を頂いている。引き継いだ際の写真を含む全資料原議一式の写し再請求する。</p> <p>横浜市長弁明書建建情第 230 号</p>					
--	---	--	--	--	--	--

		1. (2)項にて、資料調査及び現地調査を行い、現場で写真を撮影します。に基づき写したようだが、上述の2. (2)項では撮影し紙に印刷したので消去した。と弁明されたので、平成28年6月29日の開示は、被写体が偽造されていた。平成20年10月21日に撮影された正当写真及び紙に印刷された状態での開示を求める。					
11	1564	<p>横浜市長は既に平成20年10月22日14:10分に引き継いだと言明しているにもかかわらず、弁明書（建建安第189号）2.非開示とした理由（3）項では、建築安全課（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成20年10月23日に建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継ぎした『平成20年10月23日の引き継ぎ時刻と全資料の名称及び枚数の原議一式』の再請求。</p> <p>既に、建築安全課長（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課長）から平成20年10月22日14:10分に建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情</p>	28.8.5	一部開示	28.11.22	指導経過	審査請求に係る処分を取り消し、請求書通り文書原議一式を開示するよう求める。
			<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号</p>	①個人の名前		非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。	

	<p>報相談部情報相談課)より旭区白根特定住所Aに関する写真を引き継ぎしたと回答があるにも関わらず、横浜市長は弁明書(建建安第189号)2.非開示とした理由(3)項では、『平成20年10月23日に紙面に印刷されたものを引き継いだと言質が変わった。引継時刻と全資料の名称及び枚数の原議一式』の写しの再請求。</p> <p>建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』との回答を頂いたが、建建審第374号(平成21年2月7日)で既に写真は開示したと言う写真を含む文書原議一式の再開示を求める。</p> <p>横浜市長弁明書(建建安第189号)2項非開示とした理由(3)項にて、建築安全課(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)では『平成20年10月23日に建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する</p>					
--	---	--	--	--	--	--

		る資料を引継ぎましたと弁明している。横浜市長は既に『引き継ぎ時刻平成20年10月22日14:10分』と確定している。どちらが虚言でどちらが正当なのか根拠文書写しの交付。					
12	1565	※別紙のとおり	28.8.5	一部開示	28.11.22	弁明書追加（平成28年7月19日建建安第387号）	審査請求に係る処分を取り消し、請求書通り文書原議一式を開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の名前	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
13	1569	建建審第318号にて、平成20年10月22日に引き継ぎ模様等について発出した各文書について開示請求をする。①建建審第269、318、366、374、507号文書。②建築安全課（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）は『平成20年10月23日にを、22日と読み替えるが、建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課）より旭区白根特定住所Aに関する資料を引継ぎしたと平成28年市長弁明書（建建安第189号）にある。写真は建建審第374号では、平成22年12月7日に	28.8.16	一部開示	28.12.14	建築相談票・引継票（平成21年3月19日）	審査請求に係る処分を取り消し、隠蔽した個人の名前等、対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の名前、敷地地番、建築確認番号、案内図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図上の地番及び図郭番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、住所	請求No.10の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		開示したとある。文書原議一式の開示、再請求。					
14	1570	建建審第 318 号にて、平成 20 年 10 月 22 日に引き継ぎ模様等について発出した各文書について開示請求をする。①建建審第 269、318、366、374、507 号文書。②建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）は『平成 20 年 10 月 23 日にを、22 日と読み替えるが、建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課）より旭区白根特定住所 A に関する資料を引継ぎしたと平成 28 年市長弁明書（建建安第 189 号）にある。写真は建建審第 374 号では、平成 22 年 12 月 7 日に開示したとある。文書原議一式の開示、再請求。	28. 8. 16	一部開示	28. 12. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・指導経過 ・個人情報一部開示決定通知書（平成 22 年 12 月 7 日建建審第 374 号） 	審査請求に係る処分を取り消し、隠蔽した個人の名前等、対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の名前	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
15	1571	建建審第 318 号にて、平成 20 年 10 月 22 日に引き継ぎ模様等について発出した各文書について開示請求をする。①建建審第 269、318、366、374、507 号文書。②建築安全課（平	28. 8. 16	一部開示	28. 12. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」の発出経緯について（再回答）（平成 23 年 10 月 7 日 建建審第 269 号） ・「違反建築物に対する是正勧 	審査請求に係る処分を取り消し、隠蔽した個人の名前等、対象文書の全部を開示するよう求める。

		成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)は『平成 20 年 10 月 23 日にを、22 日と読み替えるが、建築情報課(平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課)より旭区白根特定住所 A に関する資料を引継ぎしたと平成 28 年市長弁明書(建建安第 189 号)にある。写真は建建審第 374 号では、平成 22 年 12 月 7 日に開示したとある。文書原議一式の開示、再請求。				告及び呼出通知書」の発出経緯について(再々回答)(平成 23 年 11 月 4 日 建建審第 318 号) ・「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」の発出経緯について(再々回答)(平成 23 年 12 月 12 日 建建審第 366 号) ・平成 24 年 3 月 10 日付の照会について(回答)(平成 24 年 3 月 22 日 建建審第 507 号) ・弁明書(平成 28 年 6 月 1 日 建建安第 189 号)	
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の名前及び住所	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
16	1572	建築安全課長(平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課長)が『平成 20 年 10 月 22 日に建築情報課(平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課)から旭区白根特定住所 A に関し引継ぎした写真は偽造では無いと回答のあった文書内容について、①『建建審第 26 号文書』。②「引継ぎしたと言う写真」。③「横浜市長が(建建安第 189 号)『平成 20 年 10 月 23 日に紙面に印刷され	28. 8. 16	一部開示	28. 12. 14	弁明書(平成 28 年 6 月 1 日 建建安第 189 号)	審査請求に係る処分を取り消し、隠蔽した個人の名前等、対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の名前及び住所	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

		た写真を引き継いだと変節した弁明書』。④平成 20 年度の検査系の事務範囲を A4 用紙 4 枚に綴り開示した文書。①項、②項、③項、④項、各文書を再請求する。					
17	1573	建築安全課長（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課長）が『平成 20 年 10 月 22 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課）から旭区白根特定住所 A に関し引継ぎした写真は偽造では無いと回答のあった文書内容について、①『建建審第 26 号文書』。②「引継ぎしたと言う写真」。③「横浜市長が（建建安第 189 号）『平成 20 年 10 月 23 日に紙面に印刷された写真を引き継いだと変節した弁明書』。④平成 20 年度の検査系の事務範囲を A4 用紙 4 枚に綴り開示した文書。①項、②項、③項、④項、各文書を再請求する。	28.8. 16	一部開示	28.12.14	『「抗議」他課である審査課長が写真には偽造が無いといわれる根拠を示せ』について（回答）（平成 24 年 4 月 11 日建建審第 16 号）	審査請求に係る処分を取り消し、隠蔽した個人の名前等、対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の名前及び住所	非開示とした部分は、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
18	1577	審査課長が係長時に、2 項道路だと虚言を言い、白根特定地番 A 宅の板塀囲みの取り壊しを強制した際の①誓約書。②向かいの特定地番 B 宅が平成 17 年に石塀を壊し、特定地番 C の建築申請書。③建建審第 269 号で、平成 20 年当時は特定個人甲様の敷地の南側道路・・・と	28.8. 16	一部開示	28.12.14	甲第 9 号証（横浜地方裁判所平成 24 年事件番号 A 慰謝料等損害賠償請求事件）のうち誓約書	審査請求に係る処分を取り消し、隠蔽した個人の名前等、対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の名前、住所、地番、個人印の印影	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることか

		懲りずに謳っているが、南側の何処からどこまでが一部で道路なのか位置範囲の実測図。④当時の道路台帳に建築基準法第42条第2項道路と表示があったについて明示された公図と文書。①～④項、各文書の再請求する。					ら、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
19	1579	横浜市長林文子が、作成日の無い文書を、横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長三辺夏雄あてに送付されている件について照会した。反論しますかと逆照会があった。開示の実施一表について開示請求日平成27年6月26日、開示の実施同27年10月2日再開示開示文書に納得せず閲覧の途中で帰宅とある。①平成27年6月26日付け開示請求文書に対し、実施機関が発出した開示通知書の開示を求める。	28.8.15	一部開示	28.12.14	平成27年建建道第643号	処分を取り消し開示するように求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①第2号		①個人の氏名	個人の氏名は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
20	1580	横浜市長林文子が、非開示理由説明書として文書作成日の記載の無い文書を、横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長三辺夏雄あてに送付されていると照会した。反論しますかと逆照会があった。開示の実施一表について開示請求日平成27年6月26日、開示の実施同27年9月2日連絡もなく来庁せずとある。①平成27年6月26日	28.8.15	一部開示	28.12.14	平成27年建建道第643号	処分を取り消し開示するように求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①第2号		①個人の氏名	請求No.19の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		付け開示請求文書に対し、実施機関が発出した開示通知書の開示を求める。					
21	1581	横浜市長林文子が、作成日の無い文書を、横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長三辺夏雄あてに送付されている件について照会した。反論しますかと逆照会があった。開示の実施一表について開示請求日平成27年6月26日、開示の実施同27年11月25日再開示・連絡もなく来庁もせずとある。①平成27年6月26日付け開示請求文書に対し、実施機関が発出した開示通知書の開示を求める。	28.8.15	一部開示	28.12.14	平成27年建建道第643号	処分を取り消し開示するように求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①第2号		①個人の氏名	請求No.19の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
22	1582	平成21年9月に当該道路の一部を2項道路から否道路に判定替えした。について①昭和25年11月25日から2項道路だと明示された文書。②判定替えした根拠文書。③催告したことを、取り消した根拠文書。④取り消し後の平成22年10月、2項道路だと虚偽作成した文書。⑤取り消し後、隣家へ2項道路だと虚言質で吹聴した文書。⑥取り消し後、隣家へ2項道路だと証明した文書。⑦取り消し後、隣家へ証拠書として作成した文書。⑧平成28年6月10日、「何で2項道路と云ったのかな～」と家並み	28.8.15	一部開示	28.12.15	平成22年度建建道第1677号	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名及び個人が推測される情報(照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、FAX番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書)	個人の住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、照会先、土木事務所の所属先、税務課の所属先、文書番号、電話番号、FAX番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記事項証明書等の情報と

		も無い私有地を職員が再確認した際、判定基準にした根拠文書。⑨視察結果をI殿に報告した文書。①～⑨項文書再請求。					照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
23	1583	審査課長が係長時、2項道路だと虚言を言い誓約書を書かせ、囲っていた板塀を撤去させ後退させた誓約書に対し、①後任係長、現建築指導部長A殿が、平成4年7月7日に謝罪した文書。②現建築指導部長A殿が、平成4年7月7日に謝罪した敷地内に設置した物置に対し、今般、違反と勧告した根拠文書。③取り消し謝罪する際に関係職員へ聴取したと言う書面、聴取簿。④取り消し謝罪後も懲りずに、2項道路として偽造した区域と面積の実測図。再請求。	28.8.15	一部開示	28.12.15	平成22年度建建道第1677号	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名及び個人が推測される情報(照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、FAX番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書)	請求No.22の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
24	1584	実施機関林文子横浜市長弁明書、建建安第758号(平成28年10月21日)の第1項(2)市民からの相談に係る事務について、地番特定地番Aの建築基準法の違反が認められ・まちづくり調整局建築審査部建築審査課(現在の安全課)が建築主や建築物の所有者に対し初期指導業務を行っていました。と	28.12.6	一部開示	29.1.6	指導経過	一部開示決定の処分を取り消すと共に、請求通りの文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の名前	請求No.11の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		の指導した文書の写し。					
25	1587	実施機関林文字横浜市長弁明書、 建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項（2）、調査の結果、 地番特定地番Aの建築基準法に違反した疑いがある・・建築基準法道路として明示された範囲文書の写し	28.12.9	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア	29.2.2	道路審議票白根〇丁目91 ①個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。 個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。 土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等の当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当する。

26	1588	実施機関林文字横浜市長弁明書、 建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）の第 1 項（2）、調査の結果、 地番特定地番 A の建築基準法に違 反する疑いがある・建築基準法道 路として明示された範囲文書の写 し	28. 12. 9	一部開示	29. 2. 2	道路審議票白根○丁目 91	一部開示決定を取り消し、開示するよう求 める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番及び個人が推測さ れる情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」 と同じ
27	1589	実施機関林文字横浜市長弁明書、 建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）の第 1 項（2）、調査結果、 地番特定地番 A の建築基準法に違 反する疑いがある・建築基準法道 路位置寸法が現況の何処にあるの か。道路法道路の位置寸法が現況 の何処に存在するのか。双方を明 示された文書の写し	28. 12. 9	一部開示	29. 2. 2	道路審議票白根○丁目 91	一部開示決定を取り消し、開示するよう求 める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番及び個人が推測さ れる情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」 と同じ
28	1590	実施機関は、平成 23 年 12 月 6 日 付（照会）についての（回答）で は、平成 4 年に道路審議票が作成 され、今後建築確認時には後退を 指導するという指導方針に基づい て道路後退をさせたと、建築局建 築道路課 G、建築審査課 K 名の文 書。下段に建築道路課担当 J・建 築審査課検査係担当 L と記載あ る。道路審議した年月日及び審議 した土地、が記載されている平成 4 年作成の道路審議票の開示。	28. 12. 22	一部開示	29. 2. 2	道路審議票白根○丁目 91	一部開示決定を取り消し、開示するよう求 める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番及び個人が推測さ れる情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」 と同じ

29	1591	審査課は平成4年作成の道路審票の中で、今後建築確認時には後退を指導するという指導方針が出されたためとの返書を頂いた文書の開示を求める。尚、I課長から昭和25年11月23日施行の基準法道路の位置、区域及び公図の平成4年作成の道路審議票を明示し、今後建築確認時には後退を指導するという区域を明示した文書と指導方針が出された文書の送付	28.12.22	一部開示	29.2.2	道路審議票白根○丁目91	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
30	1592	1.H27年3月9日付開示請求書に対し、建建道第1616号3月23日付に請求文書は記載され、60日の延長依頼文書送着から、9か月経過したにも関わらず、開示されていない。不法開示を指摘し、再々督促する。「写しの交付」 2.平成23年6月26日付け開示請求書について、移送通知書の送着もなく、何処へ送ったのかも不明の上、6か月が経過しているが不開示になっている。早期開示を督促する。 5.平成23年に作り、平成四年に作られたと開示された道路審議票白根特定丁目91号文書の調査書（作成年月日、判定欄、判定意見欄、建築主相談者欄及び調査意見・経過欄）の資料5部（B4・2	28.12.9	一部開示	29.2.2	道路審議票白根○丁目91	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		枚含む) 原議 13. 建建道第 1010 号 (H26. 11. 6 付) の閲覧。					
31	1593	3. 『平成 4 年白根特定丁目 (○丁目) 90』 文書。原議一式。 4. 『平成 4 年白根特定丁目 (○丁目) 92』 文書。原議一式。	28. 12. 9	一部開示	29. 2. 2	道路審議票白根○丁目 91	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
32	1594	ニ 3 月 9 日付開示請求を平成 27 年 4 月 28 日開示決定した開示決定通知書。 ホ 3 月 9 日付開示請求を平成 27 年 5 月 18 日開示した開示文書一式。	28. 12. 9	一部開示	29. 2. 2	平成 24 年度建建道第 338 号	全部開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載及び個人が推測される情報 (公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び土地の地番) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレートについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、地名、土地の地番、照会先、文書番号、建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、確認番号及び

							<p>土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを偽造することにより、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p> <p>弁護士印の印影について、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。</p>
33	1595	1. H27年3月9日付開示請求書に対し、建建道第1616号3月23日付に請求文書は記載され、60日の延長依頼文書送着から、9か月経過したにも関わらず、開示されていない。不法開示を指摘し、再々督促する。「写しの交付」	28. 12. 9	一部開示	29. 2. 2	平成24年度建建道第338号	全部開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載及び個人が	請求No. 32の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		<p>2. 平成 23 年 6 月 26 日付け開示請求書について、移送通知書の送着もなく、何処へ送ったのかも不明の上、6 か月が経過しているが不開示になっている。早期開示を督促する。</p> <p>5. 平成 23 年に作り、平成四年に作られたと開示された道路審議票白根特定丁目 91 号文書の調査書（作成年月日、判定欄、判定意見欄、建築主相談者欄及び調査意見・経過欄）の資料 5 部（B4・2 枚含む）原議</p> <p>13. 建建道第 1010 号（H26. 11. 6 付）の閲覧。</p>				<p>推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び土地の地番）</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③弁護士印の印影</p>	
34	1596	<p>①建建道第 33 号（24. 5. 16）標題文書</p> <p>②〃第 2334 号（23. 12. 16）文書一式（弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会があったため回答を行いました。）とあるが（その照会文一式</p> <p>③それぞれの相手方に回答した文書一式</p>	28. 12. 22	一部開示	29. 2. 2	平成 24 年度建建道第 338 号	全部開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>①2 号</p> <p>②3 号ア</p> <p>③4 号</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、文書番号、確認番号、建築</p>	請求 No. 32 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

						計画概要書、地名及び土地の地番) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	
35	1597	ニ 3月9日付開示請求を平成27年4月28日開示決定した開示決定通知書。 ホ 3月9日付開示請求を平成27年5月18日開示した開示文書一式。	28.12.9	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2334号	全部開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、土地の地番、確認年月日及び個人印の印影	個人の氏名、住所及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番及び確認年月日については、何人にも閲覧可能な土地登記簿や建築計画概要書等の情報等と照合することによって、照会及び回答に係る関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
36	1598	1.H27年3月9日付開示請求書に対し、建建道第1616号3月23日付に請求文書は記載され、60日の延長依頼文書送着から、9か月経過したにも関わらず、開示されていない。不法開示を指摘し、再々督促	28.12.9	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2334号	全部開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、土地の地番、確認年月日及び個人印の印影	請求No.35の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		<p>する。「写しの交付」</p> <p>2. 平成 23 年 6 月 26 日付け開示請求書について、移送通知書の送着もなく、何処へ送ったのかも不明の上、6 か月が経過しているが不開示になっている。早期開示を督促する。</p> <p>5. 平成 23 年に作り、平成四年に作られたと開示された道路審議票白根特定丁目 91 号文書の調査書（作成年月日、判定欄、判定意見欄、建築主相談者欄及び調査意見・経過欄）の資料 5 部（B4・2 枚含む）原議</p> <p>13. 建建道第 1010 号（H26. 11. 6 付）の閲覧</p>					
37	1599	<p>建建道第 33 号（24. 5. 16）標題文書</p> <p>② 〃 第 2334 号（23. 12. 16）文書一式（弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会があったため回答を行いました。）とあるが（その照会文一式</p> <p>③ それぞれの相手方に回答した文書一式</p>	28. 12. 22	一部開示	29. 2. 2	平成 23 年度建建道第 2334 号	全部開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>① 2 号</p>			<p>① 個人の氏名、住所、土地の地番、確認年月日及び個人印の印影</p>
38	1600	<p>審査課は平成 4 年作成の道路審票の中で、今後建築確認時には後退を指導するとの指導方針が出されたためという返書を頂いた文書の開示を求める。尚、I 課長から昭</p>	28. 12. 22	一部開示	29. 2. 2	平成 23 年度建建道第 2334 号	全部開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>① 2 号</p>			<p>① 個人の氏名、住所、土地の地番、確認年月日及び個人印の印影</p>

		和 25 年 11 月 23 日施行の基準法道路の位置、区域及び公図の平成 4 年作成の道路審議票を明示し、今後建築確認時には後退を指導するという区域を明示した文書と指導方針が出された文書の送付					
39	1601	ロ建築道路課長が建建道第 1569 号（平成 22 年 9 月 16 日付）、横浜地方裁判所平成 22 年事件番号 C 不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（照会）と題し当該課及び審査課、違反对策課、旭区税務課、照会書にある各人、旭土木事務所副所長等に対応を指示した。（1）照会書（平成 22 年 9 月 2 日）及び（2）訴訟関係書類一式の写し。	28.12. 9	一部開示	29.2. 2	平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書	全部開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②4 号		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、土木事務所の所属先及び土地の地番） ②弁護士印の印影	個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレートについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、土木事務所の所属先、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本

							文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 弁護士印の印影について、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
40	1602	ニ3月9日付開示請求を平成27年4月28日開示決定した開示決定通知書。 ホ3月9日付開示請求を平成27年5月18日開示した開示文書一式。	28.12.9	一部開示	29.2.2	平成27年度建建道第114号	全部開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名	個人の氏名は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
41	1603	1.H27年3月9日付開示請求に対し、建建道第1616号3月23日付に請求文書は記載され、60日の延長依頼文書送着から、9か月経過したにも関わらず、開示されていない。不法開示を指摘し、再々督促する。「写しの交付」 2.平成23年6月26日付け開示請求書について、移送通知書の送着もなく、何処へ送ったのかも不明の上、6か月が経過しているが不開示になっている。早期開示を督促する。	28.12.9	一部開示	29.2.2	平成26年度建建道第1010号	全部開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名	個人の氏名は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

		5. 平成 23 年に作り、平成四年に作られたと開示された道路審議票白根特定丁目 91 号文書の調査書（作成年月日、判定欄、判定意見欄、建築主相談者欄及び調査意見・経過欄）の資料 5 部（B4・2 枚含む）原議 13. 建建道第 1010 号（H26. 11. 6 付）の閲覧。					
42	1604	1. H27 年 3 月 9 日付開示請求に対し、建建道第 1616 号 3 月 23 日付に請求文書は記載され、60 日の延長依頼文書送着から、9 か月経過したにも関わらず、開示されていない。不法開示を指摘し、再々督促する。「写しの交付」 2. 平成 23 年 6 月 26 日付け開示請求書について、移送通知書の送着もなく、何処へ送ったのかも不明の上、6 か月が経過しているが不開示になっている。早期開示を督促する。 5. 平成 23 年に作り、平成四年に作られたと開示された道路審議票白根特定丁目 91 号文書の調査書（作成年月日、判定欄、判定意見欄、建築主相談者欄及び調査意見・経過欄）の資料 5 部（B4・2 枚含む）原議 13. 建建道第 1010 号（H26. 11. 6	28. 12. 9	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号 ④6 号	29. 2. 2	平成 24 年度建建道第 826 号 ①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX 番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	全部開示を求める。 請求 No. 8 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		付)の閲覧。					
43	1605	<p>1. H27年3月9日付開示請求に対し、建建道第1616号3月23日付に請求文書は記載され、60日の延長依頼文書送着から、9か月経過したにも関わらず、開示されていない。不法開示を指摘し、再々督促する。「写しの交付」</p> <p>2. 平成23年6月26日付け開示請求書について、移送通知書の送着もなく、何処へ送ったのかも不明の上、6か月が経過しているが不開示になっている。早期開示を督促する。</p> <p>5. 平成23年に作り、平成四年に作られたと開示された道路審議票白根特定丁目91号文書の調査書（作成年月日、判定欄、判定意見欄、建築主相談者欄及び調査意見・経過欄）の資料5部（B4・2枚含む）原議</p> <p>13. 建建道第1010号（H26.11.6付）の閲覧</p>	28.12.9	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2929号	全部開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②3号ア</p> <p>③4号</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書）</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③弁護士印の印影</p>	請求No.4の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
44	1606	<p>1. H27年3月9日付開示請求に対し、建建道第1616号3月23日付に請求文書は記載され、60日の延長依頼文書送着から、9か月経過したにも関わらず、開示されていない。不法開示を指摘し、再々督促</p>	28.12.9	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2765号	全部開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報</p>	請求No.7の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		<p>する。「写しの交付」</p> <p>2. 平成 23 年 6 月 26 日付け開示請求書について、移送通知書の送着もなく、何処へ送ったのかも不明の上、6 か月が経過しているが不開示になっている。早期開示を督促する。</p> <p>5. 平成 23 年に作り、平成四年に作られたと開示された道路審議票白根特定丁目 91 号文書の調査書（作成年月日、判定欄、判定意見欄、建築主相談者欄及び調査意見・経過欄）の資料 5 部（B4・2 枚含む）原議</p> <p>13. 建建道第 1010 号（H26. 11. 6 付）の閲覧。</p>		②3 号ア		②建築士印の印影	
45	1607	<p>1. H27 年 3 月 9 日付開示請求書に対し、建建道第 1616 号 3 月 23 日付に請求文書は記載され、60 日の延長依頼文書送着から、9 か月経過したにも関わらず、開示されていない。不法開示を指摘し、再々督促する。「写しの交付」</p> <p>2. 平成 23 年 6 月 26 日付け開示請求書について、移送通知書の送着もなく、何処へ送ったのかも不明の上、6 か月が経過しているが不開示になっている。早期開示を督促する。</p> <p>5. 平成 23 年に作り、平成四年に</p>	28. 12. 9	<p>一部開示</p> <p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>①2 号</p> <p>②3 号ア</p> <p>③6 号</p>	29. 2. 2	<p>平成 22 年度建建道第 1947 号</p> <p>①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③課税台帳情報</p>	<p>全部開示を求める。</p> <p>請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ</p>

		作られたと開示された道路審議票 白根特定丁目 91 号文書の調査書 (作成年月日、判定欄、判定意見 欄、建築主相談者欄及び調査意 見・経過欄) の資料 5 部 (B4・2 枚含む) 原議 13. 建建道第 1010 号 (H26. 11. 6 付) の閲覧。					
46	1608	1. H27 年 3 月 9 日付開示請求書に対 し、建建道第 1616 号 3 月 23 日付 に請求文書は記載され、60 日の延 長依頼文書送着から、9 か月経過し たにも関わらず、開示されていない。 不法開示を指摘し、再々督促 する。「写しの交付」 2. 平成 23 年 6 月 26 日付け開示請 求書について、移送通知書の送着 もなく、何処へ送ったのかも不明 の上、6 か月が経過しているが不開 示になっている。早期開示を督促 する。 5. 平成 23 年に作り、平成四年に 作られたと開示された道路審議票 白根特定丁目 91 号文書の調査書 (作成年月日、判定欄、判定意見 欄、建築主相談者欄及び調査意 見・経過欄) の資料 5 部 (B4・2 枚含む) 原議 13. 建建道第 1010 号 (H26. 11. 6 付) の閲覧	28. 12. 9	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ① 2 号 ② 3 号ア ③ 6 号	29. 2. 2	平成 21 年度建建道第 653 号 ① 個人の氏名、住所、個人を特 定する記載内容及び土地の地 番 ② 建築士印の印影 ③ 課税台帳情報	全部開示を求める。 個人の氏名及び住所については、個人に関 する情報であって、特定の個人を識別する ことができるものであることから、情報公 開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、 本号ただし書アからウまでのいずれにも該 当せず、非開示とした。また、個人を特定 する記載については、何人にも閲覧可能な 土地登記簿等の情報等と照合することによ って、ある主張をしている特定個人の氏名 及び住所を容易に推測することが可能であ り、また、土地の地番については、何人にも 閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合す ることによって、ある処分を受けた特定の 個人の氏名及び住所を容易に推測すること が可能であり、特定の個人を識別すること ができることとなるものであることから、

						<p>本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p> <p>課税台帳情報は、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第6号アに該当し、非開示とした。</p>	
47	1609	3. 平成27年3月9日付け開示請求書の開示。(60日延長通知書は存在)「督促」	28.12.9	一部開示	29.2.2	開示請求書(平成27年3月9日)	全部開示を求める。
		4. 平成27年6月26日付け開示請求書の開示。(60日延長通知書は存在)「督促」		情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

48	1610	3. 平成 27 年 3 月 9 日付け開示請求書の開示。(60 日延長通知書は存在)「督促」 4. 平成 27 年 6 月 26 日付け開示請求書の開示。(60 日延長通知書は存在)「督促」	28. 12. 9	一部開示	29. 2. 2	開示請求書 (平成 27 年 6 月 26 日)	全部開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号及び主張の内容	個人の氏名、住所、電話番号及び主張の内容は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
49	1611	平成 4 年に道路審票が作成され、「それ以降道路後退を指導しておりましたが、特定個人甲様からの相談を受け、平成 21 年 9 月に、昭和 22 年、29 年の航空写真や地形図などの各種資料を総合的に検討した結果、2 項道路では無かったことが判明しましたので、道路後退の指導を行わないことと、見直しを行いました。」と未だに続く虚言詭弁だが、新築を担当した建築指導部長 A 殿恥ずかしくないのか謝罪をしないと 3 度文書を頂いているが、①建築基準法第 42 条第 2 項道路だと指導した地番特定地番 A、特定地番 B、特定地番 D、特定地番 F、特定地番 G、特定地番 H 申請書及び指導したと言う証拠書の開示。②横浜弁護士会からの弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会文書。③回答文書。④建建道第 2334	28. 12. 27	一部開示	29. 2. 9	平成 23 年度建建道第 2334 号	全部開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、土地の地番、確認年月日及び個人印の印影	請求 No. 35 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		号（平成 23 年 12 月 16 日）					
50	1612	①の通り、平成 4 年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたため、この判断に基づき、それ以降確認された特定個人丙邸（平成 4 年 4 月 23 日確認、現特定個人甲邸）については、道路後退の指導を行いましたと課長が言われている。イ建建道第 2334 号（平成 23 年 12 月 16 日）（平成 23 年 12 月 6 日付（照会）について（回答）文書。ロ①の通りと謳われた平成 4 年作成の道路審議票（1 相談した年月日 2 文書作成年月日 3 審議した土地 4 調査した年月日 5 調査した資料）文書。ハ昭和 25 年 11 月 23 日施行の建築基準法第 42 条第 2 項道路と道路後退を約束させた誓約書。ニ平成 4 年 4 月 23 日確認された確認書。ホ平成 4 年 3 月 12 日の申請書。	28. 12. 27	一部開示	29. 2. 9	平成 23 年度建建道第 2334 号	全部開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、土地の地番、確認年月日及び個人印の印影	請求 No. 35 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
51	1614	①の通り、平成 4 年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたため、この判断に基づき、それ以降確認された特定個人丙邸（平成 4 年 4 月 23 日確認、現特定個人甲邸）については、道路後退	28. 12. 27	一部開示	29. 2. 9	道路審議票白根〇丁目 91	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		の指導を行いましたと課長が言われている。イ建建道第 2334 号 (平成 23 年 12 月 16 日) (平成 23 年 12 月 6 日付 (照会) について (回答) 文書。ロ①の通りと謳われた平成 4 年作成の道路審議票 (1 相談した年月日 2 文書作成年月日 3 審議した土地 4 調査した年月日 5 調査した資料) 文書。ハ昭和 25 年 11 月 23 日施行の建築基準法第 42 条第 2 項道路と道路後退を約束させた誓約書。ニ平成 4 年 4 月 23 日確認された確認書。ホ平成 4 年 3 月 12 日の申請書。					
52	1615	①の通り、平成 4 年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたため、この判断に基づき、それ以降確認された特定個人丙邸 (平成 4 年 4 月 23 日確認、現特定個人甲邸)・については、道路後退の指導を行いましたと課長が言われている。イ建建道第 2334 号 (平成 23 年 12 月 16 日) (平成 23 年 12 月 6 日付 (照会) について (回答) 文書。ロ①の通りと謳われた平成 4 年作成の道路審議票 (1 相談した年月日 2 文書作成年月日 3 審議した土地 4 調査した年月日 5 調査した資料) 文書。ハ昭和 25 年 11 月 23	28. 12. 27	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア	29. 2. 9	道路審議票白根〇丁目 91 ①個人の氏名、住所、電話番号及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。 請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		日施行の建築基準法第42条第2項道路と道路後退を約束させた誓約書。ニ平成4年4月23日確認された確認書。ホ平成4年3月12日の申請書。					
53	1616	①の通り、平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたため、この判断に基づき、それ以降確認された特定個人丙邸（平成4年4月23日確認、現特定個人甲邸）については、道路後退の指導を行いましたと課長が言われている。イ建建道第2334号（平成23年12月16日）（平成23年12月6日付（照会）について（回答）文書。ロ①の通りと謳われた平成4年作成の道路審議票（1相談した年月日2文書作成年月日3審議した土地4調査した年月日5調査した資料）文書。ハ、昭和25年11月23日施行の建築基準法第42条第2項道路と道路後退を約束させた誓約書。ニ、平成4年4月23日確認された確認書。ホ、平成4年3月12日の申請書。	29.1.6	一部開示	29.2.9	甲第9号証（横浜地方裁判所平成24年事件番号A 慰謝料等損害賠償請求事件）のうち誓約書	請求文書とは異なる標題を謳い、連結した文書は非開示により隠蔽することなく、請求通りの文書の原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の名前、住所、地番及び個人印の印影	請求No.18の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
54	1617	①平成20年10月22日に某枚（20旭16含む）の文書を情報相談課SからMへ手交された際の全文書。 ②手交の際に添付されていた情報	29.1.6	一部開示	29.2.9	甲第9号証（横浜地方裁判所平成24年（ワ）事件番号A 慰謝料等損害賠償請求事件）のうち誓約書	請求文書とは異なる標題を謳い、連結した文書は非開示により隠蔽することなく、請求通りの文書の原議一式写しを開示するよう求める。

	<p>相談課の決裁文書。③K課長（照会日不詳）が13時15分に、「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と当時の担当者Sが撮影したと確認した文書。根拠は別葉で回答願います。④Mに写真を受領した事実を照会し、写真を受領した写真は偽造されたものでは無い。とK、L、N名にて書面回答を頂いている。確認した際の聴取書。事実と判断した根拠は、別葉文書にてI課長から回答願いたい。⑤K審査課長が、白根特定丁目地番特定地番Aに対し、建建道第2334号（平成23年12月16日）平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いました。と回答を頂いている。平成4年と確認した作成年月日及び場所が鮮明に記載されている審査課が判断した道路審議票の開示。⑥昭和25年11月23日に建築基準法第42条第2項が施行され2項道路になっている。と平成4年4月22日に白根地番特定地番Aの建築申請者2名に誓約書を書かせ板塀を壊させた際の誓約書。平成4年作成の道路審議票</p>	<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号</p>		<p>①個人の名前、住所、地番及び個人印の印影</p>	<p>請求 No. 18 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ</p>
--	--	-----------------------------	--	-----------------------------	------------------------------------

	<p>の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたため、この判断に基づき、道路後退の指導を行いました。とは矛盾している。現安全課課長 I 殿からの別葉で文書回答願います。⑥については開示願います。⑦白根地番特定地番Aについて特定個人丁他 5 名（署名押印）の 14 行から構成されている文書を（平成 4 年 3 月 11 日付）で K 課長が係長時に受領した際の文書。⑧白根特定丁目地番特定地番 A に対し、A（旭区建築課係長）が平成 4 年 7 月 7 日に建築基準に適法と審査し、金融公庫代理店 K 金庫 B 支店へ合格と通知した際の文書。平成 4 年 4 月 23 日付で建築許可書（合格通知書）を横浜旭局から申請者に発送した許可書及び平成 4 年 3 月 12 日に申請した建築申請概要書。⑨昭和 25 年 11 月 23 日に建基法が施行され 2 項道路になっている。という公図の開示。と誓約書を書かせたにも関わらず、平成 4 年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いましたとの方針文書。⑩建建道第 2334 号（平成</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		23年12月16日)の文書で、2項道路の判定は、その時々において集めた資料により判断している。また、当初における判断が、その時々で違うことは認識しており、2項道路だと調査した文書。又その時々で違うことについては認識しており、と認識された文書。					
55	1618	①平成20年10月22日に某枚(20旭16含む)の文書を情報相談課SからMへ手交された際の全文書。 ②手交の際に添付されていた情報相談課の決裁文書。③K課長(照会日不詳)が13時15分に、「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と当時の担当者Sが撮影したと確認した文書。根拠は別葉で回答願います。④Mに写真を受領した事実を照会し、写真を受領した写真は偽造されたものでは無い。とK、L、N名にて書面回答を頂いている。確認した際の聴取書。事実と判断した根拠は、別葉文書にてI課長から回答願いたい。⑤K審査課長が、白根特定丁目地番特定地番Aに対し、建建道第2334号(平成23年12月16日)平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出され	29.1.6	一部開示	29.2.9	(1)『「再抗議」他課である審査課長が写真には偽造が無いといわれる根拠を示せ建建審第16号(24.4.11)関連』について(回答)(平成24年度 建建審第113号) (2)『「再抗議」他課である審査課長が写真には偽造が無いといわれる根拠を示せ建建審第16号(24.4.11)関連』について(再回答)(平成24年度 建建審第146号)	請求文書とは異なる標題を謳い、連結した文書は非開示により隠蔽することなく、請求通りの文書の原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の名前及び住所	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

	<p>たためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いました。と回答を頂いている。平成4年と確認した作成年月日及び場所が鮮明に記載されている審査課が判断した道路審議票の開示。⑥昭和25年11月23日に建築基準法第42条第2項が施行され2項道路になっている。</p> <p>と平成4年4月22日に白根地番特定地番Aの建築申請者2名に誓約書を書かせ板塀を壊させた際の誓約書。平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたため、この判断に基づき、道路後退の指導を行いました。とは矛盾している。現安全課課長I殿からの別葉で文書回答願います。⑥については開示願います。⑦白根地番特定地番Aについて特定個人丁他5名（署名押印）の14行から構成されている文書を（平成4年3月11日付）でK課長が係長時に受領した際の文書。⑧白根特定丁目地番特定地番Aに対し、A（旭区建築課係長）が平成4年7月7日に建築基準に適法と審査し、金融公庫代理店A信用金庫B支店へ合格と通知した際の文書。平成4年4月23日付で建築許可書（合格通知</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		書)を横浜旭局から申請者に発送した許可書及び平成4年3月12日に申請した建築申請概要書。⑨昭和25年11月23日に建基法が施行され2項道路になっている。という公図の開示。と誓約書を書かせたにも関わらず、平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いましたとの方針文書。⑩建建道第2334号(平成23年12月16日)の文書で、2項道路の判定は、その時々において集めた資料により判断している。また、当初における判断が、その時々で違うことは認識しており、2項道路だと調査した文書。又その時々で違うことについては認識しており、と認識された文書。					
56	1619	①平成20年10月22日に某枚(20旭16含む)の文書を情報相談課SからMへ手交された際の全文書。②手交の際に添付されていた情報相談課の決裁文書。③K課長(照会日不詳)が13時15分に、「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と当時の担当者Sが撮影したと確認した文書。根拠は別葉で回答願います。④Mに	29.1. 5	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号	29.2. 10	平成21年度まち建道第653号 ①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。 請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

	<p>写真を受領した事実を照会し、写真を受領した写真は偽造されたものではない。とK、L、N名にて書面回答を頂いている。確認した際の聴取書。事実と判断した根拠は、別葉文書にてI課長から回答願いたい。⑤K審査課長が、白根特定丁目地番特定地番Aに対し、建建道第2334号（平成23年12月16日）平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いました。と回答を頂いている。平成4年と確認した作成年月日及び場所が鮮明に記載されている審査課が判断した道路審議票の開示。⑥昭和25年11月23日に建築基準法第42条第2項が施行され2項道路になっている。</p> <p>と平成4年4月22日に白根地番特定地番Aの建築申請者2名に誓約書を書かせ板塀を壊させた際の誓約書。平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたため、この判断に基づき、道路後退の指導を行いました。とは矛盾している。現安全課課長I殿からの別葉で文書回答願います。⑥</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>については開示願います。⑦白根地番特定地番Aについて特定個人丁他5名(署名押印)の14行から構成されている文書を(平成4年3月11日付)でK課長が係長時に受領した際の文書。⑧白根特定丁目地番特定地番Aに対し、A(旭区建築課係長)が平成4年7月7日に建築基準に適法と審査し、金融公庫代理店A信用金庫B支店へ合格と通知した際の文書。平成4年4月23日付で建築許可書(合格通知書)を横浜旭局から申請者に発送した許可書及び平成4年3月12日に申請した建築申請概要書。⑨昭和25年11月23日に建基法が施行され2項道路になっている。という公図の開示。と誓約書を書かせたにも関わらず、平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いましたとの方針文書。⑩建建道第2334号(平成23年12月16日)の文書で、2項道路の判定は、その時々において集めた資料により判断している。また、当初における判断が、その時々で違うことは認識しており、2項道路だと調査した文書。又</p>					
--	---	--	--	--	--	--

		その時々で違うことについては認識しており、と認識された文書。					
57	1620	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。	29.1.13	一部開示	29.2.16	違反建築物に対する是正勧告の取り消しについて(平成21年度まち建審第310号)の施行文書	請求文書とは異とする文書を標題にしているが、請求通りの文書原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		個人の名前及び住所	非開示部分は、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第7条第2項第2号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
58	1621	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪で	29.1.13	一部開示	29.2.16	建築相談票・引継票(平成21年3月19日)のうちの写真	請求文書とは異とする文書を標題にしているが、請求通りの文書原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①住所	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

		はないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。						
59	1623	<p>建築局長は建建道第2633号で「弁護士法第23条の2の第2項に基づいた依頼があったと「建基法第42条第2項による2項道路だ」と嘘の回答書を訴訟相手代理人へし、相手の裁判費用(420万円)と私の分を足した三分の二と現金20万円も合わせて支払えとの判決に加担した。横浜市建築局の虚言行政に対し、下記の通り開示請求をす。</p> <p>4. 建築局長が建建道第1677号(平成22年9月22日付)にて原告、被告両者の陳述文書を読み確認した上でと合わせ、弁護士法第23条の2の第2項により『2項道路か否かの照会があった』と虚偽言質にて、訴訟文書を送付し返書を求めた部署一覧表の原議。</p>	29.1. 13	<p>一部開示</p> <p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②4号</p>	29.2. 24	平成22年度建建道1569号	<p>全部開示を求める。</p> <p>①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び個人が推測される情報(公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先及び土地の地番)</p> <p>②弁護士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレートについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、あ</p>

						<p>る事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>弁護士印の印影について、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。</p>	
60	1624	<p>建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで後退していないが今後は指導する」と道路後退をしていないと明示されている文書原議一式。②平成20年時の資料が、平成4年に作成された明示された文書原議一式。③建築局に、建築家が依頼した年月日を聞かれたが建築局には教えなかったにも関わらず、11月7日（月曜）の確認時にはH4の記載は無かった。平成4年に作成された原議一式。④犯罪の事実はありません以降・①他署からの違反か否か相談課へ問合わせ一切の写し。②平成20年10月21日に現認時の写真の写し。③検査係に引継</p>	29.1. 13	一部開示	29.2. 24	道路審議票白根〇丁目91	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影</p>	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		いだ全ての資料の写し。					
61	1626	ア.「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）建道第 1947 号平成 22 年 11 月 2 日付 42 通の行政文書原議一式写し。とイ. 建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日付「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）20 通の行政文書原議一式写しを閲覧した。①同じ標題でアは 42 通とイは 20 通と通数に違いがある。②アとイの文書内容がすべて違っていた。違いについて実施機関は、アは「平成 21 年度まち建道第 653 号が先に記載されている。」イは「平成 21 年度まち建道第 653 号が後に記載されている。」だから違うと弁明された。アとイの両行政文書の原議写し。及び、両行政文書の立案文書と経同した文書の開	29.1. 19	一部開示	29.2. 28	平成 24 年度建道第 826 号	全部開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号 ④6 号		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX 番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	請求 No. 8 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		示。					
62	1627	ア.「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）」建道第 1947 号平成 22 年 11 月 2 日付 42 通の行政文書原議一式写し。とイ. 建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日付「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）」20 通の行政文書原議一式写しを閲覧した。①同じ標題でアは 42 通とイは 20 通と通数に違いがある。②アとイの文書内容がすべて違っていた。違いについて実施機関は、アは「平成 21 年度まち建道第 653 号が先に記載されている。」イは「平成 21 年度まち建道第 653 号が後に記載されている。」だから違うと弁明された。アとイの両行政文書の原議写し。及び、両行政文書の立案文書と経伺した文書の開示。	29.1. 19	一部開示	29.2. 28	平成 22 年度建道第 1947 号	全部開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
63	1628	ア. 建道第 2765 号平成 24 年 2 月 13 日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91（平成 4 年度）」17 通の行政文書原議一式写し。とイ. 建道第 2929 号平成 24 年 2 月 28 日付「建築局建築道路	29.1. 19	一部開示	29.2. 28	平成 23 年度建道第 2929 号	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、	請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		課の保有する道路審議票白根○丁目 91 (平成4年度)」10 通の行政文書原議 式写しを閲覧した。① 同一標題でアは 17 通とイは 10 通と通数に違いがある。②アの 17 通とイの 10 通の文書内容がすべて違っていた。違いについて実施機関は、案 1. 案 2. 案 3. 案 4. と有るからだ。と横浜市個人情報審査会及び、請求者に弁明されている。ア. イの両行政文書の原議写し。及び、両行政文書の案 1. 案 2. 案 3. 案 4. と全文書の写し。並び、両行政文書の案 1. 案 2. 案 3. 案 4. 作成に際し、立案文書と経伺した文書の開示。		②3 号ア ③4 号		文書番号、確認番号及び建築計画概要書) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	
64	1629	ア. 建建道第 2765 号平成 24 年 2 月 13 日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目 91 (平成 4 年度)」17 通の行政文書原議 式写し. とイ. 建建道第 2929 号平成 24 年 2 月 28 日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目 91 (平成 4 年度)」10 通の行政文書原議 式写しを閲覧した。① 同一標題でアは 17 通とイは 10 通と通数に違いがある。②アの 17 通とイの 10 通の文書内容がすべて違っていた。違いについて実施機関は、案 1. 案 2. 案 3. 案 4. と有るからだ。と横浜市個人情報審査会及	29. 1. 19	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア	29. 2. 28	平成 23 年度建建道第 2765 号 ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	条例に基づき開示されるのが妥当 請求 No. 7 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		び、請求者に弁明されている。ア.イの両行政文書の原議写し。及び.両行政文書の案 1.案 2.案 3.案 4.と全文書の写し。並び.両行政文書の案 1.案 2.案 3.案 4.作成に際し、立案文書と経伺した文書の開示。					
65	1630	建建審第 374 号(平成 22 年 12 月 7 日)で写真は開示したと言われている。開示したと言う文書原議一式 9 通の開示を求める。	28. 12. 22	一部開示	29. 3. 2	建築相談票・引継票(平成 21 年 3 月 19 日)	請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通り文書原議一式を開示するように求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の名前、敷地地番、建築確認番号、案内図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図上の地番及び図郭番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、住所	請求 No. 10 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
66	1631	建建審第 374 号(平成 22 年 12 月 7 日)で写真は開示したと言われている。開示したと言う文書原議一式 9 通の開示を求める。	28. 12. 22	一部開示	29. 3. 2	指導経過	請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通り文書原議一式を開示するように求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の名前	請求 No. 11 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
67	1632	建築審査課(現安全課)は、平成 4 年 1 月 8 日に特定個人乙邸が後退せずに新築した。平成 4 年 9 月 24 日に新築した特定地番 A に対し後	28. 12. 22	一部開示	29. 3. 2	甲第 9 号証(横浜地方裁判所平成 24 年事件番号 A 慰謝料等損害賠償請求事件)のうち誓約書	請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通り文書原議一式を開示するように求める。

		退を義務付けたのは何故かに対し、審査課は平成4年作成の道路審議票の中で今後建築確認時には後退を指導するという指導方針が出されたため、この判断に基づき、それ以降に確認された特定個人丙邸（平成4年確認（現特定個人甲邸）道路後退の指導を行いました。は虚言。平成4年4月6日の改善指導書及び22日の誓約書の開示		情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の名前、住所、地番、個人印の印影	請求 No. 18 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
68	1640	①平成20年10月22日に某枚（20旭16含む）の文書を情報相談課SからMへ手交された際の全文書。 ②手交の際に添付されていた情報相談課の決裁文書。③K課長（照会日不詳）が13時15分に、「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と当時の担当者Sが撮影したと確認した文書。根拠は別葉で回答願います。④Mに写真を受領した事実を照会し、写真を受領した写真は偽造されたものでは無い。とK、L、N名にて書面回答を頂いている。確認した際の聴取書。事実と判断した根拠は、別葉文書にてI課長から回答願いたい。⑤K審査課長が、白根特定丁目地番特定地番Aに対し、建建道第2334号（平成23年12月16日）平成4年作成の道路審議票	29.2.6	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号	29.3.17	甲第7-1号証（東京高等裁判所平成25年事件番号B 慰謝料等損害賠償控訴事件） ①個人の名前及び住所	本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、その行政文書の開示を求める。 非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

	<p>の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いました。と回答を頂いている。平成4年と確認した作成年月日及び場所が鮮明に記載されている審査課が判断した道路審議票の開示。⑥昭和25年11月23日に建築基準法第42条第2項が施行され2項道路になっている。と平成4年4月22日に白根地番特定地番Aの建築申請者2名に誓約書を書かせ板塀を壊させた際の誓約書。平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたため、この判断に基づき、道路後退の指導を行いました。とは矛盾している。現安全課課長I殿からの別葉で文書回答願います。⑥については開示願います。⑦白根地番特定地番Aについて特定個人丁他5名（署名押印）の14行から構成されている文書を（平成4年3月11日付）でK課長が係長時に受領した際の文書。⑧白根特定丁目地番特定地番Aに対し、A（旭区建築課係長）が平成4年7月7日に建築基準に適法と審査し、金融公庫代理店A信用金庫B支店へ合</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		格と通知した際の文書。平成4年4月23日付で建築許可書(合格通知書)を横浜旭局から申請者に発送した許可書及び平成4年3月12日に申請した建築申請概要書。⑨昭和25年11月23日に建築基準法が施行され2項道路になっている。という公図の開示。と誓約書を書かせたにも関わらず、平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いましたとの方針文書。⑩建建道第2334号(平成23年12月16日)の文書で、2項道路の判定は、その時々において集めた資料により判断している。また、当初における判断が、その時々で違うことは認識しており、2項道路だと調査した文書。又その時々で違うことについては認識しており、と認識された文書。					
69	1642	建建道第1947号平成22年11月2日付「平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根特定丁目)文書の原議一式42枚の写し督促と再請求。	29.2.7	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア	29.3.17	平成22年度建建道第1947号 ①個人の氏名、住所、電話番号及び個人が特定される記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	条例に基づき開示されるのが妥当。 請求No.6の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

70	1643	建建道第 2765 号平成 24 年 2 月 13 日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91（平成 4 年度）」文書の原議一式 17 枚の写し。督促 14 回。再請求。注）偽造文書である白根〇丁目 91（平成 4 年度）は含まれていない。	29. 2. 7	一部開示	29. 3. 17	平成 23 年度建建道第 2765 号	条例に基づき開示されるのが妥当。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 7 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
71	1644	建建道第 2929 号平成 24 年 2 月 28 日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91（平成 4 年度）」文書の原議一式 10 枚の写し。督促 14 回。再請求。	29. 2. 7	一部開示	29. 3. 17	平成 23 年度建建道第 2929 号	条例に基づき開示されるのが妥当。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
72	1645	建建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日付「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）文書の原議一式 20 枚の写し。督促 14 回再請求。	29. 2. 7	一部開示	29. 3. 17	平成 24 年度建建道第 826 号	条例に基づき開示されるのが妥当。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号 ④6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出	請求 No. 8 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

						張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	
73	1648	現建築安全課は、平成20年10月24日付まち建審第398号「是正勧告及び呼出通知書」を送付した。 ①「道路法道路が無いが、建築基準法第42条第2項の道路は何処にあるのか」違法勧告した。と建築局建築審査課長、係長が平成21年12月21日に取り消し書を持参された。取り消したから謝罪したとは詭弁。取り消すことが正当と確認根拠文書の開示。	29.2.7	一部開示	29.3.17	平成21年度建建道第653号	条例に基づき開示されるのが妥当
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
74	1649	3.『平成4年白根特定丁目(○丁目)90』文書。原議一式。 4.『平成4年白根特定丁目(○丁目)92』文書。原議一式。	29.2.7	一部開示	29.3.17	道路審議票白根○丁目92	条例に基づき開示されるのが妥当。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名及び住所	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
75	1650	①平成20年10月22日に(20旭16)の文書を情報相談課SからMへ手交した際の旭土木事務所持	29.3.10	一部開示	29.3.31	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	異文書を標題にして行った一部開示決定を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。

		参文書含む19通の文書。②手交の際に添付されていた情報相談課の決裁文書。③審査課長が13時15分に、「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と担当者Sに確認した文書。④M担当者の異動先Z区役所に写真を受領した事実を照会し、受領した写真は偽造されたものではないと、K、L、N名の回答後に、其の写真だと虚偽写真絵を開示される。正当写真の開示。		情報公開条例第7条第2項 ①2号		①写真上の車のナンバープレート	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
76	1651	実施機関林文字横浜市長（建建安第189号）弁明書、2項非開示とした理由(3)項にて、建築安全課では『平成20年10月21日に写した写真は、22日14:10分に建築情報課より旭区白根特定住所Aに関する建築相談票・引継票と資料を引き継いだ際に写真も含まれていました』と弁明の写真的開示及び紙に印刷したと弁明の印刷された絵、双方の文書一式写しの交付。 （注意）実施機関は、平成20年10月10日旭土木事務所Yが持参した印刷絵を平成20年10月21日にに写した写真だ。と多数回虚偽開示されたが、『写真も含まれていました』と弁明された。平成20年10月21日撮影写真の開示請求であ	29.3.10	一部開示	29.3.31	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの写真	異文書を標題にして行った一部開示決定を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①写真上の車のナンバープレート	請求No.75の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		る。					
77	1652	建建情第 1158 号平成 29 年 1 月 13 日弁明書では、建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）弁明書の第 1 項（2）、市民からの建築相談に係る業務について、「本市では、市民から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備について調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課へ提供し、相談案件を引き継ぎます。現地調査の際に撮影した写真「平成 20 年 10 月 21 日写した」の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存していると弁明の保存した写真文書の写し。	29. 3. 10	一部開示	29. 3. 31	建築相談票・引継票（平成 20 年 10 月 10 日）のうちの写真	異文書を標題にして行った一部開示決定を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①写真上の車のナンバープレート	請求 No. 75 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
78	1653	実施機関の建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）弁明書、第 1 項（2）、市民からの相談に係る事務について、平成 28 年 12 月 5 日建建情弁明書 1（2）項の建築確認は、「本市では、市民から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受け、地番特定地番 A. 建築局建築指導部建	29. 3. 10	一部開示	29. 3. 31	建築相談票・引継票（平成 21 年 3 月 19 日）	異文書を標題にして行った一部開示決定を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の名前、敷地地番、建築確認番号、案内図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図上の地番及び図郭番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査	請求 No. 10 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		築情報課で資料調査及び現地調査を行い、現場で写真を撮影したと弁明。確認資料及び調査資料写真文書の写し。				合格証番号、検査済証番号及び住所	
79	1654	①平成20年10月22日に(20旭16)の文書を情報相談課SからMへ手交した際の旭土土木事務所持参文書含む19通の文書。②手交の際に添付されていた情報相談課の決裁文書。③審査課長が13時15分に、「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と担当者Sに確認した文書。④M担当者の異動先Z区役所に写真を受領した事実を照会し、受領した写真は偽造されたものではないと、K、L、N名の回答後に、其の写真だと虚偽写真絵を開示される。正当写真の開示。	29.3.10	一部開示	29.3.31	建築相談票・引継票(平成21年3月19日)のうちの写真	異文書を標題にして行った一部開示決定を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①住所	請求No.58の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
80	1655	K審査課長、G道路課長との連名文書(建建道第2334号・平成23年12月16日)にて、審査課長が白根特定丁目地番特定地番Aに対し、平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき道路後退の指導を行いました。と審査課長が平成4年と確認判断した道路審議票には作成年月日及び該当地場所	29.3.10	一部開示	29.3.31	甲第7-1号証(東京高等裁判所平成25年事件番号B慰謝料等損害賠償控訴事件)	異文書を標題にして行った一部開示決定を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の名前及び住所	請求No.68の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

	<p>が記載がない。①作成年月日及び該当地、場所の記載されている道路審議票の開示。②平成4年3月11日特定個人丁が持参した文書。③同年3月12日に地番特定地番Aが持参した建築申請書概要書。④同年4月6日に地番特定地番Aが持参した建築申請書概要書。⑤昭和25年11月23日に建築基準法第42条第2項が施行され2項道路になっている。と平成4年4月22日付書かせた誓約書。⑥平成4年4月23日建築を許可し、その日に送付した許可通知書の控え。⑦平成4年5月3日板塀を壊したことを確認し、金融公庫代行K金庫B支店宛送付した文書の控え。⑧平成4年7月7日に建築状況、進捗形態を確認し、金融公庫代行A信用金庫B支店宛、A現指導部長が送付した文書の控え。⑨平成4年10月不明日特定地番F特定個人戊邸建築申請書概要書。⑩相談があったと弁明の建築物及び敷地について建築基準法の違反が認められ、まちづくり調整局建築審査部建築審査課が建築主や建築物の所有者に対し初期指導業務を行っていましたと弁明されているが、①違反箇所が何処にあって、②どの様に調</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		査されたか。各文書の開示。					
81	1656	K 審査課長、G 道路課長との連名文書（建建道第 2334 号・平成 23 年 12 月 16 日）にて、審査課長が白根特定丁目地番特定地番 A に対し、平成 4 年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき道路後退の指導を行いました。と審査課長が平成 4 年と確認判断した道路審議票には作成年月日及び該当地場所が記載がない。①作成年月日及び該当地、場所の記載されている道路審議票の開示。②平成 4 年 3 月 11 日特定個人丁が持参した文書。③同年 3 月 12 日に地番特定地番 A が持参した建築申請書概要書。④同年 4 月 6 日に地番特定地番 A が持参した建築申請書概要書。⑤昭和 25 年 11 月 23 日に建築基準法第 42 条第 2 項が施行され 2 項道路になっている。と平成 4 年 4 月 22 日付書かせた誓約書。⑥平成 4 年 4 月 23 日建築を許可し、その日に送付した許可通知書の控え。⑦平成 4 年 5 月 3 日板塀を壊したことを確認し、金融公庫代行 A 信用金庫 B 支店宛送付した文書の控え。⑧平	29. 3. 10	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号	29. 3. 31	甲第 9 号証（横浜地方裁判所平成 24 年事件番号 A 慰謝料等損害賠償請求事件）のうち誓約書 ①個人の名前、住所、地番及び個人印の印影	異文書を標題にして行った一部開示決定を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。 請求 No. 18 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		成4年7月7日建築状況、進捗形態を確認し、金融公庫代行A信用金庫B支店宛、A現指導部長が送付した文書の控え。⑨平成4年10月不明日特定地番F特定個人戊邸建築申請書概要書。⑩相談があったと弁明の建築物及び敷地について建築基準法の違反が認められ、まちづくり調整局建築審査部建築審査課が建築主や建築物の所有者に対し初期指導業務を行っていましたと弁明されているが、①違反箇所が何処にあつて、②どの様に確認調査されたか。各文書の開示。					
82	1660	建建道第1468号(平成29年2月3日)2(1,2)事実認定欄ア「建築局情報相談課建築道路課と誤って記載していました」関連、エ項について エ・平成24年1月30日付請求に対し「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目(平成4年度)」と通知に記載され42通が平成24年2月14日に開示されたので同様の請求をし「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目(平成4年度)」(建建道第2765号として平成24年2月28日に17通の文書が「道路審議票白根〇丁目」を元に開示された。実施機関は虚言創作文にて「裁	29.2.24	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア	29.3.30	道路審議票白根〇丁目91 ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	条例に基づき開示されるのが妥当。 請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		決書」を謳っているが、上記 42 通分を除く、平成 24 年 2 月 13 日建建道 2765 号に係る 17 通の文書原議一式写しの開示請求。					
83	1661	建建道第 1468 号(平成 29 年 2 月 3 日) 2 (1, 2) 事実認定欄ア「建築局情報相談課建築道路課と誤って記載していました」関連、ウ項について ウ・審査請求人は、平成 28 年 11 月 7 日付で個人情報本人開示請求書に『林文子横浜市長弁明書にて請求者を攻撃し貶めているのに、「平成 23 年度建建道第 2929 号一部開示決定通知書」に対する建築道路課の失態「一部開示決定通知書の担当課の誤字については、B 名 6 月 21 日付」と送付されたから、安易なメモ訂正でなく、林文子横浜市長名の記号番号により弁明処理をした写しの開示請求をしている。本書で督促と再請求をする。	29. 2. 24	一部開示	29. 3. 30	道路審議票白根○丁目 91	条例に基づき開示されるのが妥当
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
84	1662	建建道第 1468 号(平成 29 年 2 月 3 日) 2 (1, 2) 事実認定欄ア「建築局情報相談課建築道路課と誤って記載していました」関連、イ項について イ「請求者に部位を指摘され開示請求書(平成 28 年 6 月 10 日付) 請求され不開示を督促されている。実施機関は「平成 28 年 6	29. 2. 24	一部開示	29. 3. 30	道路審議票白根○丁目 91	条例に基づき開示されるのが妥当
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		月にその事実が判明したため、郵送にて上記事実を通知しました。」と記載をし、メモによる通知を郵送されたのを隠蔽し、虚言による驚愕の数々の内容の「裁決書を送付」されてもいるが、開示請求文書への失態は開示通知書にて訂正された文書を横浜市情報公開に関する条例沿って開示されるよう請求す。					
85	1663	実施機関林文字横浜市長の弁明書第 966 号に於いて「審査請求人は閲覧について日程を調整したものの繁忙を理由に 6 月中の開示の調整には応じず、7 月 7 日以降に実施してほしいとの意向でした」と虚言の弁明で貶めたので、B 名 6 月 23 日付け「開示の日時について」の文書を平成 28 年 11 月 7 日に開示請求した。平成 28 年 12 月 9 日付で「平成 23 年度建建道第 2765 号一部開示決定通知書に担当課の記載違いや誤字について」の失態があり是正以来の開示請求をしたところ、実施機関は「B 名 6 月 21 日」との安易なメモ訂正で送付されたので、林文字横浜市長名の記号番号による弁明処理し、その写しの請求を求めると共に、実施機関林文字横浜市長が偽造された、	29. 2. 24	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア	29. 3. 30	道路審議票白根〇丁目 91 ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	条例に基づき開示されるのが妥当 請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		作成日、相談日、調査日、調査場所の記入の無い「道路審議票・偽造文書を「その一部」と一部開示決定したので市民情報室職員の立会の元、36分間にわたり開示を実施機関に求め促したが、開示時間に開示せず帰られたので実施機関発出の建建道第 1118、1119、1120、1121、1122、1123、1124、1125、1126、1127、1128、1129、1130号文書を開示を求め審査請求した。建建道第 1125、1127号含むに関し裁決された経伺文書写しの交付					
86	1664	情報課へ請求・平成 24 年 1 月 30 日付で開示請求書を提出し「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成 4 年度）」（建建道第 2765 号）を平成 24 年 2 月 14 日に、横浜市長名にて建築道路課から開示されたので偽造文書だと指摘し、建築情報課に確認し送付して頂いた「建築計画概要書」により、建築情報相談課と建築道路課の合作の虚偽文書にて一部開示したと判明した。「建築情報相談課が一部開示に資した上記文書資料の原議一式写しを開示請求すると共に、書中の「建築計画概要書」についても開示再請求す。	29. 2. 24	一部開示	29. 3. 30	道路審議票白根〇丁目 91	条例に基づき開示されるのが妥当。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

87	1665	<p>K 審査課長、G 道路課長との連名文書（建建道第 2334 号・平成 23 年 12 月 16 日）にて、審査課長が白根特定丁目地番特定地番 A に対し、平成 4 年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いました。と審査課長が平成 4 年と確認判断した道路審議票には作成年月日及び該当地場所が記載がない。①作成年月日及び該当地、場所の記載されている道路審議票の開示。②平成 4 年 3 月 11 日特定個人丁が持参した文書。③同年 3 月 12 日に地番特定地番 A が持参した建築申請書概要書。④同年 4 月 6 日に地番特定地番 A が持参した建築申請書概要書。⑤昭和 25 年 11 月 23 日に建築基準法第 42 条第 2 項が施行され 2 項道路になっている。と平成 4 年 4 月 22 日付書かせた誓約書。⑥平成 4 年 4 月 23 日建築を許可し、その日に送付した許可通知書の控え。⑦平成 4 年 5 月 3 日板塀を壊したことを確認し、金融公庫代行 A 信用金庫 B 支店宛送付した文書の控え。⑧平成 4 年 7 月 7 日に建築状況、進捗形態を確認し、金融公庫</p>	29. 3. 10	一部開示	29. 3. 30	道路審議票白根〇丁目 91	条例に基づき開示されるのが妥当。
			<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア</p>	<p>①個人の氏名、住所、電話番号及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影</p>		請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ	

		代行A信用金庫B支店宛、A現指導部長が送付した文書の控え。⑨平成4年10月不明日特定地番F特定個人戊邸建築申請書概要書。⑩相談があったと弁明の建築物及び敷地について建築基準法の違反が認められ、まちづくり調整局建築審査部建築審査課が建築主や建築物の所有者に対し初期指導業務を行っていましたと弁明されているが、①違反箇所が何処にあって、②どの様に確認されたか。各文書の開示。					
88	1666	建築道路課に請求・平成24年1月30日付の開示請求書に対し「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成4年度）」（建建道第2765号）を平成24年2月14日に横浜市長名にて建築道路課が開示されたが偽造文書だと指摘し、建築局情報課に確認し送付して頂いた「建築計画概要書」により、建築情報相談課と建築道路課の合作虚偽して一部開示されたことが判明している。「建築道路課が一部開示の偽造に資した上記文書資料の原議一式写しの開示を請求する。	29.2.24	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア	29.3.30	平成23年度建建道第2765号 ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	条例に基づき開示されるのが妥当。 請求No.7の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
89	1667	建築道路課に請求・平成24年1月30日付開示請求書に対し平成24	29.2.24	一部開示	29.3.30	平成23年度建建道第2765号	条例に基づき開示されるのが妥当。

		年2月14日に「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成4年度）」(建建道第2765号)偽造文書が再度開示されたので、平成24年2月14日付再々度開示請求した請求書に対し「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成4年度）」(建建道第2929号)文書として、平成24年2月28日に建築道路課が開示されたが偽造文書を、再度偽造したと指摘した。上述の(建建道第2765号)と(建建道第2929号)にて開示された「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成4年度）」文書一式原議写しの開示請求。		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.7の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
90	1668	「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91（平成4年度）」建建道第2765号平成24年2月13日付行政文書(通知書含め18通)原議一式。「平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）」建建道第1947号平成22年11月2日付(通知書含め43通)原議一式	29.3.10	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア	29.3.30	平成23年度建建道第2765号 ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	条例に基づき開示されるのが妥当。 請求No.7の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
91	1669	建築道路課に請求・平成24年1月30日付開示請求書に対し平成24	29.2.24	一部開示	29.3.30	平成23年度建建道第2929号	条例に基づき開示されるのが妥当。

		年2月14日に「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成4年度）」(建建道第2765号)偽造文書が再度開示されたので、平成24年2月14日付け再々度開示請求した請求書に対し「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成4年度）」(建建道第2929号)文書として、平成24年2月28日に建築道路課が開示されたが偽造文書を、再度偽造したと指摘した。上述の(建建道第2765号)と(建建道第2929号)にて開示された「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成4年度）」文書一式原議写しの開示請求。		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.4の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
92	1670	「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91（平成4年度）」建建道第2929号平成24年2月28日付行政文書(通知書含め11通)原議一式。「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成21年度まち建道第653号）」建建道第826号平成24年7月6日付（通知書含め21通）原議一式。	29.3.10	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号	29.3.30	平成23年度建建道第2929号 ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	条例に基づき開示されるのが妥当。 請求No.4の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
93	1671	建築道路課に請求・平成22年6月25日付請求の「建築基準法にかか	29.2.24	一部開示	29.3.30	平成24年度建建道第826号	条例に基づき開示されるのが妥当。

		る道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）」建建道第 826 号の開示があった。平成 22 年 10 月 19 日付の同様請求に対し「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）」建建道第 1947 号として同年 11 月 22 日に建築道路課内にて開示された。偽造文書だと指摘した「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）（建建道第 826 号文書と「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）」建建道第 1947 号）にて開示された双方の文書一式原議写しの開示請求。		情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号 ④6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX 番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	請求 No. 8 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
94	1672	「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91（平成 4 年度）」建建道第 2929 号平成 24 年 2 月 28 日付行政文書（通知書含め 11 通）原議一式。「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）」建建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日付行政文書（通知書含め 21 通）原議一式。	29. 3. 10	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号 ④6 号ア	29. 3. 30	平成 24 年度建建道第 826 号 ①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線	条例に基づき開示されるのが妥当。 請求 No. 8 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

						<p>図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX 番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番)</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③弁護士印の印影</p> <p>④課税台帳情報</p>	
95	1673	<p>実施機関は弁明書(建建道第 1386 号)1(3)対象保有個人情報の概要欄に一部開示決定に係る起案文書・・と弁明された。①各紙添付文書の写し。②各起案及び経伺文書の写し。③起案本文の写し。④一部開示決定通知書(案 1)の写し。⑤一部開示決定通知書(案 2)の写し。⑥一部開示決定通知書(案 3)の写し。⑦一部開示決定通知書(案 4)の写し、⑧一部開示決定通知書(案 5)の写し。</p>	29. 3. 10	一部開示	29. 3. 30	<p>平成 24 年度建建道第 826 号</p> <p>①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報(公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX 番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番)</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③弁護士印の印影</p>	<p>条例に基づき開示されるのが妥当。</p> <p>請求 No. 8 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ</p>
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>①2 号</p> <p>②3 号ア</p> <p>③4 号</p> <p>④6 号ア</p>			

						④課税台帳情報	
96	1674	建築道路課に請求・平成 22 年 6 月 25 日付請求の「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）」建建道第 826 号の開示があった。平成 22 年 10 月 19 日付の同様請求に対し「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）」建建道第 1947 号として同年 11 月 22 日に建築道路課内にて開示された。偽造文書だと指摘した「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）（建建道第 826 文書と「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）」建建道第 1947 号）にて開示された双方の文書一式原議写しの開示請求。	29. 2. 24	一部開示	29. 3. 30	平成 22 年度建建道第 1947 号	条例に基づき開示されるのが妥当。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人が特定される記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
97	1875	「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91（平成 4 年度）」建建道第 2765 号平成 24 年 2 月 13 日付行政文書（通知書含め 18 通）原議一式。「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定	29. 3. 10	一部開示	29. 3. 30	平成 22 年度建建道第 1947 号	条例に基づき開示されるのが妥当。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影	請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		丁目) 建建道第 1947 号平成 22 年 11 月 2 日付 (通知書含め 43 通) 原議一式。		③6 号ア		③課税台帳情報	
98	1676	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成 14 年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成 28 年 11 月 21 日に 11 月 25 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 28 年 12 月 9 日に 12 月 14 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。	29. 3. 3	一部開示	29. 4. 28	平成 21 年度まち建道第 653 号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 46 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
99	1677	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成 14 年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪で	29. 3. 3	一部開示	29. 4. 28	平成 28 年度建建道第 1117 号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号 ④6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報 (公図、登記簿謄本、戸籍の	個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、戸籍の附票、住民票、車のナンバープレートについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書ア

		<p>はないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成 28 年 11 月 21 日に 11 月 25 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 28 年 12 月 9 日に 12 月 14 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。</p>				<p>附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX 番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報</p>	<p>からウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。公図、登記簿謄本、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、事件番号、照会先、土地の地番、電話番号、FAX 番号、文書番号、建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、確認番号については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、本件対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人を特定する記載については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。県営住宅の名称、町内会名、案内図、地名及び土木事務所の所属先については、対象行</p>
--	--	---	--	--	--	---	---

							<p>政文書の内容から特定の地区において通行等のトラブルがあったことが推測できることが可能であり、仮に特定の個人を識別することができないとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p> <p>弁護士印の印影については、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。</p> <p>課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第6号アに該当し、非開示とした。</p>
100	1678	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1292号	情報公開条例第3, 5, 10, 34条に基づき開示を求める。

		後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し。⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号 ④6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	請求 No. 99 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
101	1679	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月	29.3.3	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号	29.4.28	平成28年度建建道第1118号 ①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	情報公開条例第3, 5, 10, 34条に基づき開示を求める。 個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。事件番号、照会先、文書番号、建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、

		21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。					ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番及び確認番号については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを偽造することにより、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。 弁護士印の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
102	1680	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っ	29.3.3	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号	29.4.28	平成28年度建建道第1293号 ①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。 請求No.101の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		ている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。		②3号ア ③4号		照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	
103	1681	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一	29.3.3	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア	29.4.28	平成28年度建建道第1119号 ①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。 個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、請求者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の

		式。					個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
104	1682	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一	29.3.3	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア	29.4.28	平成28年度建建道第1294号 ①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。 請求 No. 103 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		式。					
105	1683	<p>建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。</p>	29.3.3	<p>一部開示</p> <p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②3号ア</p> <p>③4号</p>	29.4.28	<p>平成28年度建建道第1120号</p> <p>①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書）</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③弁護士印の印影</p>	<p>一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。</p> <p>個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。事件番号、照会先、文書番号、建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番及び確認番号については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを偽造することにより、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び</p>

							建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。 弁護士印の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
106	1684	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1295号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号		①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.105の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
107	1685	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1121号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。

	<p>道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。</p>	<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号</p>		<p>①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。事件番号、照会先、文書番号、建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番及び確認番号については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを偽造することにより、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p> <p>弁護士印の印影については、これを開示す</p>
--	---	--	--	---	--

							ると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士が財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
108	1686	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1296号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号			①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影
109	1687	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1122号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア			①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報

		資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成 28 年 11 月 21 日に 11 月 25 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 28 年 12 月 9 日に 12 月 14 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。					る記載については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 3 号アに該当し、非開示とした。 課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 6 号アに該当し、非開示とした。
110	1688	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で	29. 3. 3	一部開示	29. 4. 28	平成 28 年度建建道第 1297 号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。

		道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 109 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
111	1689	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1123号 ①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。 個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別

		として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。					することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 3 号アに該当し、非開示とした。
112	1690	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成 14 年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成 28 年 11 月 21 日に 11 月 25 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 28 年 12 月 9 日に 12 月 14 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。	29. 3. 3	一部開示	29. 4. 28	平成 28 年度建建道第 1298 号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 111 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

113	1691	<p>建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。</p>	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1124号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア</p>		<p>①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p>
114	1692	<p>建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで</p>	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1299号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。

		道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.113の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
115	1693	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1125号 ①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。 個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別

		として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。					することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 3 号アに該当し、非開示とした。
116	1694	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成 14 年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成 28 年 11 月 21 日に 11 月 25 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 28 年 12 月 9 日に 12 月 14 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。	29. 3. 3	一部開示	29. 4. 28	平成 28 年度建建道第 1300 号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 115 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

117	1695	<p>建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。</p>	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1126号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
			<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア</p>	<p>①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影</p>		<p>個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。事件番号、照会先、文書番号、建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番及び確認番号については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを偽造することにより、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第</p>	

							3号アに該当し、非開示とした。 弁護士印の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
118	1696	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1301号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.117の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
119	1697	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1127号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号

		路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。					本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
120	1698	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1302号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.119の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		できる原議写し。平成 28 年 11 月 21 日に 11 月 25 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 28 年 12 月 9 日に 12 月 14 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。					
121	1699	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成 14 年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成 28 年 11 月 21 日に 11 月 25 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 28 年 12 月 9 日に 12 月 14 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。	29. 3. 3	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号	29. 4. 28	平成 28 年度建建道第 1128 号 ①個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。 個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
122	1700	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で	29. 3. 3	一部開示	29. 4. 28	平成 28 年度建建道第 1303 号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。

		道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。		情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号	請求No.121の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
123	1701	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日	29.3.3	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア	29.4.28	平成28年度建建道第1129号 ①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。 個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土

		として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。					地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 3 号アに該当し、非開示とした。 課税台帳情報は、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 6 号アに該当し、非開示とした。
124	1702	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成 14 年建築局が確認した	29. 3. 3	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ① 2 号 ② 3 号ア ③ 6 号ア	29. 4. 28	平成 28 年度建建道第 1304 号 ①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。 請求 No. 123 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成 28 年 11 月 21 日に 11 月 25 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 28 年 12 月 9 日に 12 月 14 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。					
125	1703	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成 14 年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成 28 年 11 月 21 日に 11 月 25 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 28 年 12 月 9 日に 12 月 14 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。	29. 3. 3	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号	29. 4. 28	平成 28 年度建建道第 1130 号 ①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。 個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。事件番号、照会先、文書番号、建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番及び確認番号については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当し、本号ただ

							<p>し書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを偽造することにより、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p> <p>弁護士印の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。</p>
126	1704	<p>建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日</p>	29.3.3	<p>一部開示</p> <p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②3号ア</p> <p>③4号</p>	29.4.28	<p>平成28年度建建道第1305号</p> <p>①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書）</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③弁護士印の印影</p>	<p>一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。</p> <p>請求No.125の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ</p>

		として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。					
127	1705	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成 14 年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成 28 年 11 月 21 日に 11 月 25 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 28 年 12 月 9 日に 12 月 14 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日として決裁された起案供覧文書一式。	29. 3. 3	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号 ④6 号ア	29. 4. 28	平成 28 年度建建道第 1207 号 ①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX 番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名、土地の地番、確認年月日及び主張の内容） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。 個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、戸籍の附票、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、主張の内容については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番、個人が推測される情報（確認番号）については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、公図、登記簿謄本、

						<p>戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、事件番号、照会先、土地の地番、照会先、電話番号、FAX番号、事件番号、文書番号及び建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記事項証明書等の情報と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番及び確認年月日については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、照会及び回答に係る関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。県営住宅の名称、町内会名、案内図、地名及び土木事務所の所属先については、対象行政文書の内容から、特定の地区において通行等のトラブルがあったことが推測することが可能であり、仮に特定の個人を識別することができないとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建</p>
--	--	--	--	--	--	--

							<p>築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p> <p>弁護士印の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。</p> <p>課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第6号アに該当し、非開示とした。</p>
128	1706	<p>建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決</p>	29.3.3	<p>一部開示</p> <p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②3号ア</p> <p>③4号</p>	29.4.28	<p>平成28年度建建道第1275号</p> <p>①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務</p>	<p>一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。</p> <p>個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー及び車のナンバープレートについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量</p>

		<p>裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。</p>				<p>課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名、土地の番及び確認年月日) ②建築士印の印影</p>	<p>図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、地名、土地の地番、照会先、文書番号及び建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、確認番号及び土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番及び確認年月日については、何人にも閲覧可能な土地登記簿や建築確認概要書等の情報等と照合することによって、照会及び回答に係る関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある</p>
--	--	---	--	--	--	---	--

							ことから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
129	1707	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1276号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。

130	1708	<p>建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。</p>	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1277号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
			<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア</p>	<p>①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番、確認年月日、個人印の印影及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影</p>		<p>個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番、確認年月日及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿や建築確認概要書等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p>	

131	1709	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1320号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番、確認年月日及び個人印の印影	個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び確認年月日については、何人にも閲覧可能な土地登記簿や建築確認概要書等の情報と照合することによって、照会及び回答に係る関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
132	1710	建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号3旭特定番号Gで道路後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成14年建築局が確認した資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成28年11月21日に11月25日開示日として決	29.3.3	一部開示	29.4.28	平成28年度建建道第1321号	一部開示決定を取り消し正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地の地番、確認年月日、個人印の印影及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番、確認年月日及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿や建築確認概要書等の情報と照合することによって、対象

		裁された起案供覧文書一式。平成28年12月9日に12月14日開示日として決裁された起案供覧文書一式。平成29年1月11日開示日として決裁された起案供覧文書一式。					行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
133	1711	実施機関は、まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を送付した。開示された写真に「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔がに写っている。○何処が違反か経緯を関係職員に再聴取したとの文書。○情報課から文書を引継ぎ、勧告書作成に処した。起案文書と経伺した文書。	29.4.14	一部開示	29.5.23	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号	非開示部分は、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

134	1712	実施機関は、まち建審第 398 号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を送付した。開示された写真に「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔がに写っている。何処が違反か経緯を関係職員に再聴取したとの文書に、「平成 20 年当時は特定個人甲様の敷地南側道路・・」と道路法道路も、2 項道路もない。○何処が 2 項道路なのか調査した（建建審第 269 号）回答書と断定した論拠文書。	29. 4. 14	一部開示	29. 5. 23	「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」の発出経緯について（再回答）（平成 23 年 10 月 7 日建建審第 269 号のうち施行文の写し）	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の名前及び住所	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
135	1713	実施機関は、まち建審第 398 号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を送付した。開示された写真に「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔がに写っている。何処が違反か経緯を関係職員に再聴取したとの文書に、「平成 20 年当時は特定個人甲様の敷地南側道路・・」と道路法道路も、2 項道路もない。○何処が 2 項道路なのか調査した（建建審第 269 号）回答書と断定した論拠文書。	29. 4. 14	一部開示	29. 5. 23	道路審議票白根○丁目 91	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
136	1714	開示写真に平成 19 年 3 月 20 日建立した「公道行き止まり旭土木事	29. 4. 14	一部開示	29. 5. 23	道路審議票白根○丁目 91	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。

		務所」と記載された表示塔が写っている。平成21年9月に当該道路の一部を2項道路から否道路に判定替えしたと建築道路課は言われている。○では、平成22年10月、2項道路だと作成した。年月日が記載されている道路審議票白根特定丁目91文書の写し		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
137	1715	開示された写真に平成19年3月20日に建立された「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔が写っている。其の私有地に対し、昭和25年11月23日から2項道路だととの文書を送付された。ではその様に明示された公図及び文書を開示せよ。	29.4.14	一部開示	29.5.23	道路審議票白根○丁目91	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
138	1716	開示写真に平成19年3月20日建立した「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔が写っている文書。○平成21年9月に当該道路の一部を2項道路から否道路に判定替えしたと言われている当該道路の存在位置を明示した文書。	29.4.14	一部開示	29.5.23	平成21年度まち建道第653号	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
139	1717	開示された写真に平成19年3月20日建立した「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔が写っている。私有地に対し、平成21年9月に当該道路の一部を2項道路から否道路に判定替えしたと	29.4.14	一部開示	29.5.23	平成21年度まち建道第653号	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		建築道路課の論拠文書。		③6号ア		③課税台帳情報	
140	1718	平成24年7月6日にシェルビルで閲覧開示された「建建道第826号（平成24年7月6日付）建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成21年度まち建道第653号）」文書を一部開示決定通知書通りに通数を記載した上で請求したにも関わらず開示が無い。開示したふりをして誤魔化すな。19回目の督促、及び再請求。建築道路課は、相談日、作成日、調査日、場所等記載の無い偽造文書「道路審議票白根〇丁目91」文書の開示を繰り返しているが悪質。不可は不可。	29.4.14	一部開示	29.5.23	平成21年度まち建道第653号	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
141	1719	『建建道第826号（平成24年7月6日付）建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成21年度まち建道第653号）』開示文書再請求。	29.4.14	一部開示	29.5.23	平成24年度建建道第826号	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号 ④6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住	請求No.8の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

						宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX 番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	
142	1720	『建建道第 2929 号（平成 24 年 2 月 28 日付）建築局建築道路課の保有する道路審議票（平成 4 年度）』開示文書を再請求す。	29. 4. 14	一部開示	29. 5. 23	平成 23 年度建建道第 2929 号	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
143	1721	平成 24 年 3 月 1 日閲覧開示された「(建建道第 2929 号) 平成 24 年 2 月 28 日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91（平成 4 年度）」文書を一部開示決定通知書通りに通数を記載した上で、19 回目の督促、及び再請求。建築道路課は、相談日、作成日、調査日、場所等記載の無い偽造文書「道路審議票白根〇丁目 91」文書の開示が行われているが不可は不可。1 請求文書つつ納付書兼領	29. 4. 14	一部開示	29. 5. 23	平成 23 年度建建道第 2929 号	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		取書を封入した上で郵送を希望す。					
144	1722	『建建道第 1947 号（平成 22 年 11 月 2 日付）平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）』開示文書再請求。	29. 4. 14	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア	29. 5. 23	平成 22 年度建建道第 1947 号 ①個人の氏名、住所、電話番号及び個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。 請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
145	1723	建築道路課から道路審議票白根〇丁目 91 などと偽造文書の開示があるが、『建建道第 1947 号（平成 22 年 11 月 2 日付）平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）』で閲覧した文書を一部開示決定の通知書通りに請求した『建建道第 1947 号（平成 24 年 11 月 2 日付）平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）』文書の写しを開示したふりをして誤魔化している。19 回目の督促と開示再請求。1 請求文書つつ納付書兼領収書を封入した上で郵送を希望す。	29. 4. 14	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア	29. 5. 23	平成 22 年度建建道第 1947 号 ①個人の氏名、住所、電話番号及び個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。 請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
146	1724	『建建道第 2765 号（平成 24 年 2 月 13 日付）建築局建築道路課の保	29. 4. 14	一部開示	29. 5. 23	平成 23 年度建建道第 2765 号	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。

		有する道路審議票（平成4年度） 開示文書を再請求す。		情報公開条例第 7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番及び個人が推測さ れる情報 ②建築士印の印影	請求No. 7の「実施機関の主な説明趣旨」 と同じ
147	1725	建築道路課から道路審議票白根○ 丁目91などと偽造文書の開示があ るが、平成24年2月13日付で閲 覧した文書及び一部開示決定通知 書通りに、請求した『建建道第2765 号（平成24年2月13日付）建築 局建築道路課の保有する道路審議 票（平成4年度）文書の写しが開 示されていない。開示したふりを して誤魔化すなするな。と忠告し た上で、19回目の督促と開示再請 求。1請求文書づつ納付書兼領収 書を封入した上で郵送を希望す。	29.4. 14	一部開示	29.5. 23	平成23年度建建道第2765号	処分を取り消し、特定した請求文書の開示 決定を求める。
				情報公開条例第 7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番及び個人が推測さ れる情報 ②建築士印の印影	請求No. 7の「実施機関の主な説明趣旨」 と同じ
148	1732	「平成24年2月13日付・建築局 建築道路課の保有する道路審議票 白根○丁目（平成4年度）（建建道 第2765号）」文書の2枚目と6枚 目資料の写し、郵送にて開示を希 望す。「平成24年2月28日付・建 築局建築道路課の保有する道路審 議票白根○丁目（平成4年度）」（建 建道第2929号）」文書の3枚目と7 枚目資料の写し、郵送にて開示を 希望す。	29.4. 24	一部開示	29.5. 31	平成23年度建建道第2765号文 書の2枚目と6枚目	特定行政文書と相違した異なる文書を標題 にして行った一部開示決定の処分を取り消 し、特定した文書の開示と正規料金算出を 求める。
				情報公開条例第 7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号	文書特定については、文書名が開示請求書 の記載と一致したものを特定し開示してい る。このほかに開示請求書に記載されてい る日付及び標題に該当する行政文書は作成 しておらず保有していない。 個人の氏名、住所及び電話番号については、 個人に関する情報であって、特定の個人を 識別することができるものであることか

							ら、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
149	1733	「平成24年2月13日付・建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成4年度）（建建道第2765号）」文書の2枚目と6枚目資料の写し、郵送にて開示を希望す。「平成24年2月28日付・「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成4年度）（建建道第2929号）」文書の3枚目と7枚目資料の写し、郵送にて開示を希望す。	29.4.24	一部開示	29.5.31	平成23年度建建道第2929号文書の3枚目と7枚目	特定行政文書と相違した異なる文書を標題にして行った一部開示決定の処分を取り消し、特定した文書の開示と正規料金算出を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人が推測される情報（確認番号、確認通知書）	文書特定については、文書名が開示請求書の記載と一致したものを特定し開示している。このほかに開示請求書に記載されている日付及び標題に該当する行政文書は作成しておらず保有していない。 確認通知書（氏名及び住所）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。確認番号、確認通知書（土地の地番）については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
150	1734	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A横浜市建築局建築指導	29.5.12	一部開示	29.6.15	平成22年度建建道1569号	異文書を標題に行った一部開示決定処分を取り消し、正規文書名、正規調査枚数に基

		部長から「個人情報漏えいには該当しません。」とあるが、無修正で旭土木事務所宛送付された文書だと、旭土木事務所から請求人へ開示されている。横浜市建築局建築指導部長の返事には、「個人情報の漏えいには該当しません。」とある。「個人情報の漏えいには該当しません。と返書には記載されている無修正で旭土木事務所宛送付された文書」の開示を請求する。					づいた開示を求める。
			情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②4号			①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先及び土地の地番） ②弁護士印の印影	請求 No. 59 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
151	1735	平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号にて、A横浜市建築局建築指導部部長の返書には、当該部署（旭土木事務所長）に送付した資料を再度送付したものです。個人情報漏洩には該当しません。と請求者へ送付前文書を口裏合わせて送っている。「送付した」「請求者名入りの文書の開示を求める。」公開を原則としている条例第 3 条、5 条、10 条、11 条及び 34 条等を運用し開示されるよう条例第 8 条の規定、条例第 16 条第 1 項及び第 2 項で規定する、「新たに行政文書を作成	29. 5. 12	一部開示	29. 6. 15	平成 22 年度建建道 1569 号	異文書を標題に行った一部開示決定処分を取り消し、正規文書名、正規調査枚数に基づいた開示を求める。
			情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②4号			①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属	請求 No. 59 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		し、又は加工してはならない。」と規定されている。				先及び土地の地番) ②弁護士印の印影	
152	1736	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局建築指導部長から「平成 21 年度道路審議票は、これまで一貫して添付文書を含めた全ての写しを特定個人甲様に閲覧して頂き…、隠蔽の事実もありません。」との返事を頂いたため、次のとおり閲覧した文書『平成 22 年 11 月 2 日付建建道第 1947 号平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）』を特定し、原議一式 47 枚の開示を求める。条例第 8 条の規定、条例第 16 条第 1 項及び第 2 項で規定する、「新たに行政文書を作成し、又は加工してはならない。」と規定されている。	29. 5. 12	一部開示	29. 6. 15	平成 22 年度建建道第 1947 号	異文書を標題に行った一部開示決定処分を取り消し、正規文書名、正規調査枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
153	1737	請求人は実施機関に対し、A4 用紙 43 枚にて構成された「建建道第 1947 号（平成 22 年 11 月 2 日）平成 21 年度まち建道第 653 号・建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）」文書を記番号建建道第 1947 号（平成 22 年 11 月 2 日付）と、実施機関の綴りに対し、一字一句間違い無く記載し文書を特定した。原議「写しの	29. 5. 12	一部開示	29. 6. 15	平成 22 年度建建道第 1947 号	異文書を標題に行った一部開示決定処分を取り消し、正規文書名、正規調査枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		交付」を開示請求す。					
154	1738	建建道第 1947 号 (平成 22 年 11 月 2 日)『平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目)』と文書を特定請求した。実施機関は、『建建道第 826 号にて「建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) (平成 21 年度まち建道第 653 号)』と、『建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) 平成 21 年度まち建道第 653 号』の語尾に『平成 21 年度まち建道第 653 号)』などと標題を後先に入れ替えて記載し、『平成 21 年度まち建道第 653 号・建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目)』と特定請求されたのと違って当然だ。』と加工した上で、21 枚で構成された行政文書を作成し開示を正当化した。特定した文書の開示請求をする。	29. 5. 12	一部開示	29. 6. 15	平成 22 年度建建道第 1947 号	異文書を標題に行った一部開示決定処分を取り消し、正規文書名、正規調査枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
155	1739	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局建築指導部長の返書に、請求人所有地が「2 項道路として確認を受けている。」とある。「2 項道路として確認を受けている。」とは何ごとだ。2	29. 5. 12	一部開示	29. 6. 15	甲第 9 号証 (横浜地方裁判所平成 24 年事件番号 A 慰謝料等損害賠償請求事件) のうち誓約書	異文書を標題に行った一部開示決定処分を取り消し、正規文書名、正規調査枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		個人の名前、住所、地番及び個人印の印影	請求 No. 18 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		項道路では無いことを平成4年7月7日のAが検査確認時に平成4年4月22日の誓約書を見せられて謝罪したにも関わらず、忘れたとも言われるのか。誓約書の開示を請求する。					
156	1741	平成20年10月24日付まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を送付するに当たり実施機関横浜市長林文子が調査したと閲覧開示した「平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）」43通の写しの開示。	29.6.5	一部開示	29.6.15	平成21年度まち建道第653号	一部開示決定処分を取り消し、請求した標題の文書名、枚数に基づいた行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
157	1742	平成24年1月30日付開示文書「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成4年度）（建道第2765号）は、平成24年2月14日に、建築道路課が開示されたが、建築局関係課に確認したところ、建築情報相談課と建築道路課の合作にて一部開示されたことが判明した。「建築道路課が一部開示に資した文書資料の原議一式」の開示請求をする。	29.5.12	一部開示	29.6.15	平成23年度建道第2765号	異文書を標題に行った一部開示決定処分を取り消し、正規文書名、正規調査枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.7の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

158	1743	平成 24 年 2 月 13 日付・建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成 4 年度）」（建建道第 2765 号）18 枚で構成されている文書を郵送にて開示を希望する。	29. 5. 12	一部開示	29. 6. 15	平成 23 年度建建道第 2765 号	異文書を標題に行った一部開示決定処分を取り消し、正規文書名、正規調査枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア			①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影
159	1744	『建建道第 2765 号（平成 24 年 2 月 13 日付）建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91（平成 4 年度』を閲覧開示を受けた。同文書全 17 枚の写しの請求。	29. 6. 5	一部開示	29. 6. 15	平成 23 年度建建道第 2765 号	一部開示決定処分を取り消し、請求した標題の文書名、枚数に基づいた行政文書を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア			①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影
160	1745	「平成 24 年 2 月 28 日付・「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成 4 年度）」（建建道第 2929 号）」11 枚で構成されている文書の写し、郵送にて開示を希望する。	29. 5. 12	一部開示	29. 6. 15	平成 23 年度建建道第 2929 号	異文書を標題に行った一部開示決定処分を取り消し、正規文書名、正規調査枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号			①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影
161	1746	平成 24 年 2 月 14 日付の開示請求書記載文書「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目	29. 5. 12	一部開示	29. 6. 15	平成 23 年度建建道第 2929 号	異文書を標題に行った一部開示決定処分を取り消し、正規文書名、正規調査枚数に基づいた開示を求める。

		(平成4年度)(建建道第2929号)は、平成24年2月28日に、建築道路課が開示されたが、情報相談課と建築道路課の合作にて一部開示決定されたと判明。「情報相談課が一部開示に資した文書資料の原議一式」の開示請求、写しの交付。		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報(事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.4の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
162	1747	『建建道第2929号(平成24年2月28日付)建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91(平成4年度』を閲覧開示を受けた。同文書全11通の写しの請求。	29.6.5	一部開示	29.6.15	平成23年度建建道第2929号	一部開示決定処分を取り消し、請求した標題の文書名、枚数に基づいた行政文書を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報(事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.4の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
163	1748	建建指第280号(平成29年5月26日付)文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から横情審第1391号(平成29年4月27日付)と思慮する。「建建道第1484、1563、1562、1575号記載文書中にある、特定個人が納得されず…離席するということがあったとある。未開示文書原議」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当である。と答申。審査請求人が離席に至ったのは、請求と違う「道路審議票白根〇丁	29.6.16	一部開示	29.7.21	平成22年度建建道第1947号	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数までも詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.6の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		目 91」同文偽造文書 6 通を並列に開示したことを指摘し離席した。時の、①未開示文書の開示請求である。「存否を明らかに云々は関係がない、非開示とした決定は妥当ではない。」ので、②建建道第 1484、1563、1562、1575 号中の横浜市が用意した文書と合わせ写し再請求。					
164	1749	建建指第 281 号(平成 29 年 5 月 26 日付)文書は「建建道第 289、290、291 号の 3 件の諮問に対する、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から横情審答申第 1392 号~1394 号(平成 29 年 4 月 27 日付)と思慮する。実施機関林文子横浜市長は補正依頼をした。捏造と偽造作成した「道路審議票白根〇丁目 91」文書に補正しろと送付を繰り返した。補正に応じないから非開示にした。行政文書の特定に誤りが無いように対応することとしている。「昭和 25 年 11 月 23 日から建築基準法第 42 条 2 項道路だと調査をした上で違反勧告をしたと弁明されている。」「道路審議票白根〇丁目 91」など偽造せず、調査をしたと隠蔽した	29.6.16	一部開示	29.7.21	平成 22 年度建建道第 1947 号	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数までも詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		「建建道第 1947 号・平成 22 年 11 月 2 日付」文書 43 通の写しの交付。					
165	1751	建建指第 280 号(平成 29 年 5 月 26 日付) 文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から平成 29 年 4 月 27 日付横情審答申第 1391 号と思慮する。「建建道第 1484、1563、1562、1575 号記載文書中にある、特定個人が納得されず・・・離席するということがあったとある。未開示文書原議」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当と、請求とは異とする審議内容による答申である上に、5 頁キ項、審査会が実施機関に聴取したところ、①審査請求日時点では開示請求書の記載内容について補正依頼中であり、また、②聴取した時点では決定済みとのことであった。と虚偽虚言による聴取模様の記載が有る。①補正依頼中②決定済みとしている案件に該当する文書の写しの開示を求める。	29. 6. 16	一部開示	29. 7. 21	平成 28 年度建建道第 53 号	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数までも詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号	個人の氏名、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
166	1752	建建指第 280 号(平成 29 年 5 月 26 日付) 文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会	29. 6. 16	一部開示	29. 7. 21	平成 28 年度建建道第 269 号	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数までも詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。

		長) から平成 29 年 4 月 27 日付横情審答申第 1391 号と思慮する。「建建道第 1484、1563、1562、1575 号記載文書中にある、特定個人が納得されず・・・離席するということがあったとある。未開示文書原議」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当と、請求とは異とする審議内容による答申である上に、5 頁キ項、審査会が実施機関に聴取したところ、①審査請求日時点では開示請求書の記載内容について補正依頼中であり、また、②聴取した時点では決定済みとのことであった。と虚偽虚言による聴取模様の記載が有る。①補正依頼中②決定済みとしている案件に該当する文書の写しの開示を求める。		情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号	個人の氏名、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
167	1753	建建指第 280 号(平成 29 年 5 月 26 日付) 文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長) から横情審答申第 1391 号(平成 29 年 4 月 27 日付) と思慮する。「建建道第 1484、1563、1562、1575 号記載文書中にある、特定個人が納得されず・・・離席するということがあったとある。非開示文書原議」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当である。と	29. 6. 16	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア	29. 7. 21	道路審議票白根○丁目 91 ①個人の氏名、住所、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数までも詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。 請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		<p>答申。審査請求人が離席に至ったのは、請求と違う「道路審議票白根〇丁目 91」同文偽造文書 6 通を並列に開示したことを指摘し離席した。時の、①未開示文書の開示請求である。「存否を明らかに云々は関係がない、非開示とした決定は妥当ではない。」ので、②建建道第 1484、1563、1562、1575 号中の横浜市が用意した文書と合わせ写し再請求。</p>					
168	1754	<p>建建指第 280 号(平成 29 年 5 月 26 日付)文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から横情審答申第 1391 号(平成 29 年 4 月 27 日付)と思慮する。「建建道第 1484、1563、1562、1575 号記載文書中にある、特定個人が納得されず・・・離席するということがあったとある。未開示文書原議」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当である。と答申。審査請求人が離席に至ったのは、請求と違う「道路審議票白根〇丁目 91」同文偽造文書 6 通を並列に開示したことを指摘し離席した。時の、①未開示文書の開示請求である。「存否を明らかに云々は関係がない、非開示とした決定は妥当ではない。」ので、②建建道</p>	29.6.16	<p>一部開示</p> <p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>①2 号</p> <p>②3 号ア</p> <p>③6 号ア</p>	29.7.21	<p>平成 21 年度まち建道第 653 号</p> <p>①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③課税台帳情報</p>	<p>一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数までも詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。</p> <p>請求 No. 46 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ</p>

		第 1484、1563、1562、1575 号中の横浜市が用意した文書と合わせ写し再請求。					
169	1755	建建指第 280 号(平成 29 年 5 月 26 日付)文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から横情審答申第 1391 号(平成 29 年 4 月 27 日付)と思慮する。「建建道第 1484、1563、1562、1575 号記載文書中にある、特定個人が納得されず…離席するということがあったとある。未開示文書原議」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当である。と答申。審査請求人が離席に至ったのは、請求と違う「道路審議票白根〇丁目 91」同文偽造文書 6 通を並列に開示したことを指摘し離席した。時の、①未開示文書の開示請求である。「存否を明らかに云々は関係がない、非開示とした決定は妥当ではない。」ので、②建建道第 1484、1563、1562、1575 号中の横浜市が用意した文書と合わせ写し再請求。	29. 6. 16	一部開示	29. 7. 21	平成 23 年度建建道第 1912 号	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数までも詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、土地の地番	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
170	1756	建建指第 280 号(平成 29 年 5 月 26 日付)文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から横情審答申第 1391 号(平成 29 年 4 月 27 日付)と思慮する。	29. 6. 16	一部開示	29. 7. 21	平成 23 年度建建道第 2929 号のうちの道路審議票白根〇丁目 91	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数までも詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測さ	請求 No. 1 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		「建建道第 1484、1563、1562、1575 号記載文書中にある、特定個人が納得されず・・・離席するということがあったとある。未開示文書原議」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当である。と答申。審査請求人が離席に至ったのは、請求と違う「道路審議票白根○丁目 91」同文偽造文書 6 通を並列に開示したことを指摘し離席した。時の、①未開示文書の開示請求である。「存否を明らかに云々は関係がない、非開示とした決定は妥当ではない。」ので、②建建道第 1484、1563、1562、1575 号中の横浜市が用意した文書と合わせ写し再請求。		①2 号 ②3 号ア		れる情報 ②建築士印の印影	
171	1757	建建指第 280 号(平成 29 年 5 月 26 日付)文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から横情審答申第 1391 号(平成 29 年 4 月 27 日付)と思慮する。「建建道第 1484、1563、1562、1575 号記載文書中にある、特定個人が納得されず・・・離席するということがあったとある。未開示文書原議」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当である。と答申。審査請求人が離席に至ったのは、請求と違う「道路審議票白	29. 6. 16	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア	29. 7. 21	平成 23 年度建建道第 2765 号のうちの道路審議票白根○丁目 91 ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数までも詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。 個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいづれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所

		根○丁目 91」同文偽造文書 6 通を並列に開示したことを指摘して離席した。時の、①未開示文書の開示請求である。「存否を明らかに云々は関係がない。非開示とした決定は妥当ではない。」ので、②建建道第 1484、1563、1562、1575 号中の横浜市が用意した文書と合わせ写し再請求。					有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 3 号アに該当し、非開示とした。
172	1758	建建指第 280 号(平成 29 年 5 月 26 日付)文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から横情審答申第 1391 号(平成 29 年 4 月 27 日付)と考慮する。「建建道第 1484、1563、1562、1575 号記載文書中にある、特定個人が納得されず・・・離席するということがあったとある。未開示文書原議」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当である。と答申。審査請求人が離席に至ったのは、請求と違う「道路審議票白根○丁目 91」同文偽造文書 6 通を並列に開示したことを指摘し離席	29. 6. 16	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア	29. 7. 21	平成 24 年度建建道第 826 号のうちの道路審議票白根○丁目 91 ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数までも詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。 個人の氏名、住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、また土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することに

		した。時の、①未開示文書の開示請求である。「存否を明らかに云々は関係がない。非開示とした決定は妥当ではない。」ので、②建建道第1484、1563、1562、1575号中の横浜市が用意した文書と合わせ写し再請求。					よって、ある処分をうけた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
173	1759	市内旭区白根特定丁目特定地番A地に対し、横浜市長林文子が職員により平成20年10月24日付で文書を頂いている。調査したとの内容になっている。道路課と現安全課が当時調査した資料及び文書の開示を実施した際に経伺文案文書双方の写しの開示。	29.6.26	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号	29.8.7	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について(平成20年度まち建審第398号) ①個人の名前、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。 請求No.133の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

174	1760	市内旭区白根特定丁目特定地番A地に対し、横浜市長林文子が職員により平成20年10月24日付で文書を頂いている。調査したとの内容になっている。道路課と現安全課が当時調査した資料及び文書の開示を実施した際に経伺文案文書双方の写しの開示。	29.6.26	一部開示	29.8.7	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について(平成20年度まち建審第398号)の施行文書	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の名前、住所及び所在地	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
175	1762	(建建道第1109号)平成26年11月20日A建築局建築指導部長殿からの返書に「横浜地裁平成24年事件番号A慰謝料等損害賠償請求事件の平成25年3月27日第1回弁論準備で証拠書類(乙3)として提出し、判決において平成4年に作成したものであることが認定されているとある。隠蔽した資料のA4用紙2枚。A4大8通の資料原議一式」の開示を請求する。	29.6.26	一部開示	29.8.7	道路審議票白根〇丁目91	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
176	1763	A建築局建築指導部長(平成26年11月20日付建建道第1109号)返書に「平成4年度道路審議票の添付文書が不足」と指摘されたとある。それは標題文書の組合わせが開示のつど違う事を指摘を受け、資料を隠蔽される意味である。文	29.6.26	一部開示	29.8.7	道路審議票白根〇丁目91	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		書原議一式とは構成文書全体の原議。A殿は当宅の新築時、係長として現況を確認し金融公庫に適合している。と報告をしているので、作成年月日も調査月日も無い「横浜地裁平成24年事件番号A慰謝料等損害賠償請求事件の平成25年3月27日第1回弁論準備の証拠書(乙3号証)は偽造文書だと指摘したところ『証拠はその都度作るのだよ。』と正規に記載されている乙3文書の原議一式の開示を求める。					
177	1764	A横浜市建築局建築指導部長殿が(建建道第1109号)平成26年11月20日付文書で、平成26年11月12日市民情報室で『これが平成4年に作成した道路審議票「原議」だ。』と言って開示された文書は、裁判で認定されたとの言質の文書とは違い矛盾している。①認定されたと言質の(乙3号証)と②市民情報室で上述時に閲覧した文書。双方の原議一式の開示を求める。	29.6.26	一部開示	29.8.7	道路審議票白根○丁目91	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
178	1765	平成26年12月13日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局建築指導部部長からの返書に、「2項道路	29.6.26	一部開示	29.8.7	道路審議票白根○丁目91	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。

		として確認を受けている。」とある。2項道路では無いことを100も承知しているにも関わらず、平成4年7月7日に誓約書を見て謝罪されたのを忘れたのか。「2項道路として確認を受けている。」との文書の開示を請求する。		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
179	1766	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A横浜市建築局建築指導部部長からの返書に、『道が無いから公道行き止まり』と道路局の表示塔の記載が有る。平成4年当時も石垣と板塀で接し道が無いのを係長時に石垣側から現認しているではないか。何処に横浜市の区域があるのか建築局の見解と論拠文書の開示を請求する。	29.6.26	一部開示	29.8.7	道路審議票白根○丁目91	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
180	1767	建築局複数の関係課長から頂いた文書に、昭和25年11月23日建基法施行日から旭区白根特定丁目特定地番Bと特定地番E間は、建築基準法第42条第2項の道路だった。何処に間があるのか不承知だが、同所における建築基準法第42条第2項の定義文書と範囲の開示を求める。	29.6.26	一部開示	29.8.7	道路審議票白根○丁目91	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
181	1768	平成26年11月20日(建建道第1109号)、A建築局建築指導部部長殿の返書に、「特定個人甲様に閲覧	29.6.26	一部開示	29.8.7	道路審議票白根○丁目91	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。

		頂き、その中からお選びになった…」云々とある。偽造と指摘した文書を閲覧したが開示決定通知書記載文書の写しの交付は未交付。「…お選びいただいた」と言われる文書原議の開示を請求する。		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
182	1769	(建建道第 1109 号) 平成 26 年 11 月 20 日 A 横浜市建築局建築指導部部長殿からの返書に、作成年月日も無く偽造した「乙 3 号証の原議は…B4 の資料を折って綴ったものです」と回答があった。地図を貼り付けて偽造作成されている原議一式の開示を求める。	29. 6. 26	一部開示	29. 8. 7	道路審議票白根〇丁目 91	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
183	1770	平成 26 年 12 月 13 日付の請求文書に対し、A 横浜市建築局建築指導部部長から返書を頂いた。文中の『当該部分は通行可能なため生活道路として使用されている。』と記載された地は私有地であるが、『当該部分とは何処か。また、何処からどこまでか。係長時の忘れてしまったのか。』この様な状況下で現地を確認されていない。それぞれについて明示された文書の開示を請求する。	29. 6. 26	一部開示	29. 8. 7	平成 21 年度まち建道第 653 号	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 46 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
184	1771	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、A 横浜市建築局建築指導部部長殿の返書に、「…南側は公	29. 6. 26	一部開示	29. 8. 7	平成 21 年度まち建道第 653 号	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。

		道とある。」何処からどこまでが公道なのか。文中の「平成4年度の道路審議票は偽造が明らかであるが、偽造では無いとのこと。作成年月日、調査資料に平成21年の書き込みの無い文書の開示請求をする。29.6.12		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
185	1774	平成26年10月1日付け建建道第862号でお詫び申し上げたのは、平成4年に作成した道路審議票白根〇丁目91の偽造行為を建築基準法の判断に誤りがあったと「お詫び」と閲覧した際の文書『建建道第1947号(平成24年11月2日付)平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根特定丁目)』文書。閲覧したとおりに開示請求書に記載したが未開示になっている同文書の写しの開示を請求する。	29.6.26	一部開示	29.8.7	平成22年度建建道第1947号	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.6の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
186	1775	平成26年12月13日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局建築指導部部長から頂いた返書に「平成21年度道路審議票は、これまで一貫して添付文書を含めた全ての写しを特定個人甲様に閲覧して頂き交付しており、隠蔽の事実もありません。」との言質記載が有るので、建建道第1947号平成22年11月2日付文書の原議一式の開示を	29.6.26	一部開示	29.8.7	平成22年度建建道第1947号	一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.6の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		求める。					
187	1776	建建指第 500 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根〇丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。	29. 7. 18	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	一部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号及び事件番号	個人の氏名、住所、電話番号及び事件番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
188	1777	建建指第 501 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根〇丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。	29. 7. 18	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	一部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号及び事件番号	請求 No. 187 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

189	1778	<p>建建指第 502 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根〇丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。</p>	29. 7. 18	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	一部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		①個人の氏名、住所及び電話番号	個人の氏名、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
190	1779	<p>建建指第 503 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根〇丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。</p>	29. 7. 18	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	一部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		①個人の氏名、住所及び電話番号	請求 No. 189 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

191	1780	<p>建建指第 504 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根○丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。</p>	29. 7. 18	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	一部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		①個人の氏名、住所及び電話番号	請求 No. 189 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
192	1781	<p>建建指第 505 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根○丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。</p>	29. 7. 18	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	一部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		①個人の氏名、住所及び電話番号	請求 No. 189 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

193	1782	<p>建建指第 506 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根〇丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。</p>	29. 7. 18	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	一部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		①個人の氏名、住所及び電話番号	請求 No. 189 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
194	1783	<p>建建指第 507 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根〇丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。</p>	29. 7. 18	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	一部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		①個人の氏名、住所及び電話番号	請求 No. 189 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

195	1784	<p>建建指第 508 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、平成 21 年度まち建道第 653 号と記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関作成の偽造文書に対し決定した平成 29 年 6 月 12 日付開示請求者の「開示請求書写し」の開示。</p>	29. 7. 18	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	一部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		①個人の氏名、住所及び電話番号	請求 No. 189 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
196	1785	<p>建建指第 509 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ「平成 21 年度まち建道第 653 号」と記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関作成の偽造文書に対し決定した平成 29 年 6 月 12 日付請求者の「開示請求書写し」の開示。</p>	29. 7. 18	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	一部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		①個人の氏名、住所及び電話番号	請求 No. 189 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

197	1786	『建建道第 1947 号（平成 22 年 11 月 2 日付）『平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）』と指示通り開示請求したにも関わらず、建建指第 513 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ「平成 22 年度建建道第 1947 号」と記載し平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました・・と一部開示決定した平成 29 年 6 月 12 日付請求者の「開示請求書の写し」	29. 7. 18	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	一部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所及び電話番号	請求 No. 189 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
198	1787	建建指第 514 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、平成 22 年度建建道第 1947 号」と記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と偽造文書に対し決定した。平成 29 年 6 月 12 日付開示請求者の「開示請求書の写し」の開示。	29. 7. 18	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	一部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所及び電話番号	請求 No. 189 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

199	1788	<p>建建指第 512 号平成 29 年 6 月 26 日付非開示決定通知書 4 欄、根拠規定を適用する理由欄へ、作成しておらず、保有していないため。</p> <p>と記載があるが、①平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号による A 横浜市建築局建築指導部部長からの返書の開示。</p>	29.7. 18	一部開示	29.8. 28	平成 27 年度建建道第 66 号	偽造した文書を更に偽造した文書を標題にした上で行った一部開示決定処分を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>①2 号</p>		<p>①個人の氏名、住所、土地の地番、事件番号及びご要望の内容</p>	<p>個人の氏名、住所、土地の地番及びご要望の内容については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p>
200	1789	<p>(建建道第 1109 号)平成 26 年 11 月 20 日 A 横浜市建築局建築指導部部長殿からの返書に、作成年月日も無く偽造した「乙 3 号証の原議は・B4 の資料を折って綴ったものです」と回答があった。地図を貼り付け偽造作成されている原議一式の開示を求める。</p>	29.7. 11	一部開示	29.8. 28	道路審議票白根〇丁目 91	審査請求人が文書を特定して請求したのにも関わらず、虚偽虚言を謀り、異にした文書を標題にした上で一部開示した決定を取り消し、枚数の伴った特定した調査文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>①2 号</p> <p>②3 号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報</p> <p>②建築士印の印影</p>	<p>請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ</p>
201	1790	<p>①平成 24 年 6 月 25 日開示請求した開示請求書原本写しの開示。②平成 24 年 6 月 25 日に開示請求が有りました行政文書については、横浜市の保有情報の公開に関する条例第 10 条 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。と通知の有った「不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会</p>	29.7. 11	一部開示	29.8. 28	平成 24 年度建建道第 826 号のうち平成 22 年度建建道第 1677 号	審査請求人が文書を特定して請求したのにも関わらず、虚偽虚言を謀り、異にした文書を標題にした上で一部開示した決定を取り消し、枚数の伴った特定した調査文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>①2 号</p>		<p>①個人の住所、照会先、電話番号、FAX 番号、事件番号、文書番号及び建築計画概要書</p>	<p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのい</p>

		書について（回答）」平成 22 年度 建建道第 1677 号原議全 7 枚写しの 開示。					ずれにも該当せず、非開示とした。土地の 地番及び個人が推測される情報について は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情 報と照合することによって、対象行政文書 における建築基準法の道路の判定に係る土 地所有者等の氏名及び住所を容易に推測す ることが可能であり、特定の個人を識別す ることができるものであることから、本号 本文に該当し、本号ただし書アからウまで のいずれにも該当せず、非開示とした。
202	1791	①平成 24 年 6 月 25 日開示請求し た開示請求書原本写しの開示。② 平成 24 年 6 月 25 日に開示請求が 有りました行政文書については、 横浜市の保有す情報の公開に関す る条例第 10 条 1 項の規定により、 次のとおりその一部を開示するこ とと決定しましたので通知しま す。と通知の有った行政文書『建 築基準法にかかる道路審議票につ いて（旭区白根特定丁目）平成 21 年度まち建道第 653 号』の原議 21 枚全部の写しの開示。旭区白根地 番特定地番 K 所有者から提出され た「道水路境界調査申請書」書中 の道路と表した特定地番 I、特定 地番 J、特定地番 L の各範囲を明 示した文書の閲覧。閲覧後、場合 によって、写しを希望。	29.7. 11	一部開示	29.8. 28	平成 24 年 6 月 25 日受付開示請 求書の写し	審査請求人が文書を特定して請求したの にも関わらず、虚偽虚言を謀り、異にした文 書を標題にした上で一部開示した決定を取り 消し、枚数の伴った特定した調査文書の 開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所及び電話番号	個人の氏名、住所及び電話番号は、個人に 関する情報であって、開示することにより、 特定の個人を識別することができる情報で あることから、情報公開条例第 7 条第 2 項 第 2 号本文に該当し、本号ただし書アから ウまでのいずれにも該当しない。

203	1792	①平成 24 年 6 月 25 日開示請求した開示請求書原本写しの開示。②平成 24 年 6 月 25 日に開示請求が有りました行政文書については、横浜市の保有す情報の公開に関する条例第 10 条 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。と通知の有った「不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会書について（回答）」平成 22 年度建建道第 1677 号原議全 7 枚写しの開示。	29. 7. 11	一部開示	29. 8. 28	平成 24 年 6 月 25 日受付開示請求書の写し	審査請求人が文書を特定して請求したのにも関わらず、虚偽虚言を謀り、異にした文書を標題にした上で一部開示した決定を取り消し、枚数の伴った特定した調査文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所及び電話番号	請求 No. 202 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
204	1793	①平成 24 年 1 月 30 日開示請求した開示請求書原本写しの開示。②平成 24 年 1 月 30 日に開示請求が有りました行政文書については、横浜市の保有す情報の公開に関する条例第 10 条 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。と通知の有った「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91（平成 4 年度）」原議 18 枚全部の写しの開示。	29. 7. 11	一部開示	29. 8. 28	平成 23 年度建建道第 2765 号のうち道路審議票白根〇丁目 91	審査請求人が文書を特定して請求したのにも関わらず、虚偽虚言を謀り、異にした文書を標題にした上で一部開示した決定を取り消し、枚数の伴った特定した調査文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 171 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
205	1794	①平成 24 年 1 月 30 日に開示請求した開示請求書原本写しの開示。 ②平成 24 年 1 月 30 日に開示請求が有りました行政文書については、横浜市の保有す情報の公開に	29. 7. 11	一部開示	29. 8. 28	平成 24 年 1 月 30 日受付開示請求書の写し	審査請求人が文書を特定して請求したのにも関わらず、虚偽虚言を謀り、異にした文書を標題にした上で一部開示した決定を取り消し、枚数の伴った特定した調査文書の開示を求める。

		関する条例第10条1項の規定により、その一部を開示することと決定しましたので通知します。と通知の有った「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91（平成4年度）」原議18枚全部の写しの開示。		情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所及び電話番号	個人の氏名、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
206	1795	①平成24年2月14日に開示請求した開示請求書原本写しの開示。 ②平成24年2月14日に開示請求が有りました行政文書については、横浜市の保有す情報の公開に関する条例第10条1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。と通知の有った「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91（平成4年度）」原議11枚全部の写しの開示。	29.7.11	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア	29.8.28	平成23年度建建道第2929号のうち道路審議票白根〇丁目91 ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	審査請求人が文書を特定して請求したのにも関わらず、虚偽虚言を謀り、異にした文書を標題にした上で一部開示した決定を取り消し、枚数の伴った特定した調査文書の開示を求める。 請求No.1の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
207	1796	①平成24年2月14日に開示請求した開示請求書原本写しの開示。 ②平成24年2月14日に開示請求が有りました行政文書については、横浜市の保有す情報の公開に関する条例第10条1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。と通知の有った「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91（平成4年度）」原議	29.7.11	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号	29.8.28	平成24年2月14日受付開示請求書の写し ①個人の氏名、住所及び電話番号	審査請求人が文書を特定して請求したのにも関わらず、虚偽虚言を謀り、異にした文書を標題にした上で一部開示した決定を取り消し、枚数の伴った特定した調査文書の開示を求める。 個人の氏名、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

		11 枚全部の写しの開示。					
208	1797	①平成 22 年 10 月 19 日に開示請求した開示請求書原本写しの開示。 ②平成 22 年 10 月 19 日に開示請求が有りました行政文書については、横浜市の保有す情報の公開に関する条例第 10 条 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。と通知の有った行政文書『平成 21 年度度まち建建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）』の原議全 43 枚写しの開示。	29. 7. 11	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号	29. 8. 28	平成 22 年度建建道第 1947 号のうちの平成 21 年度まち建道第 653 号 ①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	審査請求人が文書を特定して請求したのにも関わらず、虚偽虚言を謀り、異にした文書を標題にした上で一部開示した決定を取り消し、枚数の伴った特定した調査文書の開示を求める。 個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。個人を特定する記載については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築

							士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。 課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とした。
209	1798	①平成22年10月19日に開示請求した開示請求書原本写しの開示。 ②平成22年10月19日に開示請求が有りました行政文書については、横浜市の保有す情報の公開に関する条例第10条1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。と通知の有った行政文書『平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根特定丁目)』原議全43枚写しの開示。	29.7.11	一部開示	29.8.28	平成22年10月19日受付開示請求書の写し	審査請求人が文書を特定して請求したのにも関わらず、虚偽虚言を謀り、異にした文書を標題にした上で一部開示した決定を取り消し、枚数の伴った特定した調査文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所及び電話番号	個人の氏名、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
210	1799	①平成24年6月25日に開示請求した開示請求書原本写しの開示。 ②平成24年6月25日に開示請求が有りました行政文書については、横浜市の保有す情報の公開に関する条例第10条1項の規定により、次のとおりその一部を開示す	29.7.11	一部開示	29.8.28	平成24年度建道第826号のうち平成21年度まち建道第653号	審査請求人が文書を特定して請求したのにも関わらず、虚偽虚言を謀り、異にした文書を標題にした上で一部開示した決定を取り消し、枚数の伴った特定した調査文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する

	<p>ることと決定しましたので通知します。と通知の有った行政文書『建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）平成21年度まち建建道第653号』の原議21枚全部の写しの開示。旭区白根地番特定地番K所有者から提出された「道水路境界調査申請書」書中の道路と表した特定地番I、特定地番J、特定地番Lの各範囲を明示した文書の閲覧。閲覧後、場合によって、写しを希望。</p>		<p>①2号 ②3号ア ③6号</p>		<p>番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報</p>	<p>ことができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。個人を特定する記載については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p> <p>課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項</p>
--	--	--	-----------------------------	--	-----------------------------------	--

							第6号に該当し、非開示とした。
211	1800	貴所属では、請求人所有土地の道路相談を受けたから「建築局建築道路課が保有する道路審議票白根○丁目91(平成4年度)」と文書を偽造作成した上で黒塗加工し開示した。今般は、特定文書を開示せずに、平成29年6月26日付、建建指第500、501、502、503、504、505、506、507号にて、相談日、調査場所、調査年月日の無い「道路審議票白根○丁目91」偽造文書を上述番号により、同文の文書を8件開示決定をされた。どの請求に対しての開示決定通知書か判断がつかない。開示日に貴所属へ持参したが文書の開示をされなかった。「請求した文書の開示」	29.7.24	一部開示	29.8.28	道路審議票白根○丁目91	捏造した理由による一部開示決定処分を取り消し、特定し請求したとおりの開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
212	1801	貴所属では、請求人現所有土地の道路相談を代理人から受け「建築局建築道路課が保有する道路審議票白根○丁目91(平成4年度)」なる文書を偽造作成した上で黒塗加工し開示した。今般は、特定文書を開示せずに、平成29年6月26日付、建建指第500、501、502、503、504、505、506、507号にて、相談日、調査場所、調査年月日の無い「道路審議票白根○丁目91」偽造	29.7.24	一部開示	29.8.28	道路審議票白根○丁目91	捏造した理由による一部開示決定処分を取り消し、特定し請求したとおりの開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		文書を上述番号により、同文の文書を8件開示決定をされたが、どの請求文書に対する開示決定通知書だか判断がつかない。開示日に貴所属へ持参したが文書の開示をされなかった。「道路審議票白根〇丁目91」行政文書の作成日の開示」					
213	1802	貴所属では、請求人現所有土地の道路相談を代理人から受け「建築局建築道路課が保有する道路審議票白根〇丁目91(平成4年度)」なる文書を黒塗加工し開示した。今般、平成29年6月26日付、建指第500、501、502、503、504、505、506、507号開示文書は、相談日、調査場所、調査年月日の無い「道路審議票白根〇丁目91」同文の文書を8件開示決定された。平成4年度からは建基法第42条2項道路になるなどと書偽造されている。昭和25年11月23日施行日から2項道路である。と貴所属の文書がある。整合性のある論拠の開示。	29.7.24	一部開示	29.8.28	道路審議票白根〇丁目91	捏造した理由による一部開示決定処分を取り消し、特定し請求したとおりの開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
214	1803	貴所属では、請求人所有土地の道路相談を受けたから「建築局建築道路課が保有する道路審議票白根〇丁目91(平成4年度)」と文書を偽造作成した上で黒塗加工し開示した。今般は、特定文書を開示せ	29.7.24	一部開示	29.8.28	平成29年6月12日受付開示請求書写し(2件)	捏造した理由による一部開示決定処分を取り消し、特定し請求したとおりの開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号及び事件番号	個人の氏名、住所、電話番号及び事件番号は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することが

		ずに、平成 29 年 6 月 26 日付、建 建指第 500、501、502、503、504、 505、506、507 号にて、相談日、調 査場所、調査年月日の無い「道路 審議票白根〇丁目 91」偽造文書を 上述番号により、同文の文書を 8 件開示決定をされた。どの請求に 対しての開示決定通知書だか判断 がつかない。開示日に貴所属へ持 参したが文書の開示をされなかつ た。「請求人の開示請求書の開示」					できる情報であることから、情報公開条例 第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号た だし書アからウまでのいずれにも該当しな い。
215	1804	貴所属では、請求人所有土地の道 路相談を受けたから「建築局建築 道路課の保有する道路審議票白根 〇丁目 91 (平成 4 年度)」と文書を 偽造作成した上で黒塗加工し開示 した。今般は、特定文書を開示せ ずに、平成 29 年 6 月 26 日付、建 建指第 500、501、502、503、504、 505、506、507 号にて、相談日、調 査場所、調査年月日の無い「道路 審議票白根〇丁目 91」偽造文書を 上述番号により、同文の文書を 8 件開示決定をされた。どの請求に 対しての開示決定通知書だか判断 がつかない。開示日に貴所属へ持 参したが文書の開示をされなかつ た。「請求人の開示請求書の開示」	29. 7. 24	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請 求書の写し(6 件) ①個人の氏名、住所及び電話番 号	捏造した理由による一部開示決定処分を取り 消し、特定し請求したとおりの開示を求 める。 個人の氏名、住所及び電話番号は、個人に 関する情報であって、開示することにより、 特定の個人を識別することができる情報で あることから、情報公開条例第 7 条第 2 項 第 2 号本文に該当し、本号ただし書アから ウまでのいずれにも該当しない。

216	1805	<p>貴所属では、請求人所有土地の道路相談を受けたから「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目 91 (平成 4 年度)」と文書を偽造作成した上で黒塗加工し開示した。今般は、特定文書を開示せずに、平成 29 年 6 月 26 日付、建建指第 500、501、502、503、504、505、506、507 号にて、相談日、調査場所、調査年月日の無い「道路審議票白根○丁目 91」偽造文書を上述番号により、同文の文書を 8 件開示決定をされた。どの請求に対しての開示決定通知書か判断がつかない。開示日に貴所属へ持参したが文書の開示をされなかった。「本件請求に対し起案・立案し、F 建築指導部長まで経伺した文書の開示。」</p>	29. 7. 24	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年度建建指第 500 号及び第 501 号	捏造した理由による一部開示決定処分を取り消し、特定し請求したとおりの開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		①個人の氏名、住所、電話番号及び事件番号	<p>個人の氏名、住所、電話番号及び事件番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p>
217	1806	<p>貴所属では、請求人所有土地の道路相談を受けたから「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目 91 (平成 4 年度)」と文書を偽造作成した上で黒塗加工し開示した。今般は、特定文書を開示せずに、平成 29 年 6 月 26 日付、建建指第 500、501、502、503、504、505、506、507 号にて、相談日、調査場所、調査年月日の無い「道路審議票白根○丁目 91」偽造文書を</p>	29. 7. 24	一部開示	29. 8. 28	平成 29 年度建建指第 502 号、第 503 号、第 504 号、第 505 号、第 506 号及び第 507 号	捏造した理由による一部開示決定処分を取り消し、特定し請求したとおりの開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		①個人の氏名、住所及び電話番号	<p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p>

		上述番号により、同文の文書を8件開示決定をされた。どの請求に対しての開示決定通知書か判断がつかない。開示日に貴所属へ持参したが文書の開示をされなかった。「本件請求に対し起案・立案し、F 建築指導部長まで経伺した文書の開示。」					
218	1813	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受る際に提出した相談場所の「」の開示。	29. 7. 24	一部開示	29. 8. 28	平成 21 年度まち建道第 653 号	捏造した理由による一部開示決定処分を取り消し、特定し請求したとおりの開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 46 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
219	1822	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受る際に提出した相談場所の「確認通知書（確認済証）写」の開示。	29. 7. 24	一部開示	29. 8. 28	平成 21 年度まち建道第 653 号のうち確認通知書（確認済証）写	捏造した理由による一部開示決定処分を取り消し、特定し請求したとおりの開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		個人の氏名、住所及び土地の地番	開示請求書の記載から、建築指導課で作成及び保存する建築基準法に係る道路審議票のうち確認通知書（確認済証）写を求めているものと解され、建築基準法に係る道路審議票は、「平成 21 年度まち建道第 653 号」と解される。 個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該

							当せず、非開示とした。また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
220	1823	昭和 25 年 11 月 23 日建基法施行時から白根特定地番 A 宅が該当している。とセットバックと称し道路後退をさせ私有地を搾取しているが、「建築基準法第 42 条第 2 項の道路の範囲と名称及び道路と判断が出来る文書の閲覧開示を求め。又閲覧後必要なものについて写しを希望する。」	29. 7. 28	一部開示	29. 9. 20	道路審議票白根○丁目 91	偽造した文書を更に偽造し、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
221	1824	貴所属は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と貶め、文書を偽造作成し表題にした上で開示と称し開示せずに隠蔽を続けている。審査会委員から話し合ったらとの進言があったにも関わらず、林文子市長及び X 党辛市会議員立会いにより、市庁舎貴賓室にて謝罪を要求した。謝罪はしないと、偽造作成した文書を表題にした上で開	29. 7. 28	一部開示	29. 9. 22	道路審議票白根○丁目 91	偽造した文書を更に偽造した文書を標題にした文書の一部開示決定を、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		示と称し開示せずに隠蔽を続けている。そこで、建築局該当3課は調査した上で、平成20年10月24日付まち建審第398号「是正勧告及び呼出通知書」にて請求者へ勧告したとのことであるが、建築基準法第42条第2項の道路は何処に存在し、何処からどこまでか。「調査された文書の写しの開示」					
222	1825	「平成4年道路審議票白根特定丁目91」文書は、O、K、Pの決裁した別案件の文書へ、明細地図を貼付けた偽造文書である。と貴所属建築局該当3課に対し、指摘したが、6度目の再偽造を施した上で平成29年7月11日建建指第599号「道路審議票〇丁目91」と偽造文書を標題に多数一部開示決定された。同文書「道路審議票〇丁目91」には、①道路相談をした年月日の記載ない。同②道路審議票〇丁目91文書には作成年月日の記載もない。③場所が特定されないよう黒塗りや地名地番を削り、地番だけを判別出来るように書き加えた再偽造してあるが、指摘事項①～③が整った文書の開示を求める。	29.7.28	一部開示	29.9.22	道路審議票白根〇丁目91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にした一部開示決定、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

223	1826	貴所属建築局該当3課に対し、「平成4年道路審議票白根特定丁目91」文書は、O、K、Pらの決裁印を悪用し、明細地図を貼付けた偽造文書である。と指摘したところ決裁印を再悪用し、6度目の再偽造を施した上で平成29年7月11日建建指第599号「道路審議票○丁目91」同類偽造文書多数を開示したことに対し、番号⑤⑥⑦番号を付定し開示を求める。⑤判定欄「道路」の印字を抹消し偽造を施さない文書の開示を求める。⑥道路の文字抹消し、2項道路などと縦に書き加えるなどの偽造を施す前の文書の開示を求める。⑦判定意見欄「本件は既に台路台帳（誤字）にて法42条2項道路として扱われていると誤字を書くほど忙しく偽造してあるが偽造する前の文書の開示を求める。	29.7.28	一部開示	29.9.22	道路審議票白根○丁目91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にした一部開示決定、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア			①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影
224	1827	貴所属建築局該当3課に対し、「平成4年道路審議票白根特定丁目91」文書は、O、K、Pらの決裁印を悪用し、明細地図を貼付けた偽造文書である。と指摘したところ決裁印を再悪用し、6度目の再偽造を施した上で平成29年7月11日建建指第599号「道路審議票○丁目91」同類偽造文書多数を開示	29.7.28	一部開示	29.9.22	道路審議票白根○丁目91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にした一部開示決定、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア			①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影

		したことにし番号を付し開示を求める。⑧本件カ所のセットバックについて、近辺に該当する道路は無いが現地調査した。とある調査場所が明示された文書の開示を求める。⑨別添え資料等により総合的な判断にて（裏側）指導方法案を作成し今後の確認時に指導する。「裏側」と記載された資料の開示を求める。」					
225	1828	昭和 25 年 11 月 23 日建基法施行時から建築基準法第 42 条第 2 項に、白根特定地番 A 宅が該当している。とセットバックと称し道路後退をさせ私有地を搾取し、平成 21 年 9 月 3 日までは建築基準法第 42 条第 2 項の道路だったが否道路になったなどと現状の回復もせずに厚かましく言われ、セットバックさせたことを正当化しているが、 ①「昭和 25 年 11 月 23 日建基法施行時から建築基準法第 42 条第 2 項の道路とされていた文書の開示」。 ②「平成 21 年 9 月 3 日に建基法施行時から建築基準法の第 2 項道路では無かったと確認した文書」	29. 7. 28	一部開示	29. 9. 22	道路審議票白根〇丁目 91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にした一部開示決定、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

226	1829	昭和 25 年 11 月 23 日建基法施行時から建築基準法第 42 条第 2 項の道路に、白根特定地番 A 宅が該当しているから道路後退をさせた。と虚言を言われているが「該当する公図の開示。」建築局建築審査課長他が、平成 21 年 12 月 21 日に取り消し書を持参されたので受忍したが、掌理事項の現地調査を懈怠し勧告をした。と A4 用紙 4 枚に掌理事項が記載された文書を閲覧した。「事務掌理事項が記載された文書の写しの開示。」	29. 7. 28	一部開示	29. 9. 22	道路審議票白根○丁目 91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にした一部開示決定、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
227	1830	建築局長 貴所属 3 課は O、K、P らの決裁印を悪用し、明細地図を貼付け「平成 4 年道路審議票白根特定丁目 91」文書を、道路相談が有ったなどと作成し、日付けが無いことから偽造文書だと詳細を指摘した。平成 29 年 7 月 11 日付建建指第 599 号「道路審議票○丁目 91」6 度目の再偽造文書多数を開示した。番号を付定した上で開示を求める。⑨相談者が相談場所を特定した文書の開示を求める。⑩総合判断した。との判断した資料の開示を求める。⑩2 項道路や家並みが無いのにも関わらず道路相談した文書の開示を求める。⑪既に 3 度も道路後退なく新築してい	29. 7. 28	一部開示	29. 9. 22	道路審議票白根○丁目 91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にした一部開示決定、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		るにも関わらず「2項セットバックの指導」と記載し黒塗りした部位の開示を求める。⑫現地調査をした場所、部位の開示を求める。					
228	1831	<p>建築局長 貴所属3課は○ほか2名の決裁印を悪用し、明細地図を貼付け「平成4年道路審議票白根特定丁目91」を道路相談が有った。と調査もしない、場所も分からずに組織でやっているからと偽造した。その証拠に貴所属から『道路相談をした場所は何処でしたか。』などと、平成29年7月某日に間の抜けた電話が有った。相談場所の無い事が露呈もしているが、平成4年道路審議票白根特定丁目91」文書の「平成4年に相談した文書の開示」②判定意見欄、調査意見・経過欄、建築主相談者欄の住所、屋号、氏名、電話番号等相談者が申請した文書の開示。③平成4年作成と地図を貼り付け、偽造文書作成を関係課合同の席で謝罪した。⑰番号を91と付定した際の審議資料、該当道路箇所、市との協議書等の開示。</p>	29.7.28	一部開示	29.9.22	道路審議票白根○丁目91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にした一部開示決定、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影</p>	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

229	1832	昭和 25 年 11 月 23 日建基法施行時から建築基準法第 42 条第 2 項に、白根特定地番 A 宅が該当している。とセットバックと称し道路後退をさせ私有地を搾取し、平成 21 年 9 月 3 日までは建築基準法第 42 条第 2 項の道路だったが否道路になったなどと現状の回復もせずに厚かましく言われ、セットバックさせたことを正当化しているが、 ①「昭和 25 年 11 月 23 日建基法施行時から建築基準法第 42 条第 2 項の道路とされていた文書の開示」。 ②「平成 21 年 9 月 3 日に建基法施行時から建築基準法の第 2 項道路では無かったと確認した文書」	29. 7. 28	一部開示	29. 9. 22	平成 21 年度まち建道第 653 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にした一部開示決定、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 46 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
230	1833	貴所属建築局該当 3 課は、行政文書の開示義務第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならいと規定されているにも関わらず偽造文書の作成を続け、平成 26 年 12 月、旭土木事務所へ請求人の訴訟資料他 A4 サイズ 90 通の個人情報無修正で送付し、此の行為が「個人情報の漏えいでは無い。」と返書が有った。内容に対する漏洩を、送付先 a 係長に確認した。平成 28	29. 7. 28	一部開示	29. 9. 22	平成 22 年度建道第 1569 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にした一部開示決定、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②4 号		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事	請求 No. 59 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		年 7 月 7 日には送付側、建築道路課 β 係長が開示の席で不遜な態度で口外されたのを現認した。『旭土木事務所へ送付した文書 90 通の閲覧開示を求めると共に、閲覧後必要なものについて写しを希望する。』				件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先及び土地の地番) ②弁護士印の印影	
231	1835	貴所属は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から請求内容について事情聴取を受け、「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と貶め、特定した文書の原議一式を開示せず、「…のうちの道路審議票白根○丁目 91」などと偽造文書を標記し、一部開示の決定をした。その結果、条例に基づく申請に対する文書の開示をせずに 11 件の未開示文書『開示不作為』を発生させ、先般、市民情報室長名で指摘された文書も、未だに未開示を続けている上に今回も同様に再演を重ねた。道路審議票○丁目 91 偽造文書を標題に、その一部と執拗に開示を試みる行為は悪質。そこで、「平成 29 年 7 月 11 日建建指第 599 号・道路審議票○丁目 91 偽造文書を決裁するために「立案した文書。経伺した文書。回議決裁された文書の開示」	29. 7. 28	一部開示	29. 9. 22	平成 29 年度建建指第 599 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にした一部開示決定、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正

							に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
232	1838	建築局 貴所属は開示請求者に、請求者が特定した文書を開示せずに、建建指第451号（平成29年6月16日）により、「請求文書以外の文書」を標題にした上で非開示決定したことに対し請求者から審査請求を受け、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、『審査請求人へ弁明しているが、弁明するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第614号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影	個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
233	1839	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第451号（平成29年6月16日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成29年5月26日建建道第280号」などと虚偽標題文書名を謳い非開示決定をした。非開示決定したことについて審査請求を受け、『横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ、建建指第614号・平成29年7月21日付で諮問した。諮問するにあたり、	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第614号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影	請求No.232の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)					
234	1840	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第 451 号(平成 29 年 6 月 16 日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「請求以外の文書」を一部開示決定したことに対し審査請求を受け、『横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ、建建指第 613 号・平成 29 年 7 月 21 日付で諮問した。諮問するにあたり、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	29. 9. 4	一部開示	29. 10. 12	平成 29 年度建建指第 613 号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影	個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
235	1841	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第 451 号(平成 29 年 6 月 16 日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成 29 年 5 月 26 日建建道第 280 号」虚偽標題を謳い非開示決定をした。『決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	29. 9. 4	一部開示	29. 10. 12	平成 29 年度建建指第 451 号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人を特定する記載内容及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、あ

						<p>る主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、開示することにより特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p> <p>課税台帳情報は、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第6号アに該当し、非開示とした。</p>
--	--	--	--	--	--	--

236	1842	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第 451 号(平成 29 年 6 月 16 日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成 22 年度建建道第 1947 号」の一部開示決定をした。『決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	29. 9. 4	一部開示	29. 10. 12	平成 29 年度建建指第 451 号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人を特定する記載内容及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 235 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
237	1843	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第 451 号(平成 29 年 6 月 16 日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「道路審議票白根〇丁目 91」虚偽標題を謳い一部開示決定をした。『決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	29. 9. 4	一部開示	29. 10. 12	平成 29 年度建建指第 451 号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人を特定する記載内容及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 235 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
238	1844	建築局 貴所属は開示請求者に、請求者が特定した文書を開示せずに、建建指第 451 号(平成 29 年 6 月 16 日)により、「請求文書以外の文書を」を標題にした上で一部	29. 9. 4	一部開示	29. 10. 12	平成 29 年度建建指第 613 号、建建指第 617 号、建建指第 618 号、建建指第 619 号、建建指第 620 号、建建指第 621 号及び建建指第 624 号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。

		開示決定をしたことに対し請求者から審査請求を受け、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、『審査請求人へ弁明しているが、弁明するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』…（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）		情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影	個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
239	1845	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第451号(平成29年6月16日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「道路審議票白根〇丁目91」などと虚偽標題文書名を謳い一部開示決定をした。一部開示決定したことに対し審査請求を受け、『横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ建建指第617号・平成29年7月21日付で諮問した。諮問するにあたり、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』…（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第617号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影	個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
240	1846	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第792号(平成29年7月28日)により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、「道路審議票〇丁目91」同じ文書を多数一部開示決定しているが、決定するに際し、起案立案し、経	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第792号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる

		伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)		②3号ア		②建築士印の印影	ものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、開示することにより特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
241	1847	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第793号(平成29年7月28日)により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、「道路審議票〇丁目91」同じ文書を多数一部開示決定しているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の	29.9.4	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア	29.10.12	平成29年度建建指第793号 ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。 個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条

		閲覧開示。・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)					第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、開示することにより特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
242	1848	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第794号(平成29年7月28日)により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、「道路審議票○丁目91」同じ文書を多数一部開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。・・・(閲覧後、必要に	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第794号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アか

		より写しを希望する場合がある。)					らウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。 課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第6号アに該当し、非開示とした。
243	1849	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第794号(平成29年7月28日)により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第794号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。

		「道路審議票○丁目 91」同じ文書を多数一部開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 242 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
244	1850	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第 795 号(平成 29 年 7 月 28 日)により、請求者が同年 7 月 14 日付特定した文書を開示せずに、「道路審議票○丁目 91」同じ文書を多数一部開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	29. 9. 4	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②4号	29. 10. 12	平成 29 年度建建指第 795 号 ①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び個人が推測される情報(公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先及び土地の地番) ②弁護士印の印影	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。 個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレートについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先及び土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

							弁護士印の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
245	1851	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第796号(平成29年7月28日)により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、非開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第796号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所及び電話番号	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
246	1852	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第797号(平成29年7月28日)により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、一部開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第797号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に

							<p>係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p>
247	1853	<p>建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第798号(平成29年7月28日)により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、「道路審議票〇丁目91」同じ文書を多数一部開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)</p>	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第798号	<p>請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。</p>
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に</p>

							<p>推測することが可能であり、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p>
248	1854	<p>建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第798号(平成29年7月28日)により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、「…のうち…」などと開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。…(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)</p>	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第798号	<p>請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。</p>
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影</p>	<p>請求No.247の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ</p>
249	1855	<p>建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第799号(平成29年7月28日)により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、「全部を開示しないことと決定した」と決定しているが、決定する</p>	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第799号	<p>請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。</p>
				<p>情報公開条例第7条第2項</p>		<p>①個人の氏名、住所及び電話番号</p>	<p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示すること</p>

		に際し、『起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)		①2号			により特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
250	1856	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第800号(平成29年7月28日)により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、「道路審議票〇丁目91」同じ文書を多数一部開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。・・・(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第800号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア			①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影

							士事務所等当該法人の権利、競争上の地位 その他正当な利益を害するおそれがあること から、情報公開条例第7条第2項第3号 アに該当し、非開示とした。
251	1857	建築局 貴所属は開示請求者に、 建建指第801号(平成29年7月28 日)により、請求者が同年7月14 日付特定した文書を開示せずに、 「道路審議票〇丁目91」同じ文書 を多数一部開示決定をしている が、決定するに際し、起案立案し、 経伺回議稟議し決裁した裁決文書 の閲覧開示。・・・(閲覧後、必要に より写しを希望する場合がある。)	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第801号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする 部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適 用する理由等」について真逆な決定をした 処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番及び個人が推測さ れる情報 ②建築士印の印影	個人の氏名、住所及び電話番号については、 個人に関する情報であって、開示すること により特定の個人を識別することができる ものであることから、情報公開条例第7条 第2項第2号本文に該当し、本号ただし書 アからウまでのいずれにも該当せず、非開 示とした。土地の地番及び個人が推測され る情報については、何人にも閲覧可能な土 地登記簿等の情報と照合することによっ て、対象行政文書での建築基準法の道路の 判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を 容易に推測することが可能であり、開示す ることにより特定の個人を識別することが できることとなるものであることから、本 号本文に該当し、本号ただし書アからウま でのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築 士が設計した旨を証明するものであり、建 築士印の印影を開示すると、これらを不正 に利用して、設計図書自体を容易に偽造す ることが可能となり、当該建築士及び建築 士事務所等当該法人の権利、競争上の地位

							その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
252	1858	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第452号(平成29年6月16日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成28年度建建道第53号」などと虚偽標題文書名を謳い一部開示決定をした。一部開示決定したことに対し審査請求を受け、『横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ、建建指第615号・平成29年7月21日付で諮問した。諮問するにあたり、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』…(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第615号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影	個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
253	1859	建築局 貴所属は開示請求者に、請求者が特定した文書を開示せずに、建建指第452号(平成29年6月16日)により、「平成28年度建建道第53号」を標題にした上で一部開示決定をしたことに対し請求者から審査請求を受け、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、『審査請求人に弁明しているが、弁明するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』…(閲覧後、必要に	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第615号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影	請求No.252の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		より写しを希望する場合がある。)					
254	1860	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第 452 号(平成 29 年 6 月 16 日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成 28 年度建建道第 53 号」虚偽標題を謳い一部開示決定をした。『決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』…(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成 29 年度建建指第 452 号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所及び電話番号	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
255	1861	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第 452 号(平成 29 年 6 月 16 日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成 28 年度建建道第 269 号」虚偽標題を謳い一部開示決定をした。『決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』…(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成 29 年度建建指第 452 号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所及び電話番号	請求 No. 254 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
256	1862	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第 452 号(平成 29 年 6 月 16 日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成 28 年度建建道第 269 号」などと虚偽表題文書名を謳い一部開示決定したことに対し審査請求を受け、『横浜市情	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成 29 年度建建指第 616 号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影	個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別するこ

		報公開・個人情報保護審査会へ、 建建指第 616 号・平成 29 年 7 月 21 日付で諮問した。諮問するにあたり、 起案立案し、経伺回議稟議し 決裁した裁決文書の閲覧開示。』・・ (閲覧後、必要により写しを希望 す。)					とができる情報であることから、情報公開 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本 号ただし書アからウまでのいずれにも該当 しない。
257	1863	建築局 貴所属は開示請求者に、 請求者が特定した文書を開示せず に、建建指第 452 号（平成 29 年 6 月 16 日）にて請求文書以外の「平 成 28 年度建建道第 269 号」を標題 にした上で一部開示決定をしたこと に対し請求者から審査請求を受け、 横浜市情報公開・個人情報保 護審査会へ諮問し、『審査請求人へ 弁明しているが、弁明するに際し、 起案立案し、経伺回議稟議し決裁 した裁決文書の閲覧開示。』・・（閲 覧後、必要により写しを希望す。)	29. 9. 4	一部開示	29. 10. 12	平成 29 年度建建指第 616 号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする 部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適 用する理由等」について真逆な決定をした 処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影	請求 No. 256 の「実施機関の主な説明趣旨」 と同じ
258	1864	建築局 貴所属は開示請求者に、 請求者が特定した文書を開示せず に、建建指第 452 号（平成 29 年 6 月 16 日）により、「請求文書以外 の文書道路審議票白根〇丁目 91 号」を標題にし、一部開示決定を したことに請求者から審査請 求を受け、横浜市情報公開・個人 情報保護審査会へ諮問し、『審査請 求人へ弁明しているが、弁明する	29. 9. 4	一部開示	29. 10. 12	平成 29 年度建建指第 617 号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする 部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適 用する理由等」について真逆な決定をした 処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影	請求 No. 239 の「実施機関の主な説明趣旨」 と同じ

		に際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』…（閲覧後、必要により写しを希望す。）					
259	1865	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第789号（平成29年7月28日）により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、「道路審議票〇丁目91」同じ文書を多数一部開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。…（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第789号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、開示することにより特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位

							その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
260	1866	<p>建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第790号(平成29年7月28日)により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、「道路審議票〇丁目91」同じ文書を多数一部開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。…(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)</p>	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第790号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、開示することにより特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるこ</p>

							とから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
261	1867	<p>建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第791号(平成29年7月28日)により、請求者が同年7月14日付特定した文書を開示せずに、「道路審議票〇丁目91」同じ文書を多数一部開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。…(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)</p>	29.9.4	一部開示	29.10.12	平成29年度建建指第791号	請求と異なる文書を特定し、「非開示とする部分、同概要や根拠規定、同根拠規定を適用する理由等」について真逆な決定をした処分の取り消しを求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②3号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報</p> <p>②建築士印の印影</p>	<p>個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書での建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、開示することにより特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号</p>

							アに該当し、非開示とした。
262	1868	<p>建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第 452 号(平成 29 年 6 月 16 日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成 28 年度建建道第 269 号」などと虚偽表題文書名を謳い一部開示決定したことに対し審査請求を受け、『横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ建建指第 618、619、620、621、624 号に関し平成 29 年 7 月 21 日付で諮問した際に『起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書原議の閲覧開示。』・(閲覧後、必要により写しを希望)</p>	29. 9. 11	一部開示	29. 12. 14	平成 29 年度建建指第 618 号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影及び土地の地番</p>	<p>個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであること、また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>
263	1869	<p>建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第 452 号(平成 29 年 6 月 16 日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成 28 年度建建道第 269 号」などと虚偽表題文書名を謳い一部開示決定したことに対し審査請求を受け、『横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ建建指第 618、619、620、621、624 号に関し平成 29 年 7 月 21 日付で諮問した際に『起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書原議</p>	29. 9. 11	一部開示	29. 12. 14	平成 29 年度建建指第 619 号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影及び土地の地番</p>	<p>個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであること、また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、情報公開条</p>

		の閲覧開示。』・(閲覧後、必要により写しを希望)					例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
264	1870	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第452号(平成29年6月16日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成28年度建建道第269号」などと虚偽表題文書名を謳い一部開示決定したことに対し審査請求を受け、『横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ建建指第618、619、620、621、624号に関し平成29年7月21日付で諮問した際に『起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書原議の閲覧開示。』・(閲覧後、必要により写しを希望)	29.9.11	一部開示	29.12.14	平成29年度建建指第620号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影及び土地の地番	個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであること、また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
265	1871	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第452号(平成29年6月16日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成28年度建建道第269号」などと虚偽表題文書名を謳い一部開示決定したことに対し審査請求を受け、『横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ建建指第618、619、620、621、624号に関し平成29年7月21日付で諮問した際に『起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書原議	29.9.11	一部開示	29.12.14	平成29年度建建指第621号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影及び土地の地番	個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであること、また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるこ

		の閲覧開示。』・(閲覧後、必要により写しを希望)					ととなるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
266	1872	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第452号(平成29年6月16日)により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成28年度建建道第269号」などと虚偽表題文書名を謳い一部開示決定したことに対し審査請求を受け、『横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ建建指第618、619、620、621、624号に関し平成29年7月21日付で諮問した際に『起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書原議の閲覧開示。』・(閲覧後、必要により写しを希望)	29.9.11	一部開示	29.12.14	平成29年度建建指第624号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号			①個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影及び土地の地番
267	1873	建築局 貴所属は開示請求者に、請求者が特定した文書を開示せずに、建建指第452号(平成29年6月16日)請求文書以外の「平成28年度建建道第269号」を標題に一部開示決定をし請求者から審査請求を受け、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、『審査請求人へ弁明するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書原議の閲覧開示。』	29.9.11	一部開示	29.12.14	平成29年度建建指第616号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号			①個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影及び土地の地番

							り、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
268	1874	○建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第934号（平成29年8月18日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「平成22年度建建道第1947号」とのみ虚偽標題を謳い一部開示決定をした。『決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・・・（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	29.9.11	一部開示	29.12.14	平成29年度建建指第934号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。個人を特定する記載については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築

							士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。 課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第6号アに該当し、非開示とした。
269	1875	建築局 貴所属は開示請求者に、建建指第451号(平成29年6月16日)により、請求者が同年6月2日付特定した文書を開示せずに、「平成21年度まち建道第653号」と虚偽標題を謳い一部開示決定をした。『決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』・・・(閲覧後、必要により写しを希望す。)	29.9. 11	一部開示	29.12. 14	平成29年度建建指第451号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人が推測される情報、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.235の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
270	1876	請求者は平成20年10月21日に貴所属が調査をした上で違反勧告をした。と弁明したの調査資料及び写真資料」と特定し開示請求した事に対し、A4用紙大43枚による「建建道第1947号・平成22年11月2日付」にて調査日を偽った文書を開示したので平成29年6月5日付で再請求をした。貴所属は建建指第451号(平成29年6月16	29.9. 11	一部開示	29.12. 14	平成29年度建建指第617号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影及び土地の地番	個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであること、また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であ

		日)にて「道路審議票白根〇丁目91号」と虚偽文書を開示したので、平成29年6月23日に審査請求をしたところ、虚偽文書で諮問し弁論を決定しているが、『決定するに際し、起案立案し、経回議稟議し決裁した裁決文書原議の閲覧開示。』…(閲覧後、必要により写しを希望する。)					り、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
271	1877	建築局・平成27年3月9日付の開示請求書に対する文書は開示せず、下記の通り不作為となっている。開示決定等期間延長通知書(4月28日まで)の延長期間が2日すぎた。電話をし遅延理由は決裁が遅れている。と応答。5月18日開示指定の市民情報センターに出向いた。「開示請求されていないから」と不開示。副開示請求書を見せると共に、市民情報センターX係長に文書送着確認し、旭区役所にも送付済を確認した。未開示文書の開示	29.11.7	一部開示	29.12.14	平成23年度建建道第2334号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、土地の地番、確認年月日及び個人印の印影	請求No.35の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
272	1878	建築局・平成27年3月9日付の開示請求書に対する文書は開示せず、下記の通り不作為となっている。開示決定等期間延長通知書(4月28日まで)の延長期間が2日すぎた。電話をし遅延理由は決裁が遅れている。と応答。5月18日開	29.11.7	一部開示	29.12.14	平成24年度建建道第338号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載及び個人が	請求No.32の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		示指定の市民情報センターに出向いた。「開示請求されていないから」と不開示。副開示請求書を見せると共に、市民情報センターX係長に文書送着確認し、旭区役所にも送付済を確認した。未開示文書の開示				推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、文書番号、建築計画概要書、地名及び土地の地番） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	
273	1879	2項、平成29年10月17日付等、C建築局建築指導部情報相談課長殿には文書を多数頂き、虚言文書を承認済として社会に送り出していることについて開示請求をさせて頂く。①平成20年10月22日に情報相談課から受け取った全資料『16枚の開示』。②・平成20年10月24日に同上①の案件文書に対し決裁し承認済とした『33枚の文書』。③建情第1183号・平成20年10月21日に旭区白根特定住所Aを撮影した写真の電子データは紙面に印刷したあとは不要になるため消去したとある『紙面に印刷したものの開示』。及び④・①②③項について『M起案、C承認済、Q承認済にて決裁した裁決文書』の開示	29.11.7	一部開示	29.12.14	平成20年度まち建審第398号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号	請求No.133の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

274	1880	<p>建建道（第 1264 号）関連、A が担当し、道路が無いにも関わらず、私有地を A が「公道だ。」と言っているなどの言質は信じがたい。明らかに虚言と思えるが、返書（建建道第 862 号）「特定個人甲様が所有する敷地南側の道は…深くお詫びいたします。大変申し訳ありませんでした。」「以前より 2 項道路として…道路審議票白根 91 にてその後退方針が示されている…云々」。板塀を壊したから 1.78 cm の私有地はあるが、道路では無い。以前よりとは、いつからか。どの場所なのか。特定した場所と面積を明示した文書の開示。</p>	29.11.7	一部開示	29.12.14	道路審議票白根○丁目 91	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影</p>	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
275	1881	<p>建築局長の返書には、「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で</p>	29.11.7	一部開示	29.12.14	道路審議票白根○丁目 91	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。

		道路後退していないが今後は指導する」との虚言について、確認番号3旭特定番号Gで特定個人乙さんは道路後退をするべきところは道路後退をしているにも関わらず、①道路後退をしていないという場所の資料文書及び公図原議一式写しの開示。②平成4年に作成されたという道路審議票・・に平成20年時の虚偽資料が掲載されている。『道路審議した年月日の開示』。③『審議に処した調査資料の原議一式写しの開示』④建築局が11月7日(月曜)に来宅した際に、建築家に依頼した年月日を聞かれたが、教えなかったにもかかわらず、「H4」と薄く偽造しているが、『平成4年に作成した原議写しの開示』。		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
276	1885	建建道第2765号(平成24年2月13日付)文書原議の開示請求をする。本件請求文書を開示するにあたり、貴所属が起案し裁決後の文書の閲覧開示。閲覧後、必要により写しを希望する。	29.8.10	一部開示	29.12.14	平成23年度建建道第2765号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.7の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
277	1886	建建道第2929号(平成24年2月28日付)文書原議の開示請求をする。本件請求文書を開示するにあたり、貴所属が起案し裁決後の文書の閲覧開示。閲覧後、必要によ	29.8.10	一部開示	29.12.14	平成23年度建建道第2929号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測さ	請求No.4の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		り写しを希望する。		①2号 ②3号ア ③4号		れる情報（事件番号、照会先、 文書番号、確認番号及び建築計 画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	
278	1887	※別紙のとおり	29. 8. 10	一部開示	29. 12. 14	平成 23 年度建建道第 2929 号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求め る。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2号 ②3号ア ③4号		①個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番及び個人が推測さ れる情報（事件番号、照会先、 文書番号、確認番号及び建築計 画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」 と同じ
279	1889	同上	29. 8. 10	一部開示	29. 12. 14	道路審議票白根○丁目 91	処分の取り消し、条例に基づく開示を求め る。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番及び個人が推測さ れる情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」 と同じ
280	1890	建築局長 所属が①「平成 4 年道 路審議票白根特定丁目 91」文書 （B4・2 枚含む 6 枚）は、該当道路 も箇所も無く、協議書も無く偽造 が明らかなので、下記②項と共に 写しの開示を希望する。②同文書 中に記載されている市民情報室と 協議し非開示にした上で、平成 21 年 9 月 1 日付（番号 1142 号）文書	29. 11. 2	一部開示	29. 12. 14	道路審議票白根○丁目 91	処分の取り消し、条例に基づく開示を求め る。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番及び個人が推測さ れる情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」 と同じ

		へ「…廃止する」などと後から記載した文書の開示。					
281	1891	建築局長 所属が①「平成4年道路審議票白根特定丁目91」文書（B4・2枚含む6枚）は、該当道路も箇所も無く、協議書も無く偽造が明らかなので、下記②項と共に写しの開示を希望する。②同文書中に記載されている市民情報室と協議し非開示にした上で、平成21年9月1日付（番号1142号）文書へ「…廃止する」などと後から記載した文書の開示。	29.11.2	一部開示	29.12.14	平成21年度まち建道第653号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
282	1892	建築局長 所属はH24.1.27付建道第2633号にて「弁護士法第23条の2の第2項による依頼があったなどと虚言「建基法第42条第2項による2項道路だ」を基に回答書を訴訟相手代理人に証拠書とさせた回答書の開示。②原告が自分の宅地と主張する土地（旭区白根特定丁目特定地番Lの一部）は、昭和40年6月5日横浜市告示第110号において、横浜市の道路となっている。回答書と言質部位と地番の写しの開示。③旭区白根特定丁目特定地番Lの一部と回答されている回答文書と回答部位と論拠を示す根拠文書一式の写し	29.11.2	一部開示	29.12.14	平成22年度建道第1677号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の住所及び個人が推測される情報（照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、FAX番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書）	請求No.22の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

283	1893	<p>建築局長 所属はH24. 1. 27 付建建道第 2633 号に記載されている「弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項に基づき依頼があったから「建基法第 42 条第 2 項による 2 項道路だ」と虚言による回答書①訴訟代理人へ手交し新証拠書とさせた回答書の開示。②横浜弁護士会長からの依頼書一式原議の写し。③建築局長 所属が弁護士会長へ回答した回答文書一式原議の写しの交付。④建築局長 所属が平成 22 年 9 月 2 日付建建道第 1677 号で陳述文書と合わせ、弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項により『2 項道路か否かの照会があった』と訴訟文書を送付し返書を求めた部署一覧表の写しの開示。</p>	29. 11. 2	一部開示	29. 12. 14	平成 22 年度建建道第 1677 号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		<p>①個人の住所及び個人が推測される情報(照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、FAX 番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書)</p>	請求 No. 22 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
284	1894	<p>建築局長 ①所属は H24. 1. 27 付建建道第 2633 号にて「弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項による依頼があったと、建基法第 42 条第 2 項による 2 項道路だ。などと虚言により、回答書を訴訟相手代理人の手に渡し証拠書とさせた回答書の開示。①「昭和 48 年直後に開放された。」とのことであるが、前述のとおり、既に道路として供用を開始している。と回答した回答書と、根拠及び論拠文書一式の開示。②(旭区</p>	29. 11. 2	一部開示	29. 12. 14	平成 22 年度建建道第 1677 号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		<p>①個人の住所及び個人が推測される情報(照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、FAX 番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書)</p>	請求 No. 22 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		白根特定丁目特定地番A番)の所有者より、18番杭から19番杭までが道路であると境界承諾書を頂いているとのこと。土地表示図に承諾したと記載の承諾書の開示。					
285	1895	建建指第281号(平成29年5月26日付)は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(藤原静雄会長)から横情審第1392~1394号(平成29年4月27日付)答申書と思慮する。平成28年3月18日請求の文書に対する非開示決定、同年3月22日請求3件の一部開示決定通知書記載文書は、偽造文書と特定したにも関わらず文書を諮問に付し、実施機関林文子横浜市長は、偽造作成した「道路審議票白根〇丁目91」文書に補正しろと送付を繰り返し、補正に応じないから非開示にしたとは論外、「昭和25年11月23日から建築基準法第42条2項道路だと調査をした上で違反勧告をしたと弁明している通り、調査したとされている「建建道第1947号・平成22年11月2日付」文書43通の開示を請求する。	29.8.18	一部開示	29.12.14	平成22年度建建道第1947号	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.6の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
286	1898	②旧建築道路課で調査日を偽った文書を開示した。平成29年6月5	29.10.4	一部開示	29.12.15	平成29年度建建指第617号	異文書を標題にして行った一部開示決定の取り消しを求める。

		日付で再請求をした。建建指第 451 号 (平成 29 年 6 月 16 日) にて「道路審議票白根〇丁目 91」文書を開示した。平成 29 年 6 月 23 日に審査請求をしたところ、虚偽文書にて諮問し弁明している。『諮問決定に際し、起案、経伺し決裁した施行文書原義の閲覧開示。』・(閲覧後、必要により写しを希望する。) 「建築指導課に限る。」		情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号、個人印及び土地の地番	個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。 土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
287	1899	①請求者に対し平成 20 年 10 月 21 日に調査をし違反勧告をしたと弁明の有る、建建道第 1947 号・平成 22 年 11 月 2 日付「A4 用紙 43 枚の開示。」(閲覧後、必要により写しを希望する。) 「建築指導課に限る。」	29. 10. 4	一部開示	29. 12. 15	平成 22 年度建建道第 1947 号	異文書を標題にして行った一部開示決定の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
288	1901	情報課から審査課が平成 20 年 10 月 22 日に、白根特定丁目特定地番 A の調査資料を受領し、起案し決裁した施行文書の開示。「建築指導課・旧審査課に限る」	29. 10. 4	一部開示	29. 12. 15	平成 20 年度まち建審第 398 号	異文書を標題にして行った一部開示決定の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所及び土地の地番	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのい

							ずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
289	1902	建築局長 所属が①「平成4年道路審議票白根特定丁目91」文書(B4・2枚含む6枚)は、該当道路も箇所も無い、協議書の開示を希望する。②同文書中の市民情報室と協議し非開示にし、平成21年9月1日付(番号1142号)文書へ「…廃止する」と記載した文書の開示。	29.11.13	一部開示	29.12.15	道路審議票白根○丁目91	偽造した異文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
290	1903	建築局長 所属は白根地番特定地番A地に対し「建基法第42条第2項による2項道路だとH24.1.27付建建道第2633号に記載し、「弁護士法第23条の2の第2項に基づき依頼があったから「建基法第42条第2項による2項道路だ」調査をしたと回答している。①『白根特定丁目地番特定地番A地の何処が建基法第42条第2項の2項道路だと調査した部位を記載した文書の開示』。②2項道路だと訴訟相手の代理人へ回答した文書の開示。	29.11.13	一部開示	29.12.15	道路審議票白根○丁目91	偽造した異文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

291	1904	建築局長 所属が①「平成4年道路審議票白根特定丁目91」文書(B4・2枚含む6枚)は、該当道路も箇所も無い、協議書の開示を希望する。②同文書中の市民情報室と協議し非開示にし、平成21年9月1日付(番号1142号)文書へ「…廃止する」と記載した文書の開示。	29.11.13	一部開示	29.12.15	平成21年度まち建道第653号	偽造した異文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア			①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報
292	1905	建築局長、所属は白根地番特定地番A地に対し、「建基法第42条第2項による2項道路だとH24.1.27付建建道第2633号に記載し、「弁護士法第23条の2の第2項に基づき依頼があったから「建基法第42条第2項による2項道路だ」調査をしたと回答している。①『白根特定丁目地番特定地番A地の何処が建基法第42条第2項の2項道路だと調査した部位を記載した文書の開示』。②2項道路だと訴訟相手の代理人へ回答した文書の開示。	29.11.13	一部開示	29.12.15	平成21年度まち建道第653号	偽造した異文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア			①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報
293	1906	建築局長、所属は白根地番特定地番A地に対し、「建基法第42条第2項による2項道路だとH24.1.27付建建道第2633号に記載し、「弁護士法第23条の2の第2項に基づき依頼があったから「建基法第42条第2項による2項道路だ」調査をしたと回答している。①『白根特	29.11.13	一部開示	29.12.15	平成22年度建建道第1677号	偽造した異文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号			①個人の住所及び個人が推測される情報(照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の

		定丁目地番特定地番A地の何処が建基法第42条第2項の2項道路だと調査した部位を記載した文書の開示。②2項道路だと訴訟相手の代理人へ回答した文書の開示。				所属先、電話番号、FAX番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書)	
294	1907	平成27年4月16日付建建道第66号、A横浜市建築局建築指導部長からの返書に、『その都度証拠を作るのだよ。』とB建築道路課長に言わせた。新しい事実が判明した場合は、改めて道路審議票を作成することを説明したものでとの言質。「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目(平成4年度)」の道路審議票の閲覧。(閲覧後、必要により写し希望)	29.11.29	一部開示	30.1.12	道路審議票白根〇丁目91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
295	1908	偽造し他文書と指摘した乙3文書について、(建建道第1109号)平成26年11月20日A横浜市建築局建築指導部長殿は返書にて、裁判で認定される要素など全くない文書を、裁判所で認定された。と平成26年11月12日市民情報室にて、①これが平成4年に作成した道路審議票「原議」と、A4大を11枚開示された文書の閲覧。②平成4年時はB5用紙に青焼きで作成され物でなければならない。①②双方の原議一式の開示を求める。	29.11.29	一部開示	30.1.12	道路審議票白根〇丁目91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

296	1909	請求者は、平成 26 年 11 月 20 日付（建建道第 1109 号）A 建築局建築指導部長からの返書に対し、建築局が開示する「平成 4 年度道路審議票白根○丁目 91」なる（相談日、相談した場所、調査箇所その他多数当時の状況が記載されていない。）偽造文書は開示の都度、標題文書の組み合わせが違う。正しい資料で構成された平成 4 年度道路審議票・一式の開示を求めたが開示が無い。改めて同文書の閲覧を請求する。（閲覧後、必要により写し希望）	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	道路審議票白根○丁目 91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
297	1910	平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号、A 横浜市建築局建築指導部部長の返書には、『道が無いから公道行き止まり』と道路局の表示塔がある上に、係長時に建築模様の金融公庫への報告を担当しているにも関わらず、道路区域の閲覧開示を請求する。平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、A 部長からの返書に、「2 項道路として確認を受けている。」とある。2 項道路では無いことを承知しているにも関わらず、平成 4 年 7 月 7 日に誓約書を見て謝罪されたのを忘れたのか。「2 項道路として確認を受けている。」との場所及び範囲が記載	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	道路審議票白根○丁目 91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		された文書の閲覧。(閲覧後、必要により写し希望。)					
298	1911	平成 26 年 11 月 20 日 (建建道第 1109 号)、A 建築局建築指導部部長殿の返書に、「特定個人甲様に閲覧頂き、その中からお選びになった…」云々とある。明らかに偽造と明示された文書を開示願っただけのことである。開示決定通知書を交付しないではないか。「…お選びいただいた」と言われる文書原議の閲覧。(閲覧後必要により写し希望)	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	道路審議票白根〇丁目 91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
299	1912	平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号、A 横浜市建築局建築指導部部長の返書には、『道が無いから公道行き止まり』と道路局の表示塔が有る上に、係長時に建築模様の金融公庫への報告を担当しているにも関わらず、道路区域の閲覧開示を請求する。平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、A 部長からの返書に、「2 項道路として確認を受けている。」とある。2 項道路では無いことを承知しているにも関わらず、平成 4 年 7 月 7 日に誓約書を見て謝罪されたのを忘れたのか。「2 項道路として確認を受けている。」との場所及び範囲が記載された文書の閲覧。(閲覧後、必要	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 21 年度まち建道第 653 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 46 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		により写し希望。)					
300	1913	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局建築指導部部長殿の返書に、「…南側の公道とある。」何処からどこまでが公道なのかを明示した文書の開示	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 21 年度まち建道第 653 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 46 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
301	1914	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局建築指導部部長から返書を頂いた。文中の『当該部分は通行可能なため生活道路として使用されている』と記載がある。私有地に対し、①当該部分とは何処の何センチか。②何処からどこまでの範囲について虚言を言われているのか。係長時の携わりを忘れてしまったのか。①②それぞれについて明示された文書の開示を請求する。	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 21 年度まち建道第 653 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 46 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
302	1915	平成 26 年 11 月 20 日（建建道第 1109 号）、A 建築局建築指導部部長殿の返書に、「特定個人甲様に閲覧頂き、その中からお選びになった…」云々とある。明らかに偽造	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	道路審議票白根〇丁目 44	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。

		と明示された文書を開示願っただけのことである。開示決定通知書を交付しないではないか。「…お選びいただいた」と言われる文書原議の閲覧。(閲覧後必要により写し希望)		情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名及び住所	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
303	1916	E 1 建築局長、建建指第 1432、1433、1434、同 1434、1435、1436 号の請求外文書を標題に文書が無いだとか作成しておらずと 11 月 16 日 3 時に開示と通知書を作成した際に、「起案し、E 1 殿へ経伺し決裁した裁決文書の開示。閲覧後必要により写しを希望。C 建築局情報相談課長殿が平成 20 年 10 月 24 日に是正指導などと M 起案、C 承認済、Q 承認済にて、平成 28 年 12 月 14 日保管となった文書の開示。	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	違反建築物に関する是正勧告及び呼出通知書について(平成 20 年度まち建審第 398 号)	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号	請求 No. 133 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
304	1917	E 1 建築局長、建建指第 1423 号、「1423 と同文書名による 1424 号」、「1424 号」、「1426 号と同じく 1426 号、同 1427 号の請求外文書を標題に文書が無いだとか作成しておらずと 11 月 16 日 3 時開示と通知書を作成した際に、「起案し、E	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 29 年度建建指第 1423 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項		①個人の氏名、住所及び個人が推測される情報(照会先、文書	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより特

		1 殿へ経伺し決裁した裁決文書の開示。(閲覧後必要により写しを希望。)		①2 号		番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、FAX 番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書)	定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、F A X 番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記事項証明書等の情報と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
305	1918	E 1 建築局長、建建指第 1423 号「1423 と同文書名による 1424 号」、「1424 号」、「1426 号と同じく 1426 号、同 1427 号の請求外文書を標題に文書が無いだとか作成しておらずと 11 月 16 日 3 時開示と通知書を作成した際に、「起案し、E 1 殿へ経伺し決裁した裁決文書の開示。(閲覧後必要により写しを希望。)	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 29 年度建建指第 1424 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所及び個人が推測される情報(照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、FAX 番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書)	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、F A X 番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書については、何人にも閲覧可能な土地登記

							事項証明書等の情報と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
306	1919	E 1 建築局長、建建指第 1423 号「1423 と同文書名による 1424 号」、「1424 号」、「1426 号と同じく 1426 号、同 1427 号の請求外文書を標題に文書が無いだとか作成しておらずと 11 月 16 日 3 時開示と通知書を作成した際に、「起案し、E 1 殿へ経伺し決裁した裁決文書の開示。(閲覧後必要により写しを希望。)	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 29 年度建建指第 1426 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号			①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番、個人を特定する記載及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報

							<p>にも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p> <p>課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第6号アに該当し、非開示とした。</p>
307	1920	E 1 建築局長、建建指第 1423 号「1423 と同文書名による 1424 号」、「1424 号」、「1426 号と同じく 1426 号、同 1427 号の請求外文書を標題に文書が無いだとか作成しておらずと 11 月 16 日 3 時開示と通知書を作成した際に、「起案し、E 1 殿へ経伺し決裁した裁決文書の開示。(閲覧後必要により写しを希望。)	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 29 年度建建指第 1427 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名及び住所	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

308	1921	E 1 建築局長、建建指第 1432、1433、1434、同 1434、1435、1436 号の請求外文書を標題に文書が無いとか作成しておらずと 11 月 16 日 3 時に開示と通知書を作成した際に、「起案し、E 1 殿へ経伺し 決裁した裁決文書の開示。閲覧後 必要により写しを希望。C 建築局 情報相談課長殿が平成 20 年 10 月 24 日に是正指導などと M 起案、C 承認済、Q 承認済にて、平成 28 年 12 月 14 日保管となった文書の開示。	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 29 年度建建指第 1432 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
			情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア	①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影		個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、開示することにより特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 3 号	

							アに該当し、非開示とした。
309	1922	E 1 建築局長、建建指第 1432、1433、1434、同 1434、1435、1436 号の請求外文書を標題に文書が無いだとか作成しておらずと 11 月 16 日 3 時に開示と通知書を作成した際に、「起案し、E 1 殿へ経伺し 決裁した裁決文書の開示。閲覧後 必要により写しを希望。C 建築局 情報相談課長殿が平成 20 年 10 月 24 日に是正指導などと M 起案、C 承認済、Q 承認済にて、平成 28 年 12 月 14 日保管となった文書の開示。	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 29 年度建建指第 1433 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名及び住所	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
310	1923	E 1 建築局長、建建指第 1432、1433、1434、同 1434、1435、1436 号の請求外文書を標題に文書が無いだとか作成しておらずと 11 月 16 日 3 時に開示と通知書を作成した際に、「起案し、E 1 殿へ経伺し 決裁した裁決文書の開示。閲覧後 必要により写しを希望。C 建築局 情報相談課長殿が平成 20 年 10 月 24 日に是正指導などと M 起案、C 承認済、Q 承認済にて、平成 28 年 12 月 14 日保管となった文書の開示。	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 29 年度建建指第 1434 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、確認年月日、個人を特定する記載及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名	個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び確認年月日については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。個人を特定する記載内容については、何人にも閲覧可

					<p>称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、文書番号、建築計画概要書、地名及び土地の地番)</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③弁護士印の印影</p>	<p>能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある主張をしている特定個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、文書番号、建築計画概要書、地名及び土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。</p> <p>弁護士印の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあるこ</p>
--	--	--	--	--	---	---

							とから、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
311	1924	E 1 建築局長、建建指第 1432、1433、1434、同 1434、1435、1436 号の請求外文書を標題に文書が無いだとか作成しておらずと 11 月 16 日 3 時に開示と通知書を作成した際に、「起案し、E 1 殿へ経伺し決裁した裁決文書の開示。閲覧後必要により写しを希望。C 建築局情報相談課長殿が平成 20 年 10 月 24 日には是正指導などと M 起案、C 承認済、Q 承認済にて、平成 28 年 12 月 14 日保管となった文書の開示。	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 29 年度建建指第 1435 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び個人が推測される情報については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、開示することにより特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位

							その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
312	1925	E 1 建築局長、建建指第 1432、1433、1434、同 1434、1435、1436 号の請求外文書を標題に文書が無いだとか作成しておらずと 11 月 16 日 3 時に開示と通知書を作成した際に、「起案し、E 1 殿へ経伺し決裁した裁決文書の開示。閲覧後必要により写しを希望。C 建築局情報相談課長殿が平成 20 年 10 月 24 日には是正指導などと M 起案、C 承認済、Q 承認済にて、平成 28 年 12 月 14 日保管となった文書の開示。	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 29 年度建建指第 1436 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の名前、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号	個人の名前、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 確認番号、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある処分を受けた特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

313	1928	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局建築指導部部長から返書を頂いた。文中の平成 25 年 3 月 27 日第 1 回弁論準備で証拠書類(乙 3)として提出したと言う(乙 3)文書原議一式の閲覧。(閲覧後、必要により写し希望)	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	道路審議票白根○丁目 91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア			①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影
314	1929	作成年月日も無く偽造したと指摘したところ、(建建道第 1109 号)平成 26 年 11 月 20 日 A横浜市建築局建築指導部部長殿からの返書に、「乙 3 号証の原議は・・・B4 の資料を折って綴ったものです」と回答があった。①「B4 の資料を折って綴ったものですと記載の「乙 3 号証の原議一式の開示・」②同地図を貼り付けて作成されている原議一式の開示。	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	道路審議票白根○丁目 91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア			①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影
315	1930	(建建道第 1109 号)平成 26 年 11 月 20 日 A建築局建築指導部部長殿からの返書に、「横浜地裁平成 24 年事件番号 A慰謝料等損害賠償請求事件の平成 25 年 3 月 27 日第 1 回弁論準備で証拠書類(乙 3)として提出し、判決において平成 4 年に作成されたものであることが認定されているとある。提出された(乙 3)は A4 用紙 2 枚である。隠	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	道路審議票白根○丁目 91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア			①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影

		蔽した A4 用紙 8 枚の原議一式」の開示。					
316	1931	A 殿は新築時、係長として現場で建築申請書を確認している。(建建道第 1109 号) 平成 26 年 11 月 20 日横浜市建築局建築指導部部長 A 殿の返書は、「横浜地裁平成 24 年事件番号 A 慰謝料等損害賠償請求事件の平成 25 年 3 月 27 日第 1 回弁論準備で証拠書類(乙 3 号証)は作成年月日も無く偽造しているが、乙 3 として地図を貼り付けを施す前の状態時の乙 3 文書の原議一式の開示を求める。	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	道路審議票白根〇丁目 91	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
317	1932	平成 26 年 11 月 20 日(建建道第 1109 号)、A 建築局建築指導部部長殿の返書に、「特定個人甲様へ閲覧頂き、その中からお選びになった…」云々とある。明らかに偽造と明示された文書を開示願っただけのことである。開示決定通知書を交付しないではないか。「…お選びいただいた」と言われる文書原議の閲覧。(閲覧後必要により写し希望)	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 26 年度建建道第 862 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、事件番号及び要望の内容	個人の氏名、住所、事件番号及び要望の内容については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

318	1933	平成 26 年 10 月 1 日付け建建道第 862 号でお詫び申し上げたのは、平成 4 年に作成した道路審議票白根〇丁目 91 の偽造行為を建築基準法の判断に誤りがあったと文言で「お詫び」しているのではないのか。建建道第 862 号の閲覧。(閲覧後必要により写し希望)	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 26 年度建建道第 862 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号			①個人の氏名、住所、事件番号及び要望の内容
319	1934	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、A 横浜市建築局建築指導部部長から返書を頂いた。「平成 21 年道路審議票は、これまで一貫して添付文書を含めた全ての写しを特定個人甲様に閲覧して頂き交付しており、隠蔽の事実もありません。」との言質記載が有る。建建道第 1947 号平成 22 年 11 月 2 日付文書 A4・43 枚について原議一式の閲覧を求める。	29. 11. 29	一部開示	30. 1. 12	平成 22 年度建建道第 1947 号	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号			①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報
320	1936	環境局長 貴所属地籍調査課長は第 10 条実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。と規程されているにも関わらず、平成 29 年 6 月 5 日付開示請求文書を未処分している。本件請求文書開示するにあたり、貴所属が起案し	29. 12. 22	一部開示	30. 2. 5	平成 24 年度建建道第 826 号	一部開示決定処分を取り消し、特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号 ④6 号			①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線

		<p>裁決した文書の閲覧開示。閲覧後、必要により写しを希望する。建建道第 826 号(平成 24 年 7 月 6 日付)文書原議の開示請求をする。建建道第 1947 号(平成 22 年 11 月 2 日付)文書原議の開示請求をする。</p>				<p>図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX 番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報</p>	
321	1937	<p>環境局長 貴所属地籍調査課長は第 10 条実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。と規程されているにも関わらず、平成 29 年 6 月 5 日付開示請求文書を未処分している。本件請求文書を開示するにあたり、貴所属が起案し裁決した文書の閲覧開示。閲覧後、必要により写しを希望する。建建道第 826 号(平成 24 年 7 月 6 日付)文書原議の開示請求をする。建建道第 1947 号(平成 22 年 11 月 2 日付)文書原議の開示請求をする。</p>	29. 12. 22	一部開示	30. 2. 5	<p>平成 22 年度建建道第 1947 号</p> <p>①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報</p>	<p>一部開示決定処分を取り消し、特定し請求した行政文書の開示を求める。</p> <p>請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ</p>
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア</p>			

322	1938	写真は道路局開示、建築局道路指導課は昭和25年11月23日から白根特定丁目地番特定地番Aの私有地南側は建築基準法第42条第2項の道路であるとの開示があった。何処何処～何処までが建築基準法第42条第2項道路課明示された文書の閲覧開示（閲覧後、必要により写希望）「建築局に限る」。※写真省略	30.1.9	一部開示	30.2.15	道路審議票白根○丁目91	偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、付定し特定した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
323	1939	写真は道路局開示、建築局道路指導課は昭和25年11月23日から白根特定丁目地番特定地番Aの私有地南側は建築基準法第42条第2項の道路であると文書送付があった。①何処～何処までか。建築基準法第42条第2項道路なのか明示された文書の開示。②平成4年度から建築基準法第42条第2項道路になった。と該当は何処か。文書の開示。③平成21年9月3日に廃止になったという文書の開示。④廃止になったことを公示した文書の開示。「建築局に限る」※写真省略	30.1.11	一部開示	30.2.15	道路審議票白根○丁目91	偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、付定し特定した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
324	1940	写真は道路局開示、建築局道路指導課は昭和25年11月23日から白根特定丁目地番特定地番Aの私有地南側は建築基準法第42条第2項の道路であると文書送付があっ	30.1.11	一部開示	30.2.15	平成21年度まち建道第653号	偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、付定し特定した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		た。①何処～何処までか。建築基準法第42条第2項道路なのか明示された文書の開示。②平成4年度から建築基準法第42条第2項道路になった。と該当は何処か。文書の開示。③平成21年9月3日に廃止になったという文書の開示。④廃止になったことを公示した文書の開示。「建築局に限る」※写真省略		①2号 ②3号ア ③6号ア		番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	
325	1941	実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求めている。建建道第826号平成24年7月6日付「建築基準法に係る道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成21年度まち建道第653号）文書の原議一式20枚の写し。（平成24年7月6日付で開示された文書の写しに限る）	30.2.2	一部開示	30.3.9	平成24年度建建道第826号	偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、実施機関が開示した紙文書記載の記番号及び年月日通りに特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号 ④6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番）	請求No.8の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

						②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	
326	1942	実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求めている。建建道第1947号平成22年11月2日付「平成21年度まち建道第653号建築基準法に係る道路審議票について（旭区白根特定丁目）文書の原議一式42枚の写し。（平成22年11月2日付で開示された文書の写しに限る）	30.2.2	一部開示	30.3.9	平成22年度建建道第1947号	偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、実施機関が開示した紙文書記載の記番号及び年月日通りに特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.6の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
327	1943	実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求めている。建建道第2765号・平成24年2月13日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91（平成4年度）」文書の原議一式17枚の写し。（平成24年2月13日付で開示された文書の写しに限る）	30.2.2	一部開示	30.3.9	平成23年度建建道第2765号	偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、実施機関が開示した紙文書記載の記番号及び年月日通りに特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.7の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
328	1944	実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求めている。建建道第2929号・平成24年2月28日付「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91（平成4年度）」文書の原議一式10枚の写し。（平成24年2月28日付で開示	30.2.2	一部開示	30.3.9	平成23年度建建道第2929号	偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、実施機関が開示した紙文書記載の記番号及び年月日通りに特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計	請求No.4の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		された文書の写しに限る)		③4号		画概要書) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	
329	1945	道路審議票白根特定丁目91(平成4年度)の閲覧(閲覧後必要により写し希望)	30.2.5	一部開示	30.3.9	道路審議票白根○丁目91	偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、実施機関が開示した紙文書記載の記番号及び年月日通りに特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
330	1946	道路審議票白根特定丁目91文書の閲覧。(閲覧後必要により写し希望)	30.2.5	一部開示	30.3.9	道路審議票白根○丁目91	偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、実施機関が開示した紙文書記載の記番号及び年月日通りに特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
331	1947	平成4年度道路審議票白根特定丁目91の閲覧(閲覧後必要により写し希望)	30.2.5	一部開示	30.3.9	道路審議票白根○丁目91	偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、実施機関が開示した紙文書記載の記番号及び年月日通りに特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

332	1948	建築局建築道路課の保有する道路審議票白根特定丁目91の閲覧。(閲覧後必要により写し希望。)	30.2.5	一部開示	30.3.9	道路審議票白根○丁目91	偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、実施機関が開示した紙文書記載の記番号及び年月日通りに特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
333	1949	道路審議票白根○丁目91文書の閲覧。(閲覧後必要により写し希望)	30.2.5	一部開示	30.3.9	道路審議票白根○丁目91	偽造した文書を標題にして行った一部開示決定処分を取り消し、実施機関が開示した紙文書記載の記番号及び年月日通りに特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
334	1950	実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求める。「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目9(平成4年度)建建道第2765号・平成24年2月13日」と開示して頂いた文書の原議一式17枚の写しの開示。(記番号及び平成24年2月13日の付けにて開示された文書の写し17枚に限る)	30.3.6	一部開示	30.6.15	平成23年度建建道第2765号	本件に対する処分を取り消し、請求した年月日記載行政文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.7の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
335	1951	建建道第2765号・平成24年2月13日付開示文書の「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○	30.3.29	一部開示	30.6.15	平成23年度建建道第2765号	本件に対する処分を取り消し、請求した年月日付文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。

		丁目 91 (平成 4 年度)」の原議一式 17 枚に限る。②建建道第 2929 号・平成 24 年 2 月 28 日付開示文書の「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目 91 (平成 4 年度)」文書の原議一式 10 枚に限る。③建建道第 1947 号平成 22 年 11 月 2 日付開示文書の「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法に係る道路審議票について (旭区白根特定丁目) 文書の原議一式 42 枚に限る。④建建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日付開示文書の「建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) (平成 21 年度まち建道第 653 号) の一式 20 枚に限る) ①②③④各項記載文書原議の写しを郵送による交付を希望。		情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 7 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
336	1952	実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求める。『建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目 91 (平成 4 年度)」建建道第 2929 号・平成 24 年 2 月 28 日』と開示して頂いた文書 10 枚の写しの開示。(平成 24 年 2 月 28 日の日付けにて開示された文書の写し 10 枚に限る)	30. 3. 6	一部開示 情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号	30. 6. 15	平成 23 年度建建道第 2929 号 ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 (事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	本件に対する処分を取り消し、請求した年月日記載行政文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。 請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

337	1953	<p>建建道第 2765 号・平成 24 年 2 月 13 日付開示文書の「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91 (平成 4 年度)」の原議一式 17 枚に限る。②建建道第 2929 号・平成 24 年 2 月 28 日付開示文書の「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91 (平成 4 年度)」文書の原議一式 10 枚に限る。③建建道第 1947 号平成 22 年 11 月 2 日付開示文書の「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) 文書の原議一式 42 枚に限る。④建建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日付開示文書の「建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) (平成 21 年度まち建道第 653 号) の一式 20 枚に限る) ①②③④各項記載文書原議の写しを郵送による交付を希望。</p>	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 15	平成 23 年度建建道第 2929 号	本件に対する処分を取り消し、請求した年月日付文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
			<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号</p>	<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 (事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影</p>		請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ	
338	1954	<p>実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求める。『平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) 建建道第 1947 号平成 22 年 11 月 2 日』と開示して頂いた文書 42 枚の写しの開示。(平成 24 年 2 月 28 日の日付けにて開</p>	30. 3. 6	一部開示	30. 6. 15	平成 22 年度建建道第 1947 号	本件に対する処分を取り消し、請求した年月日付文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
			<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア</p>	<p>①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報</p>		請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ	

		示された文書の写し 42 枚に限る)					
339	1955	<p>建建道第 2765 号・平成 24 年 2 月 13 日付開示文書の「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91 (平成 4 年度)」の原議一式 17 枚に限る。②建建道第 2929 号・平成 24 年 2 月 28 日付開示文書の「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91 (平成 4 年度)」文書の原議一式 10 枚に限る。③建建道第 1947 号平成 22 年 11 月 2 日付開示文書の「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) 文書の原議一式 42 枚に限る。④建建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日付開示文書の「建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) (平成 21 年度まち建道第 653 号) の一式 20 枚に限る) ①②③④各項記載文書原議の写しを郵送による交付を希望。</p>	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 15	平成 22 年度建建道第 1947 号	本件に対する処分を取り消し、請求した年月日付文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>①2 号</p> <p>②3 号ア</p> <p>③6 号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③課税台帳情報</p>	請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
340	1956	<p>実施機関が紙文書に記載した通りに一字一句間違いなく記載した下記文書の開示を求める。「建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) (平成 21 年度まち建道第 653 号) 建建道第 826 号平成 24 年 7 月 6 日」と開示して</p>	30. 3. 6	一部開示	30. 6. 15	平成 24 年度建建道第 826 号	本件に対する処分を取り消し、請求した年月日記載行政文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項</p> <p>①2 号</p> <p>②3 号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個</p>	請求 No. 8 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		頂いた文書20枚の写しの開示。(平成24年7月6日付けにて開示された文書の写し20枚に限る)		③4号 ④6号ア		人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報(公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	
341	1957	建建道第2765号・平成24年2月13日付開示文書の「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91(平成4年度)」の原議一式17枚に限る。②建建道第2929号・平成24年2月28日付開示文書の「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91(平成4年度)」文書の原議一式10枚に限る。③建建道第1947号平成22年11月2日付開示文書の「平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根特定丁目)文書の原議一式42枚に限る。④建建道第826号平成24年	30.3.29	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号 ④6号ア	30.6.15	平成24年度建建道第826号 ①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報(公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木	本件に対する処分を取り消し、請求した年月日付文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。 請求No.8の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		7月6日付開示文書の「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成21年度まち建道第653号）の一式20枚に限る）①②③④各項記載文書原議の写しを郵送による交付を希望。				事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	
342	1958	①「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根特定丁目91」と開示された文書。②「平成4年度道路審議票白根特定丁目91」と紙文書に記載されて開示された文書。③「道路審議票白根特定丁目91（平成4年度）」と紙文書に記載されて開示された文書。④「道路審議票白根特定丁目91」と紙文書に記載されて開示された文書。上記①②③④各文書（枚数明細も納付書送付時に同封願います。）を郵送により交付希望。	30.3.29	一部開示	30.6.15	道路審議票白根〇丁目91	本件に対する処分を取り消し、請求した年月日付文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
343	1959	建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと称し、{建道第1947号}・「平成21年度まち建道第653号」・「平成23年度建建道第2765号」・「平成23年度建建道第2929号」・「平成24年度建建道第826号」・「平成26年度建建道第937号」・「平成24年度建建道第338号」・「平成23年度建建道2334号」	30.3.29	一部開示	30.6.18	開示請求書（平成27年3月9日）	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号	請求No.47の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		号」・「平成 24 年度建建道第 827 号」・「開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）」・「平成 26 年度建建道第 1616 号」・「平成 27 年度建建道第 114 号」・「平成 23 年度建建道第 1912 号」・「平成 27 年度建建道第 337 号」文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。					
344	1960	同上	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 18	開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号	請求 No. 47 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
345	1961	建築局（E 1 局長）所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと称し、{建道第 1947 号}・「平成 21 年度まち建道第 653 号」・「平成 23 年度建建道第 2765 号」・「平成 23 年度建建道第 2929 号」・「平成 24 年度建建道第 826 号」・「平成 26 年度建建道第 937 号」・「平成 24 年度建建道第 338 号」・「平成 23 年度建建道 2334 号」・「平成 24 年度建建道第 827 号」・「開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）」・「平成 26 年度建建道第 1616 号」・「平成 27 年度建建道第 114	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 18	平成 21 年度まち建道第 653 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 46 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		号」・「平成 23 年度建建道第 1912 号」・「平成 27 年度建建道第 337 号」文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。					
346	1962	同上	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 18	平成 21 年度まち建道第 653 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 46 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
347	1963	建築局（E 1 局長）所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと称し、{建道第 1947 号}・「平成 21 年度まち建道第 653 号」・「平成 23 年度建建道第 2765 号」・「平成 23 年度建建道第 2929 号」・「平成 24 年度建建道第 826 号」・「平成 26 年度建建道第 937 号」・「平成 24 年度建建道第 338 号」・「平成 23 年度建建道 2334 号」・「平成 24 年度建建道第 827 号」・「開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）」・「平成 26 年度建建道第 1616 号」・「平成 27 年度建建道第 114 号」・「平成 23 年度建建道第 1912 号」・「平成 27 年度建建道第 337 号」	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 18	平成 26 年度建建道第 1616 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名	個人の氏名は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

		文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。					
348	1964	同上	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成 26 年度建建道第 1616 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名	請求 No. 347 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
349	1965	建築局（E 1 局長）所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと称し、〔建道第 1947 号〕・〔平成 21 年度まち建道第 653 号〕・〔平成 23 年度建建道第 2765 号〕・〔平成 23 年度建建道第 2929 号〕・〔平成 24 年度建建道第 826 号〕・〔平成 26 年度建建道第 937 号〕・〔平成 24 年度建建道第 338 号〕・〔平成 23 年度建建道 2334 号〕・〔平成 24 年度建建道第 827 号〕・〔開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）〕・〔平成 26 年度建建道第 1616 号〕・〔平成 27 年度建建道第 114 号〕・〔平成 23 年度建建道第 1912 号〕・〔平成 27 年度建建道第 337 号〕文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成 23 年度建建道第 1912 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所及び土地の地番	請求 No. 169 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

350	1966	同上	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成 23 年度建建道第 1912 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所及び土地の地番	請求 No. 169 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
351	1967	建築局（E 1 局長）所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと称し、{建道第 1947 号}・「平成 21 年度まち建道第 653 号」・「平成 23 年度建建道第 2765 号」・「平成 23 年度建建道第 2929 号」・「平成 24 年度建建道第 826 号」・「平成 26 年度建建道第 937 号」・「平成 24 年度建建道第 338 号」・「平成 23 年度建建道 2334 号」・「平成 24 年度建建道第 827 号」・「開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）」・「平成 26 年度建建道第 1616 号」・「平成 27 年度建建道第 114 号」・「平成 23 年度建建道第 1912 号」・「平成 27 年度建建道第 337 号」文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成 27 年度建建道第 114 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名	請求 No. 40 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
352	1968	同上	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成 27 年度建建道第 114 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。

				情報公開条例第 7条第2項 ①2号		①個人の氏名	請求 No. 40 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
353	1969	建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと称し、{建道第1947号}・「平成21年度まち建道第653号」・「平成23年度建道第2765号」・「平成23年度建道第2929号」・「平成24年度建道第826号」・「平成26年度建道第937号」・「平成24年度建道第338号」・「平成23年度建道2334号」・「平成24年度建道第827号」・「開示請求書（平成27年3月9日）」・「平成26年度建道第1616号」・「平成27年度建道第114号」・「平成23年度建道第1912号」・「平成27年度建道第337号」文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成24年度建道第826号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号 ④6号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	請求 No. 8 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
354	1970	同上	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成24年度建道第826号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。

				<p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②3号ア</p> <p>③4号</p> <p>④6号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載内容、土地の地番及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX番号、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び地名地番）</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③弁護士印の印影</p> <p>④課税台帳情報</p>	<p>請求No. 8の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ</p>
355	1971	<p>建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと称し、{建道第1947号}・「平成21年度まち建道第653号」・「平成23年度建道第2765号」・「平成23年度建道第2929号」・「平成24年度建道第826号」・「平成26年度建道第937号」・「平成24年度建道第338号」・「平成23年度建道2334号」・「平成24年度建道第827号」</p>	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成22年度建道第1947号	<p>本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。</p>
				<p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②3号ア</p> <p>③6号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③課税台帳情報</p>	<p>請求No. 6の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ</p>

		号」・「開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）」・「平成 26 年度建建道第 1616 号」・「平成 27 年度建建道第 114 号」・「平成 23 年度建建道第 1912 号」・「平成 27 年度建建道第 337 号」文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。					
356	1972	同上	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 18	平成 22 年度建建道第 1947 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③6 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 6 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
357	1973	建築局（E 1 局長）所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと称し、{建道第 1947 号}・「平成 21 年度まち建道第 653 号」・「平成 23 年度建建道第 2765 号」・「平成 23 年度建建道第 2929 号」・「平成 24 年度建建道第 826 号」・「平成 26 年度建建道第 937 号」・「平成 24 年度建建道第 338 号」・「平成 23 年度建建道 2334 号」・「平成 24 年度建建道第 827 号」・「開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）」・「平成 26 年度建建道第 1616	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 18	平成 23 年度建建道第 2334 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、土地の地番、確認年月日及び個人印の印影	請求 No. 35 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		号」・「平成 27 年度建建道第 114 号」・「平成 23 年度建建道第 1912 号」・「平成 27 年度建建道第 337 号」文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。					
358	1974	同上	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 18	平成 23 年度建建道第 2334 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、土地の地番、確認年月日及び個人印の印影	請求 No. 35 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
359	1975	建築局（E 1 局長）所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと称し、〔建道第 1947 号〕・「平成 21 年度まち建道第 653 号」・「平成 23 年度建建道第 2765 号」・「平成 23 年度建建道第 2929 号」・「平成 24 年度建建道第 826 号」・「平成 26 年度建建道第 937 号」・「平成 24 年度建建道第 338 号」・「平成 23 年度建建道 2334 号」・「平成 24 年度建建道第 827 号」・「開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）」・「平成 26 年度建建道第 1616 号」・「平成 27 年度建建道第 114 号」・「平成 23 年度建建道第 1912 号」・「平成 27 年度建建道第 337 号」文書を偽造しては塗抹と非開示決	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 18	平成 24 年度建建道第 827 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、個人印の印影、個人を特定する記載内容、土地の地番及び土木事務所の所属先	個人の氏名、住所、個人印の印影及び個人を特定する記載内容については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。土地の地番及び土木事務所の所属先については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができる

		定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。					こととなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
360	1976	同上	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成24年度建建道第827号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、個人印の印影、個人を特定する記載内容、土地の地番及び土木事務所の所属先	請求No.359の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
361	1977	建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと称し、〔建道第1947号〕・〔平成21年度まち建道第653号〕・〔平成23年度建建道第2765号〕・〔平成23年度建建道第2929号〕・〔平成24年度建建道第826号〕・〔平成26年度建建道第937号〕・〔平成24年度建建道第338号〕・〔平成23年度建建道2334号〕・〔平成24年度建建道第827号〕・〔開示請求書（平成27年3月9日）〕・〔平成26年度建建道第1616号〕・〔平成27年度建建道第114号〕・〔平成23年度建建道第1912号〕・〔平成27年度建建道第337号〕文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成26年度建建道第937号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号及び主張の内容	個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。主張の内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

362	1978	同上	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成 26 年度建建道第 937 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号及び主張の内容	請求 No. 361 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
363	1979	建築局（E 1 局長）所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと称し、{建道第 1947 号}・「平成 21 年度まち建道第 653 号」・「平成 23 年度建建道第 2765 号」・「平成 23 年度建建道第 2929 号」・「平成 24 年度建建道第 826 号」・「平成 26 年度建建道第 937 号」・「平成 24 年度建建道第 338 号」・「平成 23 年度建建道 2334 号」・「平成 24 年度建建道第 827 号」・「開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）」・「平成 26 年度建建道第 1616 号」・「平成 27 年度建建道第 114 号」・「平成 23 年度建建道第 1912 号」・「平成 27 年度建建道第 337 号」文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成 23 年度建建道第 2929 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
364	1980	同上	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成 23 年度建建道第 2929 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。

				情報公開条例第 7条第2項 ①2号 ②3号ア ③4号		①個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番及び個人が推測さ れる情報（事件番号、照会先、 文書番号、確認番号及び建築計 画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」 と同じ
365	1981	建築局（E1局長）所属は旭区白 根地番特定地番A地を調査せずに 調査時の文書だと称し、{建道第 1947号}・「平成21年度まち建道第 653号」・「平成23年度建道第 2765号」・「平成23年度建道第 2929号」・「平成24年度建道第 826号」・「平成26年度建道第937 号」・「平成24年度建道第338 号」・「平成23年度建道2334 号」・「平成24年度建道第827 号」・「開示請求書（平成27年3月 9日）」・「平成26年度建道第1616 号」・「平成27年度建道第114 号」・「平成23年度建道第1912 号」・「平成27年度建道第337号」 文書を偽造しては塗抹と非開示決 定等を繰り返した。以上記載した 文書の閲覧開示。	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成23年度建道第2765号	本件に対する処分を取り消し、請求した請 求人に関する事象に年月日及び作成日等の 事実が記載された文書名を適切に特定し、 その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、 土地の地番及び個人が推測さ れる情報 ②建築士印の印影	請求 No. 7 の「実施機関の主な説明趣旨」 と同じ
366	1982	同上	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成23年度建道第2765号	本件に対する処分を取り消し、請求した請 求人に関する事象に年月日及び作成日等の 事実が記載された文書を適切に特定し、そ の請求文書の開示を求める。

				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 7 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
367	1983	建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと称し、〔建道第1947号〕・〔平成21年度まち建道第653号〕・〔平成23年度建道第2765号〕・〔平成23年度建道第2929号〕・〔平成24年度建道第826号〕・〔平成26年度建道第937号〕・〔平成24年度建道第338号〕・〔平成23年度建道2334号〕・〔平成24年度建道第827号〕・〔開示請求書（平成27年3月9日）〕・〔平成26年度建道第1616号〕・〔平成27年度建道第114号〕・〔平成23年度建道第1912号〕・〔平成27年度建道第337号〕文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成27年度建道第337号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所及び事件番号	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。事件番号については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
368	1984	同上	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成27年度建道第337号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所及び事件番号	請求 No. 367 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

369	1985	<p>建築局（E 1 局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと称し、{建道第1947号}・「平成21年度まち建道第653号」・「平成23年度建道第2765号」・「平成23年度建道第2929号」・「平成24年度建道第826号」・「平成26年度建道第937号」・「平成24年度建道第338号」・「平成23年度建道2334号」・「平成24年度建道第827号」・「開示請求書（平成27年3月9日）」・「平成26年度建道第1616号」・「平成27年度建道第114号」・「平成23年度建道第1912号」・「平成27年度建道第337号」文書を偽造しては塗抹と非開示決定等を繰り返した。以上記載した文書の閲覧開示。</p>	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成24年度建道第338号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②3号ア</p> <p>③4号</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び土地の地番）</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③弁護士印の印影</p>	請求No.32の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
370	1986	同上	30.3.29	一部開示	30.6.18	平成24年度建道第338号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②3号ア</p> <p>③4号</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート、個人を特定する記載及び個人が</p>	請求No.32の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

						<p>推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、文書番号、確認番号、建築計画概要書、地名及び土地の地番）</p> <p>②建築士印の印影</p> <p>③弁護士印の印影</p>	
371	1987	<p>建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書〔平成22年度建建道第1569号〕・〔平成26年度建建道第862号〕・〔道路審議票白根〇丁目44〕・〔道路審議票白根〇丁目26〕・〔開示請求書（平成27年6月26日）〕・〔道路審議票白根〇丁目90〕・〔道路審議票白根〇丁目92〕・〔道路審議票白根〇丁目25〕・〔平成26年度建建道第1010号〕・〔平成27年度建建道第66号〕・〔平成22年度建建道第1677号〕・〔平成22年9月2日弁護士からの照会書〕の閲覧開示。</p>	30.3.29	一部開示	30.6.29	道路審議票白根〇丁目25	<p>本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。</p>
				<p>情報公開条例第7条第2項</p> <p>①2号</p> <p>②4号</p>		<p>①個人の氏名、住所、個人印の印影及び印鑑証明書</p> <p>②印鑑証明書及び法人代表者印の印影</p>	<p>請求No.2の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ</p>

372	1988	同上	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 29	道路審議票白根○丁目 25	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②4号		①個人の氏名、住所、個人印の印影及び印鑑証明書 ②印鑑証明書及び法人代表者印の印影	請求 No. 2 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
373	1989	建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成22年度建建道第1569号」・「平成26年度建建道第862号」・「道路審議票白根○丁目44」・「道路審議票白根○丁目26」・「開示請求書（平成27年6月26日）」・「道路審議票白根○丁目90」・「道路審議票白根○丁目92」・「道路審議票白根○丁目25」・「平成26年度建建道第1010号」・「平成27年度建建道第66号」・「平成22年度建建道第1677号」・「平成22年9月2日弁護士からの照会書」の閲覧開示。	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 29	道路審議票白根○丁目 92	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名及び住所	請求 No. 74 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
374	1990	同上	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 29	道路審議票白根○丁目 92	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。

				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名及び住所	請求 No. 74 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
375	1991	建築局（E 1 局長）所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成 22 年度建建道第 1569 号」・「平成 26 年度建建道第 862 号」・「道路審議票白根○丁目 44」・「道路審議票白根○丁目 26」・「開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日）」・「道路審議票白根○丁目 90」・「道路審議票白根○丁目 92」・「道路審議票白根○丁目 25」・「平成 26 年度建建道第 1010 号」・「平成 27 年度建建道第 66 号」・「平成 22 年度建建道第 1677 号」・「平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書」の閲覧開示。	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 29	道路審議票白根○丁目 90	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名及び車のナンバープレート ②建築士印の印影	個人の氏名及び車のナンバープレートについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。
376	1992	同上	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 29	道路審議票白根○丁目 90	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名及び車のナンバープレート ②建築士印の印影	請求 No. 375 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

377	1993	<p>建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成22年度建建道第1569号」・「平成26年度建建道第862号」・「道路審議票白根〇丁目44」・「道路審議票白根〇丁目26」・「開示請求書（平成27年6月26日）」・「道路審議票白根〇丁目90」・「道路審議票白根〇丁目92」・「道路審議票白根〇丁目25」・「平成26年度建建道第1010号」・「平成27年度建建道第66号」・「平成22年度建建道第1677号」・「平成22年9月2日弁護士からの照会書」の閲覧開示。</p>	30.3.29	一部開示	30.6.29	平成22年9月2日弁護士からの照会書	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②4号</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、土木事務所の所属先及び土地の地番） ②弁護士印の印影</p>	請求No.39の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
378	1994	同上	30.3.29	一部開示	30.6.29	平成22年9月2日弁護士からの照会書	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②4号</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事</p>	請求No.39の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

						件番号、法務局出張所先、土木事務所の所属先及び土地の地番) ②弁護士印の印影	
379	1995	建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成22年度建建道第1569号」・「平成26年度建建道第862号」・「道路審議票白根〇丁目44」・「道路審議票白根〇丁目26」・「開示請求書（平成27年6月26日）」・「道路審議票白根〇丁目90」・「道路審議票白根〇丁目92」・「道路審議票白根〇丁目25」・「平成26年度建建道第1010号」・「平成27年度建建道第66号」・「平成22年度建建道第1677号」・「平成22年9月2日弁護士からの照会書」の閲覧開示。	30.3.29	一部開示	30.6.29	道路審議票白根〇丁目44	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名及び住所	請求No.302の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
380	1996	同上	30.3.29	一部開示	30.6.29	道路審議票白根〇丁目44	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。

				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名及び住所	請求 No. 302 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
381	1997	建築局（E 1 局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成 22 年度建建道第 1569 号」・「平成 26 年度建建道第 862 号」・「道路審議票白根○丁目 44」・「道路審議票白根○丁目 26」・「開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日）」・「道路審議票白根○丁目 90」・「道路審議票白根○丁目 92」・「道路審議票白根○丁目 25」・「平成 26 年度建建道第 1010 号」・「平成 27 年度建建道第 66 号」・「平成 22 年度建建道第 1677 号」・「平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書」の閲覧開示。	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 29	平成 27 年度建建道第 66 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、土地の地番、事件番号及びご要望の内容	個人の氏名、住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 土地の地番、事件番号及びご要望の内容については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
382	1998	同上	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 29	平成 27 年度建建道第 66 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、土地の地番、事件番号及びご要望の内容	請求 No. 381 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

383	1999	<p>建築局（E 1 局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成 22 年度建建道第 1569 号」・「平成 26 年度建建道第 862 号」・「道路審議票白根○丁目 44」・「道路審議票白根○丁目 26」・「開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日）」・「道路審議票白根○丁目 90」・「道路審議票白根○丁目 92」・「道路審議票白根○丁目 25」・「平成 26 年度建建道第 1010 号」・「平成 27 年度建建道第 66 号」・「平成 22 年度建建道第 1677 号」・「平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書」の閲覧開示。</p>	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 29	平成 22 年度建建道第 1677 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		<p>①個人の住所及び個人が推測される情報（照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、FA 番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書）</p>	請求 No. 22 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
384	2000	同上	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 29	平成 22 年度建建道第 1677 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号</p>		<p>①個人の住所及び個人が推測される情報（照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、FA 番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書）</p>	請求 No. 22 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

385	2001	<p>建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成22年度建建道第1569号」・「平成26年度建建道第862号」・「道路審議票白根〇丁目44」・「道路審議票白根〇丁目26」・「開示請求書（平成27年6月26日）」・「道路審議票白根〇丁目90」・「道路審議票白根〇丁目92」・「道路審議票白根〇丁目25」・「平成26年度建建道第1010号」・「平成27年度建建道第66号」・「平成22年度建建道第1677号」・「平成22年9月2日弁護士からの照会書」の閲覧開示。</p>	30.3.29	一部開示	30.6.29	平成22年度建建道第1569号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②4号</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先及び土地の地番） ②弁護士印の印影</p>	請求No.59の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
386	2002	同上	30.3.29	一部開示	30.6.29	平成22年度建建道第1569号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②4号</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、郵便番号、年齢、個人印の印影、戸籍謄本、住民票、車のナンバー、車のナンバープレート及び個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事</p>	請求No.59の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

						件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先及び土地の地番) ②弁護士印の印影	
387	2003	建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成22年度建建道第1569号」・「平成26年度建建道第862号」・「道路審議票白根〇丁目44」・「道路審議票白根〇丁目26」・「開示請求書（平成27年6月26日）」・「道路審議票白根〇丁目90」・「道路審議票白根〇丁目92」・「道路審議票白根〇丁目25」・「平成26年度建建道第1010号」・「平成27年度建建道第66号」・「平成22年度建建道第1677号」・「平成22年9月2日弁護士からの照会書」の閲覧開示。	30.3.29	一部開示	30.6.29	道路審議票白根〇丁目26	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所及び土地の地番	請求No.3の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
388	2004	同上	30.3.29	一部開示	30.6.29	道路審議票白根〇丁目26	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所及び土地の地番	請求No.3の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

389	2005	<p>建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成22年度建建道第1569号」・「平成26年度建建道第862号」・「道路審議票白根〇丁目44」・「道路審議票白根〇丁目26」・「開示請求書（平成27年6月26日）」・「道路審議票白根〇丁目90」・「道路審議票白根〇丁目92」・「道路審議票白根〇丁目25」・「平成26年度建建道第1010号」・「平成27年度建建道第66号」・「平成22年度建建道第1677号」・「平成22年9月2日弁護士からの照会書」の閲覧開示。</p>	30.3.29	一部開示	30.6.29	平成26年度建建道第862号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号</p>		①個人の氏名、住所、事件番号及び要望の内容	請求No.317の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
390	2006	同上	30.3.29	一部開示	30.6.29	平成26年度建建道第862号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号</p>		①個人の氏名、住所、事件番号及び要望の内容	請求No.317の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
391	2007	<p>建築局（E1局長）所属は旭区白根地番特定地番A地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成22年度建建道第1569号」・「平成26年度建建道</p>	30.3.29	一部開示	30.6.29	平成26年度建建道第1010号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項</p>		①個人の氏名	請求No.41の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		第 862 号」・「道路審議票白根○丁目 44」・「道路審議票白根○丁目 26」・「開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日）」・「道路審議票白根○丁目 90」・「道路審議票白根○丁目 92」・「道路審議票白根○丁目 25」・「平成 26 年度建建道第 1010 号」・「平成 27 年度建建道第 66 号」・「平成 22 年度建建道第 1677 号」・「平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書」の閲覧開示。		①2 号			
392	2008	同上	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 29	平成 26 年度建建道第 1010 号	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名	請求 No. 41 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
393	2009	建築局（E 1 局長）所属は旭区白根地番特定地番 A 地を調査せずに調査時の文書だと、偽造しては塗抹と非開示決定を繰り返すようになった文書 {「平成 22 年度建建道第 1569 号」・「平成 26 年度建建道第 862 号」・「道路審議票白根○丁目 44」・「道路審議票白根○丁目 26」・「開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日）」・「道路審議票白根○丁目 90」・「道路審議票白根○丁目 92」・「道路審議票白根○丁目 25」・「平	30. 3. 29	一部開示	30. 6. 29	開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日）	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号及び主張の内容	請求 No. 48 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		成 26 年度建建道第 1010 号」・「平成 27 年度建建道第 66 号」・「平成 22 年度建建道第 1677 号」・「平成 22 年 9 月 2 日弁護士からの照会書」の閲覧開示。					
394	2010	同上	30.3.29	一部開示	30.6.29	開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日）	本件に対する処分を取り消し、請求した請求人に関する事象に年月日及び作成日等の事実が記載された文書名を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号		①個人の氏名、住所、電話番号及び主張の内容	請求 No. 48 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
395	2011	1. E 1 建築局長からの、平成 27 年 7 月 6 日付ほかの請求者あてへの返書について ①昭和 25 年 11 月 23 日（建築基準法施行日）から白根特定地番 A 南側は「建築基準法第 42 条 2 項道路」だとのことである。イ. その 2 項道路は何処に「…2 項道路として存在するのか。位置及び範囲の開示。ロ. その 2 項道路に、白根特定地番 A 地の全体ではないと思慮するが、どの部分が該当しているのか。2 項道路に対し白根特定地番 A 地が該当とされる範囲の開示を求める。②地番特定地番 A 宅地南側とはどのような立地に対し南側なのか。南側部位の開示を求める。③昭和 25 年 11 月 23 日（建築基準法施行日）から	30.6.27	(1) 一部開示 (2) 一部開示 (3) 一部開示	30.8.1	(1) 道路審議票白根〇丁目 91 (2) 平成 21 年度まち建道第 653 号 (3) 平成 23 年度建建道第 2929 号	(1) 請求書をわざわざ虚偽虚言による短文の行政文書名にし、請求人の請求文書を隠蔽などせずに、堂々と請求に合致した文書を開示し、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に正しい判断ができるよう諮問することを求める。 (2) 同上 (3) 同上
				情報公開条例第 7 条第 2 項 (1) ①2 号、②3 号ア (2) ①2 号、②3 号ア、③6 号ア (3) ①2 号、②3 号ア、③4 号		(1) ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影 (2) ①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報 (3) ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が	(1) 請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ (2) 請求 No. 46 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ (3) 請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

	<p>白根特定地番A南側は「建築基準法第42条2項道路」だったが、途中、そうでない時期もあったとのことである。イ. そうでない時期とは何年何月何日から何年までだったのか。期間の開示を求める。ロ. イの期間に、白根特定地番A地が対象となったのか。開示を求める。ハ. 白根特定地番A地が、そうでない時期に対象となっていた部位の範囲及び位置の開示。④③、イ. 項「・・そうでない時期」があつてから再指定されたのは何年何月何日か。開示を求める。⑤又再指定されたのは、何処から何処までか。開示を求める。⑥地番特定地番A宅地南側は建築基準法第42条2項道路と再指定されたとのことであるが、何処にあつて、平成21年9月3日に「建築基準法第42条2項道路」では無くなったと云われる場所及び範囲の開示。 2. 平成29年7月20日付建建指第709号にて、E1殿は、①平成23年度建建道第826号のうち道路審議票白根〇丁目91」と開示したので偽造したと指摘した。其の指摘に対し、下記②の通り再偽造して開示した。②平成24年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目</p>				<p>推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影</p>	
--	--	--	--	--	---	--

	<p>91」と開示した。林文子横浜市長朱印にて開示している。従ってE1名による訂正などと有ったが、林文子市長職印により訂正した文書の再決定文書の開示を請求する。と共に、下記①～⑨項の開示を求める。①建建道第2929号（平成24年2月28日付にて開示された「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91（平成4年度）」行政文書の紙文書及び1枚目から11枚目について写しの交付。及び②B5用紙第にて作成されている原本一式の写しの開示。『建建道第2929号（平成24年2月28日付に限る）』②2枚目の下段に地図が貼付加工されているが、貼付前の道路と記載されているB5大文書原議一式③3枚目の相談内容は、特定個人乙宅についての資料であるが「特定個人乙宅（確認番号3旭特定番号G）については(……)に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」とは、何処を要するのか（）内の開示。④6枚目・調査意見・経過欄及び受理年月日・受理者氏名欄に記入が無く、いつ受理し何処を調査したか不明、下段枠内の指導は誰に指導したのか。「特定個人乙宅（確認番</p>					
--	---	--	--	--	--	--

		号3旭特定番号G)については(黒塗されている)に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」と黒塗り部位を排除した原議の写しの交付。⑤特定個人乙宅(確認番号3旭特定番号G)については・・に基づいて後退していないが・・とE2、林文子市長が判断に及んだ根拠資料原議一式及びB5大文書原議一式の写しの交付。⑥「将来は後退の指導を要する」との指摘部位の黒塗抹を排除した原議一式及びB5大同文書原議一式⑦7枚目・指導方法案中の、セットバック手書き部位・私有地で道路は無いにも関わらず、セットバックの判定をしたなどと記載した根拠資料の原議一式、及びB5大文書原議一式の写しの交付。⑧「・指導を要する」形態及び『過去に建築していたと分かるから』と黒塗を排除した資料原議一式					
396	2012	C建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成20年10月22日、同局相談課Sから調査した資料だと検査係Mが受領し、平成20年10月23日付起案した文書に対し検査係長	30.7.10	一部開示	30.8.16	違反建築物に関する是正勧告及び呼出通知書について(平成20年度まち建審第398号)	文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、所在地、案内図、写真上の車のナンバープレート、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番	請求No.133の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		として承認済み裁決をし、平成 20 年 10 月 24 日付「違反建築物に対する是正勧告及び呼び出し通知書」を配達証明郵便にて、本件請求者に送付させた。①相談課 S 手交文書の枚数 ②M が起案した伺い文書まち建審第 398 号承認済時の文書枚数。 ③配達証明郵便差出番号。C に限る。敬称略				号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号	
397	2013	F 現建築指導部長は、平成 21 年 12 月 24 日、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課審査課長時の失態について、林文子市長名による謝罪のため来宅し、失態現場を現認し、『建築基準法第 42 条第 2 項の道路では無いです。調査をしないで違反勧告をした。J も悪い俺も被害者だよ。』と道路課長 R との連名により取り消した。其の後、R 道路課長、J も平成 22 年 7 月 29 日 19 時 30 分から特定町内会館において、請求者の要請で近隣住民に謝罪をしている。にも関わらず、未だに事象を捏造した文書①「道路審議票白根〇丁目 91」②『建築局建築道路課の保有する道路審議票白根特定丁目 91』。③「平成 4 年度道路審議票白根特定丁目 91」。	30. 7. 13	一部開示	30. 8. 17	道路審議票白根〇丁目 91	請求事項に添った請求文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
			情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求 No. 25 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ	

	<p>④「道路審議票白根特定丁目 91(平成 4 年度)」。⑤「道路審議票白根特定丁目 91」。⑥「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91(平成 4 年度)」建建道第 2765 号」。⑦『建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91(平成 4 年度)」建建道第 2929 号』。⑧『平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根特定丁目)建建道第 1947 号」。⑨「建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根特定丁目)(平成 21 年度まち建道第 653 号)建建道第 826 号」等の偽造文書を「今は席に F 部長は見えないが、場合によっては E 1 局長も決裁している。と平成 30 年 6 月 26 日に係長の言質を頂いた。①～⑨を付定し、下記の通り請求す。1. 「上記④項「道路審議票白根特定丁目 91(平成 4 年度)」文書を偽造したにも関わらず、更に①項「道路審議票白根〇丁目 91」文書に変わった根拠と該場所の開示」。2. 昭和 25 年から、旭区白根特定丁目特定地番 A に関する道路審議票の全資料の閲覧」3. H26 年 11 月 12 日(水)、H26 年 12 月 5 日(金)及び H26 年 12 月 25 日(木)</p>					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>に横浜市中区港町 1-1 横浜市役所本庁舎 1 階市民情報センターで閲覧した。「道路審議票白根特定丁目 91 号」文書の決裁印欄に、イ.「作成年月日が記載された文書の開示」 ロ.裏面文書の開示。ハ.地名地番の該当地の開示。ニ.判定欄「道路」を棒線にて抹消した該当地に開示。ホ.判定意見欄「本件は既に台路台帳にて法 42 条 2 項道路として扱われている本件カ所のセットバックについて現地調査、別添え資料等により総合的な判断にて別添え（裏側）指導方法案を作成し今後の確認時に指導する」が全文であるが、誤字による総合判断した全根拠文書の開示。ヘ.セットバック道路に該当する家並も無い。2 項道路と総合的な判断をした場所の開示。ト.「2 項セットバックの指導」と指導した場所の開示。チ.現地調査をした場所の開示。リ.平成 4 年に調査したと記載が無く、書面に平成 21 年以後の事象が施してあるが、「判定意見欄;調査意見・経過欄に記載の論拠、根拠文書の開示」、ヌ.建築主相談者欄の住所、屋号等氏名、電話番号等の署名欄の下段に、切り抜き絵図を貼り付けた論拠、根拠の開示」</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		ル。公文書の態をなしていないが、平成4年に作成したと明示された文書の開示」ヲ。横浜市行政は偽造文書作成を、平成24年11月7日関係課合同の席で謝罪した。其の際に開示した「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成21年度まち建道第653号）」の開示」。請求者を貶め愚弄した開示を繰り返しているが、上記1,2,3項及びイ～ヲの指摘部位について明示した上で、本件請求紙文書に記載の文書資料5部（B4・2枚含む）写しの交付」。ワ。「平成4年道路審議票白根特定丁目91号」文書の資料全6部の開示」。					
398	2014	F現建築指導部長は、平成21年12月24日、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課審査課長時に失態について、林文子市長名による謝罪のため来宅し、失態現場を現認し、『建築基準法第42条第2項の道路では無いです。調査をしないで違反勧告をした。Jも悪い俺も被害者だよ。』と道路課長Rとの連名により取り消した。其の後、R道路課長、Jも平成22年7月29日19時30分から特定町内会館において、請求者の要請で近隣	30.7.13	一部開示	30.8.17	平成21年度まち建道第653号	請求事項に添った請求文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

	<p>住民に謝罪をしている。にも関わらず、未だに事象を捏造した文書</p> <p>①「道路審議票白根〇丁目 91」②『建築局建築道路課の保有する道路審議票白根特定丁目 91』。③「平成 4 年度道路審議票白根特定丁目 91」。④「道路審議票白根特定丁目 91 (平成 4 年度)」。⑤「道路審議票白根特定丁目 91」。⑥「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91 (平成 4 年度)」建建道第 2765 号」。⑦『建築局建築道路課の保有する道路審議票白根 0 丁目 91 (平成 4 年度)」建建道第 2929 号』。⑧『平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) 建建道第 1947 号』。⑨「建築基準法にかかる道路審議票について (旭区白根特定丁目) (平成 21 年度まち建道第 653 号) 建建道第 826 号」等の偽造文書を「今は席に F 部長は見えないが、場合によっては E 1 局長も決裁している。と平成 30 年 6 月 26 日に係長の言質を頂いた。①～⑨を付定し、下記の通り請求す。1. 「上記④項「道路審議票白根特定丁目 91 (平成 4 年度)」文書を偽造したにも関わらず、更に①項「道路審議票白根〇</p>					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>丁目 91」文書に変わった根拠と該当場所の開示」。2. 昭和 25 年から、旭区白根特定丁目特定地番 A に関する道路審議票の全資料の閲覧」</p> <p>3. H26 年 11 月 12 日（水）、H26 年 12 月 5 日（金）及び H26 年 12 月 25 日（木）に横浜市中区港町 1-1 横浜市役所本庁舎 1 階市民情報センター内で閲覧した。「道路審議票白根特定丁目 91 号」文書の決裁印欄に、イ. 「作成年月日が記載された文書の開示」 ロ. 裏面文書の開示。ハ. 地名地番の該当地の開示。ニ. 判定欄「道路」を棒線にて抹消した該当地の開示。ホ. 判定意見欄「本件は既に台路台帳にて法 42 条 2 項道路として扱われている本件カ所のセットバックについて現地調査、別添え資料等により総合的な判断にて別添え（裏側）指導方法案を作成し今後の確認時に指導する」が全文であるが、誤字による総合判断した全根拠文書の開示。ヘ. セットバック道路に該当する家並も無い。2 項道路と総合的な判断をした場所の開示。ト. 「2 項セットバックの指導」と指導した場所の開示。チ. 現地調査をした場所の開示。リ. 平成 4 年に調査したと記載が無く、書面に平成 21 年以</p>					
--	---	--	--	--	--	--

		<p>後の事象が施してあるが、「判定意見欄;調査意見・経過欄に記載の論拠、根拠文書の開示」、又. 建築主相談者欄の住所、屋号等氏名、電話番号等の署名欄の下段に、切り抜き絵図を貼り付けた論拠、根拠の開示」ル。公文書の態をなしていないが、平成4年に作成したと明示された文書の開示」ヲ. 横浜市行政は偽造文書作成を、平成24年11月7日関係課合同の席で謝罪した。其の際に開示した「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成21年度まち建道第653号）」の開示』。請求者を貶め愚弄した開示を繰り返しているが、上記1,2,3項及びイ～ヲの指摘部位について明示した上で、本件請求紙文書に記載の文書資料5部（B4・2枚含む）写しの交付」。ワ. 「平成4年道路審議票白根特定丁目91号」文書の資料全6部の開示。」</p>					
399	2015	<p>平成27年7月6日付ほかE1建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が有ると違反勧告を受けているが、何処に該当道路が有るのか。</p>	30.7.17	一部開示	30.8.23	道路審議票白根○丁目91	請求事項に添った請求文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				<p>情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア</p>		<p>①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影</p>	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		イ. 上記日から2項道路は何処に、2項道路として存在するのか。位置及び範囲が明示された文書の開示。ロ. 上記日から、白根地番特定地番A地のどの部分が2項道路に接しているのか。白根地番特定地番A地が2項道路に対し接しているとされる範囲が明示された文書の開示を求める。					
400	2016	平成27年7月6日付ほかE1建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が有るとのことであるが、イ. 白根地番特定地番A宅地南側とは立地に対し、南側なのか部位を明らかにした文書の開示を求める。ロ. 上記、昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番A南側は、「建築基準法第42条2項道路」だったが、「途中、そうでない時期もあった。」と、E1建築局長は文書化されている明示された文書の開示を求める。	30.7.17	一部開示	30.8.23	道路審議票白根○丁目91	請求事項に添った請求文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
401	2017	平成27年7月6日付ほかE1建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道	30.7.17	一部開示	30.8.23	道路審議票白根○丁目91	請求事項に添った請求文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		路が有るとのこと。イ. 途中、そうでない時期があるに対し、白根地番特定地番A地が、「そうでない時期」に該当した部位と範囲が明示された文書の開示。ロ. 「・・・そうでない時期」があってから再指定されたのは何年何月何日か。明示された文書の開示を求める。		②3号ア		②建築士印の印影	
402	2018	平成27年7月6日付ほかE1建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路は無いにも関わらず、「途中、そうでない時期があるとのこと」、イ. 再指定されたのは、何処から何処までか。明示された文書の開示を求める。白根地番特定地番A宅地南側は、建築基準法第42条2項道路と再指定されたと記載があるが、ロ. 該当道路は何処にあるのか。明示された文書の開示を求める。ハ. 平成21年9月3日に「建築基準法第42条2項道路」では無くなったと云われる道路、範囲の明示された文書の開示。	30.7.17	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア	30.8.23	道路審議票白根〇丁目91 ①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求事項に添った請求文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。 請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
403	2019	開示決定等の期限について条例では、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に開示・非開示等の決定を実行することにな	30.7.23	一部開示	30.8.23	道路審議票白根〇丁目91	本件に対する処分を取り消し、年月日や位置の特定に基づいた文書を適切に特定し、請求人の請求内容に即した文書の開示を求める。

		っているが未だせずに請求者に通知しておらず、平成30年3月15日及び同6月13日、同6月29日、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分のない『処分不作為』の状態になっている。白根特定丁目特定地番A地に接する建築基準法第42条第2号について「何処に存在するのか明示した文書の開示」を求める。		情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報 ②建築士印の印影	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
404	2020	平成27年7月6日付ほかE1建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が有るとのことであるが、イ.白根地番特定地番A宅地南側とは立地に対し、南側なのか部位を明らかにした文書の開示を求める。ロ.上記、昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番A南側は、「建築基準法第42条2項道路」だったが、「途中、そうでない時期もあった。」と、E1建築局長は文書化されている明示された文書の開示を求める。	30.7.17	一部開示	30.8.23	平成21年度まち建道第653号	請求事項に添った請求文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
405	2021	平成27年7月6日付ほかE1建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日（建基法施行日）から白根地番特定地番A	30.7.17	一部開示	30.8.23	平成21年度まち建道第653号	請求事項に添った請求文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		の南に建築基準法第42条第2項道路が有るとのこと。イ. 途中、そうでない時期があるとは、何年何月何日から何年何月何日までか。期間を明示した文書の開示を求める。ロ. 上記イ項の期間、白根地番特定地番A地が対象となったことが明示された文書の開示。		①2号 ②3号ア ③6号ア		番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	
406	2022	平成27年7月6日付ほかE1建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路が有るとのこと。イ. 途中、そうでない時期があるに対し、白根地番特定地番A地が、「そうでない時期」に該当した部位と範囲が明示された文書の開示。ロ. 「・・・そうでない時期」があってから再指定されたのは何年何月何日か。明示された文書の開示を求める。	30.7.17	一部開示	30.8.23	平成21年度まち建道第653号	請求事項に添った請求文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
407	2023	平成27年7月6日付ほかE1建築局長からの返書に対し開示請求をす。昭和25年11月23日(建基法施行日)から白根地番特定地番Aの南に建築基準法第42条第2項道路は無いにも関わらず、「途中、そうでない時期があるとのこと」、イ. 再指定されたのは、何処から何処までか。明示された文書の開示	30.7.17	一部開示	30.8.23	平成21年度まち建道第653号	請求事項に添った請求文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		を求める。白根地番特定地番A宅地南側は、建築基準法第42条2項道路と再指定されたと記載があるが、ロ. 該当道路は何処にあるのか。明示された文書の開示を求める。ハ. 平成21年9月3日に「建築基準法第42条2項道路」では無くなったと云われる道路、範囲の明示された文書の開示。					
408	2024	① 平成20年10月21日建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課所属Sが旭区白根特定住所Aの現地調査をし写真も写したとの文書が全く開示されたことが無い。開示されない理由の論拠及び根拠の開示。 ②同日に写した写真等を平成20年10月22日に、（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）へ手渡した文書の内訳（平成20年10月21日に調査日、撮影日、枚数、文書の名称、文書取得日）を記載した文書を郵送により開示。③平成20年10月24日付まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を出した後に取消書を出された「論拠及び根拠の開示」	30.7.23	一部開示	30.8.23	平成21年度まち建道第653号	年月日や位置の特定に基づいた文書を適切に特定し、請求人の請求内容に即した文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ①2号 ②3号ア ③6号ア		①個人の氏名、住所、個人を特定する記載内容及び土地の地番 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.46の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
409	2025	平成24年2月28日付建建道第2929号「建築局建築道路課の保有	30.7.17	一部開示	30.8.23	平成23年度建建道第2929号	年月日や位置の特定に基づいた文書を適切に特定し、請求人の請求内容に即した文書

		する道路審議票白根〇丁目 91 (平成 4 年度)」行政文書として開示され続けているが、イ、3 枚目の相談内容は、特定個人乙宅についてであるが「特定個人乙宅 (確認番号 3 旭特定番号 G) については (・黒塗し隠蔽されている・) に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」と黒塗し隠蔽しなければならぬ調査資料の開示。ロ、何処の地番を指示されているのか黒塗の解除を求む。		情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号			の開示を求める。 請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
410	2026	平成 24 年 2 月 28 日付建建道第 2929 号「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91 (平成 4 年度)」行政文書として開示され続けているが、ア.6 枚目・調査意見・経過欄及び受理年月日・受理者氏名欄に調査年月日の記載された文書の開示を求める。イ. 又何処を調査したのか調査場所及び資料の開示。	30. 7. 17	一部開示	30. 8. 23	平成 23 年度建建道第 2929 号	年月日や位置の特定に基づいた文書を適切に特定し、請求人の請求内容に即した文書の開示を求める。 請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号			請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
411	2027	平成 24 年 2 月 28 日付建建道第 2929 号「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91 (平成 4 年度)」行政文書として開示され続けているが、ア.6 枚目下段枠内の指導について、ア. 誰に、イ. どの場所を指導したのか。双方の開示を求める。	30. 7. 17	一部開示	30. 8. 23	平成 23 年度建建道第 2929 号	年月日や位置の特定に基づいた文書を適切に特定し、請求人の請求内容に即した文書の開示を求める。 請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号			請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

						②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	
412	2028	平成 24 年 2 月 28 日付建建道第 2929 号「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91（平成 4 年度）」行政文書として開示され続けているが、ア. 特定個人乙宅（確認番号 3 旭特定番号 G）については（…黒塗…）に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」との黒塗り部位を解除した原議の写しの交付。	30. 7. 17	一部開示	30. 8. 23	平成 23 年度建建道第 2929 号	年月日や位置の特定に基づいた文書を適切に特定し、請求人の請求内容に即した文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
413	2029	平成 24 年 2 月 28 日付建建道第 2929 号「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91（平成 4 年度）」行政文書として開示され続けているが、ア. 特定個人乙宅（確認番号 3 旭特定番号 G）については…に基づいて後退していないが…と E 1、林文子市長が判断に及んだ根拠資料原議一式の開示。イ. 及び其の B 5 大文書原議一式の写しの交付。ウ. 指導方法案中の、セットバック手書き部位…私有地で道路は無いにも関わらず、セットバック判定をしたなどと記載した根拠資料の原議一式、及び B 5 大文書原議一式の写しの交付。	30. 7. 17	一部開示	30. 8. 23	平成 23 年度建建道第 2929 号	年月日や位置の特定に基づいた文書を適切に特定し、請求人の請求内容に即した文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号		①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

414	2030	平成 24 年 2 月 28 日付建建道第 2929 号「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91（平成 4 年度）」行政文書として開示され続けているが、ア. 紙文書、イ. 添付資料 1 枚目から 11 枚目について写しの交付。ウ. B5 用紙大に作成されている原本一式の写しの開示。エ. 2 枚目には地名地番を黒塗り、「判定」欄に、2 項セットバックの指導、地図は貼付加工されているが、貼付される前の「道路」と記載されている B5 大文書原議一式。	30. 7. 17	一部開示	30. 8. 23	平成 23 年度建建道第 2929 号	年月日や位置の特定に基づいた文書を適切に特定し、請求人の請求内容に即した文書の開示を求める。
			情報公開条例第 7 条第 2 項 ①2 号 ②3 号ア ③4 号	①個人の氏名、住所、電話番号、土地の地番及び個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号、確認番号及び建築計画概要書） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影		請求 No. 4 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ	

<p>1554 開示請求書の記載</p>	<p>1. E 1 建築局長（平成 27 年 7 月 6 日付）は「・・のとおり、深くお詫び申し上げます。」業務を怠け是正勧告した事へ詫びたが、平成 4 年、5 年、7 年、10 年、14 年、15 年、18 年、19 年、20 年、21 年、22 年、24 年、26 年、27 年と執拗に非違行為を繰り返すが、下記文書について開示請求する。これらの違法行為は法廷でも審理され、建築局長 E 1 は了知されているにも関わらず、「しかしながら、本件に関する建築局職員の一連の対応について、特定個人甲様をご指摘されているような懈怠、捏造、偽造、隠蔽等の行為はございません。」とは何だ。他の 5 点（改竄、虚偽虚言、吹聴、賄賂、集り）の行為は認めたが、文書記番号、差出人及び責任所在不記載で、3 月 9 日旭区役所から開示請求し、期間延長した 4 月 28 日に開示されず、請求から 70 日経過した。平成 27 年 5 月 18 日に 3 月 9 日分の開示決定通知書は現地で手交する約束で出向いた。建築局は「開示請求されていないから、開示できません」と一声。手交された開示通知書を返し不調にした。6 月 5 日付で E 1 殿に督促し、6 月 12 日の開示に出向いたにも関わらず、開示文書を JN ビルへ忘れて来たと言われ不調に終わった。その後、E 1 建築局長（平成 27 年 7 月 6 日付）上述の返書もあり、平成 27 年 7 月 13 日の開示に出向き、「今日の開示は、E 1 殿の開示として賜る。」「分かりました。」の言質で始まった。建築局は、3 月 9 日請求分は 5 月 18 日に終わっている。更に「建築概要書の期日について、平成 20 年 12 月 2 日に提出され受理されたものだ」と虚言を執拗に繰り返したので「建築後住んで 3 年経過してから建築願を授受する役所が何処にある」。建築局「後から出す場合もある。」「馬鹿野郎～誤魔化しの詭弁を言いやがって」と不調にした。建築局『開示請求をするのは止めてください。何のためにするのですか。謝ったし何も悪いことをしていないのだし・・』と情報公開法を蔑ろの非違行為を発したので、市民情報室 X 係長に通報した。『建築局が？開示請求しないでと、そんなこと言っちゃあダメだね。』の言葉に送られ、開示請求を不調にして帰った。後日、建築局から電話で謝罪の言質が有ったが通話を断った。平成 27 年 3 月 9 日開示請求後、開示日の応答でも請求内容を確認し、E 1 の建建道第 1616 号（平成 27 年 3 月 23 日）に記載され、4 月 28 日まで延長したが連絡なく 4 月 30 日電話確認し『決裁が遅れた。開示日はいつが良いか。』と問われ『明日 5 月 1 日』と即答したが 5 月 8 日に延びて、請求から 70 日後の平成 27 年 5 月 18 日開示で出向いた。開示通知書は 4 月 28 日に決済されていた。「決済が遅れた・」は虚言。E 1 殿から通知を受け、6 月 12 日に出向いた。「JN ビルへ忘れた」。E 1 殿から通知を受け 7 月 13 日も開示は済んでいると虚言等で不調。建築局へ 14 日に電話した。「通知書は普通郵便で送ってある。郵便局に聞いて、家の中を探して！再発行はしません。」開示は済んでいます。」とは何んだ。①建築局が言われている、横浜弁護士会から、弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会があり回答した。との「弁護士会からの文書」について開示請求をさせて頂いている。②回答された文書について開示請求をさせて頂いている。上述の①横浜弁護士会から依頼されたといわれる依頼文書原議一式と②回答書原議の写しの交付。</p> <p>2. 道路審議票白根特定丁目 82～98 号の開示閲覧を求め、閲覧後必要なものについて写しの交付。</p> <p>3. 「平成 4 年道路審議票白根特定丁目（○丁目）91」文書は捏造。建築局 E 1 殿へ当地区の歴史を教示したにも関わらず、道路審議票旭 91 と再捏造した上で返書が届いたが、確認もなく違法勧告した上に、懈怠行為を隠蔽するため『平成 4 年道路審議票白根特定丁目（○丁目）91」文書を捏造した。建築局長から建建道第 337 号（H27.6.18）により、氏名も記載せず、本文 12 行の拙い返書が届いた。上述の通り道路審議票旭 91 と建築局長自ら捏造の行為を披歴した。「建築局長が道路審議票旭 91 号と捏造された文書の原議一式。」写しの交付。下記①～⑦及び 4、5、6 項は必要により交付含む。①判定意見のとおりとは？建築局が平成 14 年 9 月 12 日道路後退を要する道路では無いと審査課及び 12 月 15 日に現違反対策課 U が現認した際に作成された文書の原議一式。写しの交付。②『平成 4 年道路審議票白根特定丁目・・91』の判定箇所図を明示した上で原議一式。写しの交付。③h19 年 1 月 29 日注意書を発出したことを、請求人に注意され謝罪された際の発出文書の原議写し。④「2 項道路として指導を行いました」は、何処を誰にしたのか文書原議一式。写しの交付 ⑤平成 20 年 10 月 24 日付で請求人へ送付した、相談課からの引継ぎ文書一切の写し（写真を含む）。⑥現況に対し、2 項道路と違反勧告した土地範囲、道路幅を明示した文書の原議全て。写しの交付。⑦建築局は、道路ではない民地を平成 21 年 9 月 3 日否道路に判定替えた。適当に地図に色を塗っている。と逃げた建築道路係長は J であるが、旭土木事務所長が公道行き止</p>
--------------------------	---

まりのポールも建立している。平成 20 年 10 月 21 日相談課 T が「2 項道路」として写真にも写されている。20 日後に確認に来た道路課 U が「2 項道路ではない。」書面を書くこと約束後に異動し、違反對策室で偶然 U にあった。V、W の前で、「2 項道路では無いと断言したが書面は書かなかった」と頭を下げ続けた。V 課長が、道路課 G、審査課 K、U らの合同謝罪の場を設け謝罪したが、G は捏造を正当化し続けた。建築局が掌理事項の 2 項道路か否かを、旭土木事務所長 Z に求め、其の文書を建築局が確認した資料と方法及び再調査した場所の原議一式。写しの交付 ⑧ 2 項道路で無い私有地を、判定替えしたと云う資料全て原議。写しの交付 ⑨ 是正勧告後、取り消し書の送付は無いにも関わらず、「送付し、お詫びした」とは、横浜市長はどのようにお詫びしたのか。其の文書原議全て。写しの交付。⑩ 特定個人乙宅は「確認番号 3 旭特定番号 G で 2 項道路に該当部位は道路後退している。」従って「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で道路後退していないが今後は指導する」と捏造した道路部位と根拠資料原議の写し交付。⑪ 「・・・91」文書は、平成 20 年の資料があり捏造である。平成 4 年作成の原議一式。写し交付。⑫ 建築局は課によって個人情報に黒塗りする理由が違うと云われた記載文書の原議。写し交付。⑬ 確認番号 3 旭特定番号 G 部分は特定個人乙の個人情報と続く部位は黒くしたが、全文を明示した文書一式。写しの交付。⑭ 市民情報センターにて、「平成 4 年道路審議票白根特定丁目 91 号」(A4・10 枚・B4・2 枚含む)及び「平成 4 年道路審議票白根〇丁目 91 号」を H26 年 11 月 12 日、12 月 5 日、12 月 25 日、27 年 1 月、3 月、5 月の 6 度閲覧した。「過去に建ててあったことが分かるから市民情報室と協議し非開示とした・・・」と情報公開規定に反した指示により隠蔽されたと記載がある。隠蔽前の原議写しの交付。⑮ 「平成 4 年道路審議票白根(特定丁目)〇丁目 91 号」は(資料 5 部 A4・10 枚・B4・2 枚含む)作成年月日が不記載にし、番号を 91 号と付定。地名地番は特定されないように黒塗りし、判定欄の「道路」を横線で抹消し、判定意見欄「本件は既に台路台帳(誤字)にて法 42 条 2 項道路として扱われている本件カ所のセットバックについて現地調査、別添え資料等により総合的な判断にて別添え(裏側)指導方法案を作成し今後の確認時に指導する」が全文だが、「本件は既に台路台帳にて」とか「本件カ所のセットバックについて現地調査・・・」云々とかの資料の開示を請求すると共に、道路も家並みも無いにも関わらず、「2 項セットバックの指導」をしたという資料の写し。写しの交付。⑯ 判定意見欄、調査意見・経過欄、建築主相談者欄の住所及び屋号等氏名、電話番号下段の地図(狭あい道路 3 旭 16 号)を白根特定丁目 91 号と切り貼りした上で、現地調査し総合判断したと記載の総合判断に至った規定資料及び起案し、経伺した文書改廃原議一式の写し。閲覧。⑰ 建築局が平成 14 年、同じく平成 20 年 12 月 2 日付、私有地を否道路と作成した文書資料の閲覧。⑱ 平成 21 年作成(番号 1142 号)の起案資料、供覧資料、経伺資料、決裁した根拠資料の閲覧。請求者に指摘され、廃止すると後から記載した際に経伺した文書資料の閲覧。⑳ 建建道(第 1264 号)「公道だ。」の位置、面積を算出された XY 座標数値記載改廃原議一式。

4. 建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91(平成 4 年度)(建建道第 2765 号・平成 24 年 2 月 13 日)を建築局は捏造した資料を隠蔽し、差し替えた。正当文書の原議一式。写しの交付。
5. 建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目 91(平成 4 年度)建建道第 2929 号(平成 24 年 2 月 28 日)は、捏造した資料を隠蔽し差し替え後に開示された。原議一式の写しの交付。
6. 隠蔽資料を提出せず平成 4 年に作成と認定されたとは、捏造し隠蔽した資料 8 通の原議の写しの交付別添え文書<参考>に記載の 8 月 20 付文書は隠蔽されているが、記載の 7 件文書は未開示である。「開示せず帰宅した」「開示が行われていないと主張 2 回」などと虚言が有るが、全文書の再々督促す。

<p>1565 開示請求書の記載</p>	<p>横浜市長は既に平成 20 年 10 月 22 日 14 : 10 分に引き継いだと言明しているにも関わらず、弁明書（建建安第 189 号）2. 非開示とした理由（3）項では、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引き継ぎした『平成 20 年 10 月 23 日の引き継ぎ時刻と全資料の名称及び枚数の原議一式』の再請求。</p> <p>既に、建築安全課長（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課長）から平成 20 年 10 月 22 日 14 : 10 分に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課）より旭区白根特定住所 A に関する写真を引き継ぎしたと回答があるにも関わらず、横浜市長は弁明書（建建安第 189 号）2. 非開示とした理由（3）項では、『平成 20 年 10 月 23 日に紙面に印刷されたものを引き継いだと言質が変わった。引継時刻と全資料の名称及び枚数の原議一式』の写しの再請求。</p> <p>建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』との回答を頂いたが、建建審第 374 号（平成 21 年 2 月 7 日）で既に写真は開示したと言う写真を含む文書原議一式の再開示を求める。</p> <p>横浜市長弁明書（建建安第 189 号）2 項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引き継ぎましたと弁明している。横浜市長は既に『引き継ぎ時刻平成 20 年 10 月 22 日 14 : 10 分』と確定している。どちらが虚言でどちらが正当なのか根拠文書写しの交付。</p> <p>横浜市長弁明書（建建安第 189 号）2 項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引き継ぎましたと弁明し、23 日に引き継いだ中には『写真が含まれていました』と、あるが、23 日に引き継いだと判る文書及び写真原議一式写しの交付</p> <p>横浜市長弁明書（建建安第 189 号）2 項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引き継いだ際に写真も含まれていました』と回答を頂いた。引き継いだ全資料と写真一式写しの交付。</p> <p>横浜市長の弁明書（建建情第 230 号）1 及び 2. (2) 項関連. 紙面に印刷後に消去したとある。建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』との回答が有る。横浜市長が①失態を謝罪した文書。②写した写真と処理模様が判る文書。③紙面に印刷後、消去したことが条例に適用していると言う根拠文書。④情報課から受領した写真及び文書。①～④への根拠文書を再請求す。</p> <p>横浜市長の弁明書（建建情第 230 号）1 及び 2(2) 項関連. 写さないから最初から保有していなかったにも関わらず、紙面に印刷後写真は消去したとある。①写した写真と処理模様が判る文書。②紙面に印刷後、消去したことが条例に適用していると言う根拠文書。④情報課から審査課へ手交した写真及び文書。建建審第 113 号では『今</p>
--------------------------	---

回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』との回答を頂き、10 月 25 日には勧告書は届いている。発出日時及び発出時刻開示。

横浜市長は既に、建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を、平成 20 年 10 月 22 日 14 : 10 分に引き継いだ。写真は紙に印刷されていた。と言明した文書回答がある。建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたがこれまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に、情報課から相談票と共に写真は引き継いだと回答書を頂いている。引き継いだ際の写真を含む全資料原議一式の写し再請求する。

横浜市長弁明書建建情第 230 号 1. (2) 項にて、資料調査及び現地調査を行い、現場で写真を撮影します。に基づき写したようだが、上述の 2 (2) 項では撮影し紙に印刷したので消去した。と弁明されたので、平成 28 年 6 月 29 日の開示は、被写体が偽造されていた。平成 20 年 10 月 21 日に撮影された正当写真及び紙に印刷された状態での開示を求める。

1887 開示請求書 の記載	平成 29 年 7 月 20 日付建建指第 709 号にて、林文字横浜市長 貴所属 E 1 は平成 23 年度建建道第 826 号のうちの道路審議票白根○丁目 91」を開示し、平成 24 年度建建道第 826 号のうちの道路審議票白根○丁目 91」と再偽造し E 1 名の訂正を施したが、林文字横浜市長が偽造文書を開示した。E 1 名の訂正ではなく、林文字市長差出による訂正文書を請求されている筈である。早期に実行を求める。 ①建建道第 2929 号 (h24. 2. 28 付)「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目 91 (平成 4 年度)」文書の 2 枚目、3、6、7、8、11 枚目について写しの交付。②2 枚目下段に地図を貼付する前の文書原議一式の開示。③3 枚目相談内容は特定個人乙についての資料であるが、「特定個人乙宅 (確認番号 3 旭特定番号 G) については(…)に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」との下記枠内の資料の開示。				
	資料 チェック エ ック リス ト	基礎資料	建基法道路台帳	判定済(道路・但書扱・否)未判定	P. 130
			S. 年航空写真	存在・存在せず・不明	No26
			S. 住宅地図	存在・存在せず・不明	P.
	調査資料	過去の確認状況図 過去の確認(概要図)写し 現場写真 道路査定図 その他	誓約書 印鑑登録証明書 現況実測図 公図写し 土地・家屋登記簿謄本		
	補正通知		不要	通知済 (年 月 日)	
	調査意見・経過				
	受理年月日			受理者氏名	
	④6 枚目・調査意見・経過欄及び受理年月日・受理者氏名欄に記入無く、いつ受理され何処を調査したか不明、下段枠内の指導は誰に指導したのか。「特定個人乙宅 (確認番号 3 旭特定番号 G) については (黒塗りされている) に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」と黒塗り部位排除した原議の写しの交付。 ⑤6-2 特定個人乙宅 (確認番号 3 旭特定番号 G) については・に基づいて後退していないが・と E 2、林文字市長が判断に及んだ根拠資料原議一式写しの交付。⑥6-3 (将来は後退の指導を要する) との指摘部位を明示した資料原議一式の写しの交付。⑦7 枚目・指導方法案中の 4M セットバック手書き部位・私有地で道路は無いにも関わらず、セットバックの判定をしたなどと記載した根拠資料の原議式の写しの交付。⑧8 枚目「資料」①昭和四十七年十月調整補正文書原議写しの交付。 ②白根 LD93 文書の原議写しの交付。⑨2 枚目には道路相談をしたと思わせる記載が有るが、相談した場所の特定が無く、建築局が平成 4 年 3 月 2 日、公図に基づき調査したと開示された公図にも道路は無い。「・指導を要する」形態は何処に存在するのか。調査した資料及び『過去に建築していたことが分かるから』と指示した資料原議一式写し。				

別表3 開示決定をした案件

順番	諮問番号	開示請求書の記載	決定通知日	決定内容	諮問日	審査請求文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明趣旨
1	1574	建築安全課長（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課長）が『平成20年10月22日に建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課）から旭区白根特定住所Aに関し引継ぎした写真は偽造では無いと回答のあった文書について、①『建建審第26号文書』。②「引継ぎしたと言う写真」。③「横浜市長が（建建安第189号）『平成20年10月23日に紙面に印刷された写真を引き継いだと変節した弁明書』。④平成20年度の検査系の事務範囲をA4用紙4枚に綴り開示した文書。①項、②項、③項、④項、各文書を再請求する。	28.8.16	全部開示	28.12.14	平成22年10月28日建建審第317号のうち、平成20年建築審査課事務分掌（抜粋）	審査請求に係る処分を取り消し、隠蔽した個人の名前等、対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第1項		-	平成20年度の建築審査課の事務分掌が記載されている全3枚の文書が平成22年10月28日建建審第317号に「平成20年度建築審査課事務分掌（抜粋）」として添付されていたため、当該文書を本件対象行政文書として特定し、開示した。
2	1730	「平成22年7月6日付・建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成21年度まち建道第653号）」建建道第826号」文書の4枚目と8枚目資料の写し、郵送にて開示を希望	29.4.24	全部開示	29.5.31	「平成24年度建建道第826号」文書の4枚目と8枚目	特定請求文書と相違した異なる文書を標題にして行った全部開示決定の処分を取り消し、特定した文書の開示と正規料金算出を求める。
				情報公開条例第10条第1項		-	文書名が開示請求書の記載と一致したものを特定し開示している。このほかに開示請

		す。					求書に記載されている日付及び標題に該当する行政文書は作成しておらず保有していない。
3	1731	「平成 22 年 11 月 2 日付建道第 1947 号・平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）」文書の 5 枚目と 9 枚目資料の写し、郵送にて開示を希望す。	29. 4. 24	全部開示	29. 5. 31	「平成 22 年度建道第 1947 号文書の 5 枚目と 9 枚目	特定請求文書と相違した異なる文書を標題にして行った全部開示決定の処分を取り消し、特定した文書の開示と正規料金算出を求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		-	文書名が開示請求書の記載と一致したものを特定し開示している。このほかに開示請求書に記載されている日付及び標題に該当する行政文書は作成しておらず保有していない。
4	1814	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受る際に提出した相談場所の「道水路境界明示図・復元図」の開示。	29. 7. 24	全部開示	29. 8. 28	平成 21 年度まち建道第 653 号のうち道水路等境界明示図・復元図	捏造した理由による全部開示決定処分を取り消し、特定し請求した通りの開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		-	開示請求書の記載から、建築指導課で作成及び保存する建築基準法にかかる道路審議票のうち道水路等境界明示図・復元図を求めているものと解され、建築基準法に係る道路審議票は、「平成 21 年度まち建道第 653 号」と解される。
5	1815	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受る際に提出した相談場所の「道路台帳平面図」の開示。	29. 7. 24	全部開示	29. 8. 28	平成 21 年度まち建道第 653 号のうち道路台帳平面図	捏造した理由による全部開示決定処分を取り消し、特定し請求した通りの開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		-	開示請求書の記載から、建築指導課で作成及び保存する建築基準法にかかる道路審議票のうち道路台帳平面図を求めているものと解され、建築基準法に係る道路審議票は、「平成 21 年度まち建道第 653 号」と解される。

6	1816	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受ける際に提出した相談場所の「道路台帳区域線図」の開示。	29.7.24	全部開示	29.8.28	平成21年度まち建道第653号のうち道路台帳区域線図	捏造した理由による全部開示決定処分を取り消し、特定し請求したとおりの開示を求める。
				情報公開条例第10条第1項		-	開示請求書の記載から、建築指導課で作成及び保存する建築基準法にかかる道路審議票のうち道路台帳区域線図を求めているものと解され、建築基準法に係る道路審議票は、「平成21年度まち建道第653号」と解される。
7	1817	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受ける際に提出した相談場所の「位置図」の開示。	29.7.24	全部開示	29.8.28	平成21年度まち建道第653号のうち位置図	捏造した理由による全部開示決定処分を取り消し、特定し請求した通りの開示を求める。
				情報公開条例第10条第1項		-	開示請求書の記載から、建築指導課で作成及び保存する建築基準法にかかる道路審議票のうち位置図を求めているものと解され、建築基準法に係る道路審議票は、「平成21年度まち建道第653号」と解される。
8	1818	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受ける際に提出した相談場所の「市道認定路線図」の開示。	29.7.24	全部開示	29.8.28	平成21年度まち建道第653号のうち市道認定路線図	捏造した理由による全部開示決定処分を取り消し、特定し請求した通りの開示を求める。
				情報公開条例第10条第1項		-	開示請求書の記載から、建築指導課で作成及び保存する建築基準法にかかる道路審議票のうち市道路線認定図を求めているものと解され、建築基準法に係る道路審議票は、「平成21年度まち建道第653号」と解される。
9	1819	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受ける際に提出した相談場	29.7.24	全部開示	29.8.28	平成21年度まち建道第653号のうち公図	捏造した理由による全部開示決定処分を取り消し、特定し請求した通りの開示を求める。

		所の「公図」の開示。		情報公開条例第 10条第1項		-	開示請求書の記載から、建築指導課で作成及び保存する建築基準法にかかる道路審議票のうち公図を求めているものと解され、建築基準法に係る道路審議票は、「平成21年度まち建道第653号」と解される。
10	1820	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受る際に提出した相談場所の「建築計画概要書」の開示。	29.7.24	全部開示	29.8.28	平成21年度まち建道第653号のうち建築計画概要書	捏造した理由による全部開示決定処分を取り消し、特定し請求した通りの開示を求める。
				情報公開条例第 10条第1項		-	開示請求書の記載から、建築指導課で作成及び保存する建築基準法にかかる道路審議票のうち建築計画概要書を求めているものと解され、建築基準法に係る道路審議票は、「平成21年度まち建道第653号」と解される。
11	1821	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受る際に提出した相談場所の「土地家屋登記簿謄本」の開示。	29.7.24	全部開示	29.8.28	平成21年度まち建道第653号のうち土地家屋登記簿謄本	捏造した理由による全部開示決定処分を取り消し、特定し請求した通りの開示を求める。
				情報公開条例第 10条第1項		-	開示請求書の記載から、建築指導課で作成及び保存する建築基準法にかかる道路審議票のうち土地家屋登記簿謄本を求めているものと解され、建築基準法に係る道路審議票は、「平成21年度まち建道第653号」と解される。

12	1836	昭和 25 年 11 月 23 日建基法施行時から建築基準法第 42 条第 2 項の道路に、白根特定地番 A 宅が該当しているから道路後退をさせた。と虚言を言われているが「該当する公図の開示。」建築局建築審査課長他が、平成 21 年 12 月 21 日に取り消し書を持参されたので受忍したが、掌理事項の現地調査を懈怠し勧告をした。と A4 用紙 4 枚に掌理事項が記載された文書を読覧した。「事務掌理事項が記載された文書の写しの開示。」	29. 7. 28	全部開示	29. 9. 22	平成 22 年 10 月 28 日建建審第 317 号のうち、平成 20 年度建築審査課事務分掌（抜粋）及び平成 21 年度建築審査課事務分掌（抜粋）	偽造した文書を更に偽造した文書を標題にした文書の全部開示決定を、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		-	開示請求書の記載から、特定の個人からのご意見に回答した起案文書である平成 22 年 10 月 28 日建建審第 317 号に添付されている「平成 20 年度建築審査課事務文書（抜粋）」及び「平成 21 年度建築審査課事務文書（抜粋）」を特定し開示した。
13	1888	※別紙のとおり	29. 8. 10	全部開示	29. 12. 14	道路台帳平面図	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		-	開示請求書に「道路審議票白根〇丁目 91 …白根 LD93 文書の原議写し交付…」と記載されていることから、建築基準法第 42 条第 2 項道路と判定した道路審議票白根〇丁目 91 文書中に「白根 LD93-2-35 号」と記載された道路台帳平面図を保有しているため、それを特定し開示した。

1888 開示請求書の 記載	平成 29 年 7 月 20 日付建建指第 709 号にて、林文字横浜市長 貴所属 E 1 は平成 23 年度建建道第 826 号のうちの道路審議票白根○丁目 91」を開示し、平成 24 年度建建道第 826 号のうちの道路審議票白根○丁目 91」と再偽造し E 1 名の訂正を施したが、林文字横浜市長が偽造文書を開示した。E 1 名の訂正ではなく、林文字市長差出による訂正文書を請求されている筈である。早期に実行を求める。①建建道第 2929 号 (h24. 2. 23 付) (建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目 91 (平成 4 年度)」文書の 2 枚目、3、6、7、8、11 枚目について写しの交付。②2 枚目下段に地図を貼付する前の文書原議一式の開示。③3 枚目相談内容は乙についての資料であるが、「乙宅 (確認番号 3 旭特定番号 G) については(…))に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」との下記枠内の資料の開示。				
	資	基	建基法道路台帳	判定済(道路・但書扱・否)未判定	P. 130
	料	礎	S. 年航空写真	存在・存在せず・不明	No26
	チ	資	S. 住宅地図	存在・存在せず・不明	P.
	ェ				
	ツ	調	過去の確認状況図	誓約書	
	ク	査	過去の確認(概要図)写し	印鑑登録証明書	
	リ	資	現場写真	現況実測図	
	ス	料	道路査定図	公図写し	
	ト		その他	土地・家屋登記簿謄本	
補正通知		不要	通知済 (年 月 日)		
調査意見・経過					
受理年月日			受理者氏名		
④6 枚目・調査意見・経由欄及び受理年月日・受理者氏名欄に記入無く、いつ受理され何処を調査したか不明、下段枠内の指導は誰に指導したのか。「乙宅 (確認番号 3 旭特定番号 G) については (黒塗りされている) に基づいて後退していないが将来は後退の指導を要する」と黒塗り部位排除した原議の写しの交付。⑤6-2 乙宅 (確認番号 3 旭特定番号 G) については・に基づいて後退していないが・と E 2、林文字市長が判断に及んだ根拠資料原議一式写しの交付。⑥6-3 (将来は後退の指導を要する) との指摘部位を明示した資料原議一式の写しの交付。⑦7 枚目・指導方法案中の 4M セットバック手書き部位・・私有地で道路は無いにも関わらず、セットバックの判定をしたなどと記載した根拠資料の原議式の写しの交付。⑧8 枚目「資料」①昭和四十七年十月調整補正文書原議写しの交付。②白根 LD93 文書の原議写しの交付。⑨2 枚目には道路相談をしたと思わせる記載が有るが、相談した場所の特定が無く、建築局が平成 4 年 3 月 2 日、公図に基づき調査したと開示された公図にも道路は無い。「・指導を要する」形態は何処に存在するのか。調査した資料及び『過去に建築していたと分かるから』と指示した資料原議一式写し。					

別表4 非開示決定をした案件

請求 No.	諮問 番号	開示請求書の記載	決定通知日	決定内容	諮問日	審査請求文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明趣旨
1	1547	<p>1 開示請求を故意に遅らせているが条文の該当箇所を明示した上で正当か否かを示した開示を要求する。</p> <p>2 伺文の補正依頼書により処理を遅らせている様であると指摘し送着文の例題は、当方で請求した名称を連書してあるが一切開示されていないものである。開示日を明示した上で全文書の閲覧開示を求める。別添（道路審議票白根○丁目27）</p>	28.6.23	非開示	28.10.11	道路審議票白根○丁目 N027	非開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		不存在	当該開示請求文書については、執務室及び書庫を探したが存在が確認できなかった。相談を受けた段階で整理番号を取得したが、決裁とならなかったため資料として保管はせず、欠番になったものと推測される。
2	1553	<p>建建道第1484号7行～文言による記載文書。同1563号6行～記載文書。同1562号6行～記載文言文書。同第1575号6行～記載不開示文書。同第2号6行～記載不開示文書。同第1607号6行また～記載文書の文書。同第3号6行～またつづき不開示文書。同第1606号6行また～記載不開示文書同第52号7行対し～記載文書。同第48号7行対し～記載未開示文書。同第50号7行～記載言質</p>	28.6.22	非開示	28.10.20	-	実施機関からの補正命令に対応することは不可能であるから、全部開示を求める。
				情報公開条例第6条第2項		文書不特定	行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を示すなどの補正がなされず、請求対象文書を特定できなかったため。

		未開示文書。同第 47 号 7 行対し～言質の未開示文書。同第 49 号 7 行対し～記載文書の未開示文書。同第 53 号対し～記載文書。同第 51 号 7 行対しから記載の未開示文書。同第 70, 68, 69, 78, 79 号 7～8 記載未開示文書。					
3	1555	平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号にて、A 横浜市建築局建築指導部部長殿 からの返書には、当該部署に送付した資料を再度送付したものであり、個人情報の漏洩には該当しませんとある。「当たらないと言われる根拠文書の開示を求める。」開示決定通知書には標題全文書一式の通数を算出記載した上で、写しの交付。	28.7.5	非開示	28.11.2	平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号にて、A 横浜市建築局建築指導部部長殿 からの返書には、当該部署に送付した資料を再度送付したものであり、個人情報の漏洩には該当しませんとある。「当たらないと言われる根拠文書の開示を求める。」開示決定通知書には標題全文書一式の通数を算出記載した上で、写しの交付。	処分を取り消し、一切の文書の開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	当該事務を執行するに当たり、一般に請求されているような文書を作成し、又は取得する必要はないため、作成しておらず、保有していないため。
4	1556	平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号にて、A 横浜市建築局建築指導部部長からの返書には、「個人情報の漏えいには該当しません。」とある。因みに、無修正の文書が袂に届いていることを申し添えるが、該当しないと言う根拠文書の開示を請求する。開示決定通知	28.7.5	非開示	28.11.2	平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号にて、A 横浜市建築局建築指導部部長からの返書には、「個人情報の漏えいには該当しません。」とある。因みに、無修正の文書が袂に届いていることを申し添えるが、該当しないと言う根拠文書の	処分を取り消し、一切の文書の開示を求める。

		書には標題全文書一式の通数を算出記載した上で、写しの交付。				開示を請求する。開示決定通知書には標題全文書一式の通数を算出記載した上で、写しの交付。	
				情報公開条例第10条第2項		不存在	当該事務を執行するに当たり、一般に請求されているような文書を作成し、又は取得する必要はないため、作成しておらず、保有していないため。
5	1557	横浜市長弁明書（建建安第189号）2項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成20年10月23日に建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継ぎ『写真が含まれていました』と、引き継いだ写真と資料一式の開示。	28.7.20	非開示	28.11.18	横浜市長弁明書（建建安第189号）2項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成20年10月23日に建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継ぎ『写真が含まれていました』と、引き継いだ写真と資料一式の開示。	処分を取り消し、隠蔽した対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		不存在	実施機関では平成20年10月22日情報相談課から建築審査課へ本件に関する資料を引き継いでおり、平成20年10月23日には引き継いでいません。このため、本件に係る行政文書は作成し、又は保有していないため。なお、弁明書（平成28年6月1日建建安第189号）にある「平成20年10月23日」の表記については、弁明書追加（平成28年7月19日建建安第387号）に

							て「平成 20 年 10 月 22 日」と訂正し、送付している。
6	1558	横浜市長弁明書（建建安第 189 号）2 項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引継ぎしたとある。平成 20 年 10 月 23 日に引き継いだ文書原議一式の開示	28. 7. 20	非開示	28. 11. 18	横浜市長弁明書（建建安第 189 号）2 項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引継ぎしたとある。平成 20 年 10 月 23 日に引き継いだ文書原議一式の開示	処分を取り消し、隠蔽した対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	実施機関では平成 20 年 10 月 22 日情報相談課から建築審査課へ本件に関する資料を引き継いでおり、平成 20 年 10 月 23 日には引き継いでいません。このため、本件に係る行政文書は作成し、又は保有していません。なお、弁明書（平成 28 年 6 月 1 日建建安第 189 号）にある「平成 20 年 10 月 23 日」の表記については、弁明書追加（平成 28 年 7 月 19 日建建安第 387 号）にて「平成 20 年 10 月 22 日」と訂正し、送付している。
7	1559	横浜市長の弁明書（建建安第 230 号）1 及び 2（2）項関連. 10 月 22	28. 7. 20	非開示	28. 11. 18	横浜市長の弁明書（建建情第 230 号）1 及び 2（2）項開	処分を取り消し、隠蔽した対象文書の全部を開示するよう求める。

		日 14 : 10 分の引継資料に 10 月 27 日、12 月 2 日付の資料がある。10 月 22 日 14 : 10 分。偽造前の全資料の開示。横浜市長の弁明書（建建安第 230 号）1 及び 2（2）項関連、紙面に印刷し消去したとあるが、誰が消去したのか。消去日及び印刷日の時刻の開示を求める。				連、10 月 22 日 14 : 10 分の引継資料に 10 月 27 日、12 月 2 日付の資料がある。10 月 22 日 14 : 10 分。偽造前の全資料の開示。	
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	本件に係る開示請求については、偽造の事実は無く、偽造前の全資料は存在しないため。
8	1560	横浜市長は既に平成 20 年 10 月 22 日 14 : 10 分に引き継いだと言明している。弁明書（建建安第 230 号）2. 非開示とした理由（3）項で横浜市長は、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引き継いだ。23 日に建築情報課から引き継いだ全資料の名称と枚数の開示	28. 7. 20	非開示	28. 11. 18	横浜市長は既に平成 20 年 10 月 22 日 14 : 10 分に引き継いだと言明している。弁明書（建建安第 230 号）2. 非開示とした理由（3）項で横浜市長は、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引き継いだ全資料の名称と枚数の開示	処分を取り消し、隠蔽した対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	実施機関では平成 20 年 10 月 22 日情報相談課から建築審査課へ本件に関する資料を引き継いでおり、平成 20 年 10 月 23 日には引き継いでいません。このため、本件に係る行政文書は作成し、又は保有していないため。なお、弁明書（平成 28 年 6 月 1 日建建安第 189 号）にある「平成 20 年 10

							月 23 日」の表記については、弁明書追加（平成 28 年 7 月 19 日建建安第 387 号）にて「平成 20 年 10 月 22 日」と訂正し、送付している。
9	1561	横浜市長の弁明書（建建安第 230 号）1 及び 2（2）項関連。①10 月 21 日に写した写真。横浜市長の弁明書（建建安第 230 号）1 及び 2（2）項関連。10 月 25 日には勧告文書は届いている。発出日時及び発出時刻の開示。	28. 7. 20	非開示	28. 11. 18	横浜市長の弁明書（建建情第 230 号）1 及び 2（2）項関連。10 月 25 日には勧告文書は届いている。発出日時及び発出時刻の開示。	処分を取り消し、隠蔽した対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	平成 20 年当時、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築安全課）から送付する郵便物は、まちづくり調整局情報相談部情報相談課（現在の建築情報課）でとりまとめ、郵便局が集荷しているが、発出日時及び時刻は記録していない。このため、本件に係る文書は、作成しておらず、保有していないため。
10	1562	（建建安第 230 号）横浜市長の弁明書 1 及び 2（2）項関連。紙面に印刷したと弁明された印刷日時及び写真の開示を求める。築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引き継ぎしたとある。『平成 20 年 10 月 23 日の引き継ぎ時刻と資料原議一式』の開示。	28. 7. 20	非開示	28. 11. 18	築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引き継ぎしたとある。『平成 20 年 10 月 23 日の引き継ぎ時刻と資料原議一式』の開示。	処分を取り消し、隠蔽した対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	実施機関では平成 20 年 10 月 22 日情報相談課から建築審査課へ本件に関する資料を引き継いでおり、平成 20 年 10 月 23 日に

							は引き継いでいません。このため、本件に係る行政文書は作成し、又は保有していないため。なお、弁明書（平成28年6月1日建建安第189号）にある「平成20年10月23日」の表記については、弁明書追加（平成28年7月19日建建安第387号）にて「平成20年10月22日」と訂正し、送付している。
11	1566	<p>横浜市長は既に平成20年10月22日14:10分に引き継いだと言明しているにも関わらず、弁明書（建建安第189号）2.非開示とした理由（3）項では、建築安全課（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成20年10月23日に建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継ぎした『平成20年10月23日の引き継ぎ時刻と全資料の名称及び枚数の原議一式』の再請求。</p> <p>既に、建築安全課長（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課長）から平成20年10月22日14:10分に建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課）より</p>	28.8.5	非開示	28.11.22	<p>横浜市長は既に平成20年10月22日14:10分に引き継いだと言明しているにも関わらず、弁明書（建建安第189号）2.非開示とした理由（3）項では、建築安全課（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成20年10月23日に建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継ぎした『平成20年10月23日の引き継ぎ時刻と全資料の名称及び枚数の原議一式』の再請求。</p> <p>既に、建築安全課長（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課長）から平成20年10月22日14:10分に建築情報課（平成20年当</p>	<p>審査請求に係る処分を取り消し、請求書通り文書原議一式を開示するよう求める。</p>

	<p>旭区白根特定住所Aに関する写真を引き継ぎしたと回答があるにも関わらず、横浜市長は弁明書（建建安第 189 号）2. 非開示とした理由（3）項では『平成 20 年 10 月 23 日に紙面に印刷されたものを引き継いだと言質が変わった。引継時刻と全資料の名称及び枚数の原議一式』の写しの再請求。</p> <p>横浜市長弁明書（建建安第 189 号）2 項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継ぎましたと弁明し、23 日に引き継いだ中には『写真が含まれていました』と、あるが、23 日に引き継いだと判る文書及び写真原議一式写しの交付</p> <p>横浜市長弁明書（建建安第 189 号）2 項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10</p>				<p>時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課）より旭区白根特定住所Aに関する写真を引き継ぎしたと回答があるにも関わらず、横浜市長は弁明書（建建安第 189 号）2. 非開示とした理由（3）項では『平成 20 年 10 月 23 日に紙面に印刷されたものを引き継いだと言質が変わった。引き継ぎ時刻と全資料の名称及び枚数の原議一式』の写しの再請求。</p> <p>横浜市長弁明書（建建安第 189 号）2 項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所Aに関する資料を引き継ぎましたと弁明し、23 日に引き継いだ中には『写真が含まれていました』と、あるが、23 日に引き継いだと判る文書及び写真原議一式写しの交付</p> <p>横浜市長弁明書（建建安第 189 号）2 項非開示とした理由（3）項にて、建築安全課（平</p>	
--	--	--	--	--	--	--

		月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引き継いだ際に写真も含まれていました』と回答を頂いた。引き継いだ全資料と写真一式写しの交付。				成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では『平成 20 年 10 月 23 日に建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根特定住所 A に関する資料を引き継いだ際に写真も含まれていました』と回答を頂いた。引き継いだ全資料と写真一式写しの交付。	
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	実施機関では平成 20 年 10 月 22 日情報相談課から建築審査課へ本件に関する資料を引き継いでおり、平成 20 年 10 月 23 日には引き継いでいません。このため、本件に係る行政文書は作成し、又は保有していないため。なお、弁明書（平成 28 年 6 月 1 日建建安第 189 号）にある「平成 20 年 10 月 23 日」の表記については、弁明書追加（平成 28 年 7 月 19 日建建安第 387 号）にて「平成 20 年 10 月 22 日」と訂正し、送付している。
12	1567	建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』との回答を頂き、10 月 25 日には勧告書は届いている。発出日及び発出時刻	28. 8. 5	非開示	28. 11. 22	建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』との回答を頂き、10 月 25 日には勧告書は届	審査請求に係る処分を取り消し、請求書通り文書原議一式を開示するよう求める。

		開示。				いている。発出日時及び発出時刻開示。	
				情報公開条例第10条第2項		不存在	平成20年当時、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築安全課）から送付する郵便物は、まちづくり調整局情報相談部情報相談課（現在の建築情報課）でとりまとめ、郵便局が集荷しているが、発出日時及び時刻は記録していない。このため、本件に係る文書は、作成しておらず、保有していないため。
13	1568	横浜市長が謝罪した。まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」の発出経緯を、当時関係した職員に事情を再聴取した。との文書に、「平成20年当時は特定個人甲様の敷地南側道路…」と（建建審第269号）回答書にて懲りずに断定しているが、①勧告文書発出時に調査し作成した文書。②同発出に対し他課からの引き継ぎ文書。③引継ぎ文書を供覧し経伺した文書。④道路も2項道路も無い。何処が2項道路なのか明示した文書。⑤実測調査した際の実測時資料文書。①～⑤項文書の写し、再請求。	28.8.16	非開示	28.12.14	⑤実測調査した際の実測時資料文書。	審査請求に係る処分を取り消し、保有していないなどと虚偽隠蔽せずに対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		不存在	違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書（平成20年度まち建審第398号）に係る調査時の資料文書については、建築安全課で保有する文書を確認したが存在しなかった。また、建築局建築指導部建築道路課、建築情報課及び旭土木事務所にも確認したが、いずれの課も当該資料文書は作成しておらず、保有していないため。このため、実施機関では本件に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため。

14	1575	平成 21 年 9 月に当該道路の一部を 2 項道路から否道路に判定替えした。について、①昭和 25 年 11 月 25 日から 2 項道路だと明示された文書。②判定替えした根拠文書。③勸告したことを、取り消した根拠文書。④取り消し後の平成 22 年 10 月、2 項道路だと虚偽作成した文書。⑤取り消し後、2 項道路だと隣家へ虚言質で吹聴した文書。⑥取り消し後、隣家へ 2 項道路だと証明した文書。⑦取り消し後、隣家へ証拠書として作成した文書。⑧平成 28 年 6 月 10 日、「何で 2 項道路と云ったのかなあ～」と家並みも無い私有地を職員が再確認した際、判断基準にした根拠文書。⑨視察結果を I 殿に報告した文書。①～⑨項文書再請求。	28. 8. 16	非開示	28. 12. 14	建築基準法（⑧平成 28 年 6 月 10 日、「何で 2 項道路と云ったのかなあ～」と家並みも無い私有地を職員が再確認した際、判断基準にした根拠文書。）	審査請求に係る処分を取り消し、対象文書建築基準法の 24 頁全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第 17 条第 3 項		※建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律	対象行政文書は、横浜市立図書館その他これに類する横浜市の施設において市民の利用に供することを目的に収集し、整理し、又は保存している図書に記載されているため、本号に規定する条例適用除外の資料に該当するため。
15	1576	平成 21 年 9 月に当該道路の一部を 2 項道路から否道路に判定替えした。について、①昭和 25 年 11 月 25 日から 2 項道路だと明示された文書。②判定替えした根拠文書。③勸告した事を、取り消した根拠文書。④取り消し後の平成 22 年 10 月、2 項道路だと虚偽作成した文書。⑤取り消し後、2 項道路だと隣家へ虚言質で吹聴した文	28. 8. 16	非開示	28. 12. 14	平成 21 年 9 月に当該道路の一部を 2 項道路から否道路に判定替えした。について、⑨視察結果を I 殿に報告した文書。	審査請求に係る処分を取り消し、I 殿あて送付文書に対する返書共々開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	職員は審査請求人宅に弁明書追加を持参した際の内容を口頭で課長に報告しており、文書は作成していない。このため、本件に係る行政文書は作成しておらず、保有して

		書。⑥取り消し後、隣家へ2項道路だと証明した文書。⑦取り消し後、隣家へ証拠書として作成した文書。⑧平成28年6月10日、「何で2項道路と云ったのかなあ～」と家並みも無い私有地を職員が再確認した際、判断基準にした根拠文書。⑨視察結果をI殿に報告した文書。①～⑨項文書再請求。					いないため。
16	1578	審査課長が係長時に、2項道路だと虚言を言い、白根特定地番A宅の板塀囲いの取り壊しを強制した際の①誓約書。②向かいの特定地番B宅が平成17年に石塀を壊し、特定地番Cの建築申請書。③建建審第269号で、平成20年当時は特定個人甲様の敷地の南側の道路・・懲りずに謳っているが、南側の何処からどこまでが一部で道路なのか位置範囲の実測図。④当時の道路台帳に建築基準法第42条第2項道路と表示が有ったについて明示された公図と文書。①～④項、各文書の再請求する。	28.8.16	非開示	28.12.14	②向かいの特定地番B宅が平成17年に石塀を壊し、特定地番Cの建築申請書。	審査請求に係る処分を取り消し、隠蔽した対象文書の全部を開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		不存在	本件に係る平成17年の旭区白根特定丁目特定地番Cの建築物の計画についての確認は、指定確認検査機関が行っているため、当該建築物の確認申請書は当該指定確認検査機関に提出されており、本市には当該指定確認検査機関から報告された建築計画概要書のみが保存されている。このため、本市では、当該開示請求に係る行政文書を保有していないため。
17	1585	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項(2)、調査の結果、地番特定地番Aの建築基準法に違反する疑いがある・・違反が有	28.12.6	非開示	29.1.6	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項(2)、調査の結果、地番特定地番Aの建築基準法に違反す	非開示決定を取り消し、隠蔽した文書の全部開示を求める。

		った箇所。調査した部分場所が理解できる。文書の写し（旭区白根特定地番A所在の建築物について建築基準法の違反があるかどうか調査した文書（建築相談票・引継票、相談票、裁判に係る文書ではない）				る疑いがある・違反が有った箇所。調査した部分場所が理解できる。文書の写し（旭区白根特定丁目特定地番A所在の建築物について建築基準法の違反があるかどうか調査した文書（建築相談票・引継票、相談票、裁判に係る文書ではない）	
				情報公開条例第10条第2項		不存在	実施機関では、建築相談票・引継票、相談票、裁判に係る文書以外に、旭区白根特定地番A所在の建築物について建築基準法の違反があるかどうか調査した文書は保有していない。このため請求人の求めるような文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため。
18	1586	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項(2)、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（以下「建築安全課」・へ提供し、の提供された文書の写し（旭区白根特定地番A所在の建築物について建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課へ提供した文書（建築相談票・引継票ではない）	28.12.6	非開示	29.1.6	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項(2)、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（以下「建築安全課」・へ提供し、の提供された文書の写し（旭区白根特定丁目特定地番A所在の建築物について建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課へ提供した文書（建築相談票・引継票ではない）	非開示決定を取り消し、隠蔽した文書の全部開示を求める。

				情報公開条例第 10条第2項		不存在	建築安全課では、旭区白根特定地番A所在の建築物について建築情報課で作成し建築安全課へ提供した文書は、建築相談票・引継票以外に保有していない。、このため請求人の求めるような文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため。
19	1613	平成4年に道路審議票が作成され、「それ以降道路後退を指導しておりましたが、特定個人甲様からの相談を受け、平成21年9月に、昭和22年、29年の航空写真や地形図などの各種資料を総合的に検討した結果、2項道路では無かったことが判明しましたので、道路後退の指導を行わないことと、見直しを行いました。」と未だに続く虚言詭弁だが、新築を担当した建築指導部長A殿恥ずかしくないのか謝罪をしないと3度文書を頂いているが、①建築基準法第42条第2項道路だと指導した地番特定地番B、特定地番D、特定地番A、特定地番F、特定地番H、特定地番G申請書及び指導したと言う証拠書の開示。②横浜弁護士会からの弁護士法第23条の2第2項による照会文書、③回答文書。④建建道第2334号（平成23年12月16日）	28.12.27	非開示	29.2.9	②横浜弁護士会からの弁護士法第23条の2第2項による照会文書、③回答文書。	請求どおり開示するように求める。
				情報公開条例第 10条第2項		不存在	平成22年9月2日に弁護士から建築基準法の道路種別に関する照会を受け同年9月27日に回答したが、弁護士法第23条の2第2項による照会ではなく、弁護士法に基づく照会は受けておらず回答もしていないため、作成しておらず、保有していないため。

20	1622	<p>建築局長は建建道第 2633 号で「弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項に基づき依頼があったと「建基法第 42 条第 2 項による 2 項道路だ」と嘘の回答書を訴訟相手代理人へし、相手の裁判費用（420 万円）と私の分を足した三分の二と現金 20 万円も合わせ支払えとの判決に加担した横浜市建築局の嘘言行政に対し、下記の通り開示請求をす。1. 横浜市弁護士会長からの依頼書一式原議の写しの交付。2. 横浜弁護士会からの「弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項」文書の原議写しの交付。3. 建築局長の横浜弁護士会への回答文書原議一式の写しの交付。</p>	29. 1. 13	非開示	29. 2. 24	<p>建築局長は建建道第 2633 号で「弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項に基づき依頼があったと「建基法第 42 条第 2 項による 2 項道路だ」と嘘の回答書を訴訟相手代理人へし、相手の裁判費用（420 万円）と私の分を足した三分の二と現金 20 万円も合わせ支払えとの判決に加担した横浜市建築局の嘘言行政に対し、下記の通り開示請求をす。1. 横浜弁護士会長からの依頼書一式原議の写しの交付。2. 横浜弁護士会からの「弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項」文書の原議写しの交付。3. 建築局長の横浜弁護士会への回答文書原議一式の写しの交付。</p>	請求どおり開示するように求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	<p>弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会は受けておらず回答もしていないため、作成しておらず、保有していないため。</p>
21	1625	<p>建築局長の返書には「特定個人乙さんは確認番号 3 旭特定番号 G で後退していないが今後は指導する」④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成 14 年建築局が確認した</p>	29. 1. 13	非開示	29. 2. 24	⑥平成 14 年建築局が確認した資料の写し	請求通りの文書原議一式を開示するように求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	<p>平成 14 年に建築局では旭区白根特定丁目特定番地先に係る処分や判断は行っておらず、対象行政文書は作成しておらず、保有していないため。</p>

		資料の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪行為の事実が確認できる原議写し。平成 28 年 11 月 21 日に 11 月 25 日開示日と決裁された起案供覧文書一式。平成 28 年 12 月 9 日に 12 月 14 日開示日と決裁された起案供覧文書一式。平成 29 年 1 月 11 日開示日と決裁された起案供覧文書一式。					
22	1633	建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答を頂き、10 月 25 日に悪質極まりない勧告書は届いている。郵便物差出票の開示。	28. 12. 22	非開示	29. 3. 2	建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答を頂き、10 月 25 日に悪質極まりない勧告書は届いている。郵便物差出票の開示。	請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通り文書原議一式を開示するように求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	平成 20 年当時、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築安全課）から送付する郵便物は、まちづくり調整局情報相談部情報相談課（現在の建築情報課）でとりまとめ、郵便局が集荷しているが、発出日時及び時刻は記録していない。このため、本件に係る文書は、作成しておらず、保有していないため。
23	1634	①の通り、平成 4 年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出	29. 1. 6	非開示	29. 3. 2	確認通知書（確認番号 4 旭特定番号 A） （二、平成 4 年 4 月 23 日確認	請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通り文書原議一式を開示するように求める。

		<p>されたため、この判断に基づき、それ以降確認された特定個人丙邸（平成4年4月23日確認、現特定個人甲邸）については、道路後退の指導を行いましたと課長が言われている。イ建建道第2334号（平成23年12月16日）（平成23年12月6日付（照会）について（回答）文書。ロ①の通りと謳われた平成4年作成の道路審議票（1相談した年月日2文書作成年月日3審議した土地4調査した年月日5調査した資料）文書。ハ、昭和25年11月23日施行の建築基準法第42条第2項道路と道路後退を約束させた誓約書。ニ、平成4年4月23日確認された確認書。ホ、平成4年3月12日の申請書。</p>		<p>情報公開条例第10条第2項</p>		<p>された確認書。）</p>	
					<p>建築確認に係る書類</p>	<p>本件確認通知書については、横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表の平成4年度行政文書分類表の保存期間3年の「建築確認申請関係書類」に該当する文書である。そのため本件確認通知書は平成8年に保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため。</p>	
24	1635	同上	29.1.6	非開示	29.3.2	<p>※対象行政文書中、「ホ、平成4年3月12日の申請書。」</p>	<p>請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通り文書原議一式を開示するように求める。</p>
				<p>情報公開条例第10条第2項</p>		<p>建築確認に係る書類</p>	<p>本件に係る確認申請書については、確認が申請された場合に記載される住宅地図及び台帳に記載がなく申請されたかどうかの確認ができなかった。また、建築安全課の執務室及び書庫を探したが存在が確認できなかった。仮に申請されたとしても横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表の平成4年度行政文書分類</p>

							表の保存期間3年の「建築確認申請関係書類」に該当する文書であり、平成8年に保存期間の経過により廃棄済みである。したがって、本件対象行政文書を取得した不明であり、執務室等を探したが存在を確認できなかったため。
25	1636	平成4年に道路審議票が作成され、「それ以降道路後退を指導しておりましたが、特定個人甲様からの相談を受け、平成21年9月に、昭和22年、29年の航空写真や地形図などの各種資料を総合的に検討した結果、2項道路では無かったことが判明しましたので、道路後退の指導を行わないことと、見直しを行いました。」と未だに続く虚偽詭弁だが、新築を担当した建築指導部長A殿恥ずかしくないのか謝罪をしないと3度文書を頂いているが、①建築基準法第42条第2項道路だと指導した地番特定地番A、特定地番B、特定地番D、特定地番F、特定地番G、特定地番H申請書及び指導したと言う証拠書の開示。②横浜弁護士会から弁護士法第23条の2第2項による照会文書、③回答文書、④建建道第2334号(平成23年12月16日)	29.1.6	非開示	29.3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・確認申請書(確認番号4旭特定番号A) ・確認申請書(確認番号8確建浜旭特定番号B) ・確認申請書(確認番号5旭特定番号C) ・確認申請書(確認番号4旭特定番号D) ・確認申請書(確認番号4旭特定番号E) ・確認申請書(確認番号4旭特定番号F) 	請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通り文書原議一式を開示するように求める。
			情報公開条例第10条第2項		建築確認に係る書類	本件に係る確認申請書については、横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表の当時の行政文書分類表の保存期間3年の「建築確認申請関係書類」に該当する文書である。そのため本件対象行政文書は、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため。	

26	1637	建築審査課（現安全課）は、平成4年1月8日に特定個人乙邸が後退せずに新築した。平成4年9月24日に新築した特定地番Aに対し後退を義務付けたのは何故かに対し、審査課は平成4年作成の道路審議票の中で今後建築確認時には後退を指導するという指導方針が出されたため、この判断に基づき、それ以降に確認された特定個人丙邸（平成4年4月23日確認（現特定個人甲邸）道路後退の指導を行いました。は虚言。平成4年4月6日の改善指導書及び22日の誓約書の開示	28.12.22	非開示	29.3.2	建築審査課（現安全課）は、平成4年1月8日に特定個人乙邸が後退せずに新築した。平成4年9月24日に新築した特定地番Aに対し後退を義務付けたのは何故かに対し、審査課は平成4年作成の道路審議票の中で今後建築確認時には後退を指導するという指導方針が出されたため、この判断に基づき、それ以降に確認された特定個人丙邸（平成4年4月23日確認（現特定個人甲邸）道路後退の指導を行いました。は虚言。平成4年4月6日の改善指導書	請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通り文書原議一式を開示するように求める。
			情報公開条例第10条第2項	不存在	建築安全課の執務室、書庫及びマイクロ保管庫及び建築安全課所管の保存文書を探したが存在を確認できなかったため、作成し、又は取得したか不明であり、保有していないため。また、仮に作成していたとしても横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表の平成4年度行政文書分類表の保存期間3年の「建築確認申請関係書類」に該当し、廃棄済みのため。		
27	1638	平成4年に道路審議票が作成され、「それ以降道路後退を指導していましたが、特定個人甲様か	29.1.6	非開示	29.3.2	建築基準法第42条第2項道路だと指導した地番特定地番D、特定地番B申請書	請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通り文書原議一式を開示するように求める。

		らの相談を受け、平成 21 年 9 月に、昭和 22 年、29 年の航空写真や地形図などの各種資料を総合的に検討した結果、2 項道路では無かったことが判明しましたので、道路後退の指導を行わないことと、見直しを行いました。」と未だに続く虚偽詭弁だが、新築を担当した建築指導部長 A 殿恥ずかしくないのか謝罪をしないと 3 度文書を頂いているが、①建築基準法第 42 条第 2 項道路だと指導した地番特定地番 A、特定地番 B、特定地番 D、特定地番 F、特定地番 G、特定地番 H 申請書及び指導したと言う証拠書の開示。②横浜弁護士会から弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会文書、③回答文書、④建建道第 2334 号(平成 23 年 12 月 16 日)		情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	本件に係る平成 17 年の旭区白根特定丁目特定地番 B 及び特定地番 C の建築物の計画についての確認は、指定確認検査機関が行っているため、当該建築物の確認申請書は当該指定確認検査機関に提出されており、本市には当該指定確認検査機関から報告された建築計画概要書のみが保存されている。このため、本市では、当該開示請求に係る行政文書を保有していないため。
28	1639	①平成 20 年 10 月 22 日に某枚(20 旭 16 含む)の文書を情報相談課 S から M へ手交された際の全文書。②手交の際に添付されていた情報相談課の決裁文書。③ K 課長(照会日不詳)が 13 時 15 分に「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と当時の担当者 S が撮影したと確認した文書。根拠は別葉で回答願いま	29. 1. 6	非開示	29. 3. 2	(1) ③ K 課長(照会日不詳)が 13 時 15 分に「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と当時の担当者 S が撮影したと確認した文書。(2) ⑧白根特定丁目地番特定地番 A に対し、A(旭区建築課係長)が平成 4 年 7 月 7 日に建築基準に適法と審査し、金融公庫代理店 A 信用金	請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通り文書原議一式を開示するように求める。

	<p>す。④Mに写真を受領した事実を照会し、写真を受領した写真は偽造されたものではない。とK、L、N名にて書面回答を頂いている。確認した際の聴取書。事実と判断した根拠は、別葉文書にてI課長から回答願いたい。⑤K審査課長が、白根特定丁目地番特定地番Aに対し、建建道第2334号（平成23年12月16日）平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築堪忍時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いました。と回答を頂いている。平成4年と確認した作成年月日及び場所が鮮明に記載されている審査課が判断した道路審議票の開示。⑥昭和25年11月23日に建築基準法第42条第2項が施行され2項道路になっている。平成4年4月22日に白根地番特定地番Aの建築申請者2名に誓約書を書かせ板塀を壊させた際の誓約書。平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたため、この判断に基づき、道路後退の指導を行いました。とは矛盾している。現安全課課長I殿から別</p>		<p>情報公開条例第10条第2項</p>		<p>庫B支店へ合格と通知した際の文書。(3)平成4年4月23日付で建築許可書(合格通知書)を横浜旭局から申請者に発送した許可書(4)平成4年3月12日に申請した建築申請概要書。</p> <p>不存在</p>	<p>(1)文書については、作成し、又は取得したかどうか不明であり、執務室及び保管庫を探したが存在を確認できなかったため。(2)及び(3)文書については、仮に作成していたとしても横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表の平成4年度行政文書分類表の保存期間3年の「建築確認申請関係書類」又は「金融公庫融資住宅設計及び現場審査申請関係書類」に該当し、保存期間の経過により廃棄済みのため。(4)文書については、確認が申請された場合に記載される住宅地図及び台帳に記載がなく申請されたかどうかの確認ができなかった。このため、当該文書を作成、又は取得したかが不明であり、執務室及び書庫を探したが存在を確認できなかったため。</p>
--	--	--	----------------------	--	--	---

	<p>葉で文書回答願います。⑥については開示願います。⑦白根地番特定地番Aについて特定個人丁他5名（署名押印）の14行から構成されている文書を（平成4年3月11日付）でK課長が係長時に受領した際の文書。⑧白根特定丁目地番特定地番Aに対し、A（旭区建築課係長）が平成4年7月7日に建築基準に適法と審査し、金融公庫代理店A信用金庫B支店へ合格と通知した際の文書。平成4年4月23日付で建築許可書（合格通知書）を横浜旭局から申請者に発送した許可書及び平成4年3月12日に申請した建築申請概要書。⑨昭和25年11月23日に建基法が施行され2項道路となっている。という公図の開示。と誓約書を書かせたにも関わらず、平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いましたとの方針文書。⑩建建道第2334号（平成23年12月16日）の文書で、2項道路の判定は、その時々において集めた資料で判断している。また、当初における判断が、その時々で違うことは認識</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		しており、2項道路だと調査した文書。又その時々で違うことについては認識しており、と認識された文書。					
29	1641	建築安全課。平成4年7月7日に特定地番A宅の中間確認をしているA建築指導部長から、B現建築道路課長に「その都度証拠を作るのだよ。」と言わせたとの文書を頂いたことに関連、①建築道路課が弁護士法第23条の2項（弁護士会長の専権事項）により、横浜（現神奈川）弁護士会から建築局長宛の書面に対し、建建道第1569号により、建築局建築審査課（現安全課）が、特定指示された4ページ部位について回答した回答文書。	29.2.6	非開示	29.3.17	建築安全課。平成4年7月7日に特定地番A宅の中間確認をしているA建築指導部長から、B現建築道路課長に「その都度証拠を作るのだよ。」と言わせたとの文書を頂いたことに関連、①建築道路課が弁護士法第23条の2項（弁護士会長の専権事項）により、横浜（現神奈川）弁護士会から建築局長宛の書面に対し、建建道第1569号により、建築局建築審査課（現安全課）が、特定指示された4ページ部位について回答した回答文書。	本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、その行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		不存在	本件に係る行政文書については、建築審査課では作成しておらず、保有していないため。建築道路課に確認したが、平成22年度建建道第1569号に関して建築審査課に照会を行った文書は存在しないため。
30	1646	B建築道路課長に『その都度証拠を作るのだよ。』と言わせた。との文書を建築局A建築指導部長から頂いているが、弁護士法第23条の2項（弁護士会長の専権事項）により横浜（現神奈川）弁護	29.2.7	非開示	29.3.17	B建築道路課長に「その都度証拠を作るのだよ。」と言わせた。との文書を建築局A建築指導部長から頂いているが、弁護士法第23条の2項（弁護士会長の専権事項）により横	条例に基づき開示されるのが妥当。

		士会から建築局長宛の文書に対し、建建道第 1569 号により 5 部署（旭土木事務所他）へ回答を求めた。①5 部署からの全回答文書。②回答文書を建築道路課が取り纏めて作成した回答書。③取り纏めた回答文書を横浜弁護士会長へ回答した回答文書の記番号。④横浜弁護士会からの弁護士法第 23 条の 2 項書面。⑤弁護士法第 23 条の 2 項書面の写し⑥弁護士法第 23 条の 2 項書面（カラー）を某所に送付している其の写し。				浜（現神奈川）弁護士会から建築局長宛の文書に対し、建建道第 1569 号により 5 部署（旭土木事務所他）へ回答を求めた。①5 部署からの全回答文書。②回答文書を建築道路課が取り纏めて作成した回答書。③取り纏めた回答文書を横浜弁護士会長へ回答した回答文書の記番号。④横浜弁護士会からの弁護士法第 23 条の 2 項書面。⑤弁護士法第 23 条の 2 項書面の写し⑥弁護士法第 23 条の 2 項書面（カラー）を某所に送付している其の写し。	
				情報公開条例第 10 条第 2 項	不存在	弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会は受けておらず回答もしていないため、作成しておらず、保有していないため。	
31	1647	平成 27 年 3 月 9 日に開示請求した横浜弁護士会長から横浜市建築局長宛文書の開示が、60 日間の開示期間延長後の平成 27 年 4 月 28 日以後も開示されていない。再請求。 平成 27 年 6 月 26 日に開示請求した横浜弁護士会長から横浜市建築局長宛文書の開示が、60 日間の開示期間延長後の平成 27 年 4 月 28 日以後も開示されていないのを含	29. 2. 7	非開示	29. 3. 17	平成 27 年 3 月 9 日に開示請求した横浜弁護士会長から横浜市建築局長宛文書の開示が、60 日間の開示期間延長後の平成 27 年 4 月 28 日以後も開示されていない。再請求。 平成 27 年 6 月 26 日に開示請求した横浜弁護士会長から横浜市建築局長宛文書の開示が、60 日間の開示期間延長後の平成 27 年 4 月 28 日以後も	条例に基づき開示されるのが妥当。

		む4項目に対し、速やかに開示されるよう。再請求。				開示されていないのを含む4項目に対し、速やかに開示されるよう。再請求。	
				情報公開条例第10条第2項		不存在	弁護士法第23条の2第2項による照会は受けておらず回答もしていないため、作成しておらず、保有していないため。
32	1657	①平成20年10月22日に(20旭16)の文書を情報相談課SからMへ手交した際の旭土木事務所持参文書含む19通の文書。②手交の際に添付されていた情報相談課の決裁文書。③審査課長が13時15分に、「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と担当者Sに確認した文書。④M担当者の異動先Z区役所に写真を受領した事実を照会し、受領した写真は偽造されたものではないと、K、L、N名の回答後に、其の写真だと虚偽写真絵を開示される。正当写真の開示。	29.3.10	非開示	29.3.31	②手交の際に添付されていた情報相談課の決裁文書。	異文書を標題にして行った非開示決定を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		不存在	本件に係る行政文書については、まちづくり調整局情報相談部情報相談課(現在の建築情報課)からまちづくり調整局建築審査部建築審査課へ手交された文書には決裁文書は添付されておらず、保有していないため。
33	1658	①平成20年10月22日に(20旭16)の文書を情報相談課SからMへ手交した際の旭土木事務所持参文書含む19通の文書。②手交の際に添付されていた情報相談課の決裁文書。③審査課長が13時15分に、「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と担当者Sに確認した文書。	29.3.10	非開示	29.3.31	③審査課長が13時15分に、「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と担当者Sに確認した文書。	異文書を標題にして行った非開示決定を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		不存在	本件に係る行政文書については、作成したかどうか不明であり、執務室及び書庫を探したが存在が確認できないため。

		書。④M担当者の異動先Z区役所に写真を受領した事実を照会し、受領した写真は偽造されたものではないと、K、L、N名の回答後に、其の写真だと虚偽写真絵を開示される。正当写真の開示。					
34	1659	K審査課長、G道路課長との連名文書（建建道第2334号・平成23年12月16日）にて、審査課長が白根特定丁目地番特定地番Aに対し、平成4年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき道路後退の指導を行いました。と審査課長が平成4年と判断した道路審議票には作成年月日及び該当地場所が記載がない。①作成年月日及び該当地、場所の記載されている道路審議票の開示。②平成4年3月11日特定個人丁が持参した文書。③同年3月12日に地番特定地番Aが持参した建築申請書概要書。④同年4月6日に地番特定地番Aが持参した建築申請書概要書。⑤昭和25年11月23日に建築基準法第42条第2項が施行され2項道路になっている。と平成4年4月22日付書かせた誓約書。⑥平成4年4月23日建築を許可し、その	29.3.10	非開示	29.3.31	⑥平成4年4月23日建築を許可し、その日に送付した許可通知書の控え。⑦平成4年5月3日板塀を壊したことを確認し、金融公庫代行A信用金庫B支店宛送付した文書の控え。⑧平成4年7月7日建築状況、進捗形態を確認し、金融公庫代行A信用金庫B支店宛、A部現指導部長が送付した文書の控え。	異文書を標題にして行った非開示決定を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項	不存在	本件に係る行政文書については、作成したかどうか不明であり、執務室及び書庫を探したが存在が確認できないため。また、仮に作成していたとしても横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表の平成4年度行政文書分類表の保存期間3年の「建築確認申請関係書類」又は「金融公庫融資住宅設計及び現場審査申請関係書類」に該当すると考えられ、保存期間の経過により廃棄済みのため。	

		日に送付した許可通知書の控え。 ⑦平成4年5月3日板塀を壊したことを確認し、金融公庫代行A信用金庫B支店宛送付した文書の控え。⑧平成4年7月7日建築状況、進捗形態を確認し、金融公庫代行A信用金庫B支店宛、A部現指導部長が送付した文書の控え。⑨平成4年10月不明日特定地番F特定個人戊邸建築申請書概要書。⑩相談があったと弁明の建築物及び敷地について建築基準法の違反が認められ、まちづくり調整局建築審査部建築審査課が建築主や建築物の所有者に対し初期指導業務を行っていましたと弁明されているが、①違反箇所が何処にあって、②どの様に調査されたか。各文書の開示。					
35	1726	実施機関は、まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を送付した。開示された写真に「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔がに写っている。○何処が違反か経緯を関係職員に再聴取したとの文書。○情報課から文書を引継ぎ、勧告書作成に処した。起案文書と経伺した文書。	29.4.14	非開示	29.5.23	実施機関は、まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を送付した。開示された写真に「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔がに写っている。○何処が違反か経緯を関係職員に再聴取したとの文書。	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第10条第2項		不存在	本件に係る行政文書については、作成したか不明であり、執務室、書庫及びマイクロ

							保管庫を探したが存在が確認できないため。
36	1727	平成 28 年 6 月 10 日「何で 2 項道路と云ったのかなあ～」と家並みもない私有地を職員が見て嘆いた。判断基準にした論拠文書。中央図書館にあるなどと言うな。	29. 4. 14	非開示	29. 5. 23	建築基準法	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第 17 条第 3 項		※上記行政文書は、建築物の敷地、構造、設備及び用途の最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律である。	市立図書館その他これに類する施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書に記載されているため。
37	1728	開示された写真に平成 19 年 3 月 20 日に建立した「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔が写っている。其の私有地に対し、昭和 25 年 11 月 23 日から 2 項道路だとの文書を送付された。ではその様に明示された公図及び文書を開示せよ。	29. 4. 14	非開示	29. 5. 23	開示された写真に平成 19 年 3 月 20 日に建立した「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔が写っている。其の私有地に対し、昭和 25 年 11 月 23 日から 2 項道路だとの文書を送付された。ではその様に明示された公図	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	公図には 2 項道路の位置は明示されておらず、2 項道路の位置を明示した公図は存在せず、保有していないため。
38	1729	開示写真に平成 19 年 3 月 20 日に建立した「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔が写っているにも関わらず○横浜弁護士会から依頼されて回答したと請求者に嘘を言い、隣家代理人へ 2 項道路だと回答した文書。	29. 4. 14	非開示	29. 5. 23	開示写真に平成 19 年 3 月 20 日に建立した「公道行き止まり旭土木事務所」と記載された表示塔が写っているにも関わらず○横浜弁護士会から依頼されて回答したと請求者に嘘を言い、隣家代理人へ 2 項	処分を取り消し、特定した請求文書の開示決定を求める。

						道路だと回答した文書。	
				情報公開条例第10条第2項		不存在	弁護士法第23条の2第2項による照会は受けておらず回答もしていないため、作成しておらず、保有していないため。
39	1740	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A横浜市建築局建築指導部長から「他の部署（旭土木事務所長）に、請求者の個人情報を含む90通を黒塗せずに無修正で「横浜弁護士会からの依頼だと旭土木事務所長に送付したことを返書で確認しているが、返書を受け取ったことも、弁護士法第23条の2の第2項によるから拒否出来ない」と証明したことが裁決されたことにより確認したことに対し、「横浜弁護士会からの依頼文書一式」の写しの開示請求をする。	29.5.12	非開示	29.6.15	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A横浜市建築局建築指導部長から「他の部署（旭土木事務所）に、請求者の個人情報含む90通を黒塗りにせずに無修正で、「横浜弁護士会からの依頼だと旭土木事務所へ送付したことを返書で確認しているが、返書を受け取ったことも、弁護士法第23条2の第2項によるから拒否出来ない」と証明したことが裁決されたことにより確認したことに対し、「横浜弁護士会からの依頼文書一式」の写しの開示請求をする。	異文書を標題に行った一部開示決定処分を取り消し、正規文書名、正規調査枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		不存在	弁護士法第23条の2第2項による照会は受けておらず回答もしていないため、作成しておらず、保有していないため。
40	1750	建建指第280号（平成29年5月26日付）文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から横情審答申第1391号（平成29年4月27日付）と思	29.6.16	非開示	29.7.21	建建指第280号（平成29年5月26日付）文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から横情審答申第1391号（平成29年4	非開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数までも詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。

		<p>慮する。「建建道第 1484、156 特定地番 C2、1575 号記載文書中にある、特定個人が納得されず・・・離席することがあったとある。非開示文書原義」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当である。と答申。審査請求人が離席に至ったのは、請求と違う「道路審議票○丁目 91」同文偽造文書 6 通を並列に開示したことを指摘し離席した。時の、①未開示文書の開示請求である。「存否を明らかに云々は関係がない、非開示とした決定は妥当ではない。」ので、②建建道第 1484、156 特定地番 C2、1575 号中の横浜市が用意した文書と合わせ写し再請求。</p>		<p>情報公開条例第 10 条第 2 項</p>		<p>月 27 日付) と思慮する。「建建道第 1484、156 特定地番 C2、1575 号記載文書中にある、特定個人が納得されず・・・離席することがあったとある。非開示文書原義」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当である。と答申。審査請求人が離席に至ったのは、請求と違う「道路審議票○丁目 91」同文偽造文書 6 通を並列に開示したことを指摘して離席した。時の、②建建道第第 1484、156 特定地番 C2、1575 号中の横浜市が用意した文書の再請求（道路審議票白根○丁目 91、平成 21 年度まち建道第 653 号、平成 22 年度建建道第 1947 号、平成 23 年度建建道第 2929 号のうちの道路審議票白根○丁目 91、平成 23 年度建建道第 2765 号のうちの道路審議票白根○丁目 91、平成 23 年度建建道第 826 号のうちの道路審議票白根○丁目 91、平成 23 年度建建道第 1912 号を除く。）。</p>	<p>平成 22 年 9 月 2 日に弁護士から建築基準法の道路種別に関する照会を受け同年 9 月 27 日に回答したが、弁護士法第 23 条の 2</p>
--	--	---	--	--------------------------	--	--	--

							第2項による照会ではなかったため、弁護士法に基づく照会は受けておらず回答もしていないため。
41	1761	平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号にて、A 横浜市建築局建築指導部長の返書に、『その都度証拠を作るのだよ。』と、B 建築道路課長に言わせた。新しい事実が判明した場合は、改めて道路審議票を作ることを説明したもので、「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成 4 年度）」は廃止した。「請求者の個人情報 90 通を他の部署に送付した件についても正当化を謀り、「平成 20 年に弁護士会から…」と言われ、裁判の冒頭陳述に於いても『弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による横浜弁護士会からの依頼だから拒否できないと裁決されている。「横浜弁護士会長からの依頼文書」の開示	29. 6. 26	非開示	29. 8. 7	平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号にて、A 横浜市建築局建築指導部長の返書に、『その都度証拠を作るのだよ。』と、B 建築道路課長に言わせた。新しい事実が判明した場合は、改めて道路審議票を作ることを説明したもので、「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成 4 年度）」は廃止した。「請求者の個人情報 90 通を他の部署に送付した件についても正当化を謀り、「平成 20 年に弁護士会から…」と言われ、裁判の冒頭陳述に於いても『弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による横浜弁護士会からの依頼だから拒否できないと裁決されている。「横浜弁護士会長からの依頼文書」の開示	非開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数までも詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	平成 22 年 9 月 2 日に弁護士から建築基準法の道路種別に関する照会を受け同年 9 月 27 日に回答したが、弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会ではなかったため、弁護士法に基づく照会は受けておらず回答もしていないため。

42	1772	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局建築指導部長殿は返書で「・・出鱈目ではありません。」とあるが、Y区役所から異動でX区役所のD課長との建築課係長時を忘れたのか。「出鱈目ぶりが判ったろう。」だから謝罪されるよう穏便に勧めたにも関わらず、謝罪をしないとの驚愕の返書があったが、道路がないのにも関わらず、平成 4 年道路審議票を偽造した。謝罪をしないそうだから、建築局に対し、平成 4 年 7 月 7 日の金融公庫A信用金庫B支店へ適合と送付した文書の開示を求める。	29. 6. 26	非開示	29. 8. 7	平成 26 年 12 月 13 日付請求者の文書に対し、A横浜市建築局建築指導部長殿は返書で「・・出鱈目ではありません。」とあるが、Y区役所から異動でX区役所のD課長との建築課係長時を忘れたのか。「出鱈目ぶりが判ったろう。」だから謝罪されるよう穏便に勧めたにも関わらず、謝罪をしないとの驚愕の返書があったが、道路がないのにも関わらず、平成 4 年道路審議票を偽造した。謝罪をしないそうだから、建築局に対し、平成 4 年 7 月 7 日の金融公庫A信用金庫B支店へ適合と送付した文書の開示を求める。	非開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項			
43	1773	平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号にて、A横浜市建築局建築指導部長からの返書では、左引く「訴訟文書を送付したことは、個人情報の漏えいには該当しません。」とあるのにも関わらず、該当しな	29. 6. 26	非開示	29. 8. 7	平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号にて、A横浜市建築局建築指導部長からの返書では、左引く「訴訟文書を送付したことは、個人情報の漏えいには該当しません。」とある	非開示決定処分を取り消し、審査請求人が枚数等詳細に特定した上で、請求した文書名、枚数に基づいた開示を求める。

		いという建築局の論拠文書の開示を請求する。				のにも関わらず、該当しないという建築局の論拠文書の開示を請求する。	
				情報公開条例第10条第2項		不存在	当該事務を執行するに当たり、一般に請求されているような文書を作成する必要がないため、作成しておらず、保有していないため。
44	1807	貴所属は、請求人現所有土地の道路相談を代理人から受け「建築局建築道路課が保有する道路審議票白根○丁目91（平成4年度）」なる文書を偽造作成した上で黒塗加工し開示した。今般は、特定文書を開示せずに、平成29年6月26日付、建建指第500、501、502、503、504、505、506、507号にて、相談日、調査場所、調査年月日の無い「道路審議票白根○丁目91」偽造文書を上述番号により、同文の文書を8件開示決定されたが、どの請求文書に対しての開示決定通知書だか判断がつかない。開示日に貴所属へ持参したが文書の開示をされなかった。「道路審議票白根○丁目91」文書が住居表示前に存在した論拠の開示	29.7.24	非開示	29.8.28	貴所属は、請求人現所有土地の道路相談を代理人から受け「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根○丁目91（平成4年度）」なる文書を偽造作成した上で黒塗加工し開示した。今般は、特定文書を開示せずに、平成29年6月26日付、建建指第500、501、502、503、504、505、506、507号にて、相談日、調査場所、調査年月日の無い「道路審議票白根○丁目91」偽造文書を上述番号により、同文の文書を8件開示決定されたが、どの請求文書に対しての開示決定通知書だか判断がつかない。開示日に貴所属へ持参したが文書の開示をされなかった。「道路審議票白根○丁目91」文書が住居表示前に存在した論拠の開示	捏造した理由による非開示決定処分を取り消し、特定し請求したとおりの開示を求める。

				情報公開条例第 10条第2項		不存在	旭区白根で住居表示が開始されたのは昭和 63年であり、「道路審議票〇丁目91」は平 成4年に作成されたものである。よって、 「道路審議票〇丁目91」は住居表示前に 存在していないため、作成しておらず、保 有していないため。
45	1808	貴所属が、「建築基準法にかかる 相談票」により、所有者の代理人 が相談を受る際に提出された相談 場所の「現場写真（時期：平成4 年3月11日撮影した）」の開示。	29.7.24	非開示	29.8.28	貴所属が、「建築基準法にかか る相談票」により、所有者の 代理人が相談を受る際に提出 した相談場所の「現場写真 （時期：平成4年3月11日撮 影した）」の開示。	捏造した理由による非開示決定処分を取り 消し、特定し請求したとおりの開示を求め る。
				情報公開条例第 10条第2項		不存在	「平成21年度まち建道第653号」の中に 平成4年3月11日に撮影した現場写真は 存在しないため。
46	1809	貴所属が、「建築基準法にかかる 相談票」により、所有者の代理人 が相談を受る際に、参考となる判 定資料として提出された相談場所 の「横浜市特定県営住宅敷地求積 図、用地実測図・求積図を含 む。」の開示。	29.7.24	非開示	29.8.28	貴所属が、「建築基準法にかか る相談票」により、所有者の 代理人が相談を受る際に、参 考となる判定資料として提出 した相談場所の「横浜市特定 県営住宅敷地求積図、用地実 測図・求積図を含む」の開 示。	捏造した理由による非開示決定処分を取り 消し、特定し請求したとおりの開示を求め る。
				情報公開条例第 10条第2項		不存在	「平成21年度まち建道第653号」の中に 横浜市特定県営住宅の敷地求積図、用地実 測図は存在しないため。
47	1810	貴所属が、「建築基準法にかかる 相談票」により、所有者の代理人 が相談を受る際に提出された相談 場所の「土地家屋課税台帳」の開	29.7.24	非開示	29.8.28	貴所属が、「建築基準法にかか る相談票」により、所有者の 代理人が相談を受る際に提出 した相談場所の「土地家屋課	捏造した理由による非開示決定処分を取り 消し、特定し請求したとおりの開示を求め る。

		示。				税台帳」の開示。	
				情報公開条例第7条第2項第6号ア		課税台帳情報	「平成21年度まち建道第653号」中の課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため。
48	1811	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人から相談を受けた年月日の開示。	29.7.24	非開示	29.8.28	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人から相談を受けた年月日の開示。	捏造した理由による非開示決定処分を取り消し、特定し請求したとおりの開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		不存在	「平成21年度まち建道第653号」には所有者代理人から相談を受けた年月日が記載されていないため。
49	1812	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受る際に提出した相談場所の「地積測量図・県が市に土地を移譲した時の土地求積図」を提出した」の開示。	29.7.24	非開示	29.8.28	貴所属が、「建築基準法にかかる相談票」により、所有者の代理人が相談を受る際に提出した相談場所の「地積測量図・県が市に移譲した時の土地求積図」を提出した」の開示。	捏造した理由による非開示決定処分を取り消し、特定し請求したとおりの開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		不存在	「平成21年度まち建道第653号」の中に地積測量図・県が市に土地を移譲した時の土地求積図は存在しないため。
50	1834	貴所属建築局該当3課は、行政文書の開示義務第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に	29.7.28	非開示	29.9.22	貴所属建築局該当3課は、行政文書の開示義務第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、	偽造した文書を更に偽造した文書を標題にした文書の非開示決定を、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求した行政文書の開示を求める。

		<p>係る行政文書を開示しなければならいと規定されているにも関わらず文書を偽造し続け、その数48件を超えている。そこで、地番特定地番A請求人宅の新築時に担当した前A建築指導部長が係長時の平成4年7月7日に中間検査と最終検査をした際に、金融公庫代理店A信用金庫B支店へ「適法」と文書を送付しているのを、平成29年7月6日に同所相談係り特定個人庚氏に確認をした。A建築指導部長は退職をしたなどと言わずに、「送付した文書の写しの開示を求める。」</p>				<p>当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならないと規定されているのにも関わらず文書を偽造し続け、その数48件を超えている。そこで、地番特定地番A請求人宅の新築時に担当した前A建築指導部長が係長時の平成4年7月7日に中間検査と最終検査をした際に、日本金融公庫代理店A信用金庫B支店へ「適法」と文書を送付しているのを、平成29年7月6日に同所相談係り特定個人庚氏に確認をした。A建築指導部長は退職をしたなどと言わずに、「送付した文書の写しの開示を求める。」</p>	
				<p>情報公開条例第10条第2項</p>	<p>不存在</p>	<p>仮に作成していたとしても、確認申請に係る書類として横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表に当たる平成4年当時の行政文書分類表の保存年限3年の「建築確認申請関係書類」又は「金融公庫融資住宅設計及び現場審査申請関係書類」に該当する文書であり、保存年限の経過により廃棄したと考えられるため。</p>	
51	1837	<p>貴所属は、開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知</p>	29.7.28	非開示	29.9.22	<p>貴所属は、開示請求に対して、開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を</p>	<p>偽造した文書を更に偽造した文書を標題にした文書の非開示決定を、捏造した理由による処分を取り消し、文書を特定し請求し</p>

		しておらず、その結果、条例に基づく申請に対し、何等の処分もない『処分不作為』の状態を市民情報室長から指摘されているのにも関わらず、「平成 28 年 12 月 14 日に文書を開示せず帰庁した。「指摘のような事実等はない。」とは虚言。「指摘された文書と帰庁し未開示となった文書の開示』				請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態を市民情報室長から指摘されているのにも関わらず、「平成 28 年 12 月 14 日に文書を開示せず帰庁した。「指摘のような事実等はない。」とは虚言。「指摘された文書と帰庁し未開示となった文書の開示』	た行政文書の開示を求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		不存在	建築局への開示請求に対する処分不作為の状態を指摘したという事実はなく、本件対象行政文書は存在しておらず、保有していないため。また、平成 28 年 12 月 14 日に開示は実施されており、未開示の開示決定文書はないため。
52	1882	建築局長から建建道第 296 号 (h27. 6. 12 付) による返書を拝受したが、標題が違っている。16 日付ではない、15 日付である。建築局は『平成 18 年 9 月 12 日道路後退を要する道路では無い』と審査課 H が現認し、C に回報しているにも関わらず、平成 20 年 是正勧告書を発出し、取り消したにも関わらず未だに文書を捏造し、市民を愚弄している。横浜市行政の懈怠や改竄、捏造、偽造、虚偽虚言、隠蔽、吹聴等が恒常化し、失	29. 11. 7	非開示	29. 12. 14	建築局長から建建道第 296 号 (h27. 6. 12 付) による返書を拝受したが、標題が違っている。16 日付ではない、15 日付である。建築局は『平成 18 年 9 月 12 日道路後退を要する道路では無い』と審査課 H が現認し、C に回報しているにも関わらず、平成 20 年 是正勧告書を発出し、取り消したにも関わらず未だに文書を捏造し、市民を愚弄している。横浜市行政の懈怠や改竄、捏	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。

		態を起こすと稚拙で詭弁による事象、捏造文書の作成、我が家に3時間滞在し飲み食いや夜間に訴状を取り下げてきてほしいと来宅した。『取り下げてやった文書の開示』				造、偽造、虚偽虚言、隠蔽、吹聴等が恒常化し、失態を起こすと稚拙で詭弁による事象、捏造文書の作成、我が家に3時間滞在し飲み食いや夜間に訴状を取り下げてきてほしいと来宅した。『取り下げてやった文書の開示』	
				情報公開条例第10条第2項		-	実施機関が訴訟の取り下げを依頼し、その依頼により訴訟を取り下げた記録はなく、よって、当該文書は存在せず、保有していないため。
53	1883	①建築局所属へ、下記建築主、特定個人己氏が提出した「建築申請書及び建築概要書」原議一式の閲覧開示。(閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。)本書開示の席で、横情審から指摘され未交付文書になっていると連絡の申請書、概要書を図了します。	29.9.15	非開示	29.12.14	確認申請書(確認番号1旭特定番号H)	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。
		建築主 氏名 特定個人己 住所 横浜市保土ヶ谷区特定住所B 敷地の位置 地名地番 横浜市旭区白根特定丁目特定番地 受付年月日、平成1年9月22日 確認番号 1旭特定番号H		情報公開条例第10条第2項		不存在	当該文書は平成19年以前に作成された文書であり、横浜市文書取扱規程第35条第2項の第4種文書に該当する。よって、当該文書は、横浜市文書取扱規程に基づき3年の保存期間の経過により既に廃棄済みであり、保有していないため。
54	1884	林文字横浜市長(E1)貴所属は建建指第709号(平成29年7月	29.8.10	非開示	29.12.14	林文字横浜市長(E1)貴所属は建建指第709号(平成29	処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。

		20日付)にて、請求者が特定した請求文書を開示せず、平成23年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目91」と偽造文書を開示したが間違えていたなどと再偽造を施した上で、E1名により、平成24年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目91」と偽造文書の手直しが有ったが、①偽造文書であっても林文子市長差出の公文書である。林文子横浜市長が偽造文書を開示したのだから、E1名ではなく林文子市長差出にて再送付を請求する。②また、本件に関し請求者が請求した開示請求書の閲覧開示。開示後必要により写し希望。				年7月20日付)にて、請求者が特定した請求文書を開示せず、平成23年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目91」と偽造文書を開示したが間違えていたなどと再偽造を施した上で、E1名により、平成24年度建建道第826号のうちの道路審議票白根〇丁目91」と偽造文書の手直しが有ったが、①偽造文書であっても林文子市長差出の公式文書である。林文子横浜市長が偽造文書を開示したのだから、E1名ではなく林文子市長差出にて再送付を請求する。②また、本件に関し請求者が請求した開示請求書の閲覧開示。開示後必要により写し希望。	
				情報公開条例第9条		存否応答拒否	当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第2号の規定により、非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにできないため。
55	1896	建築局長 所属はH24. 1.27付建建道第2633号に記載されている「弁護士法第23条の2の第2項による依頼があったから「建築基	29.11.2	非開示	29.12. 14	②. 横浜弁護士会長からの依頼書一式原議の写し。③建築局長所属が弁護士会長へ回答した回答文書一式原議の写しの	処分の取り消し、条例に基づく開示を求め

		<p>準法第 42 条第 2 項による 2 項道路だ」と、虚言による回答書を①訴訟代理人へ手交し証拠書とさせた回答書の開示。②. 横浜弁護士会長からの依頼書一式原議の写し。③建築局長 所属が弁護士会長へ回答した回答文書一式原議の写しの交付。④建築局長 所属が平成 22 年 9 月 2 日付建建道第 1677 号で陳述文書と合わせ、弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項により『2 項道路か否かの照会があった』と訴訟文書を送付し返書を求めた部署一覧表の写しの開示。</p>				<p>交付。④建築局長所属が平成 22 年 9 月 2 日付建建道第 1677 号で陳述文書と合わせ、弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項により『2 項道路か否かの照会があった』と訴訟文書を送付し返書を求めた部署一覧表写しの開示。</p>	
				<p>情報公開条例第 10 条第 2 項</p>		<p>不存在</p>	<p>平成 22 年 9 月 2 日に弁護士から建築基準法の道路種別に関する照会を受け同年 9 月 27 日に回答したが、弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会ではなく、弁護士法に基づく照会は受けておらず回答もしていないため、作成しておらず、保有していないため。</p>
56	1897	<p>建築局長 所属は H24. 1. 27 付建建道第 2633 号にて「弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項による依頼があったなどと虚言「建基法第 42 条第 2 項による 2 項道路だ」を基に回答書を訴訟相手代理人に証拠書とさせた。①請求者の平成 22 年 8 月 16 日付作成書面（2・追加）3 頁③に対し、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認すると、建築局長所属が回答した回答文書。②根拠及び論拠文書の開示。</p>	29. 11. 2	非開示	29. 12. 14	<p>建築局長所属は H24. 1. 27 付建建道第 2633 号にて「弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項による依頼があったなどと虚言「建基法第 42 条第 2 項による 2 項道路だ」を基に回答書を訴訟相手代理人に証拠書とさせた。①請求者の平成 22 年 8 月 16 日付作成書面（2・追加）3 頁③に対し、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認すると、建築局長所属が回答した回答文書。</p>	<p>処分の取り消し、条例に基づく開示を求める。</p>

				情報公開条例第 10条第2項		不存在	平成22年9月2日に弁護士から建築基準法の道路種別に関する照会を受け同年9月27日に回答したが、弁護士法第23条の2第2項による照会ではなく、弁護士法に基づく照会は受けておらず回答もしていないため、作成しておらず、保有していないため。
57	1900	<p>下記建築主、特定個人己氏が提出した『建築申請書及び建築概要書』 原議一式の閲覧請求</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>建築主 住所・氏名 横浜市保土ヶ谷区特定住所B 特定個人己 敷地の位置 地名地番 横浜市旭区白根特定丁目特定番地 受付年月日、平成1年9月22日 確認番号 1旭特定番号H</p> </div> <p>本書開示時に横情審が指摘した申請書、概要書を受領します。(閲覧後、必要により写しを希望する。)『建築指導課旧審査課に限る。』</p>	29.10.4	非開示	29.12.15	確認申請書(確認番号1旭特定番号H)	異文書を標題にして行った非開示決定の取り消しを求める。
				情報公開条例第 10条第2項		不存在	当該文書は平成19年以前に作成された文書であり、横浜市文書取扱規程第35条第2項の第4種文書に該当する。よって、当該文書は、横浜市文書取扱規程に基づき3年の保存期間の経過により既に廃棄済みであり、保有していないため。
58	1926	平成26年12月13日付請求者の文書に対し、A殿の返書に「・・・出鱈目ではありません。」とあるが、Y区役所から異動でX区役所のD課長との建築課係長時を忘れ	29.11.29	非開示	30.1.12	平成26年12月13日付請求者の文書に対し、A殿の返書に「・・・出鱈目ではありません。」とあるが、Y区役所から異動でX区役所のD課長との	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った非開示決定処分を取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し開示した行政文書の開示を求める。

		たのか。「出鱈目ぶりが判ったろう。」だから謝罪されるように穏便に勧めたにも関わらず、謝罪をしないなどと驚愕の返書があった。平成4年7月7日付謝罪文書の閲覧。				建築課係長時を忘れたのか。「出鱈目ぶりが判ったろう。」だから謝罪されるように穏便に勧めたにも関わらず、謝罪をしないなどと驚愕の返書があった。平成4年7月7日付謝罪文書の閲覧。	
				情報公開条例第10条第2項		不存在	当時の担当職員に確認したところ、当該文書は作成していないとのことであり、執務室、書庫及びマイクロ保管庫を探したが、当該文書の存在を確認できなかった。また、仮に作成していたとしても、平成4年当時の横浜市文書取扱規程に基づく文書分類表において永年保存文書として分類しているとは考えられず、永年に次ぐ保存期間は第2種10年であることから、廃棄済みと考えられる。したがって、作成し、又は取得しておらず、仮に作成したとしても保存期間経過により既に廃棄しており保有していないため。
59	1927	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A横浜市建築局建築指導部部長殿からの返書には、「個人情報の漏えいには該当しません。」とある。因みに、無修正の文書が袂に届いていることを申し添えるが、該当しないと言う根拠文書の開示を請求する。開示決定通知書には標題全文書一式の通数を算出記載した上で、写しの交	29. 11. 29	非開示	30. 1. 12	平成27年4月16日付建建道第66号にて、A横浜市建築局建築指導部部長からの返書には、「個人情報の漏えいには該当しません。」とある。因みに、無修正の文書が袂に届いていることを申し添えるが、該当しないと言う根拠文書の開示を請求する。開示決定通知書には標題全文書一式の通	偽造した文書を更に偽造し、偽造した文書を標題にして行った非開示決定処分の取り消し、「審査請求の理由欄」に記載の通り、請求人が実施機関に事象を特定し開示した行政文書の開示を求める。

		付。				数を算出記載した上で、写しの交付。	
				情報公開条例第10条第2項		不存在	審査請求人が主張するような個人情報漏えいの事実はなく、当該事務を遂行するにあたり、一般に請求されているような文書を作成し、又は取得する必要はない。よって、当該文書は作成し、又は保有していないため。
60	1935	旭土木事務所長は、『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成26年6月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。昨年6月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させていただきますが、内容がぼうばいで求められている対象事案を特定することが難しいものが多いことと裁判のなかで取り扱われた事案であることなどの理由により、改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、特定個人甲様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていた	29.12.4	非開示	30.1.22	1 平成26年12月9日付の旭土第3591号、建築道路課から平成22年9月2日付で、旭区白根地番特定地番Aと地番特定地番B間は建築基準法の道路か否か。弁護士法第23条の2第2項により照会書を受け回答したと旭土木事務所長から回答を得ている。『弁護士法第23条の2第2項文書一式の開示』	非開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第10条第2項		不存在	平成22年9月2日に弁護士から建築基準法の道路種別に関する照会を受け同年9月27日に回答したが、弁護士法第23条の2第2項による照会ではなかったため、弁護士法に基づく照会は受けておらず回答もしていないため。

	<p>だきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします。』</p> <p>と、対話をしたにも関わらず、約束を反故にしている上に、請求者の開示請求に対し平成 30 年 11 月 22 日まで延長と、非開示文書と一緒に 1 カ年以上の遅延通知書の送付が続くので開示請求す。 1</p> <p>平成 26 年 1 月 9 日付の旭土第 3591 号、建築道路課から平成 22 年 9 月 2 日付で、旭区白根地番特定地番 A と地番特定地番 B 間は建築基準法の道路か否か。弁護士法第 23 条の 2 第 2 項により照会書を受け回答したと旭土木事務所長から回答を得ている。『弁護士法第 23 条の 2 第 2 項文書一式の開示』 2</p> <p>弁護士法第 23 条の 2 第 2 項によるとのことであるから、旭土木事務所が横浜弁護士会長へ回答された回答文書の写しの交付 3</p> <p>上記 2 項の回答書中で、旭土木事務所が「昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。」と平成 22 年 9 月 27 日付で「否認」したが、無い道路が何処に存在するのか。公図、論拠、論拠文書の開示。 4</p> <p>旭土木事務所が上記 2 項書中で旭区白根特定丁目特定地番 A と特定地番 B の間</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>に特定地番Lの一部という道路が存在するとのことであるが、場所の位置、登記した年月日及び公図の開示。 5 旭土木事務所は、神奈川県から購入した旭区白根特定丁目地番特定地番Aと地番特定地番B間にある私有地は「昭和40年6月5日横浜市告示第110号において道路となっている。」と回答した文書。 6 旭土木事務所が訴訟に対し、「昭和48年直後に解放された。」と回答した回答書。 7 旭区白根特定丁目地番特定地番Aの所有者から道路だと承諾書を頂いているという。承諾書の開示。 8 旭土木事務所は、「既に昭和48年道路して供用を開始している。」と回答した供用土地を明示した文書及び公図。 9 横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者から18番杭及び19番杭までが道路だと承諾書を頂いている。と回答した。①回答書と道路として表示された図に署名押印した承諾書の開示。 10 旭土木事務所は、地番特定地番A所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾している。と回答した。①18番杭及び19番杭は、地番特定地番Aの所有地ではないに</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>も関わらず、承諾したように回答し、平成 22 年 7 月 22 日、請求者に承諾を求めた「立会通知書」。</p> <p>と②同時に求めた「承諾書」の開示。 11 横浜市旭区白根特定丁目特定地番 A の所有地は「昭和 48 年直後、既に道路として供用を開始している。」と捏造し回答した。回答書の閲覧。 12 旭土木事務所が、昭和 48 年直後の道路位置を明示した文書。</p>					
--	--	--	--	--	--	--

別表5 本件審査請求に係る諮問の報告日、諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号 (諮問に係る文書番号)	諮問の報告 第一部会	諮問の報告 第二部会	諮問の報告 第三部会
	諮問書及び弁明書 の写し受理日	審査請求人の 意見書受理日	
答申第1544号 (平成28年度建建道第968号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年10月28日 第302回	平成28年10月20日 第202回
	平成28年10月11日	平成28年11月7日	
答申第1545号 (平成28年度建建道第972号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年10月28日 第302回	平成28年10月20日 第202回
	平成28年10月11日	平成28年11月7日	
答申第1546号 (平成28年度建建道第970号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年10月28日 第302回	平成28年10月20日 第202回
	平成28年10月11日	平成28年11月7日	
答申第1547号 (平成28年度建建道第969号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年10月28日 第302回	平成28年10月20日 第202回
	平成28年10月11日	平成28年11月7日	
答申第1548号 (平成28年度建建道第966号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年10月28日 第302回	平成28年10月20日 第202回
	平成28年10月11日	平成28年11月7日	
答申第1549号 (平成28年度建建道第967号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年10月28日 第302回	平成28年10月20日 第202回
	平成28年10月11日	平成28年11月7日	
答申第1550号 (平成28年度建建道第986号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年10月28日 第302回	平成28年10月20日 第202回
	平成28年10月12日	平成28年11月14日	
答申第1551号 (平成28年度建建道第987号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年10月28日 第302回	平成28年10月20日 第202回
	平成28年10月12日	平成28年11月15日	
答申第1552号 (平成28年度建建道第988号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年10月28日 第302回	平成28年10月20日 第202回
	平成28年10月12日	平成28年11月14日	
答申第1553号 (平成28年度建建道第1007号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年11月25日 第304回	平成28年11月17日 第203回
	平成28年10月20日	平成28年11月14日	
答申第1554号 (平成28年度建建安第758号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年11月25日 第304回	平成28年11月17日 第203回
	平成28年10月21日	平成28年11月21日	
答申第1555号 (平成28年度建建道第1035号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年11月25日 第304回	平成28年11月17日 第203回
	平成28年11月2日	平成28年11月29日	
答申第1556号 (平成28年度建建道第1036号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年11月25日 第304回	平成28年11月17日 第203回
	平成28年11月2日	平成28年11月29日	

答申第1572号 (平成28年度建建安第1019号)	平成28年12月20日 第298回	平成29年1月17日 第306回	平成28年12月22日 第205回
	平成28年12月14日	平成29年1月16日	
答申第1573号 (平成28年度建建安第1020号)	平成28年12月20日 第298回	平成29年1月17日 第306回	平成28年12月22日 第205回
	平成28年12月14日	平成29年1月16日	
答申第1574号 (平成28年度建建安第1022号)	平成28年12月20日 第298回	平成29年1月17日 第306回	平成28年12月22日 第205回
	平成28年12月14日	平成29年1月16日	
答申第1575号 (平成28年度建建安第1023号)	平成28年12月20日 第298回	平成29年1月17日 第306回	平成28年12月22日 第205回
	平成28年12月14日	平成29年1月16日	
答申第1576号 (平成28年度建建安第1024号)	平成28年12月20日 第298回	平成29年1月17日 第306回	平成28年12月22日 第205回
	平成28年12月14日	平成29年1月16日	
答申第1577号 (平成28年度建建安第1025号)	平成28年12月20日 第298回	平成29年1月17日 第306回	平成28年12月22日 第205回
	平成28年12月14日	平成29年1月16日	
答申第1578号 (平成28年度建建安第1026号)	平成28年12月20日 第298回	平成29年1月17日 第306回	平成28年12月22日 第205回
	平成28年12月14日	平成29年1月16日	
答申第1579号 (平成28年度建建道第1246号)	平成28年12月20日 第298回	平成29年1月17日 第306回	平成28年12月22日 第205回
	平成28年12月14日	平成29年1月4日	
答申第1580号 (平成28年度建建道第1247号)	平成28年12月20日 第298回	平成29年1月17日 第306回	平成28年12月22日 第205回
	平成28年12月14日	平成29年1月4日	
答申第1581号 (平成28年度建建道第1248号)	平成28年12月20日 第298回	平成29年1月17日 第306回	平成28年12月22日 第205回
	平成28年12月14日	平成29年1月4日	
答申第1582号 (平成28年度建建道第1258号)	平成29年1月24日 第299回	平成29年1月30日 第307回	平成29年1月19日 第206回
	平成28年12月15日	平成29年1月10日	
答申第1583号 (平成28年度建建道第1259号)	平成29年1月24日 第299回	平成29年1月30日 第307回	平成29年1月19日 第206回
	平成28年12月15日	平成29年1月10日	
答申第1584号 (平成28年度建建安第1098号)	平成29年1月24日 第299回	平成29年1月30日 第307回	平成29年1月19日 第206回
	平成29年1月6日	平成29年2月6日	
答申第1585号 (平成28年度建建安第1099号)	平成29年1月24日 第299回	平成29年1月30日 第307回	平成29年1月19日 第206回
	平成29年1月6日	平成29年2月6日	
答申第1586号 (平成28年度建建安第1100号)	平成29年1月24日 第299回	平成29年1月30日 第307回	平成29年1月19日 第206回
	平成29年1月6日	平成29年2月6日	

答申第1587号から 答申第1593号まで (平成28年度建建道第1434号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
答申第1594号から 答申第1596号まで (平成28年度建建道第1449号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
答申第1597号から 答申第1600号まで (平成28年度建建道第1451号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
答申第1601号 (平成28年度建建道第1453号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
答申第1602号 (平成28年度建建道第1454号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
答申第1603号 (平成28年度建建道第1455号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
答申第1604号 (平成28年度建建道第1456号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
答申第1605号 (平成28年度建建道第1479号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
答申第1606号 (平成28年度建建道第1457号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
答申第1607号 (平成28年度建建道第1458号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
答申第1608号 (平成28年度建建道第1478号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
答申第1609号 (平成28年度建建道第1459号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
答申第1610号 (平成28年度建建道第1460号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	

答申第1611号 及び答申第1612号 (平成28年度建建道第1481号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月9日	平成29年3月13日	
答申第1613号 (平成28年度建建道第1488号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月9日	平成29年3月13日	
答申第1614号 及び答申第1615号 (平成28年度建建道第1489号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月9日	平成29年3月13日	
答申第1616号 及び答申第1617号 (平成28年度建建安第1228号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月9日	平成29年3月13日	
答申第1618号 (平成28年度建建安第1229号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月9日	平成29年3月13日	
答申第1619号 (平成28年度建建道第1491号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月10日	平成29年3月13日	
答申第1620号 (平成28年度建建安第1231号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年2月16日	平成29年3月17日	
答申第1621号 (平成28年度建建安第1232号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年2月16日	平成29年3月17日	
答申第1622号 (平成28年度建建道第1565号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年2月24日	平成29年3月27日	
答申第1623号 (平成28年度建建道第1566号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年2月24日	平成29年3月27日	
答申第1624号 (平成28年度建建道第1567号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年2月24日	平成29年3月27日	
答申第1625号 (平成28年度建建道第1568号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年2月24日	平成29年3月27日	
答申第1626号 (平成28年度建建道第1601号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年2月28日	平成29年3月30日	
答申第1627号 (平成28年度建建道第1603号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年2月28日	平成29年3月30日	

答申第1628号 (平成28年度建建道第1604号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年2月28日	平成29年3月30日	
答申第1629号 (平成28年度建建道第1605号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年2月28日	平成29年3月30日	
答申第1630号 (平成28年度建建安第1366号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年3月2日	平成29年4月3日	
答申第1631号 (平成28年度建建安第1376号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年3月2日		
答申第1632号 (平成28年度建建安第1377号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年3月2日		
答申第1633号 (平成28年度建建安第1378号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年3月2日	平成29年4月3日	
答申第1634号 (平成28年度建建安第1379号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年3月2日	平成29年4月3日	
答申第1635号 (平成28年度建建安第1380号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年3月2日	平成29年4月3日	
答申第1636号 (平成28年度建建安第1381号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年3月2日	平成29年4月3日	
答申第1637号 (平成28年度建建安第1383号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年3月2日	平成29年4月3日	
答申第1638号 (平成28年度建建安第1384号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年3月2日	平成29年4月3日	
答申第1639号 (平成28年度建建安第1386号)	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
	平成29年3月2日	平成29年4月3日	
答申第1640号 (平成28年度建建安第1486号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月17日	平成29年4月3日	
答申第1641号 (平成28年度建建安第1488号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月17日	平成29年4月3日	
答申第1642号 (平成28年度建建道第1677号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月17日	平成29年4月20日	

答申第1643号 (平成28年度建建道第1680号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月17日	平成29年4月20日	
答申第1644号 (平成28年度建建道第1681号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月17日	平成29年4月20日	
答申第1645号 (平成28年度建建道第1682号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月17日	平成29年4月20日	
答申第1646号 (平成28年度建建道第1683号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月17日	平成29年4月20日	
答申第1647号 (平成28年度建建道第1684号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月17日	平成29年4月20日	
答申第1648号 (平成28年度建建道第1685号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月17日	平成29年4月20日	
答申第1649号 (平成28年度建建道第1686号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月17日	平成29年4月20日	
答申第1650号から 答申第1652号まで (平成28年度建建安第1550号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月31日	平成29年4月3日	
答申第1653号 (平成28年度建建安第1551号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月31日	平成29年4月3日	
答申第1654号 (平成28年度建建安第1552号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月31日	平成29年4月3日	
答申第1655号 (平成28年度建建安第1554号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月31日	平成29年4月3日	
答申第1656号 (平成28年度建建安第1555号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月31日	平成29年4月3日	
答申第1657号 (平成28年度建建安第1556号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月31日	平成29年4月3日	
答申第1658号 (平成28年度建建安第1557号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月31日	平成29年4月3日	

答申第1659号 (平成28年度建建安第1558号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月31日	平成29年4月3日	
答申第1660号から 答申第1665号まで (平成28年度建建道第1765号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月30日	平成29年4月20日	
答申第1666号から 答申第1668号まで (平成28年度建建道第1766号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月30日	平成29年4月20日	
答申第1669号 及び答申第1670号 (平成28年度建建道第1767号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月30日	平成29年4月20日	
答申第1671号から 答申第1673号まで (平成28年度建建道第1768号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月30日	平成29年4月20日	
答申第1674号 及び答申第1675号 (平成28年度建建道第1769号)	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
	平成29年3月30日	平成29年4月20日	
答申第1676号 (平成29年度建建指第114号)	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
答申第1677号 及び答申第1678号 (平成29年度建建指第115号)	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
答申第1679号 及び答申第1680号 (平成29年度建建指第116号)	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
答申第1681号 及び答申第1682号 (平成29年度建建指第117号)	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	

<p>答申第1683号 及び答申第1684号 (平成29年度建建指第118号)</p>	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
<p>答申第1685号 及び答申第1686号 (平成29年度建建指第119号)</p>	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
<p>答申第1687号 及び答申第1688号 (平成29年度建建指第120号)</p>	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
<p>答申第1689号 及び答申第1690号 (平成29年度建建指第121号)</p>	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
<p>答申第1691号 及び答申第1692号 (平成29年度建建指第122号)</p>	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
<p>答申第1693号 及び答申第1694号 (平成29年度建建指第123号)</p>	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
<p>答申第1695号 及び答申第1696号 (平成29年度建建指第124号)</p>	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
<p>答申第1697号 及び答申第1698号 (平成29年度建建指第125号)</p>	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
<p>答申第1699号 及び答申第1700号 (平成29年度建建指第126号)</p>	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
<p>答申第1701号 及び答申第1702号 (平成29年度建建指第127号)</p>	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	

答申第1703号 及び答申第1704号 (平成29年度建建指第128号)	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
答申第1705号 (平成29年度建建指第129号)	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
答申第1706号 (平成29年度建建指第130号)	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
答申第1707号 (平成29年度建建指第131号)	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
答申第1708号 (平成29年度建建指第132号)	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
答申第1709号 (平成29年度建建指第133号)	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
答申第1710号 (平成29年度建建指第134号)	平成29年5月19日 第303回	平成29年5月26日 第315回	平成29年5月18日 第213回
	平成29年4月28日	平成29年5月22日	
答申第1711号 (平成29年度建建指第253号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月23日	平成29年6月19日	
答申第1712号 (平成29年度建建指第254号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月23日	平成29年6月19日	
答申第1713号から 答申第1715号まで (平成29年度建建指第255号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月23日	平成29年6月19日	
答申第1716号から 答申第1718号まで (平成29年度建建指第256号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月23日	平成29年6月19日	
答申第1719号 (平成29年度建建指第257号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月23日	平成29年6月19日	
答申第1720号 及び答申第1721号 (平成29年度建建指第258号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月23日	平成29年6月19日	

答申第1722号 及び答申第1723号 (平成29年度建建指第259号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月23日	平成29年6月19日	
答申第1724号 及び答申第1725号 (平成29年度建建指第260号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月23日	平成29年6月19日	
答申第1726号 (平成29年度建建指第261号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月23日	平成29年6月19日	
答申第1727号 (平成29年度建建指第262号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月23日	平成29年6月19日	
答申第1728号 (平成29年度建建指第263号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月23日	平成29年6月19日	
答申第1729号 (平成29年度建建指第264号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月23日	平成29年6月19日	
答申第1730号 (平成29年度建建指第307号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月31日	平成29年6月19日	
答申第1731号 (平成29年度建建指第308号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月31日	平成29年6月19日	
答申第1732号 (平成29年度建建指第309号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月31日	平成29年6月19日	
答申第1733号 (平成29年度建建指第310号)	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
	平成29年5月31日	平成29年6月19日	
答申第1734号 及び答申第1735号 (平成29年度建建指第391号)	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
	平成29年6月15日	平成29年7月6日	
答申第1736号から 答申第1738号まで (平成29年度建建指第394号)	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
	平成29年6月15日	平成29年7月6日	
答申第1739号 (平成29年度建建指第395号)	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
	平成29年6月15日	平成29年7月6日	

答申第1740号 (平成29年度建建指第396号)	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
	平成29年6月15日	平成29年7月6日	
答申第1741号 (平成29年度建建指第458号)	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
	平成29年6月15日	平成29年7月6日	
答申第1742号から 答申第1744号まで (平成29年度建建指第464号)	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
	平成29年6月15日	平成29年7月6日	
答申第1745号から 答申第1747号まで (平成29年度建建指第465号)	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
	平成29年6月15日	平成29年7月6日	
答申第1748号 及び答申第1749号 (平成29年度建建指第613号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
	平成29年7月21日	平成29年8月21日	
答申第1750号 (平成29年度建建指第614号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
	平成29年7月21日	平成29年8月21日	
答申第1751号 (平成29年度建建指第615号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
	平成29年7月21日	平成29年8月21日	
答申第1752号 (平成29年度建建指第616号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
	平成29年7月21日	平成29年8月21日	
答申第1753号 (平成29年度建建指第617号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
	平成29年7月21日	平成29年8月21日	
答申第1754号 (平成29年度建建指第618号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
	平成29年7月21日	平成29年8月21日	
答申第1755号 (平成29年度建建指第619号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
	平成29年7月21日	平成29年8月21日	
答申第1756号 (平成29年度建建指第620号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
	平成29年7月21日	平成29年8月21日	
答申第1757号 (平成29年度建建指第621号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
	平成29年7月21日	平成29年8月21日	
答申第1758号 (平成29年度建建指第624号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
	平成29年7月21日	平成29年8月21日	

答申第1759号 (平成29年度建建指第826号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月7日	平成29年8月25日 第320回 平成29年9月7日	平成29年9月7日 第219回
答申第1760号 (平成29年度建建指第827号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月7日	平成29年8月25日 第320回 平成29年9月7日	平成29年9月7日 第219回
答申第1761号 (平成29年度建建指第828号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月7日	平成29年8月25日 第320回 平成29年9月7日	平成29年9月7日 第219回
答申第1762号から 答申第1769号まで (平成29年度建建指第829号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月7日	平成29年8月25日 第320回 平成29年9月7日	平成29年9月7日 第219回
答申第1770号 及び答申第1771号 (平成29年度建建指第830号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月7日	平成29年8月25日 第320回 平成29年9月7日	平成29年9月7日 第219回
答申第1772号 (平成29年度建建指第831号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月7日	平成29年8月25日 第320回 平成29年9月7日	平成29年9月7日 第219回
答申第1773号 (平成29年度建建指第832号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月7日	平成29年8月25日 第320回 平成29年9月7日	平成29年9月7日 第219回
答申第1774号 及び答申第1775号 (平成29年度建建指第833号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月7日	平成29年8月25日 第320回 平成29年9月7日	平成29年9月7日 第219回
答申第1776号 及び答申第1777号 (平成29年度建建指第883号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月28日	平成29年9月22日 第322回 平成29年9月25日	平成29年9月21日 第220回
答申第1778号から 答申第1787号まで (平成29年度建建指第884号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月28日	平成29年9月22日 第322回 平成29年9月25日	平成29年9月21日 第220回
答申第1788号 (平成29年度建建指第886号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月28日	平成29年9月22日 第322回 平成29年9月25日	平成29年9月21日 第220回
答申第1789号 (平成29年度建建指第887号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月28日	平成29年9月22日 第322回 平成29年9月25日	平成29年9月21日 第220回
答申第1790号 (平成29年度建建指第888号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月28日	平成29年9月22日 第322回 平成29年9月25日	平成29年9月21日 第220回

答申第1791号 及び答申第1792号 (平成29年度建建指第889号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1793号 (平成29年度建建指第890号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1794号 (平成29年度建建指第892号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1795号 (平成29年度建建指第893号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1796号 (平成29年度建建指第894号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1797号 (平成29年度建建指第895号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1798号 (平成29年度建建指第896号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1799号 (平成29年度建建指第897号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1800号から 答申第1802号まで (平成29年度建建指第938号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1803号 (平成29年度建建指第939号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1804号 (平成29年度建建指第940号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1805号 (平成29年度建建指第941号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1806号 (平成29年度建建指第942号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
答申第1807号 (平成29年度建建指第943号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	

答申第1822号 (平成29年度建建指第958号)	平成29年9月26日 第307回 平成29年8月28日	平成29年9月22日 第322回 平成29年9月25日	平成29年9月21日 第220回
答申第1823号 (平成29年度建建指第1125号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年9月20日	平成29年10月27日 第324回 平成29年10月10日	平成29年10月19日 第221回
答申第1824号から 答申第1831号まで (平成29年度建建指第1160号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年9月22日	平成29年10月27日 第324回 平成29年10月12日	平成29年10月19日 第221回
答申第1832号 (平成29年度建建指第1161号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年9月22日	平成29年10月27日 第324回 平成29年10月12日	平成29年10月19日 第221回
答申第1833号 (平成29年度建建指第1162号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年9月22日	平成29年10月27日 第324回 平成29年10月12日	平成29年10月19日 第221回
答申第1834号 (平成29年度建建指第1163号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年9月22日	平成29年10月27日 第324回 平成29年10月12日	平成29年10月19日 第221回
答申第1835号 (平成29年度建建指第1164号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年9月22日	平成29年10月27日 第324回 平成29年10月12日	平成29年10月19日 第221回
答申第1836号 (平成29年度建建指第1165号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年9月22日	平成29年10月27日 第324回 平成29年10月12日	平成29年10月19日 第221回
答申第1837号 (平成29年度建建指第1166号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年9月22日	平成29年10月27日 第324回 平成29年10月12日	平成29年10月19日 第221回
答申第1838号 及び答申第1839号 (平成29年度建建指第1257号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年10月12日	平成29年10月27日 第324回 平成29年11月13日	平成29年10月19日 第221回
答申第1840号 (平成29年度建建指第1258号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年10月12日	平成29年10月27日 第324回 平成29年11月13日	平成29年10月19日 第221回
答申第1841号から 答申第1843号まで (平成29年度建建指第1259号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年10月12日	平成29年10月27日 第324回 平成29年11月13日	平成29年10月19日 第221回
答申第1844号 (平成29年度建建指第1260号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年10月12日	平成29年10月27日 第324回 平成29年11月13日	平成29年10月19日 第221回
答申第1845号 (平成29年度建建指第1261号)	平成29年11月28日 第309回 平成29年10月12日	平成29年10月27日 第324回 平成29年11月13日	平成29年10月19日 第221回

答申第1880号 及び答申第1881号 (平成29年度建建指第1649号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	
答申第1882号 (平成29年度建建指第1650号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	
答申第1883号 (平成29年度建建指第1655号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	
答申第1884号 (平成29年度建建指第1662号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	
答申第1885号 (平成29年度建建指第1663号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	
答申第1886号 及び答申第1887号 (平成29年度建建指第1664号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	
答申第1888号 (平成29年度建建指第1665号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	
答申第1889号 及び答申第1890号 (平成29年度建建指第1666号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	
答申第1891号 (平成29年度建建指第1668号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	
答申第1892号から 答申第1894号まで (平成29年度建建指第1669号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	
答申第1895号 (平成29年度建建指第1670号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	
答申第1896号 (平成29年度建建指第1671号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	

答申第1897号 (平成29年度建指第1672号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月14日	平成30年1月15日	
答申第1898号 (平成29年度建指第1688号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月15日	平成30年1月15日	
答申第1899号 (平成29年度建指第1689号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月15日	平成30年1月15日	
答申第1900号 (平成29年度建指第1690号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月15日	平成30年1月15日	
答申第1901号 (平成29年度建指第1691号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月15日	平成30年1月15日	
答申第1902号 及び答申第1903号 (平成29年度建指第1702号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月15日	平成30年1月15日	
答申第1904号 及び答申第1905号 (平成29年度建指第1703号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月15日	平成30年1月15日	
答申第1906号 (平成29年度建指第1704号)	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
	平成29年12月15日	平成30年1月15日	
答申第1907号から 答申第1911号まで (平成29年度建指第1731号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1912号から 答申第1914号まで (平成29年度建指第1732号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1915号 (平成29年度建指第1733号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1916号 (平成29年度建指第1734号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1917号 (平成29年度建指第1735号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1918号 (平成29年度建指第1736号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	

答申第1919号 (平成29年度建建指第1737号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1920号 (平成29年度建建指第1738号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1921号 (平成29年度建建指第1739号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1922号 (平成29年度建建指第1740号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1923号 (平成29年度建建指第1741号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1924号 (平成29年度建建指第1742号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1925号 (平成29年度建建指第1743号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1926号 (平成29年度建建指第1798号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1927号 (平成29年度建建指第1799号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1928号から 答申第1931号まで (平成29年度建建指第1800号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1932号 及び答申第1933号 (平成29年度建建指第1802号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1934号 (平成29年度建建指第1803号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月12日	平成30年1月19日	
答申第1935号 (平成29年度建建指第1914号)	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
	平成30年1月22日	平成30年2月20日	
答申第1936号 (平成29年度建建指第1954号)	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
	平成30年2月5日	平成30年3月2日	

答申第1937号 (平成29年度建建指第1955号)	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
	平成30年2月5日	平成30年3月2日	
答申第1938号 及び答申第1939号 (平成29年度建建指第2024号)	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
	平成30年2月15日	平成30年3月2日	
答申第1940号 (平成29年度建建指第2026号)	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
	平成30年2月15日	平成30年3月2日	
答申第1941号 (平成29年度建建指第2132号)	平成30年4月24日 第314回	平成30年4月27日 第335回	平成30年4月19日 第232回
	平成30年3月9日	平成30年4月9日	
答申第1942号 (平成29年度建建指第2133号)	平成30年4月24日 第314回	平成30年4月27日 第335回	平成30年4月19日 第232回
	平成30年3月9日	平成30年4月9日	
答申第1943号 (平成29年度建建指第2134号)	平成30年4月24日 第314回	平成30年4月27日 第335回	平成30年4月19日 第232回
	平成30年3月9日	平成30年4月9日	
答申第1944号 (平成29年度建建指第2135号)	平成30年4月24日 第314回	平成30年4月27日 第335回	平成30年4月19日 第232回
	平成30年3月9日	平成30年4月9日	
答申第1945号から 答申第1949号まで (平成29年度建建指第2136号)	平成30年4月24日 第314回	平成30年4月27日 第335回	平成30年4月19日 第232回
	平成30年3月9日	平成30年3月29日	
答申第1950号 及び答申第1951号 (平成30年度建建指第366号)	平成30年7月24日 第317回	平成30年8月2日 第341回	平成30年7月19日 第237回
	平成30年6月15日	平成30年7月17日	
答申第1952号 及び答申第1953号 (平成30年度建建指第367号)	平成30年7月24日 第317回	平成30年8月2日 第341回	平成30年7月19日 第237回
	平成30年6月15日	平成30年7月17日	
答申第1954号 及び答申第1955号 (平成30年度建建指第368号)	平成30年7月24日 第317回	平成30年8月2日 第341回	平成30年7月19日 第237回
	平成30年6月15日	平成30年7月17日	
答申第1956号 及び答申第1957号 (平成30年度建建指第369号)	平成30年7月24日 第317回	平成30年8月2日 第341回	平成30年7月19日 第237回
	平成30年6月15日	平成30年7月17日	
答申第1958号 (平成30年度建建指第370号)	平成30年7月24日 第317回	平成30年8月2日 第341回	平成30年7月19日 第237回
	平成30年6月15日	平成30年7月17日	

答申第1959号 及び答申第1960号 (平成30年度建建指第378号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1961号 及び答申第1962号 (平成30年度建建指第379号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1963号 及び答申第1964号 (平成30年度建建指第380号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1965号 及び答申第1966号 (平成30年度建建指第381号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1967号 及び答申第1968号 (平成30年度建建指第382号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1969号 及び答申第1970号 (平成30年度建建指第383号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1971号 及び答申第1972号 (平成30年度建建指第384号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1973号 及び答申第1974号 (平成30年度建建指第385号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1975号 及び答申第1976号 (平成30年度建建指第386号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1977号 及び答申第1978号 (平成30年度建建指第387号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1979号 及び答申第1980号 (平成30年度建建指第388号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----

答申第1981号 及び答申第1982号 (平成30年度建建指第389号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1983号 及び答申第1984号 (平成30年度建建指第390号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1985号 及び答申第1986号 (平成30年度建建指第391号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月18日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1987号 及び答申第1988号 (平成30年度建建指第480号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月29日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1989号 及び答申第1990号 (平成30年度建建指第481号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月29日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1991号 及び答申第1992号 (平成30年度建建指第482号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月29日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1993号 及び答申第1994号 (平成30年度建建指第483号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月29日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1995号 及び答申第1996号 (平成30年度建建指第484号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月29日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1997号 及び答申第1998号 (平成30年度建建指第485号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月29日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第1999号 及び答申第2000号 (平成30年度建建指第498号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月29日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第2001号 及び答申第2002号 (平成30年度建建指第499号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月29日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----
答申第2003号 及び答申第2004号 (平成30年度建建指第500号)	平成30年7月24日 第317回 ----- 平成30年6月29日	平成30年8月2日 第341回 ----- 平成30年7月17日	平成30年7月19日 第237回 -----

答申第2005号 及び答申第2006号 (平成30年度建建指第501号)	平成30年7月24日 第317回	平成30年8月2日 第341回	平成30年7月19日 第237回
	平成30年6月29日	平成30年7月17日	
答申第2007号 及び答申第2008号 (平成30年度建建指第502号)	平成30年7月24日 第317回	平成30年8月2日 第341回	平成30年7月19日 第237回
	平成30年6月29日	平成30年7月17日	
答申第2009号 及び答申第2010号 (平成30年度建建指第503号)	平成30年7月24日 第317回	平成30年8月2日 第341回	平成30年7月19日 第237回
	平成30年6月29日	平成30年7月17日	
答申第2011号 (平成30年度建建指第668号)	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
	平成30年8月1日	平成30年8月16日	
答申第2012号 (平成30年度建建指第817号)	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
	平成30年8月16日	平成30年8月24日	
答申第2013号 (平成30年度建建指第806号)	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
	平成30年8月17日	平成30年9月18日	
答申第2014号 (平成30年度建建指第807号)	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
	平成30年8月17日	平成30年9月18日	
答申第2015号から 答申第2019号まで (平成30年度建建指第887号)	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
	平成30年8月23日	平成30年9月25日	
答申第2020号から 答申第2024号まで (平成30年度建建指第888号)	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
	平成30年8月23日	平成30年9月25日	
答申第2025号から 答申第2030号まで (平成30年度建建指第889号)	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
	平成30年8月23日	平成30年9月25日	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年10月26日 (第346回第二部会)	・ 審議
平成30年11月9日 (第347回第二部会)	・ 審議
平成30年11月22日 (第348回第二部会)	・ 審議
平成30年12月7日 (第349回第二部会)	・ 実施機関からの事情聴取 ・ 審議
平成31年1月11日 (第350回第二部会)	・ 審議
平成31年1月25日 (第351回第二部会)	・ 審議
平成31年2月8日 (第352回第二部会)	・ 審議
平成31年2月22日 (第353回第二部会)	・ 審議
平成31年3月8日 (第354回第二部会)	・ 審議